

令和4年度

# 都区財政調整



東京都総務局行政部区政課



目	次
第1部 基準財政収入額 .....	1
第1章 概 要 .....	3
第2章 特別区税 .....	5
第1節 特別区民税 .....	5
第1項 算定概要 .....	5
第2項 算定内容 .....	6
1 総 括 .....	6
2 納税義務者数（普通徴収・総合課税分 及び特別徴収・総合課税分） .....	7
3 普通徴収・総合課税分（所得割）及び 特別徴収・総合課税分（所得割） .....	7
4 普通徴収・総合課税分（均等割） .....	10
5 特別徴収・総合課税分（均等割） .....	10
6 税額控除等 .....	11
7 譲渡所得等・分離課税分 .....	11
8 退職所得・分離課税分 .....	11
9 過年度分 .....	12
第2節 軽自動車税 .....	12
第3節 特別区たばこ税 .....	14
第4節 鉦 産 税 .....	14
第3章 利子割交付金 .....	15
第4章 配当割交付金 .....	15
第5章 株式等譲渡所得割交付金 .....	15
第6章 地方消費税交付金 .....	16
第7章 ゴルフ場利用税交付金 .....	16
第8章 環境性能割交付金 .....	17
第9章 地方特例交付金 .....	17
第10章 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税 .....	18
第11章 航空機燃料譲与税 .....	18
第12章 森林環境譲与税 .....	19
第13章 交通安全対策特別交付金 .....	20
第14章 特別区民税特例加減算額 .....	20
第15章 地方消費税交付金特例加算額 .....	21
第16章 主な税制改正の概要 .....	22
第1節 特別区税に係る税制改正 .....	22
第2節 その他の特別区の歳入に係る税制改正 .....	30
第2部 基準財政需要額 .....	37
第1章 概 要 .....	39
第2章 経常的経費に係る単価等 .....	41
第1節 主な統一単価 .....	41
第2節 給与費に係る標準給の改定内容 .....	41
第3節 行政費目ごとの標準職員数一覧 .....	42
第3章 投資的経費に係る単価等 .....	43
第1節 各種単価の設定 .....	43
第2節 所要経費の積算の考え方 .....	47
第3節 特定財源の積算の考え方 .....	47
第4節 建設工事単価に係る物騰率の 算出方法 .....	48
第5節 行政費目ごとの標準事業規模一覧 .....	50
第4章 標準行政規模等一覧表 .....	51
第5章 単位費用積算基礎 .....	52
第1節 経常的経費 .....	52
第1項 議会総務費 .....	52
I 議会総務費の概要 .....	52
II 積算の内容 .....	52
1 議会総務費 .....	53
(1) 人 口 .....	53
第2項 民生費 .....	80
I 民生費の概要 .....	80
II 積算の内容 .....	82
1 社会福祉費 .....	83
(1) 人 口 .....	83
2 老人福祉費 .....	98
(1) 65歳以上人口 .....	98
3 生活保護費 .....	104
(1) 被保護者数 .....	104
4 児童福祉費 .....	108
(1) 18歳未満人口 .....	108
(2) 区立保育所入所児童数 .....	124
(3) 私立保育所入所児童数 .....	127
5 国民健康保険事業助成費 .....	129
(1) 被保険者数 .....	129
6 後期高齢者医療制度事業助成費 .....	131
(1) 被保険者数 .....	131
第3項 衛 生 費 .....	132
I 衛生費の概要 .....	132

II 積算の内容	132	2 中学校費	211
1 衛生費	133	(1) 生徒数	211
(1) 人口	133	(2) 学級数	215
第4項 清掃費	170	(3) 学校数	216
I 清掃費の概要	170	3 その他の教育費	219
II 積算の内容	171	(1) 児童生徒数	219
1 清掃総務費	172	(2) 幼稚園数	225
(1) 人口	172	(3) 人口	227
2 収集作業費	174	第8項 その他諸費	239
(1) 人口	174	I その他諸費の概要	239
3 収集車両費	177	II 積算の内容	239
(1) 人口	177	1 公債費	240
4 処理処分費	178	(1) 元利償還金	240
(1) 人口	178	2 財産費	241
第5項 経済労働費	181	(1) 年度支払額	241
I 経済労働費の概要	181	3 その他行政費	242
II 積算の内容	181	(1) 人口	242
1 生活経済費	182	第2節 投資的経費	245
(1) 人口	182	第1項 議会総務費	245
2 産業経済費	184	I 議会総務費の概要	245
(1) 事業所数	184	II 積算の内容	245
第6項 土木費	186	1 議会総務費	246
I 土木費の概要	186	(1) 人口	246
II 積算の内容	187	第2項 民生費	247
1 建築公害費	188	I 民生費の概要	247
(1) 人口	188	II 積算の内容	248
2 都市整備費	193	1 社会福祉費	249
(1) 人口	193	(1) 人口	249
3 道路橋りょう費	195	2 老人福祉費	250
(1) 道路面積	195	(1) 65歳以上人口	250
4 公園費	199	3 児童福祉費	251
(1) 公園面積	199	(1) 15歳未満人口	251
第7項 教育費	200	第3項 衛生費	252
I 教育費の概要	200	I 衛生費の概要	252
II 積算の内容	202	II 積算の内容	252
1 小学校費	203	1 衛生費	253
(1) 児童数	203	(1) 人口	253
(2) 学級数	207	第4項 清掃費	254
(3) 学校数	208	I 清掃費の概要	254

II 積算の内容	254	第3章 行政費目ごとの補正係数適用一覧及び	
1 収集作業費	255	連乗加算の方法	284
(1) 人口	255	1 経常的経費	284
2 処理処分費	256	2 投資的経費	285
(1) 人口	256	第4章 行政費目ごとの固定費一覧	286
第5項 経済労働費	257	1 経常的経費	286
I 経済労働費の概要	257	2 投資的経費	289
II 積算の内容	257	第5章 行政費目ごとの補正係数説明	290
1 生活経済費	258	第1節 経常的経費	290
(1) 人口	258	第1項 議会総務費	290
第6項 土木費	259	第2項 民生費	294
I 土木費の概要	259	第3項 衛生費	313
II 積算の内容	261	第4項 清掃費	316
1 建築公害費	262	第5項 経済労働費	319
(1) 人口	262	第6項 土木費	321
2 都市整備費	263	第7項 教育費	326
(1) 人口	263	第8項 その他諸費	335
3 道路橋りょう費	264	第2節 投資的経費	336
(1) 道路面積	264	第1項 議会総務費	338
4 公園費	265	第2項 民生費	339
(1) 人口	265	第3項 衛生費	344
第7項 教育費	266	第4項 清掃費	345
I 教育費の概要	266	第5項 経済労働費	346
II 積算の内容	269	第6項 土木費	347
1 小学校費	270	第7項 教育費	351
(1) 学校数	270	第4部 資料編	359
2 中学校費	272	(1) 令和4年度都区財政調整方針	361
(1) 学校数	272	(2) 令和4年度都区財政調整(縦表)	362
3 その他の教育費	274		
(1) 児童生徒数	274		
(2) 園児数	275		
(3) 人口	276		
第3部 補正係数	277		
第1章 概要	279		
第2章 補正係数の種類	280		
第1節 種別補正	280		
第2節 段階補正	280		
第3節 密度補正	282		
第4節 態容補正	283		



# 第 1 部

## 基 準 財 政 收 入 額





# 第1章 概 要

令和4年度の基準財政収入額は、特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税及び鉱産税の4つの特別区税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び地方特例交付金については収入見込額に基準税率85%を乗じた額、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金については収入見込額の全額を合計し、これに、三位一体の改革に伴う特別区民税の税源移譲分を100%算入するための措置として、税源移譲影響見込額の15%相当額を特別区民税特例加減算額として加えたほか、地方消費税引上げに伴う地方消費税交付金の増収分（社会保障財源分）を100%算入するための措置として、増収分（社会保障財源分）の15%相当額を地方消費税交付金特例加算額として加え、1,233,541,729千円と算定した（第1表参照）。

この基準財政収入額は、雇用・所得環境の改善を反映し特別区民税が増となったこと等により、令和3年度当初見込額に対して20,758,572千円、1.7%の増となった。

算定額の内訳は、特別区税が特別区民税894,642,466千円、軽自動車税3,846,951千円、特別区たばこ税62,941,551千円、鉱産税0千円で計961,430,968千円、利子割交付金が2,295,946千円、配当割交付金が15,698,222千円、株式等譲渡所得割交付金が17,878,059千円、地方消費税交付金が200,958,303千円、ゴルフ場利用税交付金が30,352千円、環境性能割交付金が3,085,284千円、地方特例交付金が6,173,663千円、地方揮発油譲与税が3,463,309千円、自動車重量譲与税が9,861,610千円、航空機燃料譲与税が947,470千円、森林環境譲与税が997,428千円、交通安全対策特別交付金が960,047千円、特別区民税特例加減算額が△8,671,445千円、地方消費税交付金特例加算額が18,432,513千円である。

以下、税目ごとに第2表の基準税率を考慮しない収入見込額（100%ベース）について説明する。

なお、特別区の歳入に係る主な税制改正の概要については第16章において説明する。

第1表 令和4年度基準財政収入見込額

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	対 前 年 度 比		
	収入見込額	収入見込額	増 減 額	増 減 率	
特別区民税	894,642,466	871,417,538	23,224,928	2.7	
軽自動車税	環境性能割	344,055	203,299	140,756	69.2
	種別割	3,502,896	3,386,777	116,119	3.4
特別区たばこ税	62,941,551	62,571,315	370,236	0.6	
鉱産税	0	0	0	—	
税 小 計	A 961,430,968	937,578,929	23,852,039	2.5	
利子割交付金	B 2,295,946	2,558,964	△ 263,018	△ 10.3	
配当割交付金	C 15,698,222	12,984,836	2,713,386	20.9	
株式等譲渡所得割交付金	D 17,878,059	14,112,985	3,765,074	26.7	
地方消費税交付金	E 200,958,303	208,538,022	△ 7,579,719	△ 3.6	
ゴルフ場利用税交付金	F 30,352	25,053	5,299	21.2	
環境性能割交付金	G 3,085,284	2,666,459	418,825	15.7	
地方特例交付金	H 6,173,663	6,096,339	77,324	1.3	
計(A+B+C+D+E+F+G+H)	I 1,207,550,797	1,184,561,587	22,989,210	1.9	
地方揮発油譲与税	J 3,463,309	3,466,380	△ 3,071	△ 0.1	
自動車重量譲与税	K 9,861,610	9,744,974	116,636	1.2	
航空機燃料譲与税	L 947,470	1,153,792	△ 206,322	△ 17.9	
森林環境譲与税	M 997,428	770,740	226,688	29.4	
交通安全対策特別交付金	N 960,047	909,359	50,688	5.6	
合計額(I+J+K+L+M+N)	O 1,223,780,661	1,200,606,832	23,173,829	1.9	
特別区民税特例加減算額	P △ 8,671,445	△ 6,951,425	△ 1,720,020	—	
地方消費税交付金特例加算額	Q 18,432,513	19,127,750	△ 695,237	△ 3.6	
基準財政収入額(O+P+Q)	R 1,233,541,729	1,212,783,157	20,758,572	1.7	

第2表 令和4年度基準財政収入見込額（100%ベース）

（単位：千円、％）

区 分			令和4年度	令和3年度	対 前 年 度 比		
			収入見込額	収入見込額	増 減 額	増 減 率	
特 別 区 税	特別区民税		1,052,520,548	1,025,197,104	27,323,444	2.7	
	軽自動車税	環境性能割	404,770	239,175	165,595	69.2	
		種別割	4,121,054	3,984,443	136,611	3.4	
	特別区たばこ税		74,048,883	73,613,312	435,571	0.6	
	鉱産税		0	0	0	—	
小 計			1,131,095,255	1,103,034,034	28,061,221	2.5	
利子割交付金			2,701,113	3,010,546	△ 309,433	△ 10.3	
配当割交付金			18,468,496	15,276,278	3,192,218	20.9	
株式等譲渡所得割交付金			21,033,010	16,603,512	4,429,498	26.7	
地方消費税交付金			236,421,533	245,338,849	△ 8,917,316	△ 3.6	
ゴルフ場利用税交付金			35,708	29,474	6,234	21.2	
環境性能割交付金			3,629,746	3,137,011	492,735	15.7	
地方特例交付金			7,263,133	7,172,164	90,969	1.3	
計			A	1,420,647,994	1,393,601,868	27,046,126	1.9
A×85%			B	1,207,550,797	1,184,561,587	22,989,210	1.9
地方揮発油譲与税			C	3,463,309	3,466,380	△ 3,071	△ 0.1
自動車重量譲与税			D	9,861,610	9,744,974	116,636	1.2
航空機燃料譲与税			E	947,470	1,153,792	△ 206,322	△ 17.9
森林環境譲与税			F	997,428	770,740	226,688	29.4
交通安全対策特別交付金			G	960,047	909,359	50,688	5.6
合計額（B+C+D+E+F+G）			H	1,223,780,661	1,200,606,832	23,173,829	1.9
特別区民税特例加減算額			I	△ 8,671,445	△ 6,951,425	△ 1,720,020	—
地方消費税交付金特例加算額			J	18,432,513	19,127,750	△ 695,237	△ 3.6
基準財政収入額（H+I+J）			K	1,233,541,729	1,212,783,157	20,758,572	1.7

## 第2章 特別区税

### 第1節 特別区民税

#### 第1項 算定概要

特別区民税の収入見込額は、現年度課税分を現年度分と過年度分とに分け、さらに現年度分については、普通徴収・総合課税分（所得割・均等割）、特別徴収・総合課税分（所得割・均等割）、譲渡所得等・分離課税分及び退職所得・分離課税分に区分して算定した。

総合課税分は、「市町村税課税状況等の調」（調査基準日7月1日）の数値を用いて算定を行っているため、7月1日現在の調定額から決算時の調定額までの伸びを、第3表の決算補正率として算出し、これを勘案して算出した。

第3表 決算補正率

区 分	決算補正率
普通徴収・総合課税分（所得割）	1.0645902
普通徴収・総合課税分（均等割）	1.0929788
特別徴収・総合課税分（所得割）	
現年度課税分	0.9854183
前年度課税分	0.9601945
特別徴収・総合課税分（均等割）	
現年度課税分	0.9780119
前年度課税分	0.9400583

## 第2項 算定内容

### 1 総括

第4表のとおり、特別区民税の現年度分見込額を1,067,689,419千円、過年度分を6,311,140千円、合計で1,074,000,559千円と算定し、標準徴収率を98%とした。

その結果、令和4年度の特別区民税の収入見込額は1,052,520,548千円と算定した。

第4表 特別区民税 調定/収入 見込額

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度 調定/収入 見込額	令和3年度 調定/収入 見込額	対前年度比	
			増減額	増減率
現 年 度 分	1,067,689,419	1,039,451,479	28,237,940	2.7
普通徴収・総合課税分	281,824,937	266,014,607	15,810,330	5.9
所 得 割	275,420,034	259,646,435	15,773,599	6.1
均 等 割	6,404,903	6,368,172	36,731	0.6
特別徴収・総合課税分	795,138,717	779,880,364	15,258,353	2.0
所 得 割	782,287,663	767,105,681	15,181,982	2.0
均 等 割	12,851,054	12,774,683	76,371	0.6
税 額 控 除 等	△ 79,935,823	△ 66,466,274	△ 13,469,549	20.3
譲渡所得等・分離課税分	57,943,610	47,156,383	10,787,227	22.9
退職所得・分離課税分	12,717,978	12,866,399	△ 148,421	△ 1.2
税 制 改 正 影 響 額	0	408,200	△ 408,200	皆減
過 年 度 分	6,311,140	6,259,815	51,325	0.8
合 計 A	1,074,000,559	1,046,119,494	27,881,065	2.7
A × 標準徴収率 (98%)	1,052,520,548	1,025,197,104	27,323,444	2.7

## 2 納税義務者数（普通徴収・総合課税分及び特別徴収・総合課税分）

普通徴収・総合課税分（家屋敷課税分を含む）及び特別徴収・総合課税分については、均等割、所得割とも納税義務者数を推計し算定に使用する。

まず、均等割の納税義務者数を、前年度の区部15歳以上人口（外国人含む）に対する家屋敷課税分を除いた納税義務者数の割合により算出する。第5表から令和3年度における納税義務者割合0.6374を算出し、これを令和4年1月1日現在の15歳以上人口（外国人含む）推計に乗じて、5,444,033人と算出した。

この数値に、家屋敷課税分として19,017人を加え、令和4年度の均等割納税義務者数を5,463,050人とした。

第5表 均等割納税義務者数見込

年 度	区部15歳以上人口 前年度1月1日現在			納税義務者数（家屋敷課税分除く）			納税義務者割合 （Y/X）	家屋敷課税分（人）
	X（人）	増減	%	Y（人）	増減	%		
令和2年度	8,488,909	—	—	5,378,570	—	—	0.6336	17,669
令和3年度	8,489,901	992	0.0	5,411,357	32,787	0.6	0.6374	19,418
令和4年度	8,541,000	51,099	0.6	<b>5,444,033</b>	32,676	0.6	※前年度据置き 0.6374	<b>19,017</b>

さらに、家屋敷課税分を除く納税義務者数について、過年度のシェア等を勘案し、第6表のように、各区分の納税義務者数を推計した。

第6表 令和4年度 各区分納税義務者数見込

（単位：人）

区 分	納税義務者数 （家屋敷課税分を除く）	普通徴収・総合課税分	特別徴収・総合課税分
均等割を納める者（納税義務者数合計）	5,444,033	1,655,281	3,788,752
均等割のみ納める者	190,574	135,305	55,269
所得割を納める者	5,253,459	1,519,976	3,733,483

## 3 普通徴収・総合課税分（所得割）及び特別徴収・総合課税分（所得割）

普通徴収・総合課税分（所得割）及び特別徴収・総合課税分（所得割）については、総所得金額等を所得種類別に算定した後、別途算定した所得控除額を差引き、課税標準額を算出した上で、普通徴収と特別徴収に按分し、税率を乗じて税額を算出した。

### (1) 総所得金額等

総所得金額等については、給与所得者分、営業等所得者分及び給与・営業等所得者以外分の所得に分類し算定した。

#### ア 給与所得者分

給与所得者分については、給与所得者に係る総所得金額等を、前年の都平均現金給与総額（東京都総務局「毎月勤労統計調査」より）及び都平均雇用者数（東京都総務局「東京都の労働力」より）から推計した。

まず、第7表の過去9か年の都平均現金給与総額及び都平均雇用者数と給与所得者に係る総所得金額等との相関から、回帰方程式  $Y = aX_1 + bX_2 + c$ 、 $a = 1,206.3232$ 、 $b = 4,464,794.6041$ 、 $c = \Delta 13,449,165,249.3889$  を得る。 $X_1$ に2021年の都平均現金給与総額の推計値として412,185円を、 $X_2$ に都平均雇用者数の推計値として7,408千人

をそれぞれ代入し、令和4年度の給与所得者に係る総所得金額等 20,123,261,505 千円を算出した。

第7表 総所得金額等（給与所得者分）見込

年度(N)	前年(N-1年)			総所得金額等 (千円)
	(西暦)	都平均現金給与総額	都平均雇用者数	
		(円)	(千人)	
平成25年度	2012年	405,792	6,383	15,630,399,574
平成26年度	2013年	410,458	6,457	15,734,807,703
平成27年度	2014年	412,977	6,620	16,467,706,640
平成28年度	2015年	406,806	6,727	17,096,377,055
平成29年度	2016年	408,611	6,843	17,777,894,058
平成30年度	2017年	411,953	6,997	18,339,468,112
令和元年度	2018年	413,275	7,180	19,132,552,785
令和2年度	2019年	414,622	7,312	19,840,333,673
令和3年度	2020年	408,589	7,373	19,728,092,483
令和4年度	2021年	412,185	7,408	<b>20,123,261,505</b>

※ 令和3年度から適用された個人所得課税の見直し（第16章第1節3第25表を参照）のうち、給与所得控除から基礎控除への振替及び給与所得控除の見直しの影響を考慮し、令和2年度以前の総所得金額等については、調整を行っている。

#### イ 営業等所得者分

営業等所得者分については、営業等所得者に係る総所得金額等を、前年の暦年名目GDPから推計した。

まず、第8表の過去10か年の暦年名目GDPと営業等所得者に係る総所得金額等との相関から、回帰方程式  $Y = aX + b$ 、 $a = 2,872.5034$ 、 $b = \Delta 527,623,890.5270$  を得る。Xに2021年の暦年名目GDPの推計値として544,787.9を代入し、令和4年度の営業等所得者に係る総所得金額等 1,037,281,227 千円を算出した。

第8表 総所得金額等（営業等所得者分）見込

年度(N)	前年(N-1年)暦年名目GDP		総所得金額等 (千円)
	(西暦)	(十億円)	
平成24年度	2011年	497,448.9	895,507,871
平成25年度	2012年	500,474.7	924,152,358
平成26年度	2013年	508,700.6	912,380,853
平成27年度	2014年	518,811.0	946,955,673
平成28年度	2015年	538,032.3	993,987,334
平成29年度	2016年	544,364.6	1,027,283,555
平成30年度	2017年	553,073.0	1,048,724,245
令和元年度	2018年	556,189.6	1,091,084,187
令和2年度	2019年	559,862.3	1,042,640,670
令和3年度	2020年	538,688.5	1,110,254,342
令和4年度	2021年	544,787.9	<b>1,037,281,227</b>

## ウ 給与・営業等所得者以外分

給与・営業等所得者以外分については、前年の給与・営業等以外の所得者に係る総所得金額等に、第5表の納税義務者前年比伸び率である0.6%を乗じ、令和4年度の給与・営業等以外の所得者に係る総所得金額等3,237,826,374千円を算出した。

以上を合算し、令和4年度の総所得金額等を24,398,369,106千円と算定した。

## (2) 課税標準額

令和4年度の総合課税分の所得控除については、第9表のとおり、合計△6,750,931,015千円と算定した。

第9表 総合課税分の所得控除見込額

(単位：千円)

所得控除の種類	所得控除の額
雑 損 控 除	△ 382,762
医 療 費 控 除	△ 193,987,681
社 会 保 険 料 控 除	△ 3,473,690,813
小規模企業共済等掛金控除	△ 114,645,646
生 命 保 険 料 控 除	△ 160,068,211
地 震 保 険 料 控 除	△ 9,886,362
障 害 者 控 除	△ 42,966,160
寡婦・ひとり親・勤労学生控除	△ 24,662,488
配 偶 者 ・ 配 偶 者 特 別 控 除	△ 246,862,973
扶 養 控 除	△ 256,589,241
基 礎 控 除	△ 2,227,188,678
合 計	△ 6,750,931,015

(1)で算定した総所得金額等と総合課税分の所得控除額を合算した後、分離課税分の課税標準額から控除された所得控除額を前年並の6,682,483千円と推計し更に合算し、令和4年度の課税標準額は、17,654,120,574千円と算定した。

## (3) 課税標準額の普通徴収・特別徴収への按分

(2)で算定した課税標準額について、特別徴収に係る割合を過去の傾向等から0.7557606と算定し、これに乗じて特別徴収に係る課税標準額13,342,288,757千円を算出し、差引き4,311,831,817千円を普通徴収に係る課税標準額と算出した。

## (4) 普通徴収・総合課税分（所得割）

(3)で算定した課税標準額4,311,831,817千円に、税率（6%）、第3表の決算補正率1.0645902を乗じ、令和4年度の普通徴収・総合課税分（所得割）調定見込額は275,420,034千円と算定した。

## (5) 特別徴収・総合課税分（所得割）

(3)で算定した課税標準額13,342,288,757千円に、税率（6%）、第3表の決算補正率0.9854183を乗じ、令和4年度の特別徴収・総合課税分（所得割）現年度課税分の調定見込額は788,864,130千円と算定した。

この調定見込額は令和4年度の現年度課税分であるが、個人住民税の特別徴収においては、通常、年税額を6月から翌年5月までの12回に分けて徴収するため、令和4年度の収入となるのは、そのうちの10か月分である。そこで、当該年度の収入となるべき金額を次のように調整した。

$$788,864,130 \text{ 千円} \times \frac{10}{12} + 124,900,888 \text{ 千円} = 782,287,663 \text{ 千円}$$

前年度課税分※

※ 前年度課税分は、「令和3年度市町村税課税状況等の調」による特別徴収・総合課税分（所得割）の課税標準額 13,007,873,684 千円に、税率（6%）、第3表の決算補正率 0.9601945 を乗じて、令和3年度の調定見込額を算出した後、令和4年度中の収入となる2か月分として 2/12 を乗じて算出した。

その結果、令和4年度の特別徴収・総合課税分（所得割）調定見込額は 782,287,663 千円と算定した。

#### 4 普通徴収・総合課税分（均等割）

普通徴収・総合課税分（均等割）については、納税義務者数に税率、決算補正率を乗じることにより算定した。

第6表の普通徴収・総合課税分、均等割を納める者の納税義務者数 1,655,281 人に、家屋敷課税分 19,017 人を加えた 1,674,298 人に、特例税率 3,500 円※、第3表の決算補正率 1.0929788 を乗じ、令和4年度の普通徴収・総合課税分（均等割）調定見込額は 6,404,903 千円と算定した。

※ 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年12月2日法律第118号）により、平成26年度から個人の市町村民税均等割の税率が 500 円引き上げられている。

#### 5 特別徴収・総合課税分（均等割）

特別徴収・総合課税分（均等割）については、納税義務者数に税率、決算補正率を乗じることにより算定した。

第6表の特別徴収・総合課税分、均等割を納める者の納税義務者数 3,788,752 人に、特例税率 3,500 円、第3表の決算補正率 0.9780119 を乗じ、令和4年度の特別徴収・総合課税分（均等割）現年度課税分の調定見込額は 12,969,056 千円と算定した。

この現年度課税分調定見込額を、「3(5) 特別徴収・総合課税分（所得割）」と同様、次のように調整した。

$$12,969,056 \text{ 千円} \times \frac{10}{12} + 2,043,507 \text{ 千円} = 12,851,054 \text{ 千円}$$

前年度課税分※

※ 前年度課税分は、「令和3年度市町村税課税状況等の調」による特別徴収・総合課税分（均等割）の納税義務者数 3,726,529 人に、特例税率 3,500 円、第3表の決算補正率 0.9400583 を乗じて、令和3年度の調定見込額を算出した後、令和4年度中の収入となる2か月分として 2/12 を乗じて算出した。

その結果、令和4年度の特別徴収・総合課税分（均等割）調定見込額は 12,851,054 千円と算定した。



## 6 税額控除等

令和4年度の税額控除等については、過去の実績等から、第10表のとおり、合計△79,935,823千円と算定した。

第10表 税額控除等見込額

(単位：千円)

税額控除等の種類		税額控除等の額
税 額 控 除	調 整 控 除	△ 9,190,219
	配 当 控 除	△ 2,678,635
	住宅借入金等特別税額控除	△ 7,579,075
	寄 附 金 税 額 控 除	△ 55,634,601
	外 国 税 額 控 除	△ 282,947
	小 計	△ 75,365,477
	税 額 調 整 額	△ 27,493
	配 当 割 額 控 除	△ 1,913,628
	株式等譲渡所得割額控除	△ 2,600,376
	減 免 税 額	△ 28,849
	合 計	△ 79,935,823

## 7 譲渡所得等・分離課税分

土地建物等の長期譲渡所得、短期譲渡所得、一般・上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等の5種類の所得に係る特別区民税については、総合課税分と区別し、譲渡所得等・分離課税分と区分している。

令和4年度の譲渡所得等・分離課税分については、第11表のとおり、57,943,610千円と算定した。

第11表 譲渡所得等・分離課税分

(単位：千円)

分離課税の種類	調定見込額
分離長期譲渡所得金額に係るもの	25,274,048
分離短期譲渡所得金額に係るもの	795,288
一般・上場株式等に係る譲渡所得等の金額に係るもの	29,703,885
上場株式等の配当所得等の金額に係るもの	1,383,061
先物取引に係る雑所得等の金額に係るもの	787,328
合 計	57,943,610

## 8 退職所得・分離課税分

退職所得に係る特別区民税については、その所得の性格から、他の所得と分離して所得の発生した年に課税する、現年分離課税主義をとっているため、総合課税分と区別し、退職所得・分離課税分として区分している。

退職所得・分離課税分は、前年度の4月から6月までの調定額と、過去の決算調定額までの伸び率を用いて、決算調定見込額を推計し、同値を調定見込額とし、令和4年度の退職所得・分離課税分は、12,717,978千円と算定した。

## 9 過年度分

過年度分の特別区民税調定見込額については、前年度の特別区民税現年度分調定額と過年度分調定額との比（出現率）を用いて算定した。

前年度調定額として令和3年度特別区民税現年度分調定見込額を1,062,481,477千円とし、これに第12表の出現率0.00594を乗じて、令和4年度の過年度分の調定見込額は6,311,140千円と算定した。

第12表 特別区民税過年度分 出現率算出表

(単位：千円)

現年度分調定額 A		過年度分調定額 B		出現率 B/A
平成28年度	948,821,084	平成29年度	5,717,957	0.0060
平成29年度	966,574,566	平成30年度	5,520,363	0.0057
平成30年度	999,254,042	令和元年度	7,180,938	0.0072
令和元年度	1,039,314,421	令和2年度	4,920,566	0.0047
令和2年度	1,063,009,673	令和3年度	6,489,650	0.0061
令和3年度	1,062,481,477	令和4年度	<b>6,311,140</b>	※5か年平均 0.00594

## 第2節 軽自動車税

### 1 環境性能割

環境性能割の収入見込額については、直近の収入実績を基に、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減（以下、「軽減」という。）（第16章第1節4第29表、6第33表及び7第35表を参照）が、令和3年12月に終了し、軽減による令和4年度の減収が生じないことを考慮し算定した。

直近の収入実績を基に算出した収入見込額259,006千円は、軽減による減収が生じていることから、減収見込額145,764千円を加算した。

その結果、令和4年度の環境性能割の収入見込額を、404,770千円と算定した。

直近の収入実績を基に 算出した収入見込額	+	軽減による 減収見込額	=	404,770千円
259,006千円		145,764千円		

## 2 種別割

種別割の収入見込額については、過去の課税台数から令和4年度の車種別課税台数を推計し、税率を乗じた調定見込額に、決算補正率（0.9971976）と標準徴収率97%を乗じることで算定した。

その結果、令和4年度の種別割の収入見込額を、4,121,054千円と算定した。

第13表 軽自動車税種別割調定見込額

(単位：台、%、千円)

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		平均 伸 率	令和4年度 台数見込	税 率 円	調 定 額 見 込		
	台 数	対前年 度比	台 数	対前年 度比	台 数	対前年 度比	台 数	対前年 度比						
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	188,917	94.0	178,389	94.4	168,837	94.6	163,061	96.6	94.9	154,745	2,000	309,490	
	50超90cc以下	19,735	93.0	18,378	93.1	17,252	93.9	16,557	96.0	94.0	15,564	2,000	31,128	
	90cc超	109,025	99.6	109,370	100.3	109,317	100.0	111,994	102.4	100.6	112,666	2,400	270,398	
	ミニカー	8,062	106.8	8,212	101.9	8,352	101.7	9,194	110.1	105.1	9,663	3,700	35,753	
軽 自 動 車	二輪車 (側車付含)	102,255	98.2	100,589	98.4	99,216	98.6	99,353	100.1	98.8	98,161	3,600	353,380	
	三輪車	32	91.4	34	106.3	37	108.8	37	100.0	—	37	複数税率	164	
	四 乗 用 車	営業用	37	97.4	37	100.0	42	113.5	39	92.9	—	39	複数税率	253
		自家用	180,539	101.6	182,808	101.3	185,308	101.4	188,528	101.7	101.5	191,356	複数税率	1,964,934
	貨 物 車	営業用	19,774	107.7	22,207	112.3	23,090	104.0	25,483	110.4	108.6	27,675	複数税率	100,624
		自家用	112,832	98.3	111,600	98.9	110,873	99.3	109,232	98.5	98.8	107,921	複数税率	535,840
	専ら雪上	4	80.0	4	100.0	1	25.0	2	200.0	—	2	3,600	7	
小 型 特 殊	農耕作業用	485	101.9	484	99.8	487	100.6	490	100.6	100.7	493	2,400	1,183	
	その他	15,002	99.1	14,928	99.5	14,645	98.1	14,339	97.9	98.7	14,153	5,900	83,503	
二輪の小型自動車	92,632	99.6	92,216	99.6	93,588	101.5	95,062	101.6	100.6	95,632	6,000	573,792		
計	849,331	98.4	839,256	98.8	831,045	99.0	833,371	100.3	99.1	828,107	—	<b>4,260,449</b>		

※令和元年度までは平成28年改正前の地方税法に規定する軽自動車税

なお、軽自動車（三輪・四輪）については、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものは新税率が適用されること、平成28年度分より最初の新規検査から13年を経過したものについて重課税率が適用されること、及び令和4年度分はグリーン化特例（軽課）が適用されることから、複数の税率が適用されている（グリーン化特例（軽課）は、第16章第1節4第30表及び7第36表を参照）。

### 第3節 特別区たばこ税

特別区たばこ税については、令和4年度の売渡本数を推計し、税率を乗じることにより算定した。

まず、直近のたばこの売渡本数実績により令和3年度の売渡本数を推計し、令和3年度の売渡本数の対前年度増減率を、令和4年度の対前年度増減率と見込み、令和4年度の売渡本数を11,301,722千本と推計した（第14表のとおり）。

令和4年度の特別区たばこ税の収入見込額は、売渡本数に税率6.552千円/千本を乗じた結果、74,048,883千円と算定した。

第14表 令和4年度たばこ売渡本数推計

(単位：千本、%)

年度	たばこ売渡本数	対前年増減率
平成25年度	17,116,244	△ 2.20
平成26年度	16,473,269	△ 3.76
平成27年度	16,250,422	△ 1.35
平成28年度	15,638,215	△ 3.77
平成29年度	14,845,689	△ 5.07
平成30年度	14,192,595	△ 4.40
令和元年度	13,436,437	△ 5.33
令和2年度	11,760,522	△ 12.47
令和3年度	11,528,840	△ 1.97
令和4年度	<b>11,301,722</b>	△ 1.97

令和4年度  
たばこ売渡本数

11,301,722千本

×

税率

6.552千円/千本

=

74,048,883千円

### 第4節 鉱産税

鉱産税の収入見込額は、0円と算定した。

### 第3章 利子割交付金

利子割交付金は、都民税利子割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

令和4年度の利子割交付金の収入見込額は、利子割区市町村交付見込額3,535,488千円に特別区交付割合0.764を乗じた結果、2,701,113千円と算定した。

$$\begin{array}{r} \text{都 民 税 利 子 割} \\ \text{区 市 町 村 交 付 見 込 額} \end{array} \quad \begin{array}{r} \\ \text{特別区交付割合} \end{array} \\ 3,535,488 \text{ 千円} \quad \times \quad 0.764 \quad = \quad 2,701,113 \text{ 千円}$$

### 第4章 配当割交付金

配当割交付金は、都民税配当割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

令和4年度の配当割交付金の収入見込額は、配当割区市町村交付見込額24,173,424千円に特別区交付割合0.764を乗じた結果、18,468,496千円と算定した。

$$\begin{array}{r} \text{都 民 税 配 当 割} \\ \text{区 市 町 村 交 付 見 込 額} \end{array} \quad \begin{array}{r} \\ \text{特別区交付割合} \end{array} \\ 24,173,424 \text{ 千円} \quad \times \quad 0.764 \quad = \quad 18,468,496 \text{ 千円}$$

### 第5章 株式等譲渡所得割交付金

株式等譲渡所得割交付金は、都民税株式等譲渡所得割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

令和4年度の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額は、株式等譲渡所得割区市町村交付見込額27,530,118千円に特別区交付割合0.764を乗じた結果、21,033,010千円と算定した。

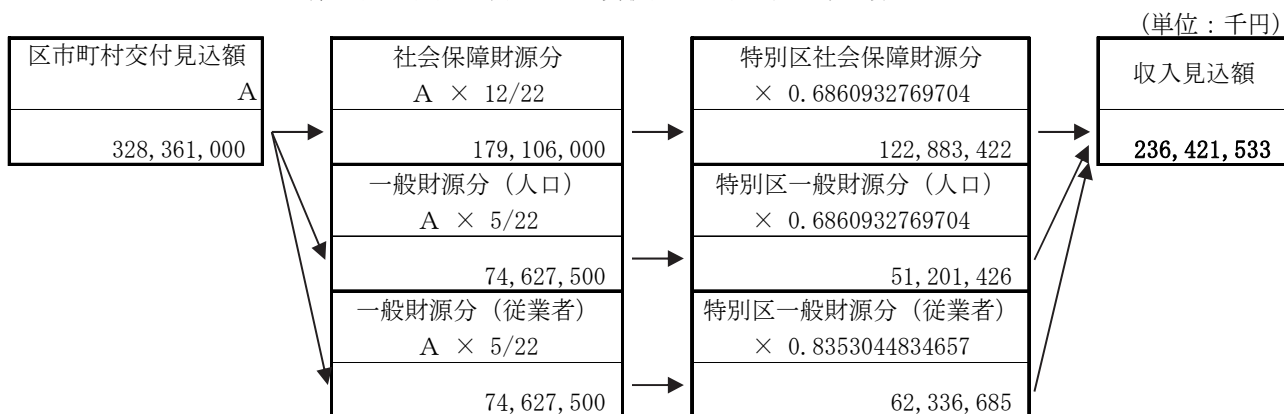
$$\begin{array}{r} \text{都 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割} \\ \text{区 市 町 村 交 付 見 込 額} \end{array} \quad \begin{array}{r} \\ \text{特別区交付割合} \end{array} \\ 27,530,118 \text{ 千円} \quad \times \quad 0.764 \quad = \quad 21,033,010 \text{ 千円}$$

## 第6章 地方消費税交付金

地方消費税交付金は、地方消費税の収入額から、国への徴収取扱費を控除し、都道府県清算額を加算し又は減額した後の額の2分の1に相当する額が区市町村へ交付される(地方消費税交付金の按分基準等については、第16章第2節1第39表を参照)。

令和4年度の地方消費税交付金の収入見込額は、第15表のとおり、区市町村交付見込額328,361,000千円を、社会保障財源分179,106,000千円、一般財源分(人口)74,627,500千円及び一般財源分(従業者)74,627,500千円に区分し、社会保障財源分と一般財源分(人口)に特別区人口シェア0.6860932769704を、一般財源分(従業者)に特別区従業者数シェア0.8353044834657をそれぞれ乗じた後に合算して、合計236,421,533千円と算定した。

第15表 令和4年度地方消費税交付金収入見込額 算定フロー



(特別区シェアの算出)

人口は平成27年度国勢調査、従業者数は平成26年度経済センサス基礎調査による。

(令和3年12月交付時の基礎数値)

東京都人口 B	特別区人口 b	特別区人口シェア b/B
13,515,276	9,272,740	<b>0.6860932769704</b>
東京都従業者数 C	特別区従業者数 c	特別区従業者数シェア c/C
9,657,306	8,066,791	<b>0.8353044834657</b>

## 第7章 ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場所在の区市町村に対して、当該区市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税収入額の10分の7に相当する額が交付される。

令和4年度のゴルフ場利用税交付金の収入見込額は、ゴルフ場利用税区市町村交付見込額457,800千円に特別区交付割合0.078を乗じた結果、35,708千円と算定した。

ゴ	ル	フ	場	利	用	税									
区	市	町	村	交	付	見	込	額	特	別	区	交	付	割	合
							457,800	千円	×	0.078	=	35,708	千円		

## 第8章 環境性能割交付金

環境性能割交付金は、自動車税環境性能割の収入額の0.4085(0.95×0.43)に相当する額が区市町村へ交付される(第16章第2節1第41表、2第43表、8第49表及び9第51表を参照)。

令和4年度の環境性能割交付金の収入見込額は、自動車税環境性能割区市町村交付見込額5,466,956千円に特別区交付割合0.6639427を乗じた結果、3,629,746千円と算定した。

$$\begin{array}{l} \text{自動車税環境性能割} \\ \text{区市町村交付見込額} \end{array} \quad \text{特別区交付割合} \\ 5,466,956 \text{ 千円} \quad \times \quad 0.6639427 = 3,629,746 \text{ 千円}$$

## 第9章 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の実施に伴う地方公共団体の減収分を補填するため、平成20年度から地方特例交付金が交付されている。

令和4年度の地方特例交付金の収入見込額は、地方特例交付金全国交付見込額217,200百万円に特別区交付割合0.03343984を乗じた結果、7,263,133千円と算定した。

$$\begin{array}{l} \text{地方特例交付金} \\ \text{全国交付見込額} \end{array} \quad \text{特別区交付割合} \\ 217,200 \text{ 百万円} \quad \times \quad 0.03343984 = 7,263,133 \text{ 千円}$$

第16表 特別区交付割合(1)

年 度	地方特例交付金
	特別区交付割合
平成29年度	0.03525347
平成30年度	0.03483699
令和元年度	0.03360487
令和2年度	0.03194517
令和3年度	0.03155868
令和4年度	<b>0.03343984</b>

※ 令和元年度から令和3年度においては、個人住民税減収補填特例交付金の特別区交付割合

なお、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の終了に伴い、令和元年度から令和3年度において地方特例交付金として交付されていた自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金は、令和3年度をもって算定を終了している(第16章第1節4第29表、6第33表、7第35表、第2節2第43表、8第49表及び9第51表を参照)。

## 第10章 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税

### 1 地方揮発油譲与税

令和4年度の地方揮発油譲与税の収入見込額は、地方揮発油譲与税全国譲与見込額 229,100 百万円に区市町村譲与率 0.42 及び特別区譲与割合 0.0359929 を乗じた結果、3,463,309 千円と算定した。

$$\begin{array}{l} \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{全国譲与見込額} \quad \text{区市町村譲与率} \quad \text{特別区譲与割合} \\ 229,100 \text{ 百万円} \times 0.42 \times 0.0359929 = 3,463,309 \text{ 千円} \end{array}$$

### 2 自動車重量譲与税

令和4年度の自動車重量譲与税の収入見込額は、自動車重量譲与税全国譲与見込額 289,100 百万円に区市町村譲与率 431 分の 407 及び特別区譲与割合 0.0361229 を乗じた結果、9,861,610 千円と算定した。

$$\begin{array}{l} \text{自動車重量譲与税} \\ \text{全国譲与見込額} \quad \text{区市町村譲与率} \quad \text{特別区譲与割合} \\ 289,100 \text{ 百万円} \times 407/431 \times 0.0361229 = 9,861,610 \text{ 千円} \end{array}$$

第17表 特別区譲与割合（1）

年 度	地方揮発油譲与税	自動車重量譲与税
	特別区譲与割合	特別区譲与割合
平成29年度	0.0360218	0.0360223
平成30年度	0.0360343	0.0360334
令和元年度	0.0360610	0.0360602
令和2年度	0.0359317	0.0365831
令和3年度	(6月譲与分) 0.0359156	(6月譲与分) 0.0359153
令和4年度	<b>0.0359929</b>	<b>0.0361229</b>

## 第11章 航空機燃料譲与税

令和4年度の航空機燃料譲与税の収入見込額は、航空機燃料譲与税全国譲与見込額 14,900 百万円に区市町村譲与率 0.8 及び特別区譲与割合 0.0794857 を乗じた結果、947,470 千円と算定した。

$$\begin{array}{l} \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{全国譲与見込額} \quad \text{区市町村譲与率} \quad \text{特別区譲与割合} \\ 14,900 \text{ 百万円} \times 0.8 \times 0.0794857 = 947,470 \text{ 千円} \end{array}$$



第18表 特別区譲与割合（2）

年 度	航空機燃料譲与税
	特別区譲与割合
平成29年度	0.0825539
平成30年度	0.0797899
令和元年度	0.0786613
令和2年度	0.0774282
令和3年度	(9月譲与分) 0.0789953
令和4年度	<b>0.0794857</b>

## 第12章 森林環境譲与税

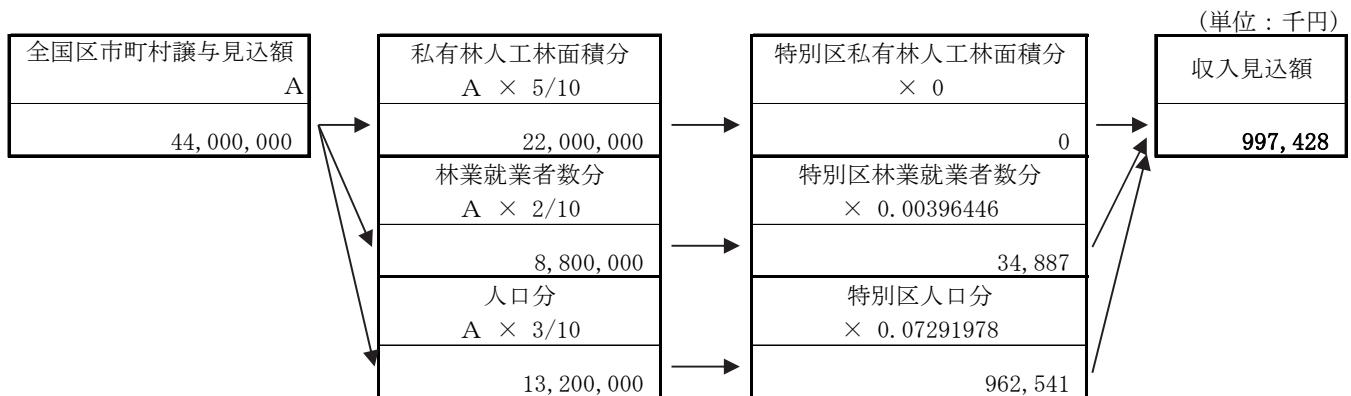
令和4年度の森林環境譲与税の収入見込額は、第19表のとおり、森林環境譲与税全国譲与見込額 50,000 百万円に区市町村譲与率 25 分の 22 を乗じて得た 44,000 百万円を、私有林人工林面積を譲与基準とするもの 22,000 百万円、林業就業者数を譲与基準とするもの 8,800 百万円、人口を譲与基準とするもの 13,200 百万円に区分し、それぞれの特別区シェア 0、0.00396446、0.07291978 を乗じた後に合算して、997,428 千円と算定した。

森 林 環 境 譲 与 税

全 国 譲 与 見 込 額      区 市 町 村 譲 与 率

$$50,000 \text{ 百万円} \times \frac{22}{25} = 44,000 \text{ 百万円}$$

第19表 令和4年度森林環境譲与税収入見込額 算定フロー



(特別区シェアの算出)

私有林人工林面積、林業就業者数及び人口は、令和3年度9月期譲与時の基礎数値である。

(単位：ha、人)

全国私有林人工林面積	特別区私有林人工林面積	特別区私有林人工林面積シェア
B	b	b / B
5,790,146	0	0
全国林業就業者数	特別区林業就業者数	特別区林業就業者数シェア
C	c	c / C
63,817	253	0.00396446
全国人口	特別区人口	特別区人口シェア
D	d	d / D
127,163,582	9,272,740	0.07291978

## 第13章 交通安全対策特別交付金

令和4年度の交通安全対策特別交付金の収入見込額は、交通安全対策特別交付金全国交付見込額 54,311,421 千円に特別区交付割合 0.0176767 を乗じた結果、960,047 千円と算定した。

$$\begin{array}{r} \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{全国交付見込額} \end{array} \quad \begin{array}{r} \text{特別区交付割合} \\ \\ \end{array} \\ 54,311,421 \text{ 千円} \quad \times \quad 0.0176767 = \quad 960,047 \text{ 千円}$$

第20表 特別区交付割合（2）

年 度	交通安全対策特別交付金
	特別区交付割合
平成29年度	0.0167326
平成30年度	0.0169934
令和元年度	0.0176465
令和2年度	0.0183099
令和3年度	(9月交付分) 0.0187013
令和4年度	<b>0.0176767</b>

## 第14章 特別区民税特例加減算額

特別区民税特例加減算額は、三位一体の改革により平成19年度から実施された所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、当分の間の措置として設置された項目である。

地方交付税では、税源移譲に伴う財政力格差の拡大に対応するためとして、地方交付税法（昭和25年5月30日法律第211号）附則第7条の2第2項において、当分の間、個人住民税のうち税源移譲に伴う増減収影響額を基準財政収入額に100%算入することとされている。

これを受け、都区財政調整制度においても、特別区民税の算定項目から、総合課税分の所得割に係る税率改正による影響額、税額控除額等のうち調整控除額、退職所得・分離課税分に係る税率改正による影響額の合算を、税源移譲影響見込額として算定している。

令和4年度は、総合課税分所得割の税率改正分として△49,806,173千円、調整控除分として△9,190,219千円、退職所得・分離課税分の税率改正分として6,971千円を算定し、合計△58,989,421千円に標準徴収率98%を乗じ、税源移譲影響見込額は△57,809,633千円となった。これに15%を乗じ、令和4年度の特例加減算額を△8,671,445千円と算定した。

【参考】平成19年度からの税源移譲に伴う個人住民税の税率変更について

改正前		改正後	
課税所得	税率	課税所得	税率
～ 200万円	5%	一 律	10%
200万円超 ～ 700万円	10%		
700万円超 ～	13%		

## 第 15 章 地方消費税交付金特例加算額

地方消費税交付金特例加算額は、平成26年4月の地方消費税率引上げに伴い、当分の間の措置として設置された項目である。

地方交付税では、税率引上げによる増収分に対応する社会保障給付費の地方負担は、基準財政需要額に全額算入されるべきこと等から、地方交付税法（昭和25年5月30日法律第211号）附則第7条の3において、当分の間、当該増収分を基準財政収入額に100%算入することと規定している。

これを受け、都区財政調整制度においても、地方消費税交付金の増収分（社会保障財源分）を基準財政収入額に100%算入するため、地方消費税交付金特例加算額を算定する。

令和4年度は、地方消費税交付金増収分（社会保障財源分）を122,883,422千円と見込んだ（第6章参照）。これに15%を乗じ、令和4年度の地方消費税交付金特例加算額を18,432,513千円と算定した。

## 第16章 主な税制改正の概要

### 各表における各欄の記載事項

改正項目	改正内容	増減収見込額
①	③	④

- ① 税制改正により影響を受ける特別区の歳入の項目  
 ②③ 税制改正の概要  
 ④ 基準財政収入額算定時に、税制改正による影響額として算出したもののみ記載

### 第1節 特別区税に係る税制改正

- 1 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部改正(平成28年11月28日法律第86号)による税制改正の内容

第21表 令和元年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額				
特別区 民 税 住宅借入金等特別税額控除 (消費税率の引上げ時期変更に伴う改正)	消費税率の引上げ時期の変更による所得税の住宅借入金等特別控除の延長に伴い、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について適用期限(令和元年6月30日)を令和3年12月31日まで2年6か月延長する。 なお、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年4月～令和3年12月</td> <td>所得税の課税総所得金額等 ×7%(最高13.65万円)</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	控除限度額	平成26年4月～令和3年12月	所得税の課税総所得金額等 ×7%(最高13.65万円)	
居住年	控除限度額					
平成26年4月～令和3年12月	所得税の課税総所得金額等 ×7%(最高13.65万円)					

第22表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
軽自動車税 環境性能割の導入 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	令和元年10月の消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ導入する。 環境性能割は、登録車については自動車税環境性能割として都道府県が課し、軽自動車については軽自動車税環境性能割として区市町村が課す税とする。ただし、軽自動車税環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行うものとする。 これに伴い、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とするなど、所要の措置を設ける。  ※ 平成28年度税制改正により平成29年4月1日施行予定とされていたが、消費税引上げ時期の変更に伴い、実施時期が改正された。	

2 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年 3 月 31 日法律第 2 号）による税制改正の内容

第 23 表 令和元年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																																																																										
特別区民税	<p>(1) 控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとする。                      なお、合計所得金額が 1,000 万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除の適用はできない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得割の納税義務者の 合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900 万円以下</td> <td>33 万円</td> <td>38 万円</td> </tr> <tr> <td>900 万円超 950 万円以下</td> <td>22 万円</td> <td>26 万円</td> </tr> <tr> <td>950 万円超 1,000 万円以下</td> <td>11 万円</td> <td>13 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を 38 万円超 123 万円以下とし、控除額を次のとおりとする。                      なお、現行制度と同様に、合計所得金額が 1,000 万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者特別控除の適用はできない。</p> <p>① 合計所得金額 900 万円以下の所得割の納税義務者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38 万円超 90 万円以下</td> <td>33 万円</td> <td>105 万円超 110 万円以下</td> <td>16 万円</td> </tr> <tr> <td>90 万円超 95 万円以下</td> <td>31 万円</td> <td>110 万円超 115 万円以下</td> <td>11 万円</td> </tr> <tr> <td>95 万円超 100 万円以下</td> <td>26 万円</td> <td>115 万円超 120 万円以下</td> <td>6 万円</td> </tr> <tr> <td>100 万円超 105 万円以下</td> <td>21 万円</td> <td>120 万円超 123 万円以下</td> <td>3 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 合計所得金額 900 万円超 950 万円以下の所得割の納税義務者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38 万円超 90 万円以下</td> <td>22 万円</td> <td>105 万円超 110 万円以下</td> <td>11 万円</td> </tr> <tr> <td>90 万円超 95 万円以下</td> <td>21 万円</td> <td>110 万円超 115 万円以下</td> <td>8 万円</td> </tr> <tr> <td>95 万円超 100 万円以下</td> <td>18 万円</td> <td>115 万円超 120 万円以下</td> <td>4 万円</td> </tr> <tr> <td>100 万円超 105 万円以下</td> <td>14 万円</td> <td>120 万円超 123 万円以下</td> <td>2 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下の所得割の納税義務者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38 万円超 95 万円以下</td> <td>11 万円</td> <td>110 万円超 115 万円以下</td> <td>4 万円</td> </tr> <tr> <td>95 万円超 100 万円以下</td> <td>9 万円</td> <td>115 万円超 120 万円以下</td> <td>2 万円</td> </tr> <tr> <td>100 万円超 105 万円以下</td> <td>7 万円</td> <td>120 万円超 123 万円以下</td> <td>1 万円</td> </tr> <tr> <td>105 万円超 110 万円以下</td> <td>6 万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 配偶者控除、配偶者特別控除の見直しによる令和元年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。</p>	所得割の納税義務者の 合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900 万円以下	33 万円	38 万円	900 万円超 950 万円以下	22 万円	26 万円	950 万円超 1,000 万円以下	11 万円	13 万円	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38 万円超 90 万円以下	33 万円	105 万円超 110 万円以下	16 万円	90 万円超 95 万円以下	31 万円	110 万円超 115 万円以下	11 万円	95 万円超 100 万円以下	26 万円	115 万円超 120 万円以下	6 万円	100 万円超 105 万円以下	21 万円	120 万円超 123 万円以下	3 万円	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38 万円超 90 万円以下	22 万円	105 万円超 110 万円以下	11 万円	90 万円超 95 万円以下	21 万円	110 万円超 115 万円以下	8 万円	95 万円超 100 万円以下	18 万円	115 万円超 120 万円以下	4 万円	100 万円超 105 万円以下	14 万円	120 万円超 123 万円以下	2 万円	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38 万円超 95 万円以下	11 万円	110 万円超 115 万円以下	4 万円	95 万円超 100 万円以下	9 万円	115 万円超 120 万円以下	2 万円	100 万円超 105 万円以下	7 万円	120 万円超 123 万円以下	1 万円	105 万円超 110 万円以下	6 万円			<p>千円                      (令和元年度)                      △ 1,357,808                      (平年度)                      △ 1,548,600</p>
			所得割の納税義務者の 合計所得金額	控除額																																																																								
		控除対象配偶者		老人控除対象配偶者																																																																								
		900 万円以下	33 万円	38 万円																																																																								
		900 万円超 950 万円以下	22 万円	26 万円																																																																								
		950 万円超 1,000 万円以下	11 万円	13 万円																																																																								
		配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																							
		38 万円超 90 万円以下	33 万円	105 万円超 110 万円以下	16 万円																																																																							
		90 万円超 95 万円以下	31 万円	110 万円超 115 万円以下	11 万円																																																																							
		95 万円超 100 万円以下	26 万円	115 万円超 120 万円以下	6 万円																																																																							
100 万円超 105 万円以下	21 万円	120 万円超 123 万円以下	3 万円																																																																									
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																									
38 万円超 90 万円以下	22 万円	105 万円超 110 万円以下	11 万円																																																																									
90 万円超 95 万円以下	21 万円	110 万円超 115 万円以下	8 万円																																																																									
95 万円超 100 万円以下	18 万円	115 万円超 120 万円以下	4 万円																																																																									
100 万円超 105 万円以下	14 万円	120 万円超 123 万円以下	2 万円																																																																									
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																									
38 万円超 95 万円以下	11 万円	110 万円超 115 万円以下	4 万円																																																																									
95 万円超 100 万円以下	9 万円	115 万円超 120 万円以下	2 万円																																																																									
100 万円超 105 万円以下	7 万円	120 万円超 123 万円以下	1 万円																																																																									
105 万円超 110 万円以下	6 万円																																																																											

3 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年3月31日法律第3号)による税制改正の内容

第24表 平成30年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																									
特別区 たばこ 税	(1) 税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げる。  (税率は千本当たり)	千円 (1) (平成30年度) 1,921,446 (2) (平成30年度) 613,390																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>地方のたばこ税</th> <th>道府県たばこ税</th> <th>市町村たばこ税</th> <th>国のたばこ税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>6,122円</td> <td>860円</td> <td>5,262円</td> <td>6,122円</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月1日</td> <td>6,622円</td> <td>930円</td> <td>5,692円</td> <td>6,622円</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月1日</td> <td>7,122円</td> <td>1,000円</td> <td>6,122円</td> <td>7,122円</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月1日</td> <td>7,622円</td> <td>1,070円</td> <td>6,552円</td> <td>7,622円</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	地方のたばこ税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	国のたばこ税	現行	6,122円	860円	5,262円	6,122円	平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円	令和2年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円	令和3年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円	
	実施時期	地方のたばこ税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	国のたばこ税																						
	現行	6,122円	860円	5,262円	6,122円																						
	平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円																						
	令和2年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円																						
	令和3年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円																						
	(2) 「加熱式たばこ」の課税区分を新設した上で、加熱式たばこの「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数へ換算する方式とする(平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行する。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行の換算方法</th> <th>改正後の換算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>現行の換算本数×1.0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.8</td> <td>新換算本数×0.2</td> </tr> <tr> <td>令和元年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.6</td> <td>新換算本数×0.4</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.4</td> <td>新換算本数×0.6</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.2</td> <td>新換算本数×0.8</td> </tr> <tr> <td>令和4年10月1日</td> <td>—</td> <td>新換算本数×1.0</td> </tr> </tbody> </table>		現行の換算方法	改正後の換算方法	現行	現行の換算本数×1.0	—	平成30年10月1日	現行の換算本数×0.8	新換算本数×0.2	令和元年10月1日	現行の換算本数×0.6	新換算本数×0.4	令和2年10月1日	現行の換算本数×0.4	新換算本数×0.6	令和3年10月1日	現行の換算本数×0.2	新換算本数×0.8	令和4年10月1日	—	新換算本数×1.0				
		現行の換算方法	改正後の換算方法																								
	現行	現行の換算本数×1.0	—																								
平成30年10月1日	現行の換算本数×0.8	新換算本数×0.2																									
令和元年10月1日	現行の換算本数×0.6	新換算本数×0.4																									
令和2年10月1日	現行の換算本数×0.4	新換算本数×0.6																									
令和3年10月1日	現行の換算本数×0.2	新換算本数×0.8																									
令和4年10月1日	—	新換算本数×1.0																									

第25表 令和3年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額									
特別区民税 個人所得課税の見直し	(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替 給与所得控除・公的年金等控除の引下げとともに、基礎控除を同額引き上げる。	千円 (平年度) 445,200									
	<table border="1"> <tr> <td>給与所得控除・公的年金等控除</td> <td>△10万円</td> </tr> <tr> <td>基礎控除</td> <td>+10万円 (控除額：33万円→43万円)</td> </tr> </table>		給与所得控除・公的年金等控除	△10万円	基礎控除	+10万円 (控除額：33万円→43万円)					
	給与所得控除・公的年金等控除		△10万円								
	基礎控除		+10万円 (控除額：33万円→43万円)								
	※ ただし、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合、給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合には、10万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合には、10万円）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。（所得金額調整控除）										
	(2) 給与所得控除の見直し 給与所得控除の上限額が適用される給与収入を、現行の1,000万円（控除額220万円）から、次のとおり引き下げる。 （上記振替に伴う10万円引下げ分を含む。）										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度～令和2年度分</th> <th>令和3年度分以後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限が適用される給与収入</td> <td>1,000万円</td> <td>850万円</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除の上限額</td> <td>220万円</td> <td>195万円</td> </tr> </tbody> </table>			平成30年度～令和2年度分	令和3年度分以後	上限が適用される給与収入	1,000万円	850万円	給与所得控除の上限額	220万円	195万円
			平成30年度～令和2年度分	令和3年度分以後							
	上限が適用される給与収入		1,000万円	850万円							
	給与所得控除の上限額		220万円	195万円							
※ ただし、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する場合、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10％に相当する金額を、給与所得の金額から控除する。（所得金額調整控除）											
(3) 公的年金等控除の見直し											
① 公的年金等収入が1,000万円超の場合、控除額に上限を設定する。（上記振替に伴う10万円引下げ分を含む。）											
<table border="1"> <tr> <td>上限が適用される公的年金等収入</td> <td>1,000万円超</td> </tr> <tr> <td>公的年金等控除の上限額</td> <td>195.5万円</td> </tr> </table>	上限が適用される公的年金等収入	1,000万円超	公的年金等控除の上限額	195.5万円							
上限が適用される公的年金等収入	1,000万円超										
公的年金等控除の上限額	195.5万円										
② 公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の場合、控除額を引き下げる。											
<table border="1"> <tr> <td>公的年金等収入以外の所得金額</td> <td>公的年金等控除額</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>△10万円</td> </tr> <tr> <td>2,000万円超</td> <td>△20万円</td> </tr> </table>	公的年金等収入以外の所得金額	公的年金等控除額	1,000万円超	△10万円	2,000万円超	△20万円					
公的年金等収入以外の所得金額	公的年金等控除額										
1,000万円超	△10万円										
2,000万円超	△20万円										
(4) 基礎控除の見直し 合計所得金額2,400万円（給与収入2,595万円）超の所得割の納税義務者に係る基礎控除について、次のとおりとする。											
<table border="1"> <tr> <td>所得割の納税義務者の合計所得金額</td> <td>基礎控除の金額</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下 (給与収入2,595万円超2,645万円以下)</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下 (給与収入2,645万円超2,695万円以下)</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超 (給与収入2,695万円超)</td> <td>適用なし</td> </tr> </table>	所得割の納税義務者の合計所得金額	基礎控除の金額	2,400万円超2,450万円以下 (給与収入2,595万円超2,645万円以下)	29万円	2,450万円超2,500万円以下 (給与収入2,645万円超2,695万円以下)	15万円	2,500万円超 (給与収入2,695万円超)	適用なし			
所得割の納税義務者の合計所得金額	基礎控除の金額										
2,400万円超2,450万円以下 (給与収入2,595万円超2,645万円以下)	29万円										
2,450万円超2,500万円以下 (給与収入2,645万円超2,695万円以下)	15万円										
2,500万円超 (給与収入2,695万円超)	適用なし										

4 地方税法等の一部を改正する法律(平成31年3月29日法律第2号)による税制改正の内容

第26表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
特別区 住民税	住宅ローン控除の拡充	所得税における住宅借入金等特別控除の拡充に伴い、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合で消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年延長（現行10年→13年）し、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等×7%（最高13.65万円））の範囲内において、個人住民税額から控除する。	

第27表 令和2年度以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
特別区 住民税	ふるさと納税制度の見直し	過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税（特例控除）の対象外とすることができるよう、制度の見直しを行う。  ※ 令和元年6月1日以降に支出された寄附金について適用	

第28表 令和3年度以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
特別区 住民税	子どもの貧困に対応するための非課税措置	事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。  ※ 令和2年度税制改正により見直し（第16章第1節5第31表(3)を参照）	

第29表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額								
軽自動車 税環境 性能 割	軽自動車税環境性能割の税率の適用区分の見直し及び臨時的軽減	(1) 非課税又は1%もしくは2%の税率の適用区分について見直しを行う。  (2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、税率を1%分軽減する特例措置を講ずる。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>臨時的軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>1.0%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	税率	臨時的軽減	非課税	非課税	1.0%	非課税	2.0%	1.0%	
税率	臨時的軽減										
非課税	非課税										
1.0%	非課税										
2.0%	1.0%										



第30表 令和4年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																
軽自動車税種別割 グリーン化特例（軽課）の大幅見直し	<p>令和3年度及び令和4年度に新規取得した自家用乗用車に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定する。</p> <p style="text-align: center;">【改正前】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)</td> <td>75% 軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 +30%達成</td> <td>50% 軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 +10%達成</td> <td>25% 軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【改正後】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)</td> <td>75% 軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 +30%達成</td> <td>軽減 なし</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 +10%達成</td> <td>軽減 なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を2年延長する。（令和2年度新規取得分まで）</p>	区分	軽減率	電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減	2020年度基準 +30%達成	50% 軽減	2020年度基準 +10%達成	25% 軽減	区分	軽減率	電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減	2020年度基準 +30%達成	軽減 なし	2020年度基準 +10%達成	軽減 なし	
区分	軽減率																	
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減																	
2020年度基準 +30%達成	50% 軽減																	
2020年度基準 +10%達成	25% 軽減																	
区分	軽減率																	
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減																	
2020年度基準 +30%達成	軽減 なし																	
2020年度基準 +10%達成	軽減 なし																	

5 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年3月31日法律第5号)による税制改正の内容

第31表 令和3年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区住民税 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し	<p>(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置 現に婚姻をしていない者（寡婦又は寡夫である者を除く。）で生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有し、前年の合計所得金額が500万円以下である場合は、「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用する。</p> <p>(2) 寡婦（寡夫）控除の見直し ① 扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する寡婦の要件に、前年の合計所得金額が500万円以下であることを加える。 ② 現行の寡婦控除の特別加算を廃止する。 ③ その者と生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する寡婦（寡夫）に係る寡婦（寡夫）控除の控除額を30万円に引き上げる。</p> <p>(3) 個人住民税の人的非課税の見直し 現行（令和元年度改正後）の寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母）に対する個人住民税の人的非課税を見直し、上記見直し後のひとり親及び寡婦（ひとり親を除く）を対象とする（前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く）。</p> <p>※ (1)、(2)、(3)のいずれも、住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がある者は対象外とする。</p>	千円 (平年度) △37,000

第32表 令和2年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額								
特別区たばこ税 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し	<p>軽量な葉巻たばこの課税方式について、令和2年10月1日から2段階で見直しを行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>課税方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>葉巻たばこ1gを紙巻たばこ1本に換算</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月1日</td> <td>葉巻たばこ（1本当たりの重量が0.7g未満）1本を紙巻たばこ0.7本に換算</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月1日</td> <td>葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）1本を紙巻たばこ1本に換算</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	課税方式	現行	葉巻たばこ1gを紙巻たばこ1本に換算	令和2年10月1日	葉巻たばこ（1本当たりの重量が0.7g未満）1本を紙巻たばこ0.7本に換算	令和3年10月1日	葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）1本を紙巻たばこ1本に換算	
実施時期	課税方式									
現行	葉巻たばこ1gを紙巻たばこ1本に換算									
令和2年10月1日	葉巻たばこ（1本当たりの重量が0.7g未満）1本を紙巻たばこ0.7本に換算									
令和3年10月1日	葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）1本を紙巻たばこ1本に換算									

6 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年4月30日法律第26号)による税制改正の内容

第33表 令和2年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	<p>軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。</p>	

7 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年3月31日法律第7号)による税制改正の内容

第34表 令和3年1月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区民税 住宅ローン控除の特例の延長等	<p>所得税において以下の措置が講じられることに伴い、適用年の各年において、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等×7%（最高13.65万円））の範囲内で個人住民税額から控除する。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。</p> <p>※ 所得税における措置 控除期間13年の特例の適用期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者について面積要件を緩和する（50㎡以上→40㎡以上）。</p>	

第35表 令和3年4月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
軽自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減の延長	<p>(1) 軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。</p> <p>(2) 軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。</p>	

第36表 令和4年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																																																
軽自動車税種別割	<p>対象の重点化等を行った上で適用期限を2年間延長する。(令和3年度・令和4年度新規取得分)</p> <p>(1) 営業用乗用車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【改正前】</th> <th colspan="2">【改正後】</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td>75%</td> <td>電気自動車</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>軽減</td> <td>天然ガス自動車</td> <td>軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 +30%達成</td> <td>50% 軽減</td> <td>2030年度基準 90%達成</td> <td>50% 軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 +10%達成</td> <td>25% 軽減</td> <td>2030年度基準 70%達成</td> <td>25% 軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 軽貨物自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【改正前】</th> <th colspan="2">【改正後】</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td>75%</td> <td>電気自動車</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>軽減</td> <td>天然ガス自動車</td> <td>軽減</td> </tr> <tr> <td>2015年度基準 +35%達成</td> <td>50% 軽減</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2015年度基準 +15%達成</td> <td>25% 軽減</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【改正前】		【改正後】		区分	軽減率	区分	軽減率	電気自動車	75%	電気自動車	75%	天然ガス自動車	軽減	天然ガス自動車	軽減	2020年度基準 +30%達成	50% 軽減	2030年度基準 90%達成	50% 軽減	2020年度基準 +10%達成	25% 軽減	2030年度基準 70%達成	25% 軽減	【改正前】		【改正後】		区分	軽減率	区分	軽減率	電気自動車	75%	電気自動車	75%	天然ガス自動車	軽減	天然ガス自動車	軽減	2015年度基準 +35%達成	50% 軽減			2015年度基準 +15%達成	25% 軽減			
【改正前】		【改正後】																																																
区分	軽減率	区分	軽減率																																															
電気自動車	75%	電気自動車	75%																																															
天然ガス自動車	軽減	天然ガス自動車	軽減																																															
2020年度基準 +30%達成	50% 軽減	2030年度基準 90%達成	50% 軽減																																															
2020年度基準 +10%達成	25% 軽減	2030年度基準 70%達成	25% 軽減																																															
【改正前】		【改正後】																																																
区分	軽減率	区分	軽減率																																															
電気自動車	75%	電気自動車	75%																																															
天然ガス自動車	軽減	天然ガス自動車	軽減																																															
2015年度基準 +35%達成	50% 軽減																																																	
2015年度基準 +15%達成	25% 軽減																																																	

8 令和4年度の地方税法等の一部改正(令和4年3月改正予定分)による税制改正の内容

第37表 令和4年1月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額				
特別区民税	<p>所得税における住宅借入金等特別控除の延長・見直しに伴い、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について適用期限(令和3年12月31日)を令和7年12月31日まで4年延長する。</p> <p>なお、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年1月～令和7年12月</td> <td>所得税の課税総所得金額等 ×5%(最高9.75万円)</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	控除限度額	令和4年1月～令和7年12月	所得税の課税総所得金額等 ×5%(最高9.75万円)	
居住年	控除限度額					
令和4年1月～令和7年12月	所得税の課税総所得金額等 ×5%(最高9.75万円)					

## 第2節 その他の特別区の歳入に係る税制改正

- 1 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年8月22日法律第69号。以下「税制抜本改革法(地方)」という。）等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第86号）による税制改正の内容

※ 地方消費税率の引上げ時期等は、「税制抜本改革法(地方)」の一部改正（平成27年3月31日法律第2号）により平成29年4月1日施行とされていたが、令和元年10月1日に変更された。

第38表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
地方消費税率の引上げ (時期の変更)	(1) 消費税率10%への引上げ時期を変更し、第39表のとおりとする。  (2) 引上げ分の地方消費税収入（市町村交付金分を含む）については、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てる。  (3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付する（各年度の交付基準は第39表のとおり）。	

第39表 消費税、地方消費税率と区市町村交付基準の推移

	平成9年4月～	平成26年4月～	令和元年		令和2年4月～	令和3年4月～
			～9月	10月～		
国・地方消費税率	5%	8%		10%		
地方消費税	1% 〔消費税額の 100分の25〕	1.7% 〔消費税額の 63分の17〕		2.2% 〔消費税額の 78分の22〕		
うち 区市町村交付分	地方消費税納付額の2分の1					
地方消費税交付金 按分基準	2分の1を人口 2分の1を従業者数	(社会保障財源分) 12分の2を人口 (一般財源分) 12分の5を人口 12分の5を従業者数	(社会保障財源分) 17分の7を人口 (一般財源分) 17分の5を人口 17分の5を従業者数	(社会保障財源分) 21分の11を人口 (一般財源分) 21分の5を人口 21分の5を従業者数	(社会保障財源分) 22分の12を人口 (一般財源分) 22分の5を人口 22分の5を従業者数	

第40表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
消費税の軽減税率の導入 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	(1) 令和元年10月から軽減税率制度を導入  (2) 対象品目は、①酒類及び外食を除く飲食料品、②新聞の定期購読料  (3) 軽減税率は8%（国分：6.24%、地方分：1.76%）  (4) 令和5年10月から適格請求書等保存方式を導入。それまでは簡素な方法とするとともに、税額計算の特例を設ける。	

第41表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
自動車取得税の廃止及び環境性能割の導入 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	令和元年10月の消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ導入する。 都道府県は、自動車税環境性能割について、その税収から徴税に要する経費に相当する額を控除した額の100分の65を区市町村に交付するものとする。交付基準等は、現行の自動車取得税交付金の交付基準等と同一とする。	

第42表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
地方法人課税の偏在是正 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	(1) 消費税率10%段階において、地域間の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化  【法人住民税法人税割】 道府県民税 : 税率 3.2% → 1.0% (△2.2%) 市町村民税 : 税率 9.7% → 6.0% (△3.7%) ※ 令和元年10月1日以降開始の事業年度について適用する。  【地方法人税】 税率 4.4% → 10.3% (+5.9%) ※ 令和元年10月1日以降開始の事業年度について適用する。  (2) 地方法人特別税・譲与税を廃止し、全額法人事業税に還元するとともに、法人事業税の一部を都道府県が市町村に交付する法人事業税交付金を創設 (特別区相当分については、特別区財政調整交付金の財源とされる)  【法人事業税交付金の概要】 ・交付額 : 法人事業税額の5.4% (令和元、2年度は経過措置あり) ・交付基準 : 従業者数 (令和2年度～4年度は経過措置あり)	

2 地方税法等の一部を改正する法律(平成31年3月29日法律第2号)による税制改正の内容

第43表 令和元年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額								
自動車税環境性能割の税率の適用区分の見直し及び臨時的軽減	(1) 非課税又は1%もしくは2%の税率の適用区分について見直しを行う。  (2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、税率を1%分軽減する特例措置を講ずる。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する(区市町村交付相当分は区市町村へ直接交付)。  平成31年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割交付金に係る交付率を見直す。									
自動車税環境性能割交付金に係る交付率の見直し	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>令和元～3年度</th> <th>令和4年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村への交付率</td> <td>65%</td> <td>47%</td> <td>43%</td> </tr> </tbody> </table>		改正前	令和元～3年度	令和4年度～	市町村への交付率	65%	47%	43%	
	改正前	令和元～3年度	令和4年度～							
市町村への交付率	65%	47%	43%							

3 地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令(平成31年3月29日総務省令第38号)による  
税制改正の内容

第44表 令和元年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
地方消費税交付金	<p>清算に利用するサービス業対個人事業収入額について、平成24年経済センサス活動調査に基づき定める額から、平成28年経済センサス活動調査に基づき定める額に更新する。</p> <p>なお、更新に際して、当該調査の「総合リース業」等の欄の額を除外する。</p>	

4 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年3月29日法律第3号)による税制改正の内容

第45表 令和元年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																
森林環境税・譲与税の創設	<p>森林環境税(国税、令和6年度から課税)の収入額に相当する額を市町村及び都道府県に対して令和元年度から譲与する。</p> <p>※ 令和5年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応。</p> <p>譲与基準</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>市町村</td> <td>総額の9割に相当する額を私有林人口林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分 ※ 市町村の私有林人口林面積は、林野率により補正</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分</td> </tr> </table> <p>令和元年度から令和14年度までの間における森林環境譲与税の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度から令和6年度まで</td> <td>100分の80</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>令和7年度から令和10年度まで</td> <td>100分の85</td> <td>100分の15</td> </tr> <tr> <td>令和11年度から令和14年度まで</td> <td>100分の88</td> <td>100分の12</td> </tr> </tbody> </table>	市町村	総額の9割に相当する額を私有林人口林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分 ※ 市町村の私有林人口林面積は、林野率により補正	都道府県	総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分	期 間	市町村	都道府県	令和元年度から令和6年度まで	100分の80	100分の20	令和7年度から令和10年度まで	100分の85	100分の15	令和11年度から令和14年度まで	100分の88	100分の12	<p>千円</p> <p>(令和元年度)</p> <p>362,701</p>
市町村	総額の9割に相当する額を私有林人口林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分 ※ 市町村の私有林人口林面積は、林野率により補正																	
都道府県	総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分																	
期 間	市町村	都道府県																
令和元年度から令和6年度まで	100分の80	100分の20																
令和7年度から令和10年度まで	100分の85	100分の15																
令和11年度から令和14年度まで	100分の88	100分の12																

5 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年3月29日法律第4号)による税制改正の内容

第46表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額												
特 別 区 財 政 調 整 交 付 金  地方法人課税における新たな偏在是正措置	(1) 消費税率10%段階において復元される法人事業税(所得割・収入割)の一部(法人事業税の約3割)を分離し、特別法人事業税(国税)を創設する。 ・課税標準 : 法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分) ・主な税率区分 <table border="1" data-bbox="513 519 1262 815"> <thead> <tr> <th>主な税率区分</th> <th>法人事業税 (所得割・収入割) (復元後) (改正後)</th> <th>特別法人事業税 (創設)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金1億円超の普通法人</td> <td>3.6% ⇒ 1%</td> <td>税額の260%</td> </tr> <tr> <td>資本金1億円以下の普通法人等</td> <td>9.6% ⇒ 7%</td> <td>税額の37%</td> </tr> <tr> <td>収入金額課税対象法人</td> <td>1.3% ⇒ 1%</td> <td>税額の30%</td> </tr> </tbody> </table> ・賦課徴収 : 都道府県(法人事業税と併せて実施) ・国への払込み : 税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み ・適用期日 : 令和元年10月1日以降に開始する事業年度から適用 (2) 特別法人事業税の収入額を、用途を限定しない一般財源として都道府県に譲与する特別法人事業譲与税を創設する。 ・譲与基準等 : 「人口」を譲与基準とし、不交付団体に譲与制限(※)の仕組みを設ける。 ※ 当初算出額の25%を保障し、残余の75%を譲与しない(財源超過額を上限とする。) ・譲与開始時期 : 令和2年度 (3) 特別法人事業税の創設に伴い、法人事業税交付金の交付水準に変動が生じないよう、交付率を100分の7.7(現行(※)100分の5.4)に引き上げる。その際、交付金の算定基礎から、法人事業税の超過課税分を除く措置を講ずる。 ※ 「現行」とは、令和元年10月以降に適用することとされている交付率に関する規定	主な税率区分	法人事業税 (所得割・収入割) (復元後) (改正後)	特別法人事業税 (創設)	資本金1億円超の普通法人	3.6% ⇒ 1%	税額の260%	資本金1億円以下の普通法人等	9.6% ⇒ 7%	税額の37%	収入金額課税対象法人	1.3% ⇒ 1%	税額の30%	
	主な税率区分	法人事業税 (所得割・収入割) (復元後) (改正後)	特別法人事業税 (創設)											
資本金1億円超の普通法人	3.6% ⇒ 1%	税額の260%												
資本金1億円以下の普通法人等	9.6% ⇒ 7%	税額の37%												
収入金額課税対象法人	1.3% ⇒ 1%	税額の30%												

6 所得税法等の一部を改正する法律(平成 31 年 3 月 29 日法律第 6 号)による税制改正の内容

第 47 表 令和元年度以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
自動車重量 譲与税	自動車重量税におけるエコカー減税の軽減割合等の見直し	エコカー減税について、軽減割合の引下げや適用対象の縮小等の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。	千円
			(令和元年度) 175,657

7 地方税法等の一部を改正する法律(令和 2 年 3 月 31 日法律第 5 号)による税制改正の内容

第 48 表 令和 2 年度以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額												
森 林 環 境 譲 与 税	森林環境譲与税の見直し	(1) 令和 2 年度から令和 6 年度までの森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、各年度の譲与額を次のとおりとする。	千円												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">譲与額</th> </tr> <tr> <th>(改正前)</th> <th>(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度・令和 3 年度</td> <td>200 億円</td> <td>⇒ 400 億円</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度・令和 5 年度</td> <td>300 億円</td> <td>⇒ 500 億円</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> <td>森林環境税の収入額 に相当する額</td> <td>⇒ 左の額に 300 億円を 加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	年度	譲与額		(改正前)	(改正後)	令和 2 年度・令和 3 年度	200 億円	⇒ 400 億円	令和 4 年度・令和 5 年度	300 億円	⇒ 500 億円	令和 6 年度	森林環境税の収入額 に相当する額
年度	譲与額														
	(改正前)	(改正後)													
令和 2 年度・令和 3 年度	200 億円	⇒ 400 億円													
令和 4 年度・令和 5 年度	300 億円	⇒ 500 億円													
令和 6 年度	森林環境税の収入額 に相当する額	⇒ 左の額に 300 億円を 加算した額													
		(2) 森林環境譲与税の市町村及び都道府県への譲与割合を、次のとおりとする。													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区市町村</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度・令和 3 年度</td> <td>20 分の 17</td> <td>20 分の 3</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度・令和 5 年度</td> <td>25 分の 22</td> <td>25 分の 3</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> <td>10 分の 9</td> <td>10 分の 1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	区市町村	都道府県	令和 2 年度・令和 3 年度	20 分の 17	20 分の 3	令和 4 年度・令和 5 年度	25 分の 22	25 分の 3	令和 6 年度	10 分の 9	10 分の 1	
年度	区市町村	都道府県													
令和 2 年度・令和 3 年度	20 分の 17	20 分の 3													
令和 4 年度・令和 5 年度	25 分の 22	25 分の 3													
令和 6 年度	10 分の 9	10 分の 1													



8 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年4月30日法律第26号)による税制改正の内容

第49表 令和2年10月1日以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
環境性能割交付金	自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する(区市町村交付相当分は区市町村へ直接交付)。	

第50表 令和3年度以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額				
特別区財政調整交付金	中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置  生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充	<p>厳しい経営環境にある(※)中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1又はゼロとする。</p> <p>※ 令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて、</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>30%以上50%未満減少している者</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>50%以上減少している者</td> <td>ゼロ</td> </tr> </table> <p>適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。</p> <p>※ これらの措置に伴う減収については、新たに創設する「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」により全額を補填し、同交付金のうち、「固定資産税減収補填特別交付金」については、特別区財政調整交付金の財源とする(令和3年度から令和6年度)。</p>	30%以上50%未満減少している者	2分の1	50%以上減少している者	ゼロ	
30%以上50%未満減少している者	2分の1						
50%以上減少している者	ゼロ						

9 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年3月31日法律第7号)による税制改正の内容

第51表 令和3年4月1日以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
環境性能割交付金	自動車税環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減の延長	<p>(1) 軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税の対象から除外した上で、2年間（令和3年4月から令和5年3月まで）の激変緩和措置を講ずる。</p> <p>(2) 自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。</p> <p>なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する（区市町村交付相当分は区市町村へ直接交付）。</p>	

第52表 令和3年度以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
特別区財政調整交付金	<p>固定資産税（土地）の負担調整措置</p> <p>生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の延長</p>	<p>令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。</p> <p>生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の適用期限を2年延長し、令和5年3月31日までに取得した資産を対象とする。</p> <p>なお、この措置に伴う減収については、「固定資産税減収補填特別交付金」により全額を補填し、特別区財政調整交付金の財源とする（令和3年度から令和8年度までに延長）。</p>	

## 第 2 部

# 基 準 財 政 需 要 額



# 第1章 概要

令和4年度都区財政調整については、令和4年2月1日開催の都区協議会において、「令和4年度都区財政調整方針及び同見込」（第4部資料編参照）が決定された。

基準財政需要額については、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、合理的かつ適正な方法により標準算定を行うものとされた。

本年度の改正点は、次のとおりである。

## 1 経常的経費

(1) 次の経費等について、新たに算定した。

### ア 民生費

【単位費用】 【態容補正】 国民健康保険事業助成費（子どもに係る国民健康保険料の均等割額の減額措置）

### イ 衛生費

住宅宿泊事業費

### ウ 土木費

建築行政費（防火設備定期検査報告に係る予備審査等業務委託）

### エ 教育費

【小・中学校費】 学校運営費（学校給食牛乳紙パックリサイクル回収事業費）、【小・中学校費】 学校運営費（教育用コンピュータ運用保守経費）、【小・中学校費】 学校運営費（授業目的公衆送信補償金）、【小・中学校費】 学校運営費（学校諸室冷房設備整備費）、【小・中学校費】 学校運営費（学校図書館システム運営費）、【中学校費】 学校職員費（部活動指導員報酬）

(2) 次の経費等について、算定の充実を図った。

### ア 議会総務費

住民基本台帳ネットワークシステム運営費、会計管理費（預金利子）

### イ 民生費

生活困窮者自立支援事業費（被保護者就労準備支援事業等）、私立保育所施設型給付費等、【態容補正】 私立認定こども園施設型給付費等

### ウ 衛生費

母子保健指導費（両親学級）

### エ 教育費

私立幼稚園施設型給付費、【態容補正】 私立認定こども園施設型給付費等

- (3) 次の経費等について、算定内容を見直した。
- ・ 民生費  
女性福祉資金貸付金、老人クラブ助成事業費、保育室運営費等事業費
- (4) 次の経費等について、算定の改善等を行った。
- ア 議会総務費  
企画調査費、住居表示管理費
  - イ 民生費  
放課後児童クラブ事業費
  - ウ 教育費  
【小・中学校費】学校運営費（防犯ブザー）、35人学級への対応
- (5) その他
- ア その他諸費  
都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定
  - イ その他、物騰等による所要の単価改定を行った。

## 2 投資的経費

- (1) 次の経費等について、新たに算定した。
- ・ 土木費  
【態容補正】都市整備費（防災生活道路整備・不燃化促進事業）
- (2) 次の経費等について、算定の改善等を行った。
- ア 民生費  
放課後児童クラブ事業費
  - イ 清掃費  
清掃工場その他施設
- (3) その他
- ア 教育費  
義務教育施設の新築・増築等に係る元利償還金相当額の前倒し算定、公共施設改築工事費の臨時算定
  - イ その他、物騰等による所要の単価改定を行った。

## 第2章 経常的経費に係る単価等

### 第1節 主な統一単価

1 給与費に係る標準給		7,613,377円						
2 時間外勤務手当		2,870円						
3 普通旅費	{ <table> <tr> <td>近接地内</td> <td>511円</td> </tr> <tr> <td>近接地外</td> <td>39,800円</td> </tr> <tr> <td>研修旅費</td> <td>494円</td> </tr> </table> }	近接地内	511円	近接地外	39,800円	研修旅費	494円	
近接地内		511円						
近接地外		39,800円						
研修旅費	494円							

### 第2節 給与費に係る標準給の改定内容

#### 第1項 本年度改定内容

給与費に係る標準給 (7,613,377円)

- (1) 職員共済組合事業主負担金等の負担率を変更した。
- (2) 令和4年度給与改定経費は見込んでいない。

#### 第2項 積算等

職層別区分	標準給料		職層別標準給	職員構成比	統合標準給
	級号給	月額			
部長級	行(一) 6-056	494,100円	15,222,419円	0.0081859018	7,613,377円
課長級	行(一) 5-068	430,700円	12,936,538円	0.0259697736	
職員A	行(一) 3-089	385,400円	9,732,628円	0.1997632910	
職員B	行(一) 2-057	302,800円	7,663,513円	0.3048353099	
職員C	行(一) 1-063	240,700円	6,080,338円	0.3199707013	
技能系	行(二) 2-053	287,000円	7,272,926円	0.1007241112	
フルタイム再任用	行(一) 2	231,800円	4,793,715円	0.0405509112	

注1) 職層別区分

部長級、課長級、職員A(係長級)、職員B(主任)、職員C(係員)、技能系及びフルタイム再任用とした。

注2) 標準給料

行政職給料表(一)及び(二)による。

注3) 統合標準給の積算

「職層別標準給×職層別職員構成比」の累計

### 第3節 行政費目ごとの標準職員数一覧

経費の種類	測定単位	標準職員数			経費の種類	測定単位	標準職員数				
		計	比例人員	固定人員			計	比例人員	固定人員		
議会総務費	人口	456.23	258.71	197.52	生活経済費	人口	5.10	0.50	4.60		
民生費	社会福祉費	人口	117.25	109.45	7.80	経済労働費	産業経済費	事業所数	17.90	8.90	9.00
	老人福祉費	65歳以上人口	64.92	47.03	17.89		土木費	建築公害費	人口	93.00	56.56
	生活保護費	被保護者数	39.05	27.24	11.81	都市整備費		人口	41.00	35.32	5.68
	児童福祉費	18歳未満人口	126.35	92.00	34.35	道橋りょう費	道路面積	49.00	42.93	6.07	
区立保育所入所児童数		457.00	457.00	—	公園費		公園面積	18.35	3.79	14.56	
国民健康保険事業助成費	被保険者数	54.00	33.69	20.31	教育費	小学校費	学校数	87.00	87.00	—	
	後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	8.00	2.05		5.95	中学校費	学校数	33.00	33.00	—
衛生費	人口	129.37	82.12	47.25	育費	その他の教育費	児童生徒数	84.33	47.88	36.45	
清掃費	清掃総務費	人口	18.19	11.52			6.67	幼稚園数	57.75	57.75	—
	収集作業費	人口	124.79	106.87		17.92	人口	53.20	32.63	20.57	
費	収集車両費	人口	9.00	9.00	—	標準区職員数			2,188.58	1,687.74	500.84
	処理処分費	人口	44.80	44.80	—						



## 第3章 投資的経費に係る単価等

### 第1節 各種単価の設定

#### 1 単価設定

建築工事単価については、毎年度、物騰率を乗じて設定しているが、東日本大震災の復興需要やオリンピック・パラリンピックの需要に伴う工事費の高騰に対応するため、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を、令和2年度から4年度まで臨時的に反映した単価とした。

#### 2 建築単価

区分	単価	内容説明	明
工 事 単 価	新設 338,100円/㎡	・主体、主体設備、特殊付帯工事費等	286,700円/㎡
		・通常の基礎工事	17,500円/㎡
改 築 単 価	355,000円/㎡ (公衆便所 792,200円/㎡)	新設工事費+解体工事費	
		大規模 改修 (公衆便所 9,300円/㎡)	7,500円/㎡
改修 単 価	9,300円/㎡		

注1) 特殊付帯工事には、冷暖房設備、変電設備、昇降機、外構工事等を含む。

注2) 通常の基礎工事とは普通の支持力で支持層15mまで(全区に算入される)。

注3) 初度調弁費は、主体、主体設備、特殊付帯、通常の基礎工事費の50/1,000。

#### 3 用地単価

456,000円/㎡ → 東京都基準地価格調査(令和3年7月1日)による区部住宅地の対前年変動率を乗じて設定

#### 4 その他単価

##### (1) 道路改良・ガードパイプ取替及び橋りょう架替単価

##### ア 道路改良単価の決定

##### (7) 幅員の設定基準

- ① 4.5m未満は、表層AC 4cm、上層路盤AS 5cm、下層路盤M10cm、C 15cm
  - ② 4.5m以上は、アスファルト・コンクリート舗装
    - ・4.5m以上～6.5m未満 表層AC 5cm、基層AC 5cm、上層路盤M10cm、下層路盤C 20cm
    - ・6.5m以上～8.5m未満 表層AC 5cm、基層AC 10cm、上層路盤M10cm、下層路盤C 30cm
    - ・8.5m以上 表層AC 5cm、基層AC 20cm、上層路盤M15cm、下層路盤C 20cm
- |    |              |   |             |
|----|--------------|---|-------------|
| AC | アスファルト混合物層   | M | 粒度調整碎石層     |
| AS | アスファルト処理混合物層 | C | クラッシャーラン碎石層 |
- ③ CBR (舗装厚決定基準) 3%

(イ) 車道改良単価及び歩道込修正単価

幅員	4.5m未満	4.5m以上6.5m未満 (平均5.5m)	6.5m以上8.5m未満 (平均7.5m)	8.5m以上 (平均14.0m)
単価	17,300円/㎡	18,600円/㎡	25,500円/㎡	32,100円/㎡
歩道込修正単価	歩道の有無	無	無	片側 (1.5m)
	修正単価	17,300円/㎡	18,600円/㎡	21,200円/㎡
				両側 (1.5m × 2)
				26,100円/㎡

注) 歩道込修正単価の算出方法

$$\text{歩道込修正単価} = \frac{\text{車道単価} \times \text{車道幅員} + \text{歩道単価} \times \text{歩道幅員}}{\text{道路平均幅員}}$$

6.5m以上～8.5m未満の場合

$$\frac{25,500\text{円}/\text{㎡} \times 6.0\text{m} + 4,000\text{円}/\text{㎡} \times 1.5\text{m}}{7.5\text{m}} \approx 21,200\text{円}/\text{㎡}$$

8.5m以上の場合

$$\frac{32,100\text{円}/\text{㎡} \times 11.0\text{m} + 4,000\text{円}/\text{㎡} \times 3.0\text{m}}{14.0\text{m}} \approx 26,100\text{円}/\text{㎡}$$

イ ガードパイプ取替・橋りょう架替

区分	単価	備考	
ガードパイプ	18,200円/m		
橋りょう	鋼橋	446,900円/㎡	設計委託料4%含む
	木橋・コンクリート橋	245,700円/㎡	〃

(2) 公園造成単価

<一般公園>

区分	単価
造成工事	32,480円/㎡
設計委託料	520円/㎡
計	33,000円/㎡

注) 造成工事には、整地、芝張、植栽、外柵等を含む。

## (3) 義務教育施設建設単価等

項 目	符号	単 価	内 容 説 明	備考	
校舎建設単価 基準面積 小： 5,900㎡ 養： 1,800㎡ 中： 6,198㎡	小 B	247,500円/㎡	主体付帯工事費	192,500円/㎡	
	C		基礎工事費	13,400円/㎡	
	養 B		変電施設	4,500円/㎡	
			C	設計、工事監理委託料	
	中 B		校具費	5,200円/㎡	
			C	その他工事費	
新設校校具費	小 D	45,235,000円/校			
	養 D				
	中 D	57,843,000円/校			
給食室設置経費	小 E	156,698,000円/校		ドライシステム	
	養 E	146,188,000円/校			
	中 E				
新設校活性汚泥槽経費	小 ー	43,176,000円/校		下水道未普及地域	
	養 F				
	中 ー				
鉄筋校舎取壊し経費	小 F	17,300円/㎡			
	中 F				
工事用仮設校舎経費	小 G	28,600円/㎡			
	中 G				
防火戸設置経費	小 H	1,021,000円/戸			
	養 G				
	中 H				
屋内運動場建設単価 基準面積 小： 1,215㎡ 養： 629㎡ 中： 1,138㎡	小 J	281,900円/㎡	主体付帯工事費	219,800円/㎡	
	養 I		基礎工事費	13,900円/㎡	
			変電施設	1,400円/㎡	
			設計、工事監理委託料	41,100円/㎡	
中 J	校具費	5,700円/㎡			
屋内運動場取壊し経費	小 ー	15,700円/㎡			
	養 ー				
	中 ー				
寄宿舎建設単価	養 K	270,000円/㎡			

項 目	符 号	単 価	内 容 説 明		備 考	
学校プール建設単価 基準面積 小： 250㎡ 養： 200㎡ 中： 300㎡	小	L	295,300円/㎡	主体付帯工事費	222,300円/㎡	
	養	M		基礎工事費	10,000円/㎡	
	中	L		設計、工事監理委託料	63,000円/㎡	
学校プール内蔵経費	小	M	36,800円/㎡			
	養	N				
	中	M				
学校プール取壊し経費	小	—	22,100円/㎡			
	養	—				
	中	—				
武道場建設経費	中	—	281,900円/㎡	建設単価	基準面積 柔剣道場：450㎡ 剣道場：300㎡ 柔道場：250㎡	
	中	—	15,300円/㎡	取壊し経費		
	中	—	800,000円/校	大規模改修経費		
大規模改修経費	小	—	23,486,000円/校	校舎	16,567,000円/校	
				給食室	1,459,000円/校	
				屋内運動場	2,620,000円/校	
				プール	603,000円/校	
				校庭	1,634,000円/校	
				フェンス	603,000円/校	
	養	—	12,865,000円/校	校舎	7,182,000円/校	
				給食室	1,460,000円/校	
				屋内運動場	1,478,000円/校	
中	—	24,956,000円/校	プール	508,000円/校		
			校庭	1,634,000円/校		
			フェンス	603,000円/校		
中	—	24,956,000円/校	校舎	17,432,000円/校		
			給食室	1,460,000円/校		
			屋内運動場	2,475,000円/校		
			プール	659,000円/校		
			校庭	2,249,000円/校		
			フェンス	681,000円/校		

注) 項目欄中「小」とは小学校費を、「養」とは小学校費（特別支援学校及び養護学園・態容補正）を、「中」とは中学校費をいう。

また、符号欄について、「小」は小学校費の態容補正（Ⅱ）、「養」は小学校費の態容補正（Ⅳ）、「中」は中学校費の態容補正（Ⅱ）の、それぞれの算式における符号と一致する。

## 第2節 所要経費の積算の考え方

区 分		積 算 式
新 設 経 費	工 事 費	単 価 × 標 準 事 業 規 模 × 標 準 区 事 業 量 338,100円/㎡ a ㎡ b か所
	用 地 費	単 価 × 標 準 事 業 規 模 × 標 準 区 事 業 量 456,000円/㎡ a ㎡ b か所
改 築 経 費	工 事 費	単 価 × 耐 用 年 数 × 標 準 事 業 規 模 355,000円/㎡ 1/50 ㎡
大規模改修経費	工 事 費	単 価 × 標 準 事 業 規 模 7,500円/㎡ ㎡

注) 改築経費の考え方(参考)

改築経費については、減価償却方式(定額法)に準じ算定する。

$$(A \text{円}/\text{m}^2 \times \text{m}^2) \times 1/50 \div \text{年間償却額} ※$$

↓

調 達 価 額

↓

耐用年数

※  $\left[ \begin{array}{l} \cdot \text{耐用年数を50年とする。} \\ \cdot \text{地方公営企業法施行規則別表の定め、事務用RC造り。} \end{array} \right]$

- ・経費ごとに算定される改築経費(例えば50か所分)を全額投入すれば、当該年度に1か所の改築(既存施設の取り壊し・建設)が可能となる。
- ・現況数の少ない経費は積み立てて投入され、一定の期間ごとに改築可能とする。

## 第3節 特定財源の積算の考え方

区 分	積 算 式	備 考
国 庫 支 出 金	補助単価 × 標準規模 × 補助率 × 国庫採択見込率 × 標準区事業量 x 円 y ㎡ 1/α Z/100 p 所	※ 国庫採択見込率 国庫採択実績見込量 標準区事業量
都 支 出 金	同 上	同 上
特 別 区 債	工事単価 × 標準規模 × 充当率 × 許可見込率 × 標準区事業量	※ 許可見込率 許可見込事業量 標準区事業量
公 園 用 地	用地単価 × 標準区数量 × 充当率 × 許可見込率	同 上

## 第4節 建設工事単価に係る物騰率の算出方法

### 1 建築工事関係

#### (1) 物価構成比の上昇率

区 分	令和 2年4月	令和2年5月		令和2年6月		令和2年7月		令和2年8月	
		4→5月 上昇率	構 成 比	5→6月 上昇率	構 成 比	6→7月 上昇率	構 成 比	7→8月 上昇率	構 成 比
資 材 費	30.13	0.993	29.93	0.998	29.87	1.001	29.91	0.999	29.88
労 務 費	62.17	0.974	60.56	0.973	58.92	1.039	61.22	0.990	60.61
共通経費	7.70	1.002	7.71	1.000	7.71	1.002	7.73	0.993	7.67
計	100.00	0.982	98.20	0.983	96.50	1.024	98.85	0.993	98.16
令和2年9月		令和2年10月		令和2年11月		令和2年12月		令和3年1月	
8→9月 上昇率	構 成 比	9→10月 上昇率	構 成 比	10→11月 上昇率	構 成 比	11→12月 上昇率	構 成 比	12→1月 上昇率	構 成 比
0.999	29.85	1.000	29.84	1.004	29.96	1.007	30.16	1.015	30.61
0.980	59.40	1.008	59.87	0.968	57.96	1.055	61.14	1.039	63.53
1.000	7.67	0.999	7.66	0.999	7.66	1.000	7.66	1.006	7.70
0.987	96.92	1.005	97.38	0.981	95.57	1.035	98.96	1.029	101.84
令和3年2月		令和3年3月		令和3年4月		令和3年5月		令和3年6月	
1→2月 上昇率	構 成 比	2→3月 上昇率	構 成 比	3→4月 上昇率	構 成 比	4→5月 上昇率	構 成 比	5→6月 上昇率	構 成 比
1.008	30.85	1.008	31.11	1.014	31.54	1.019	32.15	1.034	33.23
0.945	60.03	1.007	60.45	1.014	61.30	0.987	60.50	0.970	58.69
1.000	7.70	1.001	7.71	0.996	7.68	1.003	7.70	1.001	7.71
0.968	98.59	1.007	99.27	1.013	100.52	0.998	100.35	0.993	99.62

注1) 資材費の上昇率は、日銀企業物価指数及び総務省消費者物価指数による。

注2) 労務費の上昇率は、厚生労働省毎月勤労統計の建設業の給与による。

注3) 共通経費の上昇率は、総務省消費者物価指数による。

#### (2) 令和3年4月 → 令和4年4月上昇率推計

<  $Y = m t + b$  の一次直線により、回帰式を求める。 >

令和2年4月の構成比を100として各時点を指数化し、次式に代入して解く。

$$\begin{cases} \sum Y = n b + m \sum t \cdots \cdots \textcircled{1} \\ \sum t Y = b \sum t + m \sum t^2 \cdots \cdots \textcircled{2} \end{cases}$$

$$\textcircled{1} \text{より、} 15b = 1480.73 \quad \therefore b = 98.72 \quad \cdots \cdots \textcircled{3}$$

$$\textcircled{2} \text{より、} 280m = 44.73 \quad \therefore m = 0.16 \quad \cdots \cdots \textcircled{4}$$

$$\textcircled{3} \text{及び} \textcircled{4} \text{を} Y = m t + b \text{に代入} \quad Y = 0.16 t + 98.72 \quad \cdots \cdots \textcircled{5}$$

令和2年4月を  $t = -7$  としたので令和4年4月は  $t = 17$   $Y = 0.16 \times 17 + 98.72 = 101.44$

よって、令和3年4月→令和4年4月の上昇率は、 $\left( \frac{101.44}{100.52} - 1 \right) \times 100 \approx 0.9\%$

## 2 土木工事関係

### (1) 物価構成比の上昇率

区分	令和2年4月	令和2年5月		令和2年6月		令和2年7月		令和2年8月	
		4→5月上昇率	構成比	5→6月上昇率	構成比	6→7月上昇率	構成比	7→8月上昇率	構成比
資材費	42.32	0.999	42.28	1.001	42.34	1.000	42.34	1.005	42.54
労務費	42.72	0.974	41.61	0.973	40.48	1.039	42.06	0.990	41.64
共通経費	14.97	1.002	15.00	1.000	15.00	1.002	15.03	0.993	14.92
計	100.00	0.989	98.89	0.989	97.82	1.016	99.43	0.997	99.10
令和2年9月		令和2年10月		令和2年11月		令和2年12月		令和3年1月	
8→9月上昇率	構成比	9→10月上昇率	構成比	10→11月上昇率	構成比	11→12月上昇率	構成比	12→1月上昇率	構成比
1.000	42.54	0.999	42.52	1.001	42.55	1.002	42.64	1.008	42.96
0.980	40.81	1.008	41.14	0.968	39.82	1.055	42.01	1.039	43.65
1.000	14.92	0.999	14.91	0.999	14.89	1.000	14.89	1.006	14.98
0.992	98.27	1.003	98.56	0.987	97.26	1.023	99.54	1.021	101.59
令和3年2月		令和3年3月		令和3年4月		令和3年5月		令和3年6月	
1→2月上昇率	構成比	2→3月上昇率	構成比	3→4月上昇率	構成比	4→5月上昇率	構成比	5→6月上昇率	構成比
1.007	43.27	1.002	43.35	1.004	43.54	1.004	43.70	1.011	44.17
0.945	41.25	1.007	41.54	1.014	42.12	0.987	41.57	0.970	40.32
1.000	14.98	1.001	15.00	0.996	14.94	1.003	14.98	1.001	15.00
0.979	99.50	1.004	99.88	1.007	100.59	0.997	100.25	0.992	99.48

注1)～注3) 前頁建築工事関係と同様。

### (2) 令和3年4月 → 令和4年4月上昇率推計

前頁建築工事関係の上昇率推計と同様の方法による。

令和4年4月 (t=17) は、 $Y=0.10 \times 17 + 99.34 = 101.04$

よって、令和3年4月→令和4年4月の上昇率は、 $\left( \frac{101.04}{100.59} - 1 \right) \times 100 \approx 0.4\%$

## 第5節 行政費目ごとの標準事業規模一覧

経費の種類		測定単位	施設	標準事業規模	
議会総務費		人口	地域交流施設	m <sup>2</sup> 25,994	
民生費	社会福祉費	人口	心身障害者福祉施設	10,620	
	老人福祉費	65歳以上人口	高齢者福祉施設	18,250	
	児童福祉費	15歳未満人口	児童福祉施設	35,902	
衛生費		人口	保健衛生施設	7,100	
清掃費	収集作業費	人口	清掃事務所・事業所	4,000	
		人口	車庫	1,800	
経労働済費	生活経済費	人口	消費者及び商工振興施設	3,200	
土木費	建築公害費	人口	区営住宅	28,280	
	道路橋りょう費	道路面積	公衆便所（道路）	270	
	公園費	人口	公園（新設工事費）	1,500	
			公園（新設用地費）	400	
			公園（改修工事費）	300,000	
			公衆便所（公園）	2,160	
教育費	小学校費	学校数	小学校 (1校あたり)	校舎	5,900
				給食室	319
				屋内運動場	1,215
				プール	630
				校庭	4,000
				フェンス	670
	中学校費	学校数	中学校 (1校あたり)	校舎	6,198
				給食室	266
				屋内運動場	1,138
				プール	700
				校庭	5,600
				フェンス	756
	その他の教育費	児童生徒数	校外施設	6,000	
		園児数	幼稚園	10,875	
		人口	生涯学習関連施設	35,300	
各種運動施設			136,220		



## 第4章 標準行政規模等一覧表

経費の種類		測定単位		測定単位の標準区数値			
		経常的経費	投資的経費				
議会総務費		人	口	人	口	350,000人	
民 生 費	社会福祉費	人	口	人	口	350,000人	
	老人福祉費	65歳以上人口	65歳以上人口	65歳以上人口	65歳以上人口	63,000人	
	生活保護費	被保護者数	—	被保護者数	被保護者数	7,600人	
	児童福祉費	18歳未満人口	—	—	18歳未満人口	18歳未満人口	47,000人
		区立保育所入所児童数	—	—	区立保育所入所児童数	区立保育所入所児童数	3,400人
		私立保育所入所児童数	—	—	私立保育所入所児童数	私立保育所入所児童数	1,100人
	—	—	15歳未満人口	15歳未満人口	15歳未満人口	38,000人	
国民健康保険費	被保険者数	—	—	被保険者数	被保険者数	113,780人	
国民健康保険後期高齢者医療制度費	被保険者数	—	—	被保険者数	被保険者数	34,000人	
衛生費		人	口	人	口	350,000人	
清掃費	清掃総務費	人	口	—	—	350,000人	
	収集作業費	人	口	人	口	350,000人	
	収集車両費	人	口	—	—	350,000人	
	処理処分費	人	口	人	口	350,000人	
経労働費	生活経済費	人	口	人	口	350,000人	
	産業経済費	事業所数	—	—	事業所数	12,000箇所	
土木費	建築公害費	人	口	人	口	350,000人	
	都市整備費	人	口	人	口	350,000人	
	道路橋りょう費	道路面積	道路面積	道路面積	道路面積	2,322,000㎡	
	公園費	公園面積	—	公園面積	公園面積	300,000㎡	
—	—	—	人	口	口	350,000人	
教 育 費	小学校費	児童数	—	児童数	児童数	22,950人	
		学級数	—	学級数	学級数	612学級	
		学校数	—	学校数	学校数	34校	
	中学校費	生徒数	—	—	生徒数	生徒数	10,800人
		学級数	—	—	学級数	学級数	270学級
	—	—	—	—	学校数	学校数	18校
その他の教育費	児童生徒数	児童生徒数	児童生徒数	児童生徒数	児童生徒数	33,750人	
	幼稚園数	—	—	幼稚園数	幼稚園数	15箇所	
	—	—	園児数	園児数	園児数	1,800人	
—	—	—	—	人	口	350,000人	
その他諸費	公債費	元	元	元	元	元	
	財産費	年度支払額	—	—	—	年度支払額	
	その他行政費	人	口	—	—	人	口

## 第5章 単位費用積算基礎

### 第1節 経常的経費

#### 第1項 議会総務費

##### I 議会総務費の概要

###### 1 単位費用算定の概要

- (1) 議会総務費は、測定単位「人口」により、次の経費を算定した。
  - ア 区議会議員の報酬、費用弁償等の区議会運営費及び区議会事務局運営に要する経費
  - イ 一般管理事務費、企画調査費、財産管理費、電子計算事務費、総合行政ネットワーク運営経費及び都区市町村電子自治体共同運営システム経費等
  - ウ 人事委員会費、特別区協議会分担金、特別区長会事務局分担金、特別区議会議長会事務局分担金、全国区長会負担金及び全国市議会議長会負担金
  - エ 広報広聴費、災害対策費、国民保護法関連事業経費及び安全安心まちづくり推進事業費等
  - オ 区長・副区長・教育長に係る給料・職員手当・共済費、職員研修費及び庁舎維持管理費等
  - カ 住民基本台帳整備費、住居表示管理費、出張所管理運営費、文化振興事業費及び男女共同参画事業費等
  - キ 都民税及び特別区税の賦課徴収に要する経費
  - ク 選挙管理委員会費、選挙常時啓発普及費、区長及び区議会議員選挙の執行費並びに区長及び区議会議員選挙の公営費
  - ケ 監査委員の給料、報酬その他監査事務局の事務に要する経費等
  - コ 特別区職員の退職手当に要する経費
  - サ 再任用（短時間）職員給与に要する経費
- (2) 標準区の行政規模は人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を10,192,271,869円、特定財源を1,096,684,500円と見込み、差引一般財源所要額を9,095,587,369円と算定した。

この結果、単位費用を25,987円とした。

###### 2 本年度改定内容

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステムの運営に要する経費について、算定の充実を図った。
- (2) 歳計現金等の運用による預金利子収入について、算定の充実を図った。
- (3) 企画立案に資する調査、計画に係る経費について、算定内容を見直した。
- (4) 住居表示の事務に係る経費について、算定内容を見直した。
- (5) その他、所要の単価改定等を行った。

##### II 積算の内容

次頁より

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口		
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 経 費	議会運営費	報酬	440,729,086	特別職非常勤職員			
			円				
			議長	$916,500円 \times 12月 + 916,500円 \times \frac{145}{100} \times 3.70月 = 15,915,023円$			
			副議長	$786,100円 \times 12月 + 786,100円 \times \frac{145}{100} \times 3.70月 = 13,650,627円$			
			委員長	$(656,200円 \times 12月 + 656,200円 \times \frac{145}{100} \times 3.70月) \times 8人 = 91,159,304円$			
			委員長（予算特別委員会・決算特別委員会）	$\{ (656,200円 \times 2月 + 656,200円 \times \frac{145}{100} \times 3.70月 \times 0.15) + (607,700円 \times 10月 + 607,700円 \times \frac{145}{100} \times 3.70月 \times 0.85) \} \times 2人 = 21,377,482円$			
			副委員長	$(629,500円 \times 12月 + 629,500円 \times \frac{145}{100} \times 3.70月) \times 8人 = 87,450,144円$			
			副委員長（予算特別委員会・決算特別委員会）	$\{ (629,500円 \times 2月 + 629,500円 \times \frac{145}{100} \times 3.70月 \times 0.15) + (607,700円 \times 10月 + 607,700円 \times \frac{145}{100} \times 3.70月 \times 0.85) \} \times 2人 = 21,227,708円$			
			議員	$(607,700円 \times 12月 + 607,700円 \times \frac{145}{100} \times 3.70月) \times 18人 = 189,948,798円$			
			共済費	98,900,800	地方議会議員共済会給付費負担金	$610,000円 \times \frac{33.6}{100} \times 12月 \times 40人 = 98,380,800円$	
					地方議会議員共済会事務負担金	$13,000円 \times 40人 = 520,000円$	
				災害補償費	661,094		$440,729,086円 \times \frac{1.5}{1,000} = 661,094円$
	旅費	6,915,900	費用弁償				
			議長、副議長	691,500円			
			議員	@163,800円 × 38人 = 6,224,400円			
	交際費	967,000	議長交際費	967,000円			
	需用費	1,388,100	議員人頭割				
			消耗品費	485,900円			
			印刷製本費	416,300円			
			会議費	485,900円			

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 准 的	議会 （議会 運営費）	負担金補助 及び交付金	980,000	議長会・委員長会等分担金 980,000円		
		計	550,541,980			
	区 議 事 務 局 運 営 費	給与費	106,587,278	@7,613,377円 × 14.0人 = 106,587,278円		
		職員手当等	1,719,130	時間外勤務手当 @2,870円 × 599時間 = 1,719,130円		
		旅費	269,576	普通旅費		
				<ul style="list-style-type: none"> <li>近接地内 @511円 × 18回 × 12月 = 110,376円</li> <li>近接地外 @39,800円 × 4回 = 159,200円</li> </ul>		
		需用費	683,300	消耗品費 683,300円		
		役務費	11,027,700	通信運搬費 341,200円		
				新聞折込・配布委託 3,748,000円		
		委託料	10,259,000	議会公開システム保守 2,239,100円		
区議会だより作成委託 8,019,900円						
使用料及び 賃借料		1,652,600	自動車借上料 226,800円			
	システム機器リース料 1,425,800円					
備品購入費	352,400	図書購入及び一般事務用 352,400円				
計	132,550,984					
小計	683,092,964					
経 務 管 理 費	一般管理 事務費	報酬	19,650,750	会計年度任用職員 @11,229円 × 1,750人 = 19,650,750円		
		給与費	2,666,433,027	@7,613,377円 × 350.23人 = 2,666,433,027円		
	職員手当等	28,818,690	宿日直手当			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>土・日・休日 @6,000円 × 232日</li> <li>平日 @6,000円 × 243日</li> <li>年末年始 @6,000円 × 12日</li> </ul>	2,922,000円 × 3人 = 8,766,000円		
			時間外勤務手当 @2,870円 × 6,987時間 = 20,052,690円			
	災害補償費	1,001,435	職員公務災害見舞金 1,001,435円			
	報償費	1,557,000	1,557,000円			
	旅費	5,125,648	普通旅費			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>近接地内 @511円 × 414回 × 12月 = 2,538,648円</li> <li>近接地外 @39,800円 × 65回 = 2,587,000円</li> </ul>			
	交際費	2,450,000	2,450,000円			

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 務	〔一般管理 事務費〕 需用費	円					
		31,762,100	消耗品費	20,569,600円			
			印刷製本費	8,152,500円			
			会議費	1,005,800円			
			修繕料	2,034,200円			
		役務費	14,960,000	郵便料	2,820,000円		
				電話料	12,140,000円		
		使用料及び 賃借料	33,999,900	ファクシミリ賃借料（含保守等）	24,842,000円		
				自動車、会場借上料	1,198,400円		
				職員情報システムリース料	7,959,500円		
	備品購入費	15,563,100	一般事務用	15,563,100円			
	負担金補助 及び交付金	116,000	地方債協会負担金等分担金	116,000円			
	計	2,821,437,650					
的 管 理	総合教育 会 議	役務費	140,800	会議録作成経費	140,800円		
	企画調査費	職員手当等	2,775,290	時間外勤務手当	@2,870円 × 967時間 =	2,775,290円	
		報償費	268,000	268,000円			
		需用費	431,000	消耗品費、印刷製本費等（実施計画策定経費含む）			
		役務費	23,000	郵便料等			
		委託料	6,580,000	基本構想策定経費	1,276,000円		
			基本計画策定経費	1,273,000円			
			公共施設等総合管理計画策定経費	676,000円			
			個別施設計画策定経費（公園、橋りょう）	3,355,000円			
		計	10,077,290				
費 費	行政評価 事務費	報償費	576,600	行政評価委員謝礼			
		需用費	209,000	消耗品費	22,000円		
				印刷製本費	187,000円		
		役務費	107,000	会議録作成経費			
		計	892,600				
	財 政 管 理 費	職員手当等		1,822,080	高所危険手当（検査）	@300円 × 104回 =	31,200円
				時間外勤務手当	@2,870円 × 624時間 =	1,790,880円	
旅費			367,688	普通旅費			
				近接地内	@511円 × 34回 × 12月 =	208,488円	
			近接地外	@39,800円 × 4回 =	159,200円		

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	〔財政管理費〕	需用費	2,396,500	円 { 消耗品費 印刷製本費 一般事務用	761,800円 1,634,700円 32,000円 48,900円 439,300円
		役務費	32,000		32,000円
		使用料及び賃借料	48,900		48,900円
		備品購入費	439,300		439,300円
		計	5,106,468		
	電子計算事務費	需用費	9,417,000	電子計算機用消耗品	9,417,000円
		役務費	45,451,000	オンライン等回線使用料	45,451,000円
		委託料	199,753,000	情報システム保守委託	199,753,000円
		使用料及び賃借料	200,917,000	電子計算機レンタルリース料	200,917,000円
	計	455,538,000			
施設予約システム経費	役務費	2,753,000	回線使用料	2,753,000円	
	委託料	13,413,000	システム保守委託	13,413,000円	
	使用料及び賃借料	8,849,100	機器リース料	8,849,100円	
計	25,015,100				
総合行政ネットワーク(LGWAN)運営経費	役務費	352,000	回線使用料	352,000円	
	委託料	1,050,200	提供設備保守委託	1,050,200円	
	使用料及び賃借料	1,482,200	提供設備等リース料	1,482,200円	
計	2,884,400				
情報セキュリティ強化経費	役務費	1,237,000	回線使用料	1,237,000円	
	委託料	13,175,000	運用保守委託	13,175,000円	
	使用料及び賃借料	28,752,600	対応機器リース料	28,752,600円	
計	43,164,600				
情報セキュリティクラウド運用経費	負担金補助金及び交付金	8,623,525	共同利用負担金	8,623,525円	
	自治体中間サーバ・プラットフォーム運用経費	4,150,000	運用経費負担金	4,150,000円	

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 管 理 費	都区市町村 電子自治体 共同運営ム システム費	委託料	円			
		負担金補助金 及び交付金	13,152,000	電子申請・調達サービス提供委託料	13,152,000円	
		計	590,000	共同事務処理分担金	590,000円	
	人 員 会 費	負担金補助金 及び交付金	11,652,739	共同事務処理分担金	11,652,739円	
	特 別 協 分	負担金補助金 及び交付金	5,068,026	共同事務処理分担金	5,068,026円	
	特 別 事 分	負担金補助金 及び交付金	12,698,454	共同事務処理分担金	12,698,454円	
	特 別 議 局	負担金補助金 及び交付金	2,683,404	共同事務処理分担金	2,683,404円	
	全 国 市 長 会 負 担 金	負担金補助金 及び交付金	1,326,000	共同事務処理分担金	1,326,000円	
	全 国 市 議 長 会 負 担 金	負担金補助金 及び交付金	1,295,000	共同事務処理分担金	1,295,000円	
	軽 自 動 車 税 受 付 金	負担金補助金 及び交付金	700,000	負担金	700,000円	
軽 自 動 車 税 受 付 金	負担金補助金 及び交付金	315,000	負担金	315,000円		
法 務 管 理 費	報 酬	3,349,620	会計年度任用職員（顧問弁護士） @207,435円 × 12月 = 2,489,220円 特別職非常勤職員（行政不服審査会委員） @23,900円 × 9回 × 4人 = 860,400円			
	職 員 手 当 等	149,240	時間外勤務手当	@2,870円 × 52時間 = 149,240円		
	報 償 費	24,400	法務事務研修会講師謝礼等	24,400円		
	旅 費	77,840	普通旅費 { 近接地内 @511円 × 40回 = 20,440円 { 近接地外 39,800円 費用弁償 17,600円			
	需 用 費	212,600	消耗品費 47,500円 印刷製本費 45,100円 会議費 120,000円			
	役 務 費	185,130	通信運搬費 6,680円 行政不服審査会反訳経費 178,450円			

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 總	〔法 務 管 理 費〕	委託料	4,564,200	例規データシステム保守委託		4,564,200円	
		使用料及び賃借料	15,300	複写機借上料		15,300円	
		備品購入費	18,600			18,600円	
		計	8,596,930				
	指定管理者選定等経費	報償費	372,020	選定委員会委員謝礼 @64,100円 × 19回 × $\frac{1}{5}$ =		243,580円	
				評価委員会委員謝礼 @33,800円 × 19回 × $\frac{1}{5}$ =		128,440円	
		委託料	994,700	財務分析及び労働環境分析委託		994,700円	
		計	1,366,720				
	準 務	広報広聴費	職員手当等	2,020,480	時間外勤務手当 @2,870円 × 704時間 =		2,020,480円
			報償費	924,100			924,100円
		旅費	453,536	普通旅費			
				近接地内 @511円 × 48回 × 12月 =		294,336円	
				近接地外 @39,800円 × 4回 =		159,200円	
		需用費	50,435,800	消耗品費		1,589,900円	
				印刷製本費		48,564,700円	
				会議費		167,900円	
				修繕料		113,300円	
的 管 理 費		役務費		42,792,100	回線使用料		235,600円
				郵便料		257,100円	
				区民便利帳配布経費		1,860,300円	
				新聞折込料等		40,439,100円	
	委託料		95,254,100	ホームページ運営		16,464,800円	
				区のお知らせ等デザイン委託		6,311,000円	
				映像広報製作・放映委託		57,624,800円	
				点字広報等経費		5,410,000円	
				区報等編集事務委託		9,443,500円	
	費 費	使用料及び賃借料	158,300			158,300円	
工事請負費		1,877,300			1,877,300円		
備品購入費		526,200			526,200円		
負担金補助及び交付金		32,000			32,000円		
計		194,473,916					



経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	総	情報公開・報酬	600,000	特別職非常勤職員（情報公開・個人情報保護審議会委員） @12,500円 × 4回 × 12人 = 600,000円		
		個人情報保護事業費	472,000	情報公開・個人情報保護審査会 @18,880円 × 5回 × 5人 = 472,000円		
		需用費	155,000	消耗品費 155,000円		
		役務費	139,100	審議会・審査会テープ翻訳等 139,100円		
		計	1,366,100			
準	務	防災対策報酬	24,915,162	特別職非常勤職員（防災会議委員） @9,200円 × 30人 × 2回 = 552,000円 会計年度任用職員（防災指導員） @4,060,527円 × 6人 = 24,363,162円		
		職員手当等	634,270	時間外勤務手当（地域防災計画作成等） @2,870円 × 221時間 = 634,270円		
		旅費	115,997	普通旅費 @511円 × 227回 = 115,997円		
		需用費	1,040,500	印刷製本費 956,500円 会議費 84,000円		
		負担金補助及び交付金	900,000	防火防災協会助成 @300,000円 × 3団体 = 900,000円		
計	27,605,929					
的	管	災害応急職員手当等	2,221,380	時間外勤務手当（災害時） @2,870円 × 774時間 = 2,221,380円		
		対策需用費	3,098,800	防災被服、クリーニング費用 3,098,800円		
		備品購入費	164,000	災害対策本部用 164,000円		
		計	5,484,180			
経	理	災害報酬	786,030	会計年度任用職員 @11,229円 × 70人 = 786,030円		
		救助費職員手当等	2,221,380	時間外勤務手当 @2,870円 × 774時間 = 2,221,380円		
		旅費	330,106	普通旅費 @511円 × 646回 = 330,106円		
		需用費	792,000	救援物資等 747,100円 印刷製本費 44,900円		
		使用料及び賃借料	188,100	会場使用料 19,000円 自動車借上料 169,100円		
		負担金補助及び交付金	600,000	被災世帯見舞金 600,000円		
		計	4,917,616			
費	費	災害救助法適用外				
		計				

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 経 費	消防団員共済費 等公務負担金補助金 害補償等及び交付金 共済基金掛金	円					
		630,000	〔 応急措置従事者 @0.3円 〕 @1.8円 × 350,000人 = 630,000円				
		1,602,000	〔 水防従事者 @1.5円 〕 @3,000円 × 534人 = 1,602,000円				
		計	2,232,000				
	総合防災 訓練	職員手当等	5,283,670	時間外勤務手当 @2,870円 × 1,841時間 = 5,283,670円			
		報償費	420,300	医師等費用弁償 420,300円			
		需用費	7,670,900	〔 消耗品費 3,375,100円			
				〔 印刷製本費 2,302,200円			
				〔 軽可搬ポンプ維持管理費 @11,200円 × 178台 = 1,993,600円			
		委託料	4,418,000	会場設営等 4,418,000円			
使用料及び賃借料		624,700	自動車借上料等 624,700円				
工事請負費	558,300	訓練会場整地費 558,300円					
	備品購入費	81,700	81,700円				
	計	19,057,570					
水管対	水害対策需用費	1,015,100	消耗品費 216,500円				
	経費		ハザードマップ印刷製本費 798,600円				
	委託料	1,324,400	水防訓練会場設営等 1,324,400円				
	計	2,339,500					
経 理 策	震災予防	職員手当等	588,350	時間外勤務手当 @2,870円 × 205時間 = 588,350円			
	対策	報償費	78,200	防災教育講師謝礼 78,200円			
	〔 防災普 及広報 等経費 〕	旅費	115,997	普通旅費 @511円 × 227回 = 115,997円			
		需用費	4,470,300	〔 印刷製本費 3,365,800円			
			〔 消耗品費 1,104,500円				
	役務費	299,100	印刷物配布経費 299,100円				
	委託料	3,368,200	防災教育講演会等委託 3,368,200円				
使用料及び賃借料	7,401,600	緊急地震通報システム運用経費 7,401,600円					
	計	16,321,747					
費 費 費	震災予防 対策	需用費	273,100	〔 燃料費 76,000円			
				〔 修繕費 197,100円			
	〔 起震車 運行等 経費 〕	役務費	25,300	保険料 25,300円			
		委託料	719,900	保守点検委託料 719,900円			
		備品購入費	736,000	起震車購入費 @4,416,000円 × $\frac{1}{6}$ = 736,000円			

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 経 費	震災予防策 起震車運行等経費	公 課 費	円 25,000	自動車重量税			25,000円
		計	1,779,300				
	防 災 需 用 費 市民組織 育成費		3,075,800	消耗品費		2,680,600円	
				印刷製本費		395,200円	
		工事請負費	360,700	防災倉庫補修等		360,700円	
		備品購入費	17,959,800	防災用資器材		17,959,800円	
		負担金補助及び交付金	10,964,000	組織運営経費助成		@58,000円 × 183組織 = 10,614,000円	
		計	32,360,300	防火防災訓練災害補償等掛金		350,000円	
	災 害 用 需 用 費 食料の蓄 避難所用		64,133,767	クラッカー等		@138円 × 164,858食 = 22,750,404円	
				アルファ化米		@194円 × 149,264食 = 28,957,216円	
			調製粉乳		@2.16円 × 536,354g = 1,158,525円		
			即席めん		@138円 × 743食 = 102,534円		
			その他		@194円 × 57,552食 = 11,165,088円		
生活必需 品の備蓄		12,952,300	毛布、敷布等の備蓄			12,952,300円	
	帰宅困難 者対策用 食料等 の備蓄	35,473,272	職員及び児童福祉施設等利用者用（3日分）		33,021,240円		
			職員・教職員、児童館・学童保育利用児童、保育所入所園児（2歳以上）、区立小・中学校児童生徒、幼稚園児用				
			食料（普通食）、水、簡易トイレ、毛布		@1,140円 × 27,474人 = 31,320,360円		
		保育所入所園児（2歳未満）					
		食料（ミルク、携帯おかん器）、水、簡易トイレ、毛布		@2,280円 × 746人 = 1,700,880円			
			一時滞在施設用（3日分）		2,452,032円		
			食料（普通食）、水、簡易トイレ、毛布		@1,161円 × 2,112人 = 2,452,032円		
災 害 用 需 用 費 医薬品 及び 医療 資器材等 の備蓄		8,484,280	備蓄（3日分）				
			医薬品		3,400人 × $\frac{632,333円}{1,000人}$ = 2,149,930円		
			医療資器材等		3,400人 × $\frac{1,863,045円}{1,000人}$ = 6,334,350円		

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明					
基 準 的 経 費	災	避難標識維持管理費	427,630	時間外勤務手当	@2,870円 × 149時間 =	427,630円		
		職員手当等						
		旅費	15,841	普通旅費	@511円 × 31回 =	15,841円		
		役務費	446,400	清掃費	@5,700円 × 65基 =	370,500円		
				塗装費等	@3,450円 × 22基 =	75,900円		
		工事請負費	2,003,040	移設費	@78,200円 × 65基 × $\frac{3}{100}$ =	152,490円		
	害 対 策	消防器需用費	備品購入費	1,394,470	撤去費	@142,350円 × 13基 =	1,850,550円	
					避難場所標識	@172,700円 × 37基 × $\frac{1}{10}$ =	638,990円	
					避難道路標識	@296,300円 × 22基 × $\frac{1}{10}$ =	651,860円	
						@172,700円 × 6基 × $\frac{1}{10}$ =	103,620円	
			計	4,287,381				
			消火器更新	18,142,280	10,944,080円			
管 理 費	防災行政無線システム維持管理費	需用費	6,573,600	本体	@23,800円 × 2,511本 × $\frac{1}{8}$ =	7,470,230円		
		役務費	3,223,000	収納箱		3,467,250円		
		委託料	18,102,520	避難道路沿い分	@30,100円 × 528個 × $\frac{1}{8}$ =	1,986,600円		
				地域配備分	@6,000円 × 1,983個 × $\frac{1}{8}$ =	1,487,250円		
				薬剤補填	@8,600円 × 2,511本 × $\frac{1}{3}$ =	7,198,200円		
		計	27,899,120	光熱水費		3,508,400円		
費 費	水位雨量観測システム維持管理費	需用費	61,900	消耗品費等		3,065,200円		
		役務費	1,098,000	電波利用料		3,023,000円		
		委託料	4,511,400	総務省定期検査		200,000円		
		使用料及び借料	3,191,400	無線機器保守点検		18,102,520円		
		計	8,862,700					
		被災害者生活再建支援システム運用経費	3,525,700	システム運用委託料		3,525,700円		
小計	295,858,942							
公衆無線LAN経費	14,027,000	運用及び保守管理委託料	@169,000円 × 83箇所 =	14,027,000円				

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明					
基	総		円					
		国民保護報 酬	206,850	特別職非常勤職員 (国民保護協議会委員)				
		法 関 連 需 用 費	357,200	$@9,850円 \times 21人 \times 1回 = 206,850円$ { 消耗品費 178,600円 印刷製本費 178,600円				
		役 務 費	30,300	{ 通信運搬費 15,100円 その他 (速記料等) 15,200円				
	計	594,350						
準	務	安 全 安 心 報 酬	316,480	特別職非常勤職員 (安全安心まちづくり推進協議会委員)				
		ま ち づ くり 需 用 費	5,340,800	$@9,890円 \times 8人 \times 4回 = 316,480円$ { 啓発・PR費 308,000円 防犯グッズ購入費 1,027,000円 消耗品費 205,300円 印刷製本費 308,000円 自動通話録音機購入費 @5,500円 $\times$ 635台 = 3,492,500円				
		推 進 事 業 費 委 託 料	38,095,060	防犯パトロール委託経費				
				$@1,649円 \times 14時間 \times 260日 \times 6人 = 36,014,160円$ 安全安心メールシステム保守費用 2,080,900円				
		備 品 購 入 費	205,300	一般事務用 205,300円				
		負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	40,684,000	{ 防犯協会助成 @589,000円 $\times$ 3団体 = 1,767,000円 防犯設備助成 38,917,000円				
				{ 特定財源 (都支出金) 20,472,000円 $3,492,500円 \times \frac{1}{2} = 1,746,000円$ $34,521,000円 \times \frac{1}{2} = 17,261,000円$ $4,395,000円 \times \frac{1}{3} = 1,465,000円$				
			計	84,641,640				
		費	費	特 別 職 給 料	44,584,800	給料 44,584,800円		
				職 員 費		{ 区長 1,088,300円 $\times$ 1人 $\times$ 12月 = 13,059,600円 副区長 905,300円 $\times$ 2人 $\times$ 12月 = 21,727,200円 教育長 816,500円 $\times$ 1人 $\times$ 12月 = 9,798,000円		

経費の種類		議会総務費	測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内 容 説 明		
基 礎	〔特別職 職員費〕	円 38,301,968	地域手当 { ( 1,088,300円 + 905,300円 × 2人 + 816,500円 ) × 0.12 } × 12月 = 5,350,176円		
			期末手当 20,126,024円		
準 務			区長 $1,088,300円 \times 1人 \times \frac{147.6}{100} \times 3.67月 = 5,895,234円$		
			副区長 $905,300円 \times 2人 \times \frac{147.6}{100} \times 3.67月 = 9,807,875円$		
			教育長 $816,500円 \times 1人 \times \frac{147.6}{100} \times 3.67月 = 4,422,915円$		
的 管		共 済 費 10,181,286	退職手当 12,825,768円		
			区長 $1,088,300円 \times 1人 \times \frac{451}{100} = 4,908,233円$		
			副区長 $905,300円 \times 2人 \times \frac{325}{100} = 5,884,450円$		
			教育長 $816,500円 \times 1人 \times \frac{249}{100} = 2,033,085円$		
			職員共済組合事業主負担金 10,099,315円		
			区長 2,653,141円		
			(1) $650,000円 \times 1人 \times 12月 \times \frac{162.700}{1,000} = 1,269,061円$		
			(2) ( 1,500,000円 × 2回 + 385,000円 ) × 1人 × $\frac{139.100}{1,000} = 470,854円$		
			(3) $1,090,000円 \times 1人 \times 12月 \times \frac{48.550}{1,000} = 635,034円$		
			(4) $5,730,000円 \times 1人 \times \frac{48.550}{1,000} = 278,192円$		
経 理			副区長 5,021,367円		
			(1) $650,000円 \times 2人 \times 12月 \times \frac{162.700}{1,000} = 2,538,122円$		
			(2) ( 1,500,000円 × 2回 + 320,000円 ) × 2人 × $\frac{139.100}{1,000} = 923,625円$		
			(3) $930,000円 \times 2人 \times 12月 \times \frac{48.550}{1,000} = 1,083,636円$		
			(4) $4,902,000円 \times 2人 \times \frac{48.550}{1,000} = 475,984円$		
			教育長 2,424,807円		
			(1) $650,000円 \times 1人 \times 12月 \times \frac{162.700}{1,000} = 1,269,061円$		
			(2) ( 1,500,000円 × 2回 + 289,000円 ) × 1人 × $\frac{139.100}{1,000} = 457,500円$		
			(3) $830,000円 \times 1人 \times 12月 \times \frac{48.550}{1,000} = 483,558円$		
			(4) $4,422,000円 \times 1人 \times \frac{48.550}{1,000} = 214,688円$		
費 費			公務災害補償基金掛金 $70,061,000円 \times \frac{1.17}{1,000} = 81,971円$		

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	〔特別職 職員費〕	災害補償費	21,018	公務災害補償費附加給付		
		計	93,089,072	$70,061,000円 \times \frac{20}{100} \times \frac{1.5}{1,000} =$	21,018円	
	非常勤職員 公務災害 補償費	負担金補助 及び交付金	3,352,000	全非常勤〔各款(議会費を除く)の報酬	$\times \frac{1.5}{1,000}$ ]	= 3,352,000円
	職員共済 組合給与 負担金	負担金補助 及び交付金	26,896,133	共済組合事務従事職員給与費負担金	26,896,133円	
	職員共済 組合業務 経理負担金	負担金補助 及び交付金	28,073,273	共済組合運営費及び給付事業事務費負担金	28,073,273円	
	職員選考 試験費	需用費 委託料	144,100	消耗品費	144,100円	
			330,200	問題作成委託、健康診断料	330,200円	
		計	474,300			
		職員昇任 選考費	委託料	427,400	問題作成・採点委託	427,400円
		職員健康 管理費	報酬	6,455,978	{ 特別職非常勤職員(産業医非常勤報酬) 3,260,800円 { 会計年度任用職員(臨床心理士非常勤報酬) 3,195,178円	
		需用費	391,800	消耗品費	391,800円	
		委託料	47,608,617	職員健康管理委託料		
				{ 標準職員分 @14,200円 × 2,188.58人 = 31,077,836円 { 再任用短時間職員分 @14,200円 × 200人 = 2,840,000円 { 非常勤職員分 @14,200円 × 656.07人 = 9,316,194円		
				ストレスチェック委託料		
				{ 標準職員分 @1,210円 × 2,188.58人 = 2,648,182円 { 再任用短時間職員分 @1,210円 × 200人 = 242,000円 { 非常勤職員分 @1,210円 × 656.07人 = 793,845円		
				雇入時健診 @8,320円 × 83人 = 690,560円		
		備品購入費	210,300	一般事務用	210,300円	
	計		54,666,695			

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 管 理 費	職員被服需用費	11,014,500	円	貸与被服購入費 11,014,500円			
	貸与費						
	職員互助組合交付金	14,350,000		事業運営助成金 12,530,000円 結婚貸付金交付金 1,820,000円			
	職員研修費	850,500		講師謝礼 (外部講師) @10,500円 × 81時間 = 850,500円			
	〔職層研修 基礎研修 実務研修 専門研修 共同研修〕	旅費	625,317		受講旅費 { @494円 × 310人 = 153,140円 @39,800円 × 3人 = 119,400円 普通旅費 {		
					近接地内 @511円 × 7人 = 3,577円 近接地外 @39,800円 × 1人 = 39,800円		
					費用弁償 309,400円		
					燃料費 13,900円		
					光熱水費 117,600円		
					消耗品費 196,700円		
					印刷製本費 142,400円		
		需用費	497,500		会議費 21,000円 修繕料 5,900円		
		役務費	49,900		会場清掃費 49,900円		
		委託料	9,057,000		研修委託料 9,057,000円		
		使用料及び賃借料	291,500		会場、バス借上料 291,500円		
	備品購入費	33,600		教材等 33,600円			
	負担金補助金及び交付金	10,343,000		共同研修分担金 8,926,000円 その他負担金 1,417,000円			
	計	21,748,317					
	財産管理費	298,000		特別職非常勤職員 (財産評価委員) @7,450円 × 40回 = 298,000円			
	職員手当等	1,790,880		時間外勤務手当 @2,870円 × 624時間 = 1,790,880円			
	旅費	515,676		普通旅費 {                 近接地内 @511円 × 43回 × 12月 = 263,676円 近接地外 @39,800円 × 3回 = 119,400円 費用弁償 132,600円			
	需用費	247,500		消耗品費 114,000円 印刷製本費 133,500円			
	役務費	744,700		郵券等 10,700円 火災保険料 734,000円			



経費の種類		議会総務費		測定単位	人口																							
事業区分	節名	経費	内容説明																									
基	〔財産管理費〕	委託料	1,385,300	土地建物測量委託等	1,385,300円																							
		使用料及び賃借料	4,092,400	施設保全・営繕積算システム使用料	4,092,400円																							
		原材料費	48,200		48,200円																							
		備品購入費	62,300		62,300円																							
		計	9,184,956																									
				<table border="0"> <tr> <td>〔</td> <td>特定財源 (財産収入)</td> <td>94,348,600円</td> <td>〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土地建物等貸付</td> <td>92,613,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>物品他売払収入等</td> <td>1,734,800円</td> <td></td> </tr> </table>	〔	特定財源 (財産収入)	94,348,600円	〕		土地建物等貸付	92,613,800円			物品他売払収入等	1,734,800円													
〔	特定財源 (財産収入)	94,348,600円	〕																									
	土地建物等貸付	92,613,800円																										
	物品他売払収入等	1,734,800円																										
準	務	車両維持	218,120	時間外勤務手当 @2,870円 × 76時間 =	218,120円																							
		管理費	4,088	普通旅費 @511円 × 8回 =	4,088円																							
		需用費	2,258,100	<table border="0"> <tr> <td>〔</td> <td>燃料費</td> <td>1,558,400円</td> <td>〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消耗品費</td> <td>378,100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>修繕料</td> <td>321,600円</td> <td></td> </tr> </table>	〔	燃料費	1,558,400円	〕		消耗品費	378,100円			修繕料	321,600円													
		〔	燃料費	1,558,400円	〕																							
			消耗品費	378,100円																								
			修繕料	321,600円																								
		役務費	662,000	自動車損害保険料	662,000円																							
		委託料	33,317,640	車両管理委託 @3,701,960円 × 9人 =	33,317,640円																							
		使用料及び賃借料	321,600	<table border="0"> <tr> <td>〔</td> <td>有料道路、駐車場使用料</td> <td>211,700円</td> <td>〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自動車借上料</td> <td>109,900円</td> <td></td> </tr> </table>	〔	有料道路、駐車場使用料	211,700円	〕		自動車借上料	109,900円																	
		〔	有料道路、駐車場使用料	211,700円	〕																							
	自動車借上料	109,900円																										
備品購入費	3,678,000	自動車 @1,471,200円 × 15台 × $\frac{1}{6}$ =	3,678,000円																									
公課費	283,500	自動車重量税 @37,800円 × 15台 × $\frac{1}{2}$ =	283,500円																									
計	40,743,048																											
経	理	庁舎維持	119,738,000	<table border="0"> <tr> <td>〔</td> <td>光熱水費</td> <td>107,263,000円</td> <td>〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消耗品費</td> <td>6,187,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>修繕費</td> <td>6,288,000円</td> <td></td> </tr> </table>	〔	光熱水費	107,263,000円	〕		消耗品費	6,187,000円			修繕費	6,288,000円													
		〔	光熱水費	107,263,000円	〕																							
			消耗品費	6,187,000円																								
			修繕費	6,288,000円																								
		管理費	24,532,000	<table border="0"> <tr> <td>〔</td> <td>通信運搬費</td> <td>22,083,000円</td> <td>〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃棄物処理手数料</td> <td>2,449,000円</td> <td></td> </tr> </table>	〔	通信運搬費	22,083,000円	〕		廃棄物処理手数料	2,449,000円																	
		〔	通信運搬費	22,083,000円	〕																							
			廃棄物処理手数料	2,449,000円																								
		委託料	248,850,800	<table border="0"> <tr> <td>〔</td> <td>管理委託</td> <td>63,089,000円</td> <td>〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>清掃委託</td> <td>58,383,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保守委託</td> <td>74,248,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>庁中取締 @3,701,960円 × 5人 =</td> <td>18,509,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>交換便</td> <td>10,823,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>電話交換</td> <td>23,798,000円</td> <td></td> </tr> </table>	〔	管理委託	63,089,000円	〕		清掃委託	58,383,000円			保守委託	74,248,000円			庁中取締 @3,701,960円 × 5人 =	18,509,800円			交換便	10,823,000円			電話交換	23,798,000円	
		〔	管理委託	63,089,000円	〕																							
			清掃委託	58,383,000円																								
	保守委託	74,248,000円																										
	庁中取締 @3,701,960円 × 5人 =	18,509,800円																										
	交換便	10,823,000円																										
	電話交換	23,798,000円																										
使用料及び賃借料	23,834,000		23,834,000円																									
工事請負費	27,556,000	<table border="0"> <tr> <td>〔</td> <td>庁舎維持修繕 (建築)</td> <td>12,251,000円</td> <td>〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>庁舎維持修繕 (土木)</td> <td>15,305,000円</td> <td></td> </tr> </table>	〔	庁舎維持修繕 (建築)	12,251,000円	〕		庁舎維持修繕 (土木)	15,305,000円																			
〔	庁舎維持修繕 (建築)	12,251,000円	〕																									
	庁舎維持修繕 (土木)	15,305,000円																										
計																												

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	〔庁舎維持管理費〕	備品購入費	3,178,000		3,178,000円
		計	447,688,800	円 特定財源 18,139,000円 使用料及び手数料 土地及び建物使用料 17,146,000円 財産収入 物品他売払収入等 993,000円	
準	区立施設定期点検調査費	委託料	64,149,000	建築物点検調査費 $28,503,000円 \times \frac{1}{3} =$ 9,501,000円 建築設備及び昇降機点検調査費 14,947,000円 外壁点検調査費 $139,250,000円 \times \frac{1}{10} =$ 13,925,000円 フロン排出点検調査費 3,851,000円 防火設備点検調査費 21,925,000円	
		自治体総合賠償責任保険費	8,703,000	自治体総合賠償責任保険料	8,703,000円
的	区民関係等	報酬	11,754,336	会計年度任用職員(区民相談(法律・税務・交通事故相談)相談員報酬)	@22,262円 × 528回 = 11,754,336円
		職員手当等	419,020	時間外勤務手当	
経	理事	報償費	535,680	人権擁護員	@7,440円 × 6人 × 12月 = 535,680円
		旅費	190,092	普通旅費	
費	費用	需用費	417,900	相談業務関係 @511円 × 248回 = 126,728円 地域活動関係 @511円 × 124回 = 63,364円 消耗品費 170,600円 印刷製本費 205,000円 修繕料 42,300円	
		役務費	167,200	通信運搬費	167,200円
		委託料	426,000	調査委託料	426,000円
		使用料及び賃借料	77,700	相談会場等	77,700円
		備品購入費	44,900		44,900円
		負担金補助及び交付金	178,000	人権擁護協会等負担金	178,000円
		計	14,210,828		

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	地域 コミュニティ 活動支援費	報償費	403,000	講師等謝礼	403,000円
		委託料	10,365,900	NPO活動等支援事業	10,365,900円
		負担金補助 及び交付金	57,698,000	{ 町会・NPO等助成金	52,698,000円
				{ 自治会・町会会館の整備助成金	5,000,000円
		計	68,466,900		
	住民基本 台帳整備費 (住民登録 事務費 戸籍事務 費 住民実態 調査費 印鑑登録 事務費)	報酬	29,195,400	会計年度任用職員 @11,229円 × 2,600人 =	29,195,400円
		職員手当等	9,100,770	時間外勤務手当 @2,870円 × 3,171時間 =	9,100,770円
		需用費	7,123,000	{ 消耗品費	2,798,200円
				{ 印刷製本費	4,232,900円
				{ 修繕料	91,900円
		役務費	924,500	通信運搬費	924,500円
		委託料	145,327,015	{ 戸籍業務補助委託 @3,701,960円 × 13.63人 =	50,457,715円
				{ 戸籍等システム保守委託料	85,881,500円
				{ コンビニ交付証明書等発行委託料	2,113,000円
				{ コンビニ交付システム保守運用委託料	6,874,800円
使用料及び 賃借料  備品購入費 負担金補助 及び交付金	使用料及び 賃借料	65,620,400	{ 複写機等借上料	611,100円	
			{ 戸籍等システムリース料	57,393,400円	
			{ コンビニ交付機器等借上料	7,615,900円	
	備品購入費	782,300	印鑑登録事務用等	782,300円	
	負担金補助 及び交付金	4,296,000	{ 分担金 (戸籍事務協力会、外国人登録事務研究会)	32,000円	
			{ コンビニ交付証明書交付センター負担金	4,264,000円	
			{ 特定財源 (使用料及び手数料)	150,057,000円	
			{ 戸籍関係手数料	55,655,000円	
			{ 印鑑証明手数料	30,388,000円	
			{ 住民登録証明手数料	61,979,000円	
		{ その他手数料	2,035,000円		
計	262,369,385				
住民基本 台帳 ネットワーク システム 運営費	需用費	142,000	消耗品費	142,000円	
	委託料	8,777,000	システム保守委託料	8,777,000円	
	使用料及び 賃借料	6,586,000	システム機器借上料	6,586,000円	
	計	15,505,000			

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明					
基	総		円					
		住居表示	職員手当等	370,230	時間外勤務手当	@2,870円 × 129時間 =	370,230円	
		管理費	旅費	6,132	普通旅費(近接地内等)	@511円 × 12回 =	6,132円	
			需用費	573,000	住居番号表示板及び街区表示板等の購入		573,000円	
			役務費	28,000	通信運搬費		28,000円	
			委託料	2,766,000	住居番号表示版及び街区表示版関連業務委託		2,766,000円	
			使用料及び賃借料	79,000			79,000円	
	計	3,822,362						
準	務	出張所	需用費	21,085,800	燃料費	2,177,300円		
		管理運営費			光熱水費	13,283,200円		
					消耗品費	2,096,000円		
					印刷製本費	2,144,200円		
					会議費	174,700円		
					修繕料	1,210,400円		
			役務費	13,219,700	通信運搬費	3,898,200円		
					清掃委託等	9,321,500円		
			委託料	99,056,300	保守委託	25,059,900円		
					出張所業務委託	73,996,400円		
的	管	使用料及び賃借料	4,404,000		4,404,000円			
		工事請負費	14,688,900		14,688,900円			
		備品購入費	3,141,600		3,141,600円			
		計	155,596,300					
		経	理	地域総合防災センター	需用費	1,665,800	光熱水費	1,665,800円
				及災害対策要員住宅	役務費	1,227,570	通信運搬費	873,680円
				維持管理費			その他	353,890円
					委託料	3,552,910	庁舎管理委託	
					清掃	360,220円		
					設備等	3,192,690円		
	工事請負費			397,000	建物維持補修	397,000円		
費	費		需用費	824,500	2 災害対策要員住宅	5,409,830円		
					光熱水費	451,800円		
					消耗品費	38,000円		
					修繕費	334,700円		

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口			
事業区分		節名	経費	内容説明					
基	総	地域総合 防センター 及災害対 要員住宅 維持 管理費	役員費	80,800	通信運搬費		52,400円		
			委託料	2,719,030	その他		28,400円		
			工事請負費	1,757,000	住宅管理委託		1,058,610円		
			備品購入費	28,500	清掃委託		680,520円		
					機械設備保守委託		979,900円		
					建物維持補修		1,757,000円		
					特定財源(使用料及び手数料)				
					職員住宅収入		13,356,000円		
					計	12,253,110			
			準	務	地域総合 防センター 管一 運理 営費	職員手当等	846,650	時間外勤務手当	@2,870円 × 295時間 =
旅費	429,240	普通旅費(近接地内)				@511円 × 70回 × 12月 =	429,240円		
需用費	1,609,600	消耗品費					267,400円		
		印刷製本費					439,600円		
		会議費					369,100円		
		修繕料					533,500円		
委託料	16,697,600	設備機器保守					2,068,100円		
		防災情報システム保守					14,629,500円		
使用料及び賃借料	509,300	ファクシミリ等の賃借					509,300円		
原材料費	748,300						748,300円		
備品購入費	213,800			213,800円					
		計	21,054,490						
経	理	区民センター	委託料	118,253,900	指定管理者管理運営委託		118,253,900円		
		管理運営費							
費	費	地域センター 管理運営費	需用費	30,369,000	1 直営施設(3館分)				
					光熱水費	8,540,300円 × 3館 =	25,620,900円		
					消耗品費	911,100円 × 3館 =	2,733,300円		
					修繕料	671,600円 × 3館 =	2,014,800円		
					役員費	4,087,200	通信運搬費	232,500円 × 3館 =	697,500円
							その他手数料	1,129,900円 × 3館 =	3,389,700円
					委託料	143,716,000	管理運営委託	31,184,000円 × 3館 =	93,552,000円
							清掃委託	3,664,200円 × 3館 =	10,992,600円
							機械設備保守委託	4,236,600円 × 3館 =	12,709,800円
							警備等委託	487,400円 × 3館 =	1,462,200円

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口		
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 総	〔地 セ 管 運 域 一 理 費 営 費〕	使用料及び 賃借料	2,347,200	機器借上げ	782,400円 × 3館 = 2,347,200円		
		工事請負費	7,410,000	建物維持補修	2,470,000円 × 3館 = 7,410,000円		
		備品購入費	408,300		136,100円 × 3館 = 408,300円		
				2 指定管理者導入施設 (1館分)			
				指定管理者管理運営委託	24,999,400円 × 1館 = 24,999,400円		
				{ 特定財源 (使用料及び手数料) 直営施設3館分 14,627,000円 × 3館 = 43,881,000円 }			
			計	188,337,700			
		準 務	男女共同 セ 管 理 運 営 費	需用費	3,300,300	光熱水費	2,024,900円
						消耗品費	501,500円
						修繕料	773,900円
役務費	837,500			通信運搬費	191,600円		
				その他手数料	645,900円		
委託料	18,396,400			管理運営委託	16,342,300円		
				清掃委託	683,700円		
				機械設備保守委託	1,248,600円		
				警備委託	121,800円		
	使用料及び 賃借料			614,400	機器借上げ	614,400円	
	工事請負費	174,000	建物維持補修	174,000円			
	備品購入費	118,200		118,200円			
	計	23,440,800	{ 特定財源 (使用料及び手数料) 2,205,000円 }				
的 管	外国人生活 支 援 等 事 業 費	旅費	8,872,500	特別旅費 (青少年等招致・派遣)			
				{ @910,000円 × 15人 × $\frac{1}{2}$ = 6,825,000円 @585,000円 × 7人 × $\frac{1}{2}$ = 2,047,500円 }			
		委託料	30,916,500	交流活動等	5,539,400円		
				外国人向け冊子等作成	8,340,100円		
				日本語教室等	6,090,500円		
				外国人生活相談・支援・調査等	4,181,500円		
				通訳タブレット運用経費	@1,353,000円 × 5台 = 6,765,000円		
			計	39,789,000			
		経 理	文化振興 事 業 費	委託料	57,066,000	芸術、文学、音楽等の文化振興事業	
							57,066,000円
費 費							

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 管 理 費	平和普及 活動事業費	委託料 3,295,100	円	イベント関係(平和展等) 3,295,100円		
	男女共同 参画 事業費	報酬 518,100		特別職非常勤職員(男女共同参画推進会議委員報酬)		
		報償費 2,566,300		講師等謝礼 2,566,300円		
		需用費 1,837,500		消耗品費 688,400円 印刷製本費 1,149,100円		
		委託料 5,614,840		相談業務委託 4,895,500円 行動計画策定経費 @3,596,700円 × $\frac{1}{5}$ = 719,340円		
		負担金補助 及び交付金 148,000		団体活動助成金等 148,000円		
		計	10,684,740			
	人権啓発 事業費	報償費 129,400		講師等謝礼 129,400円		
		需用費 656,900		消耗品費 438,200円 印刷製本費 218,700円		
		役務費 19,300		郵送料等 19,300円		
	委託料 189,500		講演会等委託料 189,500円			
	使用料及び 賃借料 68,800		講演会等会場使用料 68,800円			
	計	1,063,900				
会計管理費	職員手当等 1,460,830		時間外勤務手当 @2,870円 × 509時間 = 1,460,830円			
	旅費 211,380		普通旅費			
			近接地内 @511円 × 15回 × 12月 = 91,980円 近接地外 @39,800円 × 3回 = 119,400円			
	需用費 2,873,300		消耗品費 163,000円 印刷製本費 2,710,300円			
	役務費 32,000		32,000円			
	委託料 12,141,600		出納事務委託 12,141,600円			
	使用料及び 賃借料 138,800		138,800円			
	備品購入費 304,400		一般事務用 304,400円			
			特定財源(諸収入) 預金利子 350,000円			
	計	17,162,310				

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 徴 準 的 税 経 費 費	総務管理費	新地方委託料	4,332,000	財務書類作成委託		4,332,000円	
		公会計制度運用経費					
		小計	5,868,700,973				
		賦課徴収費	報酬	50,691,843	会計年度任用職員 (徴収嘱託員)		
					@4,642,236円 × 9.42人 =	43,729,863円	
					会計年度任用職員 @11,229円 × 620人 =	6,961,980円	
		給与費	586,230,029	@7,613,377円 × 77人 =	586,230,029円		
		職員手当等	13,646,850	時間外勤務手当 @2,870円 × 4,755時間 =	13,646,850円		
		旅費	3,165,490	普通旅費			
				近接地内 @511円 × 480回 × 12月 =	2,943,360円		
				近接地外 @39,800円 × 4回 =	159,200円		
				@8,990円 × 7回 =	62,930円		
		需用費	14,866,000	消耗品費		1,215,600円	
				印刷製本費		13,384,400円	
				会議費		207,700円	
			修繕料		58,300円		
	役務費	24,804,000	郵送料		4,731,000円		
			電話料		20,073,000円		
	委託料	22,795,200	審査システム運用		9,106,600円		
			徴税事務委託		12,681,300円		
			コンビニ交付証明書等発行委託料		304,000円		
			コンビニ交付システム保守運用委託料		703,300円		
	使用料及び賃借料	177,620,500	電子計算機レンタルリース料		176,049,200円		
			自動車、会場借上料等		791,900円		
			コンビニ交付機器等借上料		779,400円		
	備品購入費	312,400	一般事務用		312,400円		
	負担金補助及び交付金	8,913,400	納税貯蓄組合補助金		791,000円		
			地方税共同機構負担金		7,517,000円		
			東京税務協会分担金		169,400円		
			コンビニ交付証明書交付センター負担金		436,000円		



経費の種類		議会総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 費	〔賦課徴収費〕	償還金利息及び割引料	126,397,000	還付金等	126,397,000円
		計	1,029,442,712	特定財源 753,875,900円 使用料及び手数料 納課税証明手数料 21,747,000円 都支出金 都民税徴収取扱費 598,653,000円 諸収入 133,475,900円 延滞金及び加算金 133,432,000円 標識及び処分弁償金 43,900円	
	税金	公金取扱手数料	36,634,600	指定金融機関業務経費	17,511,300円
		役務費	36,634,600	受託業務経費	9,037,500円
	費	委託料	11,433,976	郵便局窓口収納手数料	185,800円
				指定金融機関派出業務経費	9,900,000円
	費	計	48,068,576	特別区民税・軽自動車税コンビニエンスストア収納委託料	@65円 × 142,692件 = 9,274,980円
				特別区民税・軽自動車税電子決済収納委託料	991,000円
	費	小計	1,077,511,288	月額基本料	@32,083円 × 12月 = 384,996円
				特別区民税・軽自動車税電子決済収納委託料	@65,250円 × 12月 = 783,000円
経 費	選挙管理委員会費	報酬	12,022,800	特別職非常勤職員(委員報酬)	委員長 @291,500円 × 1人 } 1,001,900円 × 12月 委員 @236,800円 × 3人 } = 12,022,800円
		給与費	68,520,393		@7,613,377円 × 9.0人 = 68,520,393円
	職員手当等	625,660	時間外勤務手当	@2,870円 × 218時間 = 625,660円	
	旅費	768,228	普通旅費	近接地内 @511円 × 448回 = 228,928円 近接地外 @39,800円 × 1回 = 39,800円 費用弁償 499,500円	
	交際費	90,000		90,000円	
	需用費	95,700	消耗品費	23,800円	
	費			印刷製本費 24,400円 会議費 23,700円 後援会表示物 23,800円	

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	〔選挙管理委員会費〕	委託料	5,427,600	選挙システム保守点検委託	5,427,600円
		使用料及び賃借料	1,964,600	選挙システム機器賃借料	1,964,600円
		備品購入費	82,800	一般事務用	82,800円
		負担金補助金及び交付金	103,000		103,000円
		計	89,700,781		
	選挙常時啓発普及費	報償費	794,300	推進委員講師謝礼	794,300円
		需用費	1,021,000	消耗品費 443,500円 印刷製本費 488,400円 会議費 89,100円	
		役務費	176,000	通信運搬費	176,000円
		使用料及び賃借料	149,400	会場借上料等	149,400円
	計	2,140,700			
	区長及び区議会議員選挙執行費	報酬	1,395,848	特別職非常勤職員(投票管理者等)	
				$4,471,700円 \times \frac{1}{4} = 1,117,930円$ 会計年度任用職員	
			$@11,229円 \times 99人 \times \frac{1}{4} = 277,918円$ 時間外勤務手当		
			$@2,870円 \times 4,272時間 \times \frac{1}{4} = 3,065,160円$ 投開票事務従事報償、点字判読		
			$19,455,900円 \times \frac{1}{4} = 4,863,980円$		
			普通旅費 @511円 $\times 240回 \times \frac{1}{4} = 30,660円$		
			消耗品費 $4,209,500円 \times \frac{1}{4} = 1,052,380円$ 印刷製本費 $2,439,300円 \times \frac{1}{4} = 609,830円$ 修繕費 $258,100円 \times \frac{1}{4} = 64,530円$		
			投票所入場券郵送料 $10,229,000円 \times \frac{1}{4} = 2,557,250円$ 電信料 $250,000円 \times \frac{1}{4} = 62,500円$ 啓発宣伝費等 $8,049,000円 \times \frac{1}{4} = 2,012,250円$		
			委託料 $5,829,850円 \times \frac{1}{4} = 5,829,850円$ 使用料及び賃借料 $3,278,100円 \times \frac{1}{4} = 819,530円$		
計		22,363,768			

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内 容 説 明				
基 準 的 費	区長及び 区議会議員 選挙公営費	職員手当等 需用費	368,800	時間外勤務手当	@2,870円 × 514時間 × $\frac{1}{4}$ =	368,800円	
		選挙公営費	5,833,290	選挙公報	2,326,000円 × $\frac{1}{4}$ =	581,500円	
				ビラ作成 (区長)		394,060円	
		選挙公営費	1,635,150	選挙用はがき			
				選挙用はがき			
		選挙公営費	7,775,380	選挙公報配布	4,097,700円 × $\frac{1}{4}$ =	1,024,430円	
				選挙公報配布	4,097,700円 × $\frac{1}{4}$ =	1,024,430円	
		選挙公営費	1,542,130	自動車借上料			
				自動車借上料			
		計	17,154,750				
小計		131,359,999					
経 費	監査委員費	報酬	7,357,200	特別職非常勤職員 (委員報酬)			
		報酬	7,890,000	識見を有する者	@302,900円 × 1人 × 12月 =	3,634,800円	
				議員選出者	@155,100円 × 2人 × 12月 =	3,722,400円	
		報酬	45,680,262	常勤委員給料	@657,500円 × 1人 × 12月 =	7,890,000円	
				常勤委員給料	@7,613,377円 × 6.0人 =	45,680,262円	
		報酬	6,771,465	時間外勤務手当	@2,870円 × 312時間 =	895,440円	
				常勤委員手当		5,876,025円	
		報酬	6,771,465	地域手当	@657,500円 × $\frac{12}{100}$ × 12月 =	946,800円	
				期末手当	@657,500円 × $\frac{147.6}{100}$ × 3.67月 =	3,561,625円	
		退職手当	@657,500円 × $\frac{208}{100}$ =	1,367,600円			

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内 容 説 明					
基 準 的	〔監査委員費〕	共 済 費	2,284,667	職員共済組合事業主負担金			2,270,161円	
				(1)	$650,000円 \times 1人 \times 12月 \times \frac{162.700}{1,000} =$	1,269,061円		
				(2)	$(1,500,000円 \times 2回 + 232,000円) \times 1人 \times \frac{139.100}{1,000} =$	449,572円		
				(3)	$650,000円 \times 1人 \times 12月 \times \frac{48.55}{1,000} =$	378,690円		
				(4)	$3,560,000円 \times 1人 \times \frac{48.550}{1,000} =$	172,838円		
					公務災害補償基金掛金	$12,398,425円 \times \frac{1.17}{1,000} =$	14,506円	
			災 害 補 償 費	3,720	公務災害補償費附加給付			
						$12,398,425円 \times \frac{20}{100} \times \frac{1.5}{1,000} =$	3,720円	
			旅 費	675,831	普通旅費			
					近接地内 @511円 × 521回 =			266,231円
			近接地外 @39,800円 × 2回 =			79,600円		
			費用弁償			330,000円		
	交 際 費	84,000				84,000円		
	需 用 費	210,200	消耗品費			36,600円		
			印刷製本費			148,500円		
			会議費			25,100円		
	使 用 料 及 び 賃 借 料	18,200				18,200円		
	備 品 購 入 費	29,300	一般事務用			29,300円		
	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	100,000	分担金			100,000円		
	計	71,104,845						
経	退 職 手 当 費	職員手当等	1,633,018,800	退職手当	@19,440,700円 × 84人 =	1,633,018,800円		
費	再任用(短時間)職員経費	給 与 費	727,483,000	再任用(短時間)職員給与				
				@3,637,415円 × 200人 =	727,483,000円			
合 計			10,192,271,869					

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
特 定 財 源	使用料及び手数料	248,392,000	1	安全安心まちづくり推進事業費	
				都支出金	20,472,000円
	都支出金	619,125,000	2	財産管理費	
				財産収入	94,348,600円
	財産収入	95,341,600	3	庁舎維持管理費	18,139,000円
				{ 使用料及び手数料	17,146,000円
	諸収入	133,825,900		{ 財産収入	993,000円
			4	住民基本台帳整備費	
				使用料及び手数料	150,057,000円
			5	地域総合防災センター及び災害対策要員住宅維持管理費	
				使用料及び手数料	13,356,000円
			6	地域センター管理運営費	
				使用料及び手数料	43,881,000円
		7	男女共同センター管理運営費		
			使用料及び手数料	2,205,000円	
		8	会計管理費		
			諸収入	350,000円	
		9	賦課徴収費	753,875,900円	
			{ 使用料及び手数料	21,747,000円	
			{ 都支出金	598,653,000円	
			{ 諸収入	133,475,900円	
合 計		1,096,684,500			
差引一般財源		9,095,587,369円			
数 値		350,000人			
単 位 費 用		25,987円			

## 第2項 民生費

### I 民生費の概要

#### 第1 社会福祉費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 社会福祉費は測定単位「人口」により、各社会福祉事業の一般管理事務費、婦人のための経費、心身障害者福祉施設管理運営費、各種援護事業費、障害者のための経費及び国民年金事務費等について、算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を10,649,028,346円、特定財源を5,466,375,095円と見込み、差引一般財源所要額を5,182,635,251円と算定した。

この結果、単位費用を14,808円とした。

##### 2 本年度改定内容

- (1) 生活困窮者自立支援事業費（被保護者就労準備支援事業等）について、算定の充実を図った。
- (2) 女性福祉資金貸付金について、算定内容を見直すとともに、令和10年度に算定を廃止することとした。
- (3) その他、所要の単価改定等を行った。

##### 3 過年度改定内容（時限算定）

介護人材確保等対策事業費について、算定した（都の補助事業が存続する間の時限算定）。

#### 第2 老人福祉費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 老人福祉費は測定単位「65歳以上人口」により、老人福祉に要する事業経費について、算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、65歳以上人口63,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を4,986,431,231円、特定財源を419,558,000円と見込み、差引一般財源所要額を4,566,843,231円と算定した。

この結果、単位費用を72,490円とした。

##### 2 本年度改定内容

- (1) 老人クラブ助成事業費について、算定内容を見直した。
- (2) その他、所要の単価改定等を行った。

#### 第3 生活保護費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 生活保護費は測定単位「被保護者数」により、生活保護の一般管理事務に要する経費、生活扶助費等について、算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、被保護者数7,600人とした。
- (3) 標準区の所要経費を4,470,970,224円、特定財源を3,072,087,000円と見込み、差引一般財源所要額を1,398,883,224円と算定した。

この結果、単位費用を184,064円とした。

##### 2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。

## 第4 児童福祉費

### 1 単位費用算定の概要

(1) 児童福祉費は測定単位「18歳未満人口」、「区立保育所入所児童数」及び「私立保育所入所児童数」により、次の経費を算定した。

ア 「18歳未満人口」を測定単位とするもの

各種児童福祉事業の一般管理事務に要する経費、児童手当、児童扶養手当、児童館管理運営費、地域子ども・子育て支援事業費及び区立母子生活支援施設管理運営費等

イ 「区立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

区立保育所の運営に要する経費

ウ 「私立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

私立保育所施設型給付費等

(2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりである。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 d ÷ a
	人	円	円	円	円
18歳未満人口	47,000	13,399,790,739	6,479,883,000	6,919,907,739	147,232
区立保育所入所児童数	3,400	5,852,030,493	684,514,592	5,167,515,901	1,519,858
私立保育所入所児童数	1,100	1,704,731,380	930,337,848	774,393,532	703,994

### 2 本年度改定内容

(1) 「18歳未満人口」を測定単位とするもの

- ・放課後児童クラブ事業費について、算定の充実を図った。
- ・保育室運営費等事業費について、算定を廃止した。
- ・【態容補正】私立認定こども園施設型給付費等について、算定の充実を図った。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

(2) 「区立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

- ・所要の単価改定等を行った。

(3) 「私立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

- ・私立保育所施設型給付費等について、算定の充実を図った。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

### 3 過年度改定内容（時限算定）

- (1) 認可外保育施設等保護者負担軽減事業費について、算定した（都の補助事業が存続する間の時限算定）。
- (2) 保育従事職員宿舍借上げ支援事業費について、算定した（都の補助事業が存続する間の時限算定）。
- (3) 保育所等賃借料補助事業費について、算定した（都の補助事業が存続する間の時限算定）。

## 第5 国民健康保険事業助成費

### 1 単位費用算定の概要

- (1) 国民健康保険事業助成費は測定単位「被保険者数」により、国民健康保険事業会計への繰出金を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、被保険者数113,780人とした。
- (3) 標準区の所要経費を3,097,845,168円、特定財源を1,638,169,000円と見込み、差引一般財源所要額を1,459,676,168円と算定した。

この結果、単位費用を12,829円とした。

### 2 本年度改定内容

- (1) 新たに【単位費用】【態容補正】子どもに係る国民健康保険料の均等割額の減額措置（未就学児均等割保険料軽減措置繰出金）について、算定した。
- (2) その他、所要の単価改定等を行った。

## 第6 後期高齢者医療制度事業助成費

### 1 単位費用算定の概要

- (1) 後期高齢者医療制度事業助成費は測定単位「被保険者数」により、後期高齢者医療制度事業会計への繰出金を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、被保険者数34,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を3,039,278,726円、特定財源を399,962,000円と見込み、差引一般財源所要額を2,639,316,726円と算定した。

この結果、単位費用を77,627円とした。

### 2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。

## II 積算の内容

次頁より



経費の種類	社会福祉費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	社会福祉 総務費	給与費	639,523,668	@7,613,377円 × 84人 = 639,523,668円	
	〔福祉事務所 運営費を含む〕	職員手当等	4,063,920	時間外勤務手当 @2,870円 × 118時間 × 12月 = 4,063,920円	
		旅費	551,648	普通旅費 { 近接地内 @511円 × 64回 × 12月 = 392,448円 近接地外 @39,800円 × 4人 = 159,200円	
		需用費	1,763,490	{ 会議費 50,310円 消耗品費 1,010,720円 印刷製本費 702,460円	
		役務費	567,170	{ 通信運搬費 522,230円 広告料その他 44,940円	
		委託料	10,217,030	障害福祉システム保守委託 10,217,030円	
		使用料及び 賃借料	7,668,040	{ 会場使用料 52,030円 自動車借上料 84,680円 障害福祉システム機器リース料 7,531,330円	
		備品購入費	176,920	事務用備品 176,920円	
		計	664,531,886		
	経	地域福祉 計画作成	報酬	184,320	特別職非常勤職員 (委員報酬) { 委員長 @20,480円 × 1人 × 4回 × $\frac{1}{5}$ = 16,380円 委員 @13,120円 × 16人 × 4回 × $\frac{1}{5}$ = 167,940円
		需用費	8,460	消耗品費等 @42,300円 × $\frac{1}{5}$ = 8,460円	
		委託料	1,289,470	計画作成業務委託等 @6,447,340円 × $\frac{1}{5}$ = 1,289,470円	
		計	1,482,250		
費	女性福祉 資金貸付金	職員手当等	123,410	時間外勤務手当 @2,870円 × 43時間 = 123,410円	
	〔令和10年度 までの 時限算定〕	旅費	9,709	普通旅費 (近接地内) @511円 × 19回 = 9,709円	
		需用費	20,670	消耗品費等 20,670円	
		役務費	69,900	通信運搬費 69,900円	
		計	223,689	{ 特定財源 (諸収入) 17,701,000円 }	

経費の種類	社会福祉費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	婦人相談員 設置費	職員手当等	826,560	時間外勤務手当		
				@2,870円 × 12時間 × 12月 × 2人 = 826,560円		
		旅費	136,437	普通旅費 (近接地内)	@511円 × 267回 = 136,437円	
		需用費	120,040	消耗品費	@60,020円 × 2人 = 120,040円	
		役務費	51,960	通信費 移送費	@13,910円 × 2人 = 27,820円	
					@12,070円 × 2人 = 24,140円	
		備品購入費	17,120	事務用備品	@8,560円 × 2人 = 17,120円	
		負担金補助 及び交付金	12,000			12,000円
				{ 特定財源 (国庫支出金) $3,494,800円 \times \frac{1}{2} = 1,747,000円$ }		
		計	1,164,117			
的	母子自立 支援員設置費	報酬	4,294,968	会計年度任用職員	@178,957円 × 12月 × 2人 = 4,294,968円	
		職員手当等	413,280	時間外勤務手当	@2,870円 × 6時間 × 12月 × 2人 = 413,280円	
		旅費	219,137	普通旅費 (近接地内) 特別旅費	@511円 × 267回 = 136,437円	
					@41,349円 × 2人 = 82,700円	
		需用費	540,800	消耗品費等	540,800円	
		役務費	83,680	通信費	83,680円	
		備品購入費	17,120	事務用備品	@8,560円 × 2人 = 17,120円	
負担金補助 及び交付金	8,000	分担金	@4,000円 × 2人 = 8,000円			
計	5,576,985					
費	地域社会福祉 協議会育成費	負担金補助 及び交付金	164,178,000	活動費補助		
				一般運営費補助	6,800,000円	
				福祉活動専門員設置補助	7,378,000円	
				人件費補助	@7,500,000円 × 20人 = 150,000,000円	
心身障害者福祉 施設管理運営費	報酬	4,679,703	特別職非常勤職員 (嘱託医)			
			@40,210円 × 12月 × 1.5所 = 723,780円			
			特別職非常勤職員 (受託作業工賃)			
@3,310円 × 12月 × 50人 × 1.5所 = 2,979,000円						
会計年度任用職員			@11,229円 × 58人 × 1.5所 = 976,923円			

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	〔心身障害者福祉施設管理運営費〕	円			
		給与費	177,011,015	@7,613,377円 × 15.5人 × 1.5所 = 177,011,015円	
		職員手当等	9,346,155	時間外勤務手当 @2,870円 × 2,171時間 × 1.5所 = 9,346,155円	
		報償費	237,800	@158,530円 × 1.5所 = 237,800円	
		旅費	255,158	普通旅費	
		需用費	6,887,310	近接地内	@511円 × 255回 × 1.5所 = 195,458円
				近接地外	@39,800円 × 1回 × 1.5所 = 59,700円
			光熱水費	4,355,175円	
			電気料	@1,047,670円 × 1.5所 = 1,571,505円	
			ガス料	@676,040円 × 1.5所 = 1,014,060円	
			水道料	@1,143,490円 × 1.5所 = 1,715,235円	
			燃料費	@36,250円 × 1.5所 = 54,375円	
			一般需用費	1,539,840円	
			消耗品費	@996,660円 × 1.5所 = 1,494,990円	
			印刷製本費	@29,900円 × 1.5所 = 44,850円	
		修繕料	@661,530円 × 1.5所 = 992,295円		
		役務費	1,145,085	電話代、調律代 @763,390円 × 1.5所 = 1,145,085円	
		委託料	691,524,690	管理運営委託	@12,057,340円 × 1.5所 = 18,086,010円
				清掃委託	@2,581,150円 × 1.5所 = 3,871,725円
				警備委託	@959,750円 × 1.5所 = 1,439,625円
機械設備保守委託	@2,361,020円 × 1.5所 = 3,541,530円				
指定管理委託料	@88,611,440円 × 7.5所 = 664,585,800円				
使用料及び賃借料	1,691,220	@1,127,480円 × 1.5所 = 1,691,220円			
工事請負費	1,158,255	@772,170円 × 1.5所 = 1,158,255円			
原材料費	26,865	@17,910円 × 1.5所 = 26,865円			
備品購入費	908,235	@605,490円 × 1.5所 = 908,235円			
負担金補助及び交付金	1,716,900	@1,144,600円 × 1.5所 = 1,716,900円			
公課費	18,450	@12,300円 × 1.5所 = 18,450円			
扶助費	70,500	@47,000円 × 1.5所 = 70,500円			
		{ 特定財源 (諸収入) 受託事業収入 2,979,000円 }			
	計	896,677,341			

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	宿泊所等 管理運営費	負担金補助 及び交付金	66,461,800	円	特別区人事・厚生事務組合分担金	
	〔路上生活者 自立支援 事業分含む〕				宿泊所運営費等分担金 42,772,000円 路上生活者自立支援事業等分担金 23,689,800円	
	生活困窮者 自立支援事業費	委託料	189,547,130		自立相談支援事業 39,702,280円 就労準備支援事業 7,731,090円 家計相談支援事業(三事業一体分) 4,725,470円 子どもの学習支援事業 24,712,980円 被保護者就労支援事業 22,005,220円 被保護者就労準備支援事業 38,770,000円 被保護者健康管理支援事業 13,947,000円 レセプトを活用した医療扶助適正化事業(既存事業分) 5,146,100円 居宅介護支援計画点検等の充実 8,069,300円 収入資産状況把握等充実事業 11,945,140円 体制整備強化事業 5,898,160円 警察との連携協力体制強化事業 6,894,390円	
		扶助費	104,879,000		住居確保給付金 104,879,000円 特定財源(国庫支出金) 205,668,000円 自立相談支援事業 $39,702,280円 \times \frac{3}{4} = 29,776,000円$ 就労準備支援事業 $7,731,090円 \times \frac{2}{3} = 5,154,000円$ 家計相談支援事業 $4,725,470円 \times \frac{2}{3} = 3,150,000円$ 子どもの学習支援事業 $24,712,980円 \times \frac{1}{2} = 12,356,000円$ 被保護者就労支援事業 $22,005,220円 \times \frac{3}{4} = 16,503,000円$ 被保護者就労準備支援事業 $10,584,000円 \times \frac{2}{3} = 7,056,000円$ 被保護者健康管理支援事業 $28,186,000円 \times \frac{1}{2} = 14,093,000円$ 被保護者健康管理支援事業 $13,947,000円 \times \frac{3}{4} = 10,460,000円$ レセプトを活用した医療扶助適正化事業(既存事業分) $5,146,100円 \times \frac{3}{4} = 3,859,000円$	

経費の種類	社会福祉費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	生活困窮者自立支援事業費	円			
			居宅介護支援計画点検等の充実	$8,069,300円 \times \frac{3}{4} =$	6,051,000円
			収入資産状況把握等充実事業	$11,945,140円 \times \frac{3}{4} =$	8,958,000円
			体制整備強化事業	$5,898,160円 \times \frac{3}{4} =$	4,423,000円
			警察との連携協力体制強化事業	$6,894,390円 \times \frac{3}{4} =$	5,170,000円
			住居確保給付金	$104,879,000円 \times \frac{3}{4} =$	78,659,000円
	計	294,426,130			
準	各種援護事業費	報酬	2,043,678	1 肢体不自由児慰安会	382,940円
				時間外勤務手当	@2,870円 × 41時間 = 117,670円
		職員手当等	634,270	医師、看護師謝礼	29,070円
				調査引率等旅費	40,940円
		報償費	29,070	参加者弁当等	@1,140円 × 60人 = 68,400円
				消耗品費	11,810円
		旅費	175,844	通信費	11,850円
				バス借上料	@1,110円 × 60人 = 66,600円
		需用費	1,215,750	入場料	@610円 × 60人 = 36,600円
				2 身体障害者協会、保護士会等福祉団体に対する助成事業	
		役務費	242,150		5,493,212円
				会計年度任用職員	@11,229円 × 182人 = 2,043,678円
				時間外勤務手当	@2,870円 × 15時間 × 12月 = 516,600円
		使用料及び賃借料	295,650	普通旅費(近接地内)	@511円 × 22回 × 12月 = 134,904円
				消耗品費	861,500円
備品購入費	39,740	印刷製本費	252,920円		
		修繕料	21,120円		
負担金補助及び交付金	1,200,000	通信運搬費	185,570円		
		広告料	44,730円		
		会場使用料	100,530円		
		自動車借上料	91,920円		
		事務用備品	39,740円		
		助成金	1,200,000円		
	計	5,876,152			
的	経	費			

経費の種類	社会福祉費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	知的障害者 福祉事業管理費	報酬	157,206	会計年度任用職員	@11,229円 × 14人 = 157,206円
		職員手当等	578,160	特殊勤務手当	@200円 × 20日 × 12月 × 2人 = 96,000円
				時間外勤務手当	@2,870円 × 7時間 × 12月 × 2人 = 482,160円
		旅費	136,437	普通旅費 (近接地内)	@511円 × 267日 = 136,437円
		需用費	64,180	消耗品費	57,700円
		役務費	48,340	通信費	48,340円
				知的障害者相談員活動費	
		報償費	304,320	報償費	@3,170円 × 8人 × 12月 = 304,320円
				資料印刷費等	@540円 × (8人 + 2地区 × 2回) = 6,480円
		計	1,288,643		
的	障害者自立支援 協議会運営費	報酬	818,460	特別職非常勤職員 (委員報酬)	
				会長等	@17,920円 × 1人 × 6回 = 107,520円
				委員	@6,970円 × 17人 × 6回 = 710,940円
		旅費	53,352	費用弁償	@494円 × 18人 × 6回 = 53,352円
		需用費	48,240	消耗品費	48,240円
役務費	135,460	郵送料等	135,460円		
計	1,055,512				
経 費	障害者自立 支援給付等	委託料	3,641,965	支払代行業務委託費	2,483人 × 12月 × @122.23円 = 3,641,965円
		扶助費	4,132,513,340		
計	4,136,155,305				
共同生活援助等 事業費	負担金補助 及び交付金	646,660,000	共同生活援助事業費	506,730,000円	
			運営費加算	139,930,000円	

所要経費	4,132,513,340円
特定財源	3,105,707,095円
差引一般財源	1,026,806,245円

(積算説明(1)参照)

経費の種類	社会福祉費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	〔共同生活援助等事業費〕		円	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源} \quad 380,047,000\text{円} \\ \text{国庫支出金} \quad 506,730,000\text{円} \times \frac{1}{2} = 253,365,000\text{円} \\ \text{都支出金} \quad 506,730,000\text{円} \times \frac{1}{4} = 126,682,000\text{円} \end{array} \right\}$	
	身体障害者福祉事業管理費	職員手当等	509,280	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特殊勤務手当} \\ \quad @200\text{円} \times 20\text{日} \times 12\text{月} \times 2\text{人} = 96,000\text{円} \\ \text{時間外勤務手当} \\ \quad @2,870\text{円} \times 6\text{時間} \times 12\text{月} \times 2\text{人} = 413,280\text{円} \end{array} \right\}$	
		旅費	450,702	普通旅費（近接地内） @511円 × 882回 = 450,702円	
		需用費	133,800	$\left\{ \begin{array}{l} \text{法施行諸用紙等} \quad 118,200\text{円} \\ \text{事務打合せ} \quad 6,420\text{円} \end{array} \right\}$	
		役務費	64,630	通信費 64,630円	
		委託料	24,220	自立支援医療費（更生医療）支払委託料	
		使用料及び賃借料	30,690	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支払基金} \quad @41.90\text{円} \times 299\text{件} = 12,530\text{円} \\ \text{国保連合会} \quad @36.77\text{円} \times 318\text{件} = 11,690\text{円} \end{array} \right\}$	
		備品購入費	12,550	30,690円	
		報償費	494,520	12,550円	
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{身体障害者相談員活動費} \\ \text{報償費} \quad @3,170\text{円} \times 13\text{人} \times 12\text{月} = 494,520\text{円} \\ \text{資料印刷費等} \\ \quad @540\text{円} \times (13\text{人} + 2\text{地区} \times 2\text{回}) = 9,180\text{円} \end{array} \right\}$	
		計	1,720,392		
	身体障害者福祉措置費	扶助費	686,828,380	$\left\{ \begin{array}{l} \text{自立支援医療費（更生医療）の給付} \\ \quad @159,510\text{円} \times 3,915\text{件} = 624,481,650\text{円} \\ \text{自立支援医療費（育成医療）の給付} \\ \quad @35,170\text{円} \times 37\text{件} = 1,301,290\text{円} \\ \text{補装具の給付} \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{成人分} \quad @93,850\text{円} \times 436\text{件} = 40,918,600\text{円} \\ \text{児童分} \quad @153,640\text{円} \times 131\text{件} = 20,126,840\text{円} \end{array} \right. \\ \text{特定財源} \quad 515,121,000\text{円} \\ \text{国庫支出金} \quad 686,828,380\text{円} \times \frac{1}{2} = 343,414,000\text{円} \\ \text{都支出金} \quad 686,828,380\text{円} \times \frac{1}{4} = 171,707,000\text{円} \end{array} \right\}$	

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	障害者(児)職員手当等 ホームヘルプ サービス等 事業費	円				
		3,117,840	1 ホームヘルプサービス事業	979,422,188円		
			{ 特殊勤務手当 @320円 × 20日 × 12月 × 11人 = 844,800円 時間外勤務手当 @2,870円 × 6時間 × 12月 × 11人 = 2,273,040円                 }			
		111,460		ホームヘルパー養成研修講師謝礼	111,460円	
		786,128	普通旅費			
			{ 近接地内 @511円 × 11人 × 134回 = 753,214円 訪問調査 32,914円                 }			
		940,650		消耗品費	940,650円	
		508,700	通信運搬費	508,700円		
		975,424,410	ホームヘルパー	973,957,410円		
			2 手話通訳者派遣事業			
	扶助費 @4,890円 × 300回 = 1,467,000円					
的 経	計	980,889,188	{ 特定財源 674,437,000円 国庫基準 646,422,000円 国庫支出金 $861,897,250円 \times \frac{1}{2} = 430,948,000円$ 都支出金 $861,897,250円 \times \frac{1}{4} = 215,474,000円$ 国庫基準外 都支出金 $112,060,150円 \times \frac{1}{4} = 28,015,000円$ }			
		費	心身障害者緊急扶助費 一時保護事業費	76,726,590	国庫基準分 @21,223円 × 3,471人 = 73,665,030円	
					都型ショートステイ @8,680円 × 7人 = 60,760円	
					家庭保護 @6,050円 × 496人 = 3,000,800円	
					{ 特定財源 55,248,000円 国庫支出金 @21,223円 × 3,471人 × $\frac{1}{2}$ = 36,832,000円 都支出金 @21,223円 × 3,471人 × $\frac{1}{4}$ = 18,416,000円                 }	



経費の種類		社会福祉費		測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明					
基 準 的	身体障害者 福祉電話通話料 補助事業費	役員費	1,909,320	円 @2,273円 × 12月 × 70台 = 1,909,320円				
	心身障害者 福祉手当支給費	報酬	2,694,960	会計年度任用職員 @11,229円 × 20人 × 12月 = 2,694,960円				
		職員手当等	1,239,840	時間外勤務手当 @2,870円 × 36時間 × 12月 = 1,239,840円				
		旅費	27,594	普通旅費 (近接地内) @511円 × 54人 = 27,594円				
		需用費	294,750	<ul style="list-style-type: none"> <li>消耗品費 @16,370円 × 12月 = 196,440円</li> <li>印刷製本費 (PR用等) 98,310円</li> </ul>				
		役員費	152,280	通信運搬費 @12,690円 × 12月 = 152,280円				
		扶助費	903,216,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身障害者福祉手当 @15,500円 × 12月 × 3,059人 = 568,974,000円</li> <li>難病手当 @15,500円 × 12月 × 1,797人 = 334,242,000円</li> </ul>				
		計	907,625,424					
		経 費	特別障害者手当 等支給事業費	報酬	1,172,010	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別職非常勤職員 (嘱託医報酬) @13,450円 × 12回 = 161,400円</li> <li>会計年度任用職員 @11,229円 × 90日 = 1,010,610円</li> </ul>		
			職員手当等	94,710	時間外勤務手当 @2,870円 × 33時間 = 94,710円			
旅費	20,440		普通旅費 (近接地内) @511円 × 40回 = 20,440円					
需用費	132,960		消耗品費等 132,960円					
役員費	154,440		通信運搬費 154,440円					
備品購入費	11,030		事務用備品 11,030円					
扶助費	113,661,480		<ul style="list-style-type: none"> <li>特別障害者手当 @27,350円 × 12月 × 293人 = 96,162,600円</li> <li>障害児福祉手当 @14,880円 × 12月 × 94人 = 16,784,640円</li> <li>福祉手当 (経過措置) @14,880円 × 12月 × 4人 = 714,240円</li> </ul>					

経費の種類	社会福祉費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	〔特別障害者手当等支給事業費〕		円	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ 113,661,480\text{円} \times \frac{3}{4} = 85,246,000\text{円} \end{array} \right\}$		
		計	115,247,070			
	行旅死亡人取扱費	委託費	2,560,000	葬祭料	@160,000円 × 16件 = 2,560,000円	
		役務費	33,000	公告料	33,000円	
		需用費	104,000	需用費	104,000円	
		計	2,697,000	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源} \quad 2,697,000\text{円} \\ \text{都支出金} \quad 1,329,000\text{円} \\ \text{諸収入} \quad 1,368,000\text{円} \end{array} \right\}$		
	障害者モビリティ支援事業費	扶助費	110,250,000	福祉タクシー・自家用車燃料費助成事業費	110,250,000円	
	重度障害者福祉増進事業費	扶助費	29,986,000	入浴サービス	266,000円	
				理髪サービス	1,276,000円	
				寝具乾燥消毒	460,000円	
			紙おむつ	16,937,000円		
			住宅設備改善費	11,047,000円		
障害者就労支援事業費	委託料	24,180,000	事業委託費	24,180,000円		
地域生活支援事業費	扶助費	415,188,560	地域生活支援事業費	415,188,560円		
			$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源} \quad 201,204,000\text{円} \\ \text{国庫支出金} \quad 268,273,605\text{円} \times \frac{1}{2} = 134,136,000\text{円} \\ \text{都支出金} \quad 268,273,605\text{円} \times \frac{1}{4} = 67,068,000\text{円} \end{array} \right\}$			
障害認定審査会	報酬	3,190,600	特別職非常勤職員（委員報酬）			
			$\left\{ \begin{array}{l} \text{会長} \quad @19,800\text{円} \times 1\text{人} \times 35\text{回} = 693,000\text{円} \\ \text{委員} \quad @17,840\text{円} \times 4\text{人} \times 35\text{回} = 2,497,600\text{円} \end{array} \right\}$			
	旅費	565,710	費用弁償	565,710円		

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	〔障害認定会〕 〔審査〕	需用費	572,420	消耗品費等	572,420円
		役務費	2,695,050	通信運搬費	199,050円
		使用料及び 賃借料	293,620	医師意見書作成 @5,200円 × 480件 =	2,496,000円
				機器借上	293,620円
		計	7,317,400		
準	障害福祉 計画作成	報酬	530,510	特別職非常勤職員（委員報酬）	
				委員長 @19,760円 × 1人 × 7回 × $\frac{1}{3}$ = 46,110円 委員 @13,840円 × 15人 × 7回 × $\frac{1}{3}$ = 484,400円	
		旅費	18,440	費用弁償 @494円 × 16人 × 7回 × $\frac{1}{3}$ =	18,440円
		需用費	78,450	消耗品費等 @235,340円 × $\frac{1}{3}$ =	78,450円
		役務費	84,850	通信運搬費 @254,560円 × $\frac{1}{3}$ =	84,850円
		委託料	1,729,370	計画作成業務委託等 @5,188,120円 × $\frac{1}{3}$ =	1,729,370円
		計	2,441,620		
的	地域活動支援 センター運営費	負担金補助 及び交付金	24,000,000	地域活動支援センター運営費補助	@6,000,000円 × 4所 = 24,000,000円
経	避難行動要 支援者名簿 作成等経費	需用費	159,220	消耗品費、印刷製本費	159,220円
		役務費	503,000	通信運搬費	503,000円
		委託料	75,000	同意書等発送委託等	75,000円
		計	737,220		
費	介護人材確保等 対策事業費 〔都補助金の ある間の 時限算定〕	委託料	2,207,410	介護人材キャリアアップ研修実施委託等	2,207,410円
		負担金補助 及び交付金	3,323,000	介護人材初任者研修等受講料補助	3,323,000円
		計	5,530,410	特定財源（都支出金） $5,530,410円 \times \frac{3}{4} = 4,147,000円$	
〔指導検査支援 業務委託等〕	指導検査事業費	需用費	43,170	事務用消耗品・書籍等	43,170円
		委託料	1,143,000	会計検査・財務分析委託	1,143,000円
		計	1,186,170		

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基	地域福祉推進扶助費 包括補助事業費	円 113,584,160	地域福祉推進包括補助事業費 113,584,160円  $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 113,584,160円 \times \frac{1}{2} = 56,792,000円 \end{array} \right\}$	
	障害者施策推進扶助費 包括補助事業費	147,617,520	障害者施策推進包括補助事業費 147,617,520円  $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 147,617,520円 \times \frac{1}{2} = 73,808,000円 \end{array} \right\}$	
準 的 経 費	国民年金事務費報酬	6,757,612	会計年度任用職員 @11,229円 × 50.15人 × 12月 = 6,757,612円	
	給与費	76,133,770	給与費 @7,613,377円 × 10人 = 76,133,770円	
	職員手当等	1,722,000	時間外勤務手当 1,722,000円	
			$\left\{ \begin{array}{l} \text{内勤} \quad @2,870円 \times 30時間 \times 12月 = 1,033,200円 \\ \text{外勤} \quad @2,870円 \times 10時間 \times 12月 = 344,400円 \\ \text{出張所} \quad @2,870円 \times 10時間 \times 12月 = 344,400円 \end{array} \right.$	
	需用費	1,616,820	消耗品費 1,616,820円	
	役務費	945,180	通信運搬費 945,180円	
	委託料	15,005,290	国民年金システム保守委託料等 15,005,290円	
	使用料及び 賃借料	5,424,440	国民年金システム機器リース料等 5,424,440円	
	負担金補助 及び交付金	3,000	国民年金協議会等負担金 3,000円	
		計	107,608,112	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ 83,826,000円 \end{array} \right\}$
合	計	10,649,028,346		

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明	
		円		
特 定 財 源	分担金及び負担金	25,289,095	1	女性福祉資金貸付金 諸収入 17,701,000円
	国庫支出金	3,628,794,000	2	婦人相談員設置費 国庫支出金 1,747,000円
	都支出金	1,790,244,000	3	心身障害者福祉施設管理運営費 諸収入 2,979,000円
	諸収入	22,048,000	4	生活困窮者自立支援事業費 国庫支出金 205,668,000円
			5	障害者自立支援給付等 3,105,707,095円
				{ 分担金及び負担金 25,289,095円
				{ 国庫支出金 2,053,612,000円
				{ 都支出金 1,026,806,000円
			6	共同生活援助等事業費 380,047,000円
				{ 国庫支出金 253,365,000円
				{ 都支出金 126,682,000円
			7	身体障害者福祉措置費 515,121,000円
				{ 国庫支出金 343,414,000円
			{ 都支出金 171,707,000円	
		8	障害者（児）ホームヘルプサービス等事業費 674,437,000円	
			{ 国庫支出金 430,948,000円	
			{ 都支出金 243,489,000円	
		9	心身障害者緊急一時保護事業費 55,248,000円	
			{ 国庫支出金 36,832,000円	
			{ 都支出金 18,416,000円	
		10	特別障害者手当等支給事業費 国庫支出金 85,246,000円	
		11	行旅死亡人取扱費 2,697,000円	
			{ 都支出金 1,329,000円	
			{ 諸収入 1,368,000円	
		12	地域生活支援事業費 201,204,000円	
			{ 国庫支出金 134,136,000円	
			{ 都支出金 67,068,000円	
		13	介護人材確保等対策事業費 都支出金 4,147,000円	

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
特 定 財 源		円	
		14	地域福祉推進包括補助事業費 都支出金 56,792,000円
		15	障害者施策推進包括補助事業費 都支出金 73,808,000円
		16	国民年金事務費 国庫支出金 83,826,000円
	合	計	5,466,375,095
	差引	一般財源	5,182,653,251円
	数	値	350,000人
単	位費用	14,808円	

説明(1) 障害者自立支援給付等積算説明

(単位：人、円)

事業種別	事業費					利用者負担額 E	所要額 F=D-E	国庫負担額 G=F/2	都負担額 H=F/4	差引一般財源 I=F-G-H
	規模	給付費 A	加算分 B	補足給付 C	計 D=A+B+C					
施設入所支援	208	265,326,348	60,215,001	28,291,436	353,832,785	651,083	353,181,702	176,591,000	88,295,000	88,295,702
生活介護	506	1,270,464,125	701,125,310	-	1,971,589,435	13,801,126	1,957,788,309	978,894,000	489,447,000	489,447,309
自立訓練	79	165,207,451		-	165,207,451	1,156,452	164,050,999	82,025,000	41,013,000	41,012,999
就労移行支援	181	440,696,345		-	440,696,345	3,084,874	437,611,471	218,806,000	109,403,000	109,402,471
就労継続支援 (A型)	51	97,230,419		-	97,230,419	680,613	96,549,806	48,275,000	24,137,000	24,137,806
就労継続支援 (B型)	559	844,992,407		-	844,992,407	5,914,947	839,077,460	419,539,000	209,769,000	209,769,460
計	1,584	3,083,917,095		761,340,311	28,291,436	3,873,548,842	25,289,095	3,848,259,747	1,924,130,000	962,064,000
療養介護	-	-	-	-	133,666,147	-	133,666,147	66,833,000	33,417,000	33,416,147
地域相談支援(地域 移行支援・地域定着 支援)	-	-	-	-	33,962,625	-	33,962,625	16,981,000	8,491,000	8,490,625
サービス利用計画 作成	-	-	-	-	91,335,726	-	91,335,726	45,668,000	22,834,000	22,833,726
計	-	-	-	-	258,964,498	-	258,964,498	129,482,000	64,742,000	64,740,498
合計	1,584	3,083,917,095	761,340,311	28,291,436	4,132,513,340	25,289,095	4,107,224,245	2,053,612,000	1,026,806,000	1,026,806,245

経費の種類	老人福祉費		測定単位	65歳以上人口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準	老人福祉事業	報酬	1,347,480	会計年度任用職員 @11,229円 × 120人 = 1,347,480円
	総務費	給与費	494,260,435	@7,613,377円 × 64.92人 = 494,260,435円
		職員手当等	1,590,480	{ 特殊勤務手当 @200円 × 20日 × 12月 × 3人 = 144,000円 時間外勤務手当 @2,870円 × 14時間 × 12月 × 3人 = 1,446,480円
		報償費	281,880	入所判定委員会 @23,490円 × 12月 = 281,880円
		旅費	534,332	普通旅費 { 事務打合せ @511円 × 812回 = 414,932円 近接地外 @39,800円 × 3人 = 119,400円
		需用費	265,240	{ 消耗品費 229,960円 会議費 35,280円
		役務費	135,070	通信費 135,070円
		使用料及び賃借料	112,540	会議室借上げ 112,540円
		計	498,527,457	
	的	老人福祉施設	委託料	809,960
入所措置費		扶助費	303,825,794	303,825,794円
		計	304,635,754	{ 特定財源（分担金及び負担金） 52,805,000円 }
経 費	老人クラブ	職員手当等	803,600	時間外勤務手当 @2,870円 × 280時間 = 803,600円
	助成事業費	旅費	156,877	普通旅費（近接地内） @511円 × 307回 = 156,877円
		需用費	147,000	消耗品費等 147,000円
		役務費	18,000	通信費 18,000円
		負担金補助及び交付金	20,145,761	{ @22,800円 × 852クラブ = 19,425,600円 ( 71クラブ × 12月 = 852クラブ ) @180,420円 × 2回 + @67円 × 5,363人 = 720,161円
				{ 特定財源（都支出金） 2,524,000円 @3,600円 × 852クラブ × $\frac{2}{3}$ = 2,044,000円 @720,161円 × $\frac{2}{3}$ = 480,000円 }
		計	21,271,238	



経費の種類	老人福祉費	測定単位	65歳以上人口							
事業区分	節名	経費	内容説明							
基 準 的	老人福祉施設 管理運営費	職員手当等 報償費 旅費 需用費	円 時間外勤務手当 @2,870円 × 50時間 × 9所 = 1,291,500円 講演会等講師謝礼 @186,880円 × 9所 = 1,681,920円 普通旅費（近接地内） @511円 × 14回 × 9所 = 64,386円 光熱水費 12,049,020円 電気料 @477,640円 × 9所 = 4,298,760円 ガス料 @293,970円 × 9所 = 2,645,730円 水道料 @567,170円 × 9所 = 5,104,530円 一般需用費 2,654,100円 消耗品費等 @285,580円 × 9所 = 2,570,220円 印刷製本費 @9,320円 × 9所 = 83,880円							
		役務費 委託料	1,774,080 108,912,950 通信運搬費等 @197,120円 × 9所 = 1,774,080円 管理運営委託 @4,424,100円 × 9所 = 39,816,900円 清掃委託 @597,360円 × 9所 = 5,376,240円 警備委託 @259,280円 × 9所 = 2,333,520円 機械設備保守委託 @617,610円 × 9所 = 5,558,490円 指定管理委託料 @13,956,950円 × 4所 = 55,827,800円							
		使用料及び 賃借料	1,424,700 自動車等借上料 @158,300円 × 9所 = 1,424,700円							
		工事請負費	5,168,340 工事費 @574,260円 × 9所 = 5,168,340円							
		備品購入費	754,290 備品充実費 @83,810円 × 9所 = 754,290円							
		計	135,775,286							
	老人福祉センター 管理運営費	委託料	33,485,810 指定管理委託料 33,485,810円							
	経 費	介護保険事業 助成費	繰出金	3,523,059,066 介護給付費負担金 2,762,920,190円 地域支援事業交付金 169,550,910円 介護認定審査会 137,400,683円 一般管理費 144,884,347円 運営協議会 1,187,990円 介護保険事業計画・老人福祉計画作成 4,620,890円 地域包括支援センター管理運営費 15,986,570円 その他一般管理費 123,088,897円 (積算説明(2)参照) 介護保険料軽減制度対応経費(第1号保険料軽減分) 308,302,936円 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>特定財源</td> <td>231,226,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td><math>308,302,936円 \times \frac{1}{2} = 154,151,000円</math></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td><math>308,302,936円 \times \frac{1}{4} = 77,075,000円</math></td> </tr> </table>	特定財源	231,226,000円	国庫支出金	$308,302,936円 \times \frac{1}{2} = 154,151,000円$	都支出金	$308,302,936円 \times \frac{1}{4} = 77,075,000円$
		特定財源	231,226,000円							
	国庫支出金	$308,302,936円 \times \frac{1}{2} = 154,151,000円$								
	都支出金	$308,302,936円 \times \frac{1}{4} = 77,075,000円$								

経費の種類	老人福祉費		測定単位	65歳以上人口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	介護保険サービス利用者負担軽減補助事業費	負担金補助及び交付金 2,709,420円	負担金補助及び交付金 [社会福祉法人等] 国基準 659,740円 都基準 1,932,900円 [一般事業者] 都基準 116,780円  $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源} \quad \quad \quad 1,517,000\text{円} \\ \text{国庫支出金} \quad 659,740\text{円} \times \frac{1}{2} = 329,000\text{円} \\ \text{都支出金 (国基準)} \quad 659,740\text{円} \times \frac{1}{4} = 164,000\text{円} \\ \text{都支出金 (都基準)} \quad 2,049,680\text{円} \times \frac{1}{2} = 1,024,000\text{円} \end{array} \right\}$	
	老人福祉増進事業費	扶助費 165,581,470円	寝たきり老人等福祉事業 $\left\{ \begin{array}{l} \text{理髪サービス} \quad \quad \quad 4,774,000\text{円} \\ \text{紙おむつ} \quad \quad \quad 87,863,000\text{円} \end{array} \right\}$ ひとりぐらし老人等福祉事業 入浴券 62,139,000円 生きがい活動支援通所事業等 10,805,470円	
	高齢者民間アポイント借上げ事業費	負担金補助及び交付金 122,952,000円	基本額 @109,000円 × 94戸 × 12月 = 122,952,000円  $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源} \quad \quad \quad 42,300,000\text{円} \\ \text{国庫支出金} \\ \quad @22,000\text{円} \times 94\text{戸} \times 12\text{月} \times \frac{1}{2} = 12,408,000\text{円} \\ \text{都支出金} \\ \quad @22,000\text{円} \times 94\text{戸} \times 12\text{月} \times \frac{1}{4} = 6,204,000\text{円} \\ \text{諸収入} \quad \quad \quad 23,688,000\text{円} \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{使用料} @18,000\text{円} \times 94\text{戸} \times 12\text{月} = 20,304,000\text{円} \\ \text{共益費} @3,000\text{円} \times 94\text{戸} \times 12\text{月} = 3,384,000\text{円} \end{array} \right\} \end{array} \right\}$	

経費の種類		老人福祉費		測定単位	65歳以上人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基準的経費	高齢社会対策扶助費	178,433,730	高齢社会対策包括補助事業費 178,433,730円			
	包括補助事業費		$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 178,433,730円 \times \frac{1}{2} = 89,216,000円 \end{array} \right\}$			
合計		4,986,431,231				
特定財源	分担金及び負担金	52,805,000	1	老人福祉施設入所措置費 分担金及び負担金 52,805,000円		
	国庫支出金	166,888,000	2	老人クラブ助成事業費 都支出金 2,524,000円		
	都支出金	176,207,000	3	介護保険事業助成費 231,226,000円		
	諸収入	23,688,000	}	国庫支出金 154,151,000円		
				都支出金 77,075,000円		
			}	4 介護保険サービス利用者負担軽減補助事業費 1,517,000円		
国庫支出金 329,000円						
		}	都支出金 1,188,000円			
			5 高齢者民間アパート借上げ事業費 42,300,000円			
		}	国庫支出金 12,408,000円			
			都支出金 6,204,000円			
			諸収入 23,688,000円			
			6	高齢社会対策包括補助事業費 都支出金 89,216,000円		
合計		419,588,000				
差引一般財源		4,566,843,231円				
数値		63,000人				
単位費用		72,490円				

① 介護給付費負担金

区 分	標準給付費額 A	介護給付費負担金 A×12.5%
令和4年度分	22,103,361,520円	2,762,920,190円

② 地域支援事業交付金

区 分	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業 12.5%、包括的支援事業・任意事業 19.25%)
令和4年度分	169,550,910円

③ 介護認定審査会及び一般管理費

事業区分	節 名	経 費	内 容	説 明	
基	介護認定審査会	報酬	28,742,400	特別職非常勤職員	
		旅 費	471,653	訪問調査	@511円 × 923回 = 471,653円
		需用費	1,465,870	消耗品費等	1,465,870円
		役 務 費	1,405,420	通信運搬費	1,359,220円
		委託料	105,315,340	回線使用料	@3,850円 × 12月 = 46,200円
準	運 営 協 議 会	報酬	983,520	訪問調査	@4,420円 × 10,224回 = 45,190,080円
		旅 費	59,280	医師意見書	@4,420円 × 13,603件 = 60,125,260円
		需用費	29,900	計	137,400,683
		役 務 費	115,290		
		計	137,400,683		
的	運 営 協 議 会	報酬	983,520	【介護保険運営協議会】	
		旅 費	59,280	特別職非常勤職員	
		需用費	29,900	委員長 @17,800円 × 1人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 47,470円	
		役 務 費	115,290	委員 @7,510円 × 14人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 280,370円	
		費用弁償	115,290	費用弁償 @494円 × 15人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 19,760円	
		消耗品費等	10,940	消耗品費等	10,940円
		通信運搬費	34,690	通信運搬費	34,690円
		計	1,187,990	【地域包括支援センター運営協議会】	
		特別職非常勤職員			
		委員長 @17,800円 × 1人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 47,470円			
委員 @7,510円 × 14人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 280,370円					
費用弁償 @494円 × 15人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 19,760円					
消耗品費等	10,030	消耗品費等	10,030円		
通信運搬費	50,830	通信運搬費	50,830円		
費	運 営 協 議 会	報酬	983,520	【地域密着型サービス運営協議会】	
		旅 費	59,280	特別職非常勤職員	
		需用費	29,900	委員長 @17,800円 × 1人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 47,470円	
		役 務 費	115,290	委員 @7,510円 × 14人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 280,370円	
		費用弁償	115,290	費用弁償 @494円 × 15人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 19,760円	
		消耗品費等	8,930	消耗品費等	8,930円
通信運搬費	29,770	通信運搬費	29,770円		
計	1,187,990				

事業区分	節名	経費	内 容	説 明
介護保険事業 計画・老人福祉 計画作成	報酬	763,230	特別職非常勤職員	
	委託料	3,857,660	委員長 @21,370円 × 1人 × 10回 × $\frac{1}{3}$ = 71,230円 委員 @10,380円 × 20人 × 10回 × $\frac{1}{3}$ = 692,000円 作成委託 @6,849,050円 × $\frac{1}{3}$ = 2,283,020円 実態調査委託 @4,723,910円 × $\frac{1}{3}$ = 1,574,640円	
	計	4,620,890		
基準 的 的	地域包括支援 センター 管理運営費	需用費	5,750,500	光熱水費 1,900,600円 電気料 @95,580円 × 10所 = 955,800円 水道料 @40,270円 × 10所 = 402,700円 ガス料 @54,210円 × 10所 = 542,100円 一般需用費 3,849,900円 消耗品費 @158,300円 × 10所 = 1,583,000円 印刷製本費 @226,690円 × 10所 = 2,266,900円 通信運搬費 @167,610円 × 10所 = 1,676,100円 機器保守点検等 @104,820円 × 10所 = 1,048,200円 機器借上等 152,970円 備品購入費 @735,880円 × 10所 = 7,358,800円
	役務費	1,676,100		
	委託料 使用料及び 賃借料 備品購入費	1,048,200 152,970 7,358,800		
計	15,986,570			
経 費	その他 一般管理費	報酬	14,298,087	会計年度任用職員（徴収嘱託員等） @4,642,236円 × 3.08人 = 14,298,087円
	職員手当等	9,780,960	時間外勤務手当 @2,870円 × 284時間 × 12月 = 9,780,960円	
	需用費 役務費 委託料 使用料及び 賃借料 備品購入費 負担金補助 及び交付金	7,390,550 22,545,920 48,172,880 20,379,170 111,330 410,000		消耗品費等 7,390,550円 通信運搬費 22,545,920円 納入通知書等発送業務委託等 13,241,450円 介護保険システム保守委託 34,931,430円 介護保険システム機器リース料 20,379,170円 事務用備品 111,330円 連合会分担金等 410,000円
計	123,088,897			
計		282,285,030		

経費の種類	生活保護費		測定単位	被保護者数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	生活保護総務費	円		
	報酬	13,365,900	1 給与費	@7,613,377円 × 39.05人 = 297,302,372円
	給与費	297,302,372	2 生活保護事業管理事務費	39,850,115円
	職員手当等	7,511,040	{ 特別職非常勤職員（嘱託医報酬） @21,330円 × 2人 × 108日 = 4,607,280円	
	報償費	82,080		
	旅費	2,516,395	{ 会計年度任用職員 @11,229円 × 65時間 × 12月 = 8,758,620円	
	需用費	3,340,340		
	役務費	2,206,690	特殊勤務手当	1,449,600円
	委託料	6,466,830	{ 指導員・担当員 @200円 × 20日 × 12月 × 27人 = 1,296,000円	
	使用料及び借料	4,161,500		
	備品購入費	499,600	面接員 @320円 × 20日 × 12月 × 2人 = 153,600円	
			時間外勤務手当	@2,870円 × 176時間 × 12月 = 6,061,440円
			報償費	@6,840円 × 12月 = 82,080円
			旅費	2,516,395円
			{ 近接地内 @511円 × 2,965回 = 1,515,115円 管外医療機関調査	
				@1,490円 × 14人 × 4回 × 12月 = 1,001,280円
			需用費	3,286,270円
			通信運搬費	@370円 × 2,150件 = 795,500円
			口座振込手数料	@41.05円 × 25,800人 × 1.1 = 1,165,000円
			医療費支払事務委託	@35.80円 × 36,829件 = 1,318,480円
			生活保護システム保守委託	5,148,350円
			使用料及び借料	@27,340円 × 12月 = 328,080円
			生活保護システム機器リース料	3,833,420円
		備品購入費	499,600円	
		3 入浴券支給事務費	300,260円	
		需用費	54,070円	
		役務費	246,190円	
	計	337,452,747		

経費の種類	生活保護費	測定単位	被保護者数				
事業区分	節名	経費	内 容 説 明				
基 準 的 経 費	生活扶助費 委託料 扶助費	円 40,211	1 国庫基準 1,397,850,266円				
		1,502,068,666					
		区分	規模	単価	所要経費		
			人員	対人員象 A B	A×B		
		生活扶助 基準等	人				
			2,150	25,800	52,490	1,354,242,000	
		出産扶助		1	506,920	506,920	
		生業扶助 (高校就学費を除く)		62	83,000	5,146,000	
		生業扶助 (高校就学費分)		23	146,326	3,365,498	
		葬祭扶助		95	212,000	20,140,000	
		救護施設	生活費	1	12	49,378	592,536
			事務費	1	12	194,638	2,335,656
			計				2,928,192
		更生施設	生活費	6	72	53,451	3,848,472
			事務費	6	72	96,846	6,972,912
			計				10,821,384
		宿所提供施設 事務費	2	24	29,178	700,272	
		合 計				1,397,850,266	
		支払代行業務委託費					
		7人 × 12月 × @478.70円 = 40,211円					
2 法外援護費 37,358,400円							
(1) 夏季健全育成等 @21,000円 × 80人 = 1,680,000円							
(2) 入浴券の支給 35,678,400円							
$\left\{ \begin{array}{l} \text{大人 } @480\text{円} \times 1,237\text{人} \times 120\text{日} \times \frac{1}{2} = 35,625,600\text{円} \\ \text{中人 } @180\text{円} \times 4\text{人} \times 120\text{日} \times \frac{1}{2} = 43,200\text{円} \\ \text{小人 } @80\text{円} \times 2\text{人} \times 120\text{日} \times \frac{1}{2} = 9,600\text{円} \end{array} \right.$							

経費の種類	生活保護費		測定単位	被保護者数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基	〔生活扶助費〕		円	
				3 中国残留邦人等生活支援給付金 64,460,000円
				4 就労自立給付金 1,600,000円
				単身世帯 @69,000円 × 15人 = 1,035,000円
				多人数世帯 @113,000円 × 5人 = 565,000円
準	計	1,502,108,877		5 進学準備給付金 800,000円
				転居 @300,000円 × 1人 = 300,000円
				その他 @100,000円 × 5人 = 500,000円
				{ 特定財源（国庫支出金） }
				{ 1,464,710,266円 × $\frac{3}{4}$ = 1,098,532,000円 }
的	住宅扶助費	扶助費	882,072,000	@49,004円 × 1,500人 × 12月 = 882,072,000円
				{ 特定財源（国庫支出金） }
				{ 882,072,000円 × $\frac{3}{4}$ = 661,554,000円 }
費	教育扶助費	扶助費	16,781,400	@9,323円 × 150人 × 12月 = 16,781,400円
				{ 特定財源（国庫支出金） }
				{ 16,781,400円 × $\frac{3}{4}$ = 12,586,000円 }
	医療扶助費 （入院）	扶助費	1,069,318,800	国庫基準 1,069,318,800円 (1) 入院 @587,234円 × 150人 × 12月 = 1,057,021,200円 (2) 施術、看護料等 @5,124円 × 200人 × 12月 = 12,297,600円
費	医療扶助費 （入院外）	扶助費	584,126,400	@18,722円 × 2,600人 × 12月 = 584,126,400円
				{ 特定財源（国庫支出金） }
				{ 584,126,400円 × $\frac{3}{4}$ = 438,094,000円 }



経費の種類		生活保護費		測定単位	被保護者数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	介護扶助費	扶助費	円		
			79,110,000	@21,975円 × 300人 × 12月 = 79,110,000円	
			{ 特定財源（国庫支出金） $79,110,000円 \times \frac{3}{4} = 59,332,000円$ }		
合 計		4,470,970,224			
特定財源	国庫支出金	3,072,087,000	1	生活扶助費	
				国庫支出金	1,098,532,000円
			2	住宅扶助費	
				国庫支出金	661,554,000円
			3	教育扶助費	
				国庫支出金	12,586,000円
			4	医療扶助費（入院）	
	国庫支出金	801,989,000円			
	5	医療扶助費（入院外）			
	国庫支出金	438,094,000円			
	6	介護扶助費			
	国庫支出金	59,332,000円			
合 計		3,072,087,000			
差引一般財源			1,398,883,224円		
数 値			7,600人		
単 位 費 用			184,064円		

経費の種類	児童福祉費	測定単位	18歳未満人口	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的	児童福祉総務費	報酬	8,893,368 円 会計年度任用職員 @11,229円 × 66人 × 12月 = 8,893,368円	
	〔保育事業振興費を含む〕	給与費	961,950,184 @7,613,377円 × 126.35人 = 961,950,184円	
		職員手当等	3,960,600 時間外勤務手当 @2,870円 × 115時間 × 12月 = 3,960,600円	
		旅費	349,524 普通旅費(近接地内) @511円 × 57回 × 12月 = 349,524円	
		需用費	1,390,340 { 消耗品費 908,890円 会議費 83,860円 印刷製本費 388,310円 修繕料 9,280円	
		役務費	342,470 通信運搬費 342,470円	
		委託料	11,118,710 芸能委託 325,200円 児童福祉システム保守委託 10,793,510円	
		使用料及び賃借料	7,453,380 賃借料 100,640円 児童福祉システム機器リース料 7,352,740円	
		備品購入費	75,900 事務用備品 75,900円	
		負担金補助及び交付金	8,000 負担金 8,000円	
		計	995,542,476	
	経 費	児童手当	報酬	2,021,220 会計年度任用職員 @11,229円 × 180人 = 2,021,220円
		給付事業費	職員手当等	6,371,400 時間外勤務手当 @2,870円 × 185時間 × 12月 = 6,371,400円
			旅費	254,989 普通旅費 254,989円
			需用費	949,780 { ケース訪問調査旅費 @511円 × 13,290件 × $\frac{1}{30}$ = 226,373円 会議出席旅費 @511円 × 56回 = 28,616円 消耗器材 292,160円 印刷製本費 657,620円
		役務費	4,124,000 郵便料 4,124,000円	
		委託料	5,576,000 封入封緘等 5,576,000円	
		扶助費	4,855,320,000 児童手当等給付費(積算説明(3)参照) { 国制度分 4,328,520,000円 区制度分 526,800,000円 { 特定財源 3,674,622,000円 国庫支出金 3,020,724,000円 都支出金 653,898,000円 }	
		計	4,874,617,389	

経費の種類	児童福祉費	測定単位	18歳未満人口																
事業区分	節名	経費	内容説明																
基 準 的 経 費	児童扶養手当 給付事業費	報酬 8,338,032	特別職非常勤職員(嘱託医報酬) @19,660円 × 1人 × 54日 = 1,061,640円 会計年度任用職員 @11,229円 × 8人 × 81日 = 7,276,392円																
		職員手当等 8,618,610	時間外勤務手当 @2,870円 × 13人 × 3時間 × 77日 = 8,618,610円																
		旅費 135,295	ケース訪問調査費 @511円 × 5,093件 × $\frac{1}{30}$ = 86,750円 会議出席旅費 @511円 × 95回 = 48,545円																
		需用費 906,300	消耗器材 305,940円 印刷製本費 237,060円 PR用経費 363,300円																
		役務費 764,558	電話回線使用料 46,200円 × 12月 = 554,400円 郵券 @84円 × 2,027件 = 170,268円 その他通信費 39,890円																
		委託料 5,989,490	電算処理委託 5,989,490円																
		扶助費 1,012,073,066	全部支給(3月分) @43,160円 × 1,232人 = 53,173,120円 一部支給(3月分) @28,460円 × 916人 = 26,069,360円 全部支給(4月~2月分) @43,383円 × 12,835人 = 556,820,805円 一部支給(4月~2月分) @28,607円 × 9,493人 = 271,566,251円 第2子分 @10,190円 × 8,738人 = 89,040,220円 第3子以降分 @6,110円 × 2,521人 = 15,403,310円																
		計 1,036,825,351	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">{</td> <td style="text-align: center;">特定財源(国庫支出金)</td> <td style="text-align: center;">}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">{</td> <td style="text-align: center;"><math>1,012,073,066円 \times \frac{1}{3} = 337,357,000円</math></td> <td style="text-align: center;">}</td> </tr> </table>	{	特定財源(国庫支出金)	}	{	$1,012,073,066円 \times \frac{1}{3} = 337,357,000円$	}										
	{	特定財源(国庫支出金)	}																
	{	$1,012,073,066円 \times \frac{1}{3} = 337,357,000円$	}																
	区立母子生活 支援施設管理 運営費	委託料 48,087,540	管理運営委託 48,087,540円  <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">{</td> <td style="text-align: center;">特定財源</td> <td style="text-align: center;">31,249,000円</td> <td style="text-align: center;">}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">{</td> <td style="text-align: center;">分担金及び負担金</td> <td style="text-align: center;">166,000円</td> <td style="text-align: center;">}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">{</td> <td style="text-align: center;">国庫支出金</td> <td style="text-align: center;"><math>41,445,540円 \times \frac{5}{10} = 20,722,000円</math></td> <td style="text-align: center;">}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">{</td> <td style="text-align: center;">都支出金</td> <td style="text-align: center;"><math>41,445,540円 \times \frac{2.5}{10} = 10,361,000円</math></td> <td style="text-align: center;">}</td> </tr> </table>	{	特定財源	31,249,000円	}	{	分担金及び負担金	166,000円	}	{	国庫支出金	$41,445,540円 \times \frac{5}{10} = 20,722,000円$	}	{	都支出金	$41,445,540円 \times \frac{2.5}{10} = 10,361,000円$	}
{	特定財源	31,249,000円	}																
{	分担金及び負担金	166,000円	}																
{	国庫支出金	$41,445,540円 \times \frac{5}{10} = 20,722,000円$	}																
{	都支出金	$41,445,540円 \times \frac{2.5}{10} = 10,361,000円$	}																

経費の種類	児童福祉費	測定単位	18歳未満人口																																																																											
事業区分	節名	経費	内容説明																																																																											
基 準 的 経 費	民営母子生活 支援施設保護 委託費	扶助費 45,431,030 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">規 模</th> <th rowspan="2">単 価 B</th> <th rowspan="2">所要経費 A×B</th> </tr> <tr> <th>定員</th> <th>対 人 員</th> <th>A</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国 庫 基 準 分</td> <td rowspan="2">事 務 費</td> <td>一般事務費</td> <td>世帯 9</td> <td>世帯 108</td> <td>円 349,200</td> <td>円 37,713,600</td> </tr> <tr> <td>施設機能 強化推進費</td> <td>1所</td> <td>1所</td> <td>1,000,000</td> <td>1,000,000</td> </tr> <tr> <td colspan="4">小 計</td> <td></td> <td>38,713,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日常生活諸費</td> <td>31人</td> <td>372人</td> <td>3,860</td> <td>1,435,920</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保 育 給 食 費</td> <td>3歳以上児</td> <td>3</td> <td>36</td> <td>6,150</td> <td>221,400</td> </tr> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>2</td> <td>24</td> <td>9,680</td> <td>232,320</td> </tr> <tr> <td colspan="4">小 計</td> <td></td> <td>453,720</td> </tr> <tr> <td></td> <td>冷暖房費</td> <td>22</td> <td>264</td> <td>130</td> <td>34,320</td> </tr> <tr> <td colspan="4">計</td> <td></td> <td>40,637,560</td> </tr> <tr> <td colspan="2">区 加 算 分</td> <td>9</td> <td>108</td> <td>44,384</td> <td>4,793,470</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合 計</td> <td></td> <td>45,431,030</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		規 模		単 価 B	所要経費 A×B	定員	対 人 員	A		国 庫 基 準 分	事 務 費	一般事務費	世帯 9	世帯 108	円 349,200	円 37,713,600	施設機能 強化推進費	1所	1所	1,000,000	1,000,000	小 計					38,713,600		日常生活諸費	31人	372人	3,860	1,435,920	保 育 給 食 費	3歳以上児	3	36	6,150	221,400	3歳未満児	2	24	9,680	232,320	小 計					453,720		冷暖房費	22	264	130	34,320	計					40,637,560	区 加 算 分		9	108	44,384	4,793,470	合 計					45,431,030
			区 分		規 模		単 価 B			所要経費 A×B																																																																				
			定員	対 人 員	A																																																																									
			国 庫 基 準 分	事 務 費	一般事務費	世帯 9	世帯 108	円 349,200	円 37,713,600																																																																					
					施設機能 強化推進費	1所	1所	1,000,000	1,000,000																																																																					
				小 計					38,713,600																																																																					
				日常生活諸費	31人	372人	3,860	1,435,920																																																																						
			保 育 給 食 費	3歳以上児	3	36	6,150	221,400																																																																						
				3歳未満児	2	24	9,680	232,320																																																																						
				小 計					453,720																																																																					
				冷暖房費	22	264	130	34,320																																																																						
			計					40,637,560																																																																						
			区 加 算 分		9	108	44,384	4,793,470																																																																						
合 計					45,431,030																																																																									
<table border="0"> <tr> <td rowspan="4" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>特定財源</td> <td style="text-align: right;">30,521,000円</td> </tr> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td style="text-align: right;">178,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金 <math>40,459,560円 \times \frac{1}{2} =</math></td> <td style="text-align: right;">20,229,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金 <math>40,459,560円 \times \frac{1}{4} =</math></td> <td style="text-align: right;">10,114,000円</td> </tr> </table>			{	特定財源	30,521,000円	分担金及び負担金	178,000円	国庫支出金 $40,459,560円 \times \frac{1}{2} =$	20,229,000円	都支出金 $40,459,560円 \times \frac{1}{4} =$	10,114,000円																																																																			
{	特定財源	30,521,000円																																																																												
	分担金及び負担金	178,000円																																																																												
	国庫支出金 $40,459,560円 \times \frac{1}{2} =$	20,229,000円																																																																												
	都支出金 $40,459,560円 \times \frac{1}{4} =$	10,114,000円																																																																												
母子福祉応急 小口資金貸付金	貸付金	150,000	貸付金 150,000円  { 特定財源(諸収入) 150,000円 }																																																																											
母子家庭等 自立支援給付金 事業費	扶助費	12,864,258	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業 12,864,258円  { 特定財源(国庫支出金) $12,864,258円 \times \frac{3}{4} = 9,648,000円$ }																																																																											
ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス事業費	職員手当等 需用費 役務費	585,480 254,220 86,470	時間外勤務手当 @2,870円 × 17時間 × 12月 = 585,480円 消耗品費 254,220円 通信運搬費 86,470円																																																																											

経費の種類	児童福祉費		測定単位	18歳未満人口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス事業費	扶助費	6,809,540	ヘルパー @1,860円 × 3,160時間 = 5,877,600円	
				手当加算 @460円 × 1,480時間 = 680,800円	
				業務報告等 251,140円	
				特定財源(諸収入) 175,000円	
				Ⅱ階層 @250円 × 63時間 = 15,000円	
				@60円 × 30時間 = 1,000円	
				Ⅲ階層 @510円 × 95時間 = 48,000円	
				@120円 × 44時間 = 5,000円	
				Ⅳ階層 @770円 × 32時間 = 24,000円	
				@180円 × 15時間 = 2,000円	
				Ⅴ階層 @1,030円 × 32時間 = 32,000円	
				@240円 × 15時間 = 3,000円	
				Ⅵ階層 @1,290円 × 32時間 = 41,000円	
				@300円 × 15時間 = 4,000円	
	計	7,735,710			
的 経 費	ひとり親家庭医療費助成事業費	報酬	516,534	会計年度任用職員 @11,229円 × 46人 = 516,534円	
		職員手当等	1,199,660	時間外勤務手当 @2,870円 × 418時間 = 1,199,660円	
		旅費	49,567	普通旅費(近接地内) @511円 × 97回 = 49,567円	
		需用費	213,120	消耗品費等 213,120円	
		役務費	209,640	通信運搬費 209,640円	
		委託料	2,350,428	審査支払委託料 2,350,428円	
				医療費 2,278,180円	
				国保 @73.54円 × 16,420件 = 1,207,527円	
				社保 @59.90円 × 17,874件 = 1,070,653円	
				高額調整費 @4.40円 × 16,420件 = 72,248円	
	備品購入費	41,150	事務用備品 41,150円		
	扶助費	81,775,946	国保 @2,543円 × 16,420件 = 41,756,060円		
			社保 @2,239円 × 17,874件 = 40,019,886円		
	計	86,356,045			
的 経 費	乳幼児医療費助成事業費	報酬	224,580	会計年度任用職員 @11,229円 × 20人 = 224,580円	
		職員手当等	48,790	時間外勤務手当 @2,870円 × 17時間 = 48,790円	
		旅費	2,044	普通旅費(近接地内) @511円 × 2人 × 2回 = 2,044円	
		需用費	123,010	印刷製本費 123,010円	

経費の種類	児童福祉費		測定単位	18歳未満人口		
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	乳幼児医療費 助成 事業費	円				
		役務費	542,420	通信運搬費	542,420円	
		委託料	18,231,489	審査支払委託料	18,231,489円	
				医療費	18,077,014円	
				国保	@73.54円 × 35,108件 = 2,581,842円	
				社保	@59.90円 × 258,684件 = 15,495,172円	
				高額調整費	@4.40円 × 35,108件 = 154,475円	
		備品購入費	28,330	事務用備品	28,330円	
		扶助費	490,967,116	国保	@1,709円 × 35,108件 = 59,999,572円	
				社保	@1,666円 × 258,684件 = 430,967,544円	
計	510,167,779					
準	義務教育就学児	報酬	224,580	会計年度任用職員	@11,229円 × 20人 = 224,580円	
	医療費助成	職員手当等	48,790	時間外勤務手当	@2,870円 × 17時間 = 48,790円	
	事業費	旅費	2,044	普通旅費(近接地内)	@511円 × 2人 × 2回 = 2,044円	
		需用費	123,010	印刷製本費	123,010円	
		役務費	524,420	通信運搬費	524,420円	
		委託料	14,420,624	審査支払委託料	14,420,624円	
				医療費	14,286,244円	
				国保	@73.54円 × 30,541件 = 2,245,985円	
				社保	@59.90円 × 201,006件 = 12,040,259円	
				高額調整費	@4.40円 × 30,541件 = 134,380円	
的		備品購入費	27,920	事務用備品	27,920円	
		扶助費	481,979,273	国保	@2,105円 × 30,541件 = 64,288,805円	
				社保	@2,078円 × 201,006件 = 417,690,468円	
	計	497,350,661				
	費	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費	扶助費	147,620	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費	147,620円
					特定財源(都支出金)	147,620円 × $\frac{1}{2}$ = 73,000円
	費	障害児通所支援事業費	委託料	1,255,547	支払代行業務委託費	856人 × 12月 × @122.23円 = 1,255,547円
			扶助費	1,158,404,701	障害児通所支援事業費(積算説明(4)参照)	1,158,404,701円
		計	1,159,660,248		特定財源	868,803,000円
					国庫支出金	1,158,404,701円 × $\frac{1}{2}$ = 579,202,000円
				都支出金	1,158,404,701円 × $\frac{1}{4}$ = 289,601,000円	

経費の種類	児童福祉費		測定単位	18歳未満人口		
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	児童館管理 運営費	報酬	13,921,200	会計年度任用職員 @12,890円 × 5人 × 12月 = 773,400円	所	13,921,200円
		職員手当等	13,018,320	時間外勤務手当 @2,870円 × 252時間 = 723,240円	18	13,018,320円
		報償費	8,175,600	報償費 @7,570円 × 5人 × 12月 = 454,200円	18	8,175,600円
		旅費	2,934,162	普通旅費(近接地内) @511円 × 319回 = 163,009円	18	2,934,162円
		需用費	41,884,560	光熱水費 @121,360円 × 12月 = 1,456,320円	18	26,213,760円
				一般需用費 @72,550円 × 12月 = 870,600円	18	15,670,800円
		役務費	2,136,240	役務費 @9,890円 × 12月 = 118,680円	18	2,136,240円
		委託料	144,431,200	管理運営委託 3,875,850円	18	69,765,300円
				清掃委託 893,690円	18	16,086,420円
				警備委託 269,410円	18	4,849,380円
				機械設備保守委託 494,110円	18	8,893,980円
		使用料及び 賃借料	5,757,120	賃借料 319,840円	18	5,757,120円
		工事請負費	7,806,060	工事費 433,670円	18	7,806,060円
		備品購入費	14,868,360	備品 826,020円	18	14,868,360円
				ガスFF暖房器 @221,490円 × 5台 × $\frac{1}{6}$ = 184,580円		
				冷房器 @620,590円 × 5台 × $\frac{1}{6}$ = 517,160円		
		負担金補助 及び交付金	2,354,400	その他備品 124,280円		
負担金 130,800円	18			2,354,400円		
		計(直営分) 11,802,839円	18	212,451,102円		
		指定管理委託料 @22,418,060円 × 2所 =		44,836,120円		
	計	257,287,222				

経費の種類	児童福祉費	測定単位	18歳未満人口			
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	子ども家庭支援センター運営費 (先駆型)	報酬	16,504,272	円 会計年度任用職員(相談員等) @210,511円 × 6人 × 12月 = 15,156,792円 会計年度任用職員 @11,229円 × 10日 × 12月 = 1,347,480円		
		報償費	1,500,000	児童虐待防止協議会関連経費、講習会講師謝礼等 1,500,000円		
		需用費	2,026,750	光熱水費 1,355,260円 電気料 771,590円 ガス料 187,160円 水道料 396,510円 一般需用費 671,490円 消耗品費 405,960円 印刷製本費 144,640円 修繕費 120,890円		
		役務費	419,050	通信運搬費 419,050円		
		委託料	8,015,500	管理運営委託 5,092,800円 清掃委託 1,254,080円 警備委託 546,080円 機械設備保守委託 1,122,540円		
		使用料及び賃借料	306,190	機器賃借等 306,190円		
		工事請負費	189,970	189,970円		
		備品購入費	110,340	110,340円		
		計	29,072,072			
		経 費	子ども・子育て支援事業計画策定・推進経費 (次世代育成行動計画策定費を含む)	報償費	938,450	1 計画策定
				需用費	190,800	報償費 @11,970円 × 13人 × 14回 × $\frac{1}{5}$ = 435,710円
				役務費	133,920	需用費
				委託料	1,488,240	印刷製本等 644,480円 × $\frac{1}{5}$ = 128,900円 役務費 郵便 84,940円 × $\frac{1}{5}$ = 16,990円 テープ反訳 112,310円 × $\frac{1}{5}$ = 22,460円 委託料 計画策定支援委託等 7,441,200円 × $\frac{1}{5}$ = 1,488,240円
						2 計画推進
						報償費 @11,970円 × 14人 × 15回 × $\frac{1}{5}$ = 502,740円
				需用費		
				印刷製本等 309,480円 × $\frac{1}{5}$ = 61,900円		



経費の種類	児童福祉費		測定単位	18歳未満人口					
事業区分	節名	経費	内容説明						
基 準 的 経 費	子ども・子育て 支援事業計画 策定・推進経費  (次世代育成 行動計画策 定費を含む)	計	円	2,751,410					
		地域型保育 給付費	704,769,393	地域型保育給付費 704,769,393円 (小規模保育、家庭の保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)  { <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>特定財源</td> <td>552,661,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>@704,769,393円 × <math>\frac{56.835}{100}</math> = 400,555,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>@704,769,393円 × <math>\frac{21.5825}{100}</math> = 152,106,000円</td> </tr> </table> }	特定財源	552,661,000円	国庫支出金	@704,769,393円 × $\frac{56.835}{100}$ = 400,555,000円	都支出金
	特定財源	552,661,000円							
	国庫支出金	@704,769,393円 × $\frac{56.835}{100}$ = 400,555,000円							
都支出金	@704,769,393円 × $\frac{21.5825}{100}$ = 152,106,000円								
利用者 支援事業	52,725,665	利用者支援事業 52,725,665円  { <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>特定財源</td> <td>35,150,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>@52,725,665円 × <math>\frac{1}{3}</math> = 17,575,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>@52,725,665円 × <math>\frac{1}{3}</math> = 17,575,000円</td> </tr> </table> }	特定財源	35,150,000円	国庫支出金	@52,725,665円 × $\frac{1}{3}$ = 17,575,000円	都支出金	@52,725,665円 × $\frac{1}{3}$ = 17,575,000円	
特定財源	35,150,000円								
国庫支出金	@52,725,665円 × $\frac{1}{3}$ = 17,575,000円								
都支出金	@52,725,665円 × $\frac{1}{3}$ = 17,575,000円								
地域 子ども 子育て 支援事業費	地域子育て 支援拠点事業	164,699,020	地域子育て支援拠点事業 164,699,020円  { <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>特定財源</td> <td>77,734,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>@116,602,173円 × <math>\frac{1}{3}</math> = 38,867,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>@116,602,173円 × <math>\frac{1}{3}</math> = 38,867,000円</td> </tr> </table> }	特定財源	77,734,000円	国庫支出金	@116,602,173円 × $\frac{1}{3}$ = 38,867,000円	都支出金	@116,602,173円 × $\frac{1}{3}$ = 38,867,000円
特定財源	77,734,000円								
国庫支出金	@116,602,173円 × $\frac{1}{3}$ = 38,867,000円								
都支出金	@116,602,173円 × $\frac{1}{3}$ = 38,867,000円								

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業 費	地 域 乳児家庭全戸 訪問事業	扶 助 費	12,357,260 円	乳児家庭全戸訪問事業	12,357,260円
				特定財源 8,238,000円 国庫支出金 @12,357,260円 × $\frac{1}{3}$ = 4,119,000円 都支出金 @12,357,260円 × $\frac{1}{3}$ = 4,119,000円	
	養育支援 訪問事業	扶 助 費	8,183,574	養育支援訪問事業	8,183,574円
				特定財源 5,454,000円 国庫支出金 @8,183,574円 × $\frac{1}{3}$ = 2,727,000円 都支出金 @8,183,574円 × $\frac{1}{3}$ = 2,727,000円	
	子どもを守る 地域ネット ワーク機能 強化事業	扶 助 費	4,569,744	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	4,569,744円
			特定財源 3,046,000円 国庫支出金 @4,569,744円 × $\frac{1}{3}$ = 1,523,000円 都支出金 @4,569,744円 × $\frac{1}{3}$ = 1,523,000円		
子育て短期 支援事業	扶 助 費	21,964,901	子育て短期支援事業	21,964,901円	
			特定財源 2,598,000円 国庫支出金 @3,898,311円 × $\frac{1}{3}$ = 1,299,000円 都支出金 @3,898,311円 × $\frac{1}{3}$ = 1,299,000円		
ファミリー・ サポート・ センター 事業	扶 助 費	18,226,563	ファミリー・サポート・センター事業	18,226,563円	
			特定財源 9,092,000円 国庫支出金 @13,638,141円 × $\frac{1}{3}$ = 4,546,000円 都支出金 @13,638,141円 × $\frac{1}{3}$ = 4,546,000円		

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 地 域 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業 費	一時預かり事業	扶助費	225,527,742	一時預かり事業	225,527,742円
				特定財源 55,262,000円 国庫支出金 @82,894,575円 × $\frac{1}{3}$ = 27,631,000円 都支出金 @82,894,575円 × $\frac{1}{3}$ = 27,631,000円	
	延長保育事業	扶助費	332,295,955	延長保育事業	332,295,955円
				特定財源 37,474,000円 国庫支出金 @56,212,488円 × $\frac{1}{3}$ = 18,737,000円 都支出金 @56,212,488円 × $\frac{1}{3}$ = 18,737,000円	
	病児保育事業	扶助費	82,911,060	病児保育事業	82,911,060円
			特定財源 34,388,000円 国庫支出金 @51,583,485円 × $\frac{1}{3}$ = 17,194,000円 都支出金 @51,583,485円 × $\frac{1}{3}$ = 17,194,000円		
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	負担金補助金及び交付金	4,115,562	実費徴収に係る補足給付を行う事業	4,115,562円
				特定財源 2,742,000円 国庫支出金 @4,115,562円 × $\frac{1}{3}$ = 1,371,000円 都支出金 @4,115,562円 × $\frac{1}{3}$ = 1,371,000円	
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	扶助費	128,474	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	128,474円
				特定財源 84,000円 国庫支出金 @128,474円 × $\frac{1}{3}$ = 42,000円 都支出金 @128,474円 × $\frac{1}{3}$ = 42,000円	

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口			
事業区分		節名	経費	内容説明				
基 地 域 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業 費	放課後児童 クラブ事業費	報酬	円					
				70,575,120	1クラブ当たり所要経費 A	クラブ数 B	所要経費 A×B	
					会計年度任用職員 @12,730円 × 33人 × 12月 = 5,041,080円	14	70,575,120円	
				5,062,680	時間外勤務手当 @2,870円 × 126時間 = 361,620円	14	5,062,680円	
				808,402	普通旅費（近接地内） @511円 × 113回 = 57,743円	14	808,402円	
				16,746,240	光熱水費 @43,660円 × 12月 = 523,920円	14	7,334,880円	
					一般需用費 @56,020円 × 12月 = 672,240円	14	9,411,360円	
				4,312,560	役務費 @25,670円 × 12月 = 308,040円	14	4,312,560円	
				543,742,830	管理運営委託（直営施設）	384,400円	14	5,381,600円
				2,717,820	工事費	194,130円	14	2,717,820円
				3,789,520	賃借料	270,680円	14	3,789,520円
				958,020	備品	68,430円	14	958,020円
				121,930,480	負担金	27,120円	14	379,680円
					計（直営分）	7,909,403円	14	110,731,642円
					管理運営委託（委託施設） @23,407,010円 × 23所 = 538,361,230円			
		負担金補助及び交付金 （民設学童運営費補助） @17,364,400円 × 7所 = 121,550,800円						
		特定財源 388,724,000円						
		分担金及び負担金 3,156,700円 × 37所 = 116,797,000円						
		国庫支出金 8,552,400円 × 44所 × $\frac{1}{3}$ = 125,435,000円						
		都支出金 8,552,400円 × 44所 × $\frac{1}{3}$ = 125,435,000円						
		都支出金（公設分） 791,100円 × 23所 = 18,195,000円						
		都支出金（民設分） 408,900円 × 7所 = 2,862,000円						
		計	770,643,672					
小	計		1,698,349,192					

経費の種類	児 童 福 祉 費		測 定 単 位	18 歳 未 満 人 口	
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	待機児童保育 事業費	負担金補助 及び交付金	円 20,251,200	家庭福祉員事業補助  @84,380円 × 10所 × 12月 × 2人 = 20,251,200円	
	認証保育所 運営費等事業費	負担金補助 及び交付金	698,383,920	運営費（A型） @51,721,080円 × 12所 = 620,652,960円 運営費（B型） @38,865,480円 × 2所 = 77,730,960円	
	定期利用保育 補助事業費	負担金補助 及び交付金	24,615,700	定期利用保育補助事業費 24,615,700円  { 特定財源（都支出金） 24,615,700円 × $\frac{1}{2}$ = 12,307,000円 }	
	保育士等 キャリアアップ 補助事業費	負担金補助 及び交付金	75,857,241	保育士等キャリアアップ補助事業 75,857,241円  { 特定財源（都支出金） 75,857,241円 × $\frac{1}{2}$ = 37,928,000円 }	
	子育てのための 施設等利用給付  (認可外保育 施設等)	負担金補助 及び交付金	150,127,940	子育てのための施設等利用給付（認可外保育施設等） 150,127,940円  { 特定財源 112,594,000円 国庫支出金 150,127,940円 × $\frac{1}{2}$ = 75,063,000円 都支出金 150,127,940円 × $\frac{1}{4}$ = 37,531,000円 }	
	認可外保育 施設等保護者 負担軽減事業費  (都補助金の ある間の 時限算定)	負担金補助 及び交付金	122,178,150	認可外保育施設等保護者負担軽減事業費 122,178,150円  { 特定財源（都支出金） 122,178,150円 × $\frac{1}{2}$ = 61,089,000円 }	
	保育サービス 推進事業費	負担金補助 及び交付金	17,543,420	保育サービス推進事業費 17,543,420円  { 特定財源（都支出金） 17,543,420円 × $\frac{1}{2}$ = 8,771,000円 }	
	保育力強化 事業費	負担金補助 及び交付金	531,100	保育力強化事業費 531,100円  { 特定財源（都支出金） 531,100円 × $\frac{1}{2}$ = 265,000円 }	

経費の種類		児 童 福 祉 費		測定単位	18 歳 未 満 人 口	
事業区分	節 名	経 費	内 容 説 明			
基 準 的 経 費	保育従事職員 宿舍借り上げ 支援事業費 〔都補助金の ある間の 時限算定〕	負担金補助 及び交付金 98,116,993	円	保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費 98,116,993円 ※金額は、国庫支出金、都支出金を差し引いた一般財源分を記載		
	保育所等賃借料 補助事業費 〔都補助金の ある間の 時限算定〕	負担金補助 及び交付金 60,989,469		保育所等賃借料補助事業費 60,989,469円 ※金額は、国庫支出金、都支出金を差し引いた一般財源分を記載		
	学校等情報配信 システム運用 経費（保育所）	委 託 料 662,190		システム運用委託 662,190円		
	子供家庭支援 包括補助事業費	扶 助 費 163,368,020		子供家庭支援包括補助事業費 163,368,020円  <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">{</span> <div style="text-align: center;">                     特定財源（都支出金）  <math>163,368,020円 \times \frac{1}{2} = 81,684,000円</math> </div> <span style="font-size: 2em; margin-left: 10px;">}</span> </div>		
合 計		13,399,790,739				
特 定 財 源	分 担 金 及 び 負 担 金	117,141,000	1	児童手当給付事業費 3,674,622,000円		
	国 庫 支 出 金	4,724,566,000		<div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">{</span> <div style="text-align: center;">                     国庫支出金 3,020,724,000円                      都支出金 653,898,000円                 </div> <span style="font-size: 2em; margin-left: 10px;">}</span> </div>		
	都 支 出 金	1,637,851,000	2	児童扶養手当給付事業費 国庫支出金 337,357,000円		
	諸 収 入	325,000	3	区立母子生活支援施設管理運営費 31,249,000円		
				<div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">{</span> <div style="text-align: center;">                     分担金及び負担金 166,000円                      国庫支出金 20,722,000円                      都支出金 10,361,000円                 </div> <span style="font-size: 2em; margin-left: 10px;">}</span> </div>		
				4 民営母子生活支援施設保護委託費 30,521,000円  <div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">{</span> <div style="text-align: center;">                     分担金及び負担金 178,000円                      国庫支出金 20,229,000円                      都支出金 10,114,000円                 </div> <span style="font-size: 2em; margin-left: 10px;">}</span> </div>		
			5 母子福祉応急小口資金貸付金 諸収入 150,000円			
			6 母子家庭等自立支援給付金事業費 国庫支出金 9,648,000円			



説明(3) 児童手当等給付費積算説明

区分	対象		1人当たり手当額		所要額 A×B	財源内訳				
	A	B	円	円		国庫支出金	都支出金	差引一般財源		
国 制 度 分	3歳未満	被用者	人		円	円	円	円		
		4,823	( 15,000円 × 12月 )	868,140,000	(37 / 45)	713,804,000	(4 / 45)	77,168,000	(4 / 45)	77,168,000
	3歳以上 小学校 修了前	非被用者								
		875	( 15,000円 × 12月 )	157,500,000	(2 / 3)	105,000,000	(1 / 6)	26,250,000	(1 / 6)	26,250,000
	3歳以上 小学校 修了前	被用者	第1子 第2子							
			12,642	( 10,000円 × 12月 )	1,517,040,000	(2 / 3)	1,011,360,000	(1 / 6)	252,840,000	(1 / 6)
		第3子 以降								
		1,248	( 15,000円 × 12月 )	224,640,000	(2 / 3)	149,760,000	(1 / 6)	37,440,000	(1 / 6)	37,440,000
	小計				1,741,680,000	1,161,120,000	290,280,000	290,280,000		
	3歳以上 小学校 修了前	非被用者	第1子 第2子							
2,934			( 10,000円 × 12月 )	352,080,000	(2 / 3)	234,720,000	(1 / 6)	58,680,000	(1 / 6)	58,680,000
第3子 以降										
374		( 15,000円 × 12月 )	67,320,000	(2 / 3)	44,880,000	(1 / 6)	11,220,000	(1 / 6)	11,220,000	
小計				419,400,000	279,600,000	69,900,000	69,900,000			
中 学 校 修 了 前										
4,800	( 10,000円 × 12月 )	576,000,000	(2 / 3)	384,000,000	(1 / 6)	96,000,000	(1 / 6)	96,000,000		
特 例 給 付										
9,430	( 5,000円 × 12月 )	565,800,000	(2 / 3)	377,200,000	(1 / 6)	94,300,000	(1 / 6)	94,300,000		
計				4,328,520,000	3,020,724,000	653,898,000	653,898,000			
区 制 度 分	育 成 手 当	2,850	( 13,500円 × 12月 )	461,700,000						
	障 害 手 当	350	( 15,500円 × 12月 )	65,100,000						
	計			526,800,000			526,800,000			
合 計				4,855,320,000	3,020,724,000	653,898,000	1,180,698,000			



説明（４） 障害児通所支援事業費積算説明

(単位：円)

事業種別	事業費	国庫負担額 B=A/2	都負担額 C=A/4	差引一般財源 D=A-B-C
	給付費 A			
児童発達支援事業	379,606,907	189,803,000	94,902,000	94,901,907
福祉型児童発達支援センター	66,896,374	33,448,000	16,724,000	16,724,374
医療型児童発達支援センター	1,358,311	679,000	340,000	339,311
放課後等デイサービス	674,093,424	337,047,000	168,523,000	168,523,424
保育所等訪問支援	11,189,366	5,595,000	2,797,000	2,797,366
障害児相談支援	25,260,319	12,630,000	6,315,000	6,315,319
計	1,158,404,701	579,202,000	289,601,000	289,601,701

経費の種類	児童福祉費	測定単位	区立保育所入所児童数
事業区分	節名	経費	内 容 説 明
基 準 的 経 費	区立保育所 管理運営費	報酬 361,976,650 円	特別職非常勤職員（嘱託医報酬） $@43,100円 \times 1人 \times 13月 \times 28所 = 15,688,400円$ 臨時的任用職員 $@5,920円 \times 100日 \times 28所 = 16,576,000円$ 会計年度任用職員（特例パート） $@135,140円 \times 14月 \times 28所 = 52,974,880円$ 会計年度任用職員（障害児保育） $@136,408円 \times 12月 \times 28所 = 45,833,088円$ 会計年度任用職員 $@11,229円 \times 25日 \times 12月 \times 28所 = 94,323,600円$ 会計年度任用職員（延長保育） 1時間延長 $@10,909円 \times \frac{9}{8}時間 \times 313日 \times 20所 = 76,826,633円$ $@10,909円 \times \frac{1}{8}時間 \times \frac{14}{6}人 \times 313日 \times 20所 = 19,918,016円$ 2時間延長 $@10,909円 \times \frac{11}{8}時間 \times 313日 \times 4所 = 18,779,844円$ $@10,909円 \times \frac{3}{8}時間 \times \frac{14}{6}人 \times 313日 \times 4所 = 11,950,810円$ 3時間以上延長 $@10,909円 \times \frac{12}{8}時間 \times 313日 \times 1所 = 5,121,776円$ $@10,909円 \times \frac{4}{8}時間 \times \frac{14}{6}人 \times 313日 \times 1所 = 3,983,603円$
		給与費 3,479,313,289	$@7,613,377円 \times 457人 = 3,479,313,289円$
		職員手当等 178,597,230	時間外勤務手当 $@2,870円 \times 62,229時間 = 178,597,230円$
		報償費 3,068,800	講習会・講演会等講師謝礼 $@109,600円 \times 28所 = 3,068,800円$
		旅費 3,176,194	普通旅費
		需用費 380,288,640	近接地内 $@511円 \times 1,854回 = 947,394円$ 近接地外 $@39,800円 \times 2人 \times 28所 = 2,228,800円$ 光熱水費 93,259,600円 電気料 $@1,177,660円 \times 28所 = 32,974,480円$ ガス料 $@608,340円 \times 28所 = 17,033,520円$ 水道料 $@1,496,490円 \times 28所 = 41,901,720円$ 燃料費 $@48,210円 \times 28所 = 1,349,880円$

経費の種類	児童福祉費		測定単位	区立保育所入所児童数		
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	区立保育所 管理運営費	円	賄費 202,312,320円			
			{ 3歳未満児 @7,130円 × 12月 × 34人 × 28所 = 81,453,120円 } { 3歳以上児 @4,230円 × 12月 × 66人 × 28所 = 93,804,480円 } { 3歳以上児給食費加算 @1,220円 × 12月 × 66人 × 28所 = 27,054,720円 } 一般需用費 61,602,520円 { 消耗器材 @1,615,540円 × 28所 = 45,235,120円 } { 印刷製本費 @24,860円 × 28所 = 696,080円 } { 修繕料 @559,690円 × 28所 = 15,671,320円 } 延長保育 23,114,200円 { 暖房費 1,118,200円 } { 1時間延長 @7,710円 × 5月 × 20所 = 771,000円 } { 2時間延長 @12,860円 × 5月 × 4所 = 257,200円 } { 3時間以上延長 @18,000円 × 5月 × 1所 = 90,000円 } その他 21,996,000円 { 1時間延長 @2,570円 × 20人 × 12月 × 20所 = 12,336,000円 } { 2時間延長 @8,050円 × 20人 × 12月 × 4所 = 7,728,000円 } { 3時間以上延長 @8,050円 × 20人 × 12月 × 1所 = 1,932,000円 }			
		役務費	17,696,000	郵便料等	@632,000円 × 28所 = 17,696,000円	
		委託料	1,338,357,840	管理運営委託（直営施設）	@309,970円 × 28所 = 8,679,160円	
				清掃委託	@570,550円 × 28所 = 15,975,400円	
				警備委託	@138,420円 × 28所 = 3,875,760円	
				機械設備保守委託	@339,210円 × 28所 = 9,497,880円	
				給食調理委託	@4,890,300円 × 2人 × 15所 = 146,709,000円	
				用務委託	@3,701,960円 × 1人 × 17所 = 62,933,320円	
				管理運営委託（委託施設）	@181,781,220円 × 6所 = 1,090,687,320円	
			使用料及び 賃借料	18,987,920	自動車借上料、その他	@678,140円 × 28所 = 18,987,920円
			工事請負費	23,886,520		@853,090円 × 28所 = 23,886,520円

経費の種類	児童福祉費		測定単位	区立保育所入所児童数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	〔区立保育所管理運営費〕	備品購入費	43,461,410	備品	43,461,410円
		負担金補助及び交付金	3,220,000	ガスFF暖房器	$@221,490円 \times 8台 \times 28所 \times \frac{1}{6} = 8,268,960円$
				冷房器	$@620,590円 \times 8台 \times 28所 \times \frac{1}{6} = 23,168,690円$
				その他備品	$@429,420円 \times 28所 = 12,023,760円$
				保育士保育講習会等	$@80,000円 \times 28所 = 2,240,000円$
		日本スポーツ振興センター共済掛金	$@350円 \times 100人 \times 28所 = 980,000円$		
合計		5,852,030,493			
特定財源	分担金及び負担金	667,448,592	1	分担金及び負担金	667,448,592円
	都支出金	16,576,000		3歳未満児（保育料積算基準による）	
				$@47,221円 \times 34人 \times 12月 \times 34所 = 655,049,712円$	
				3歳児以上副食費	$@4,230円 \times 57人 \times 12月 \times 34所 = 98,372,880円$
	諸収入	490,000		多子世帯負担軽減分	$\Delta 85,974,000円$
2			都支出金		
			3	臨時的任用職員都支出金	$@16,576,000円 \times \frac{10}{10} = 16,576,000円$
				日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担分	$@175円 \times 100人 \times 28所 = 490,000円$
合計		684,514,592			
差引一般財源					5,167,515,901円
数値					3,400人
単位費用					1,519,858円

経費の種類		児童福祉費				測定単位		私立保育所入所児童数						
事業区分				節名		経費								
私立保育所施設型給付費等				扶助費		1,704,731,380		円						
区		分		対象者数		公定価格/区加算額			利用者負担額		国庫支出金 (3歳以上1/2、 3歳未満 57.72/100)	都支出金 (3歳以上1/4、 3歳未満 21.14/100)	差引一般財源  J E-G-H-I	
				定員 A 人	延人員 B A×12 人	単価 C 円	加算率 加算額 D %・円	金額 E B×C×D B×(C+D) 円	単価 F 円	金額 G B×F 円				H (E-G)×1/2 または57.72/100 円
基 国 の 制 度 的 分 算 費 区 加 算 分	基 本 分	標準時間	4歳以上児	44	528	39,730		20,977,440	0	0				
			3歳児	19	228	47,520		10,834,560	0	0				
			1・2歳児	28	336	110,120		37,000,320	47,221	15,866,256				
		短時間	零歳児	5	60	188,080		11,284,800	47,221	2,833,260				
			4歳以上児	2	24	34,490		827,760	0	0				
			3歳児	1	12	42,280		507,360	0	0				
	処 遇 改 善 等 加 算 I	標準時間	4歳以上児	44	528	370	14	2,735,040						
			3歳児	19	228	440	14	1,404,480						
			1・2歳児	28	336	990	14	4,656,960						
		短時間	零歳児	5	60	1,770	14	1,486,800						
			4歳以上児	2	24	320	14	107,520						
			3歳児	1	12	390	14	65,520						
		1・2歳児	1	12	930	14	156,240							
			加算1	副食費徴収免除加算	9	108	4,500		486,000					
				三歳児配置改善加算	20	240	7,790	980	2,104,800					
		加算2	主任保育士専任加算	100	1,200	2,570	350	3,504,000						
			事務職員雇上費加算	100	1,200	460	60	624,000						
			処遇改善等加算II	①(5人)	100	1,200	2,440		2,928,000					
	②(3人)			100	1,200	180		216,000						
	冷暖房費加算		100	1,200	110		132,000							
	施設機能強化推進費加算				121,820		121,820							
	栄養管理加算	100	1,200	770	100	1,044,000								
	小計							104,463,980		19,266,168	45,423,000	19,887,000	19,887,812	
	区 加 算 分	職員処遇等加算	100	1,200	12,043		14,451,600						14,451,600	
施設維持管理・健康管理等加算		100	1,200	2,298		2,757,600						2,757,600		
児童処遇等加算		100	1,200	2,930		3,516,000						3,516,000		
特例保育加算 (零歳児、障害児、11時間保育)		100	1,200	24,822		29,786,400						29,786,400		
小計						50,511,600						50,511,600		
合計 (1施設)						154,975,580		19,266,168	45,423,000	19,887,000	70,399,412			
11施設						1,704,731,380		211,927,848	499,653,000	218,757,000	774,393,532			

経費の種類	児童福祉費	測定単位	私立保育所入所児童数
事業区分	節名	経費	内容説明
特 定 財 源		円	
		分担金及び負担金	211,927,848
		国庫支出金	499,653,000
		都支出金	218,757,000
	合計	930,337,848	
	差引一般財源		774,393,532円
	数値		1,100人
	単位費用		703,994円

経費の種類	国民健康保険事業助成費		測定単位	被保険者数							
事業区分	節名	経費	内容説明								
基 準 的 経 費	国民健康保険 事業助成費	繰出金	3,097,845,168	円							
				国民健康保険総務費	802,576,411円						
				職員費	411,122,358円						
				一般管理費	319,355,003円						
				報酬	32,082,383円						
				<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">会計年度任用職員 (徴収嘱託員等)</td> <td style="padding-left: 10px;">4,642,236円 × 5.81人 =</td> <td style="padding-left: 10px;">26,971,391円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">会計年度任用職員</td> <td></td> <td style="padding-left: 10px;">5,110,992円</td> </tr> </table>	会計年度任用職員 (徴収嘱託員等)	4,642,236円 × 5.81人 =	26,971,391円	会計年度任用職員		5,110,992円	
				会計年度任用職員 (徴収嘱託員等)	4,642,236円 × 5.81人 =	26,971,391円					
				会計年度任用職員		5,110,992円					
				職員手当等	15,188,040円						
				旅費	121,400円						
				需用費 (消耗品費等)	15,092,620円						
				役務費 (通信運搬費等)	71,037,600円						
				委託料	143,941,830円						
				<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">レセプト点検等委託</td> <td style="padding-left: 10px;">66,393,060円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">国民健康保険システム保守委託</td> <td style="padding-left: 10px;">77,548,770円</td> </tr> </table>	レセプト点検等委託	66,393,060円	国民健康保険システム保守委託	77,548,770円			
				レセプト点検等委託	66,393,060円						
				国民健康保険システム保守委託	77,548,770円						
				使用料及び賃借料							
				<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">国民健康保険システム機器リース料</td> <td style="padding-left: 10px;">41,332,360円</td> </tr> </table>	国民健康保険システム機器リース料	41,332,360円					
				国民健康保険システム機器リース料	41,332,360円						
				備品購入費	371,770円						
				負担金補助及び交付金	187,000円						
				国民健康保険運営協議会費	264,970円						
				<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">報酬 (特別職非常勤職員)</td> <td style="padding-left: 10px;">232,320円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">需用費</td> <td style="padding-left: 10px;">17,370円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">役務費</td> <td style="padding-left: 10px;">15,280円</td> </tr> </table>	報酬 (特別職非常勤職員)	232,320円	需用費	17,370円	役務費	15,280円	
				報酬 (特別職非常勤職員)	232,320円						
				需用費	17,370円						
				役務費	15,280円						
連合会分担金	11,946,900円										
保険普及費	5,296,000円										
レセプト電算処理手数料	833,210円										
共同電算処理手数料	44,460,320円										
国保情報集約システム管理委託料	9,284,450円										
<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">保険給付費等交付金 (普通交付金収納事務手数料)</td> <td style="padding-left: 10px;">13,200円</td> </tr> </table>	保険給付費等交付金 (普通交付金収納事務手数料)	13,200円									
保険給付費等交付金 (普通交付金収納事務手数料)	13,200円										
出産育児給付	111,039,847円										
基盤安定繰出金	2,128,768,530円										
<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">7割軽減</td> <td style="padding-left: 10px;">1,364,218,890円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">5割軽減</td> <td style="padding-left: 10px;">488,252,450円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">2割軽減</td> <td style="padding-left: 10px;">276,297,190円</td> </tr> </table>	7割軽減	1,364,218,890円	5割軽減	488,252,450円	2割軽減	276,297,190円					
7割軽減	1,364,218,890円										
5割軽減	488,252,450円										
2割軽減	276,297,190円										

経費の種類		国民健康保険事業助成費		測定単位	被保険者数		
事業区分	節名	経費	内容説明				
基準的経費	〔国民健康保険事業助成費〕		円	未就学児均等割保険料軽減措置繰出金			55,460,380円
				5割軽減		39,163,560円	
				4割軽減		7,087,920円	
				2.5割軽減		4,763,950円	
				1.5割軽減		4,444,950円	
合計		3,097,845,168					
特定財源	国庫支出金	535,459,000	1	基盤安定繰出金		1,596,574,000円	
				国庫支出金	507,729,000円		
	都支出金	1,088,845,000円					
	都支出金	1,102,710,000	2	未就学児均等割保険料軽減措置繰出金		41,595,000円	
国庫支出金				27,730,000円			
都支出金	13,865,000円						
合計		1,638,169,000					
差引一般財源		1,459,676,168円					
数値		113,780人					
単位費用		12,829円					



〈経〉 民生費 後期高齢者医療制度事業助成費（被保険者数）

経費の種類		後期高齢者医療制度事業助成費	測定単位	被保険者数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	後期高齢者医療 制度事業助成費	繰出金 3,039,278,726	円	後期高齢者医療制度事業給務費	113,958,806円
				職員費	60,907,016円
				一般管理費	53,051,790円
				報酬	4,545,710円
				会計年度任用職員（徴収嘱託員等）	3,481,625円
				会計年度任用職員	1,064,085円
				職員手当等	8,839,680円
				旅費	31,070円
				需用費	2,592,180円
				役務費	13,726,030円
委託料	18,128,510円				
窓口業務委託	7,387,410円				
後期高齢者医療システム保守委託	10,741,100円				
使用料及び賃借料					
後期高齢者医療システム機器リース料	5,188,610円				
基盤安定繰出金	533,283,920円				
低所得者に係る保険料軽減分	530,379,480円				
旧被用者保険の被扶養者に係る保険料軽減分	2,904,440円				
事務費拠出金	103,836,000円				
後期高齢者医療給付費負担金	2,288,200,000円				
合 計		3,039,278,726			
特 定 財 源	都 支 出 金	399,962,000	基盤安定繰出金	399,962,000円	
			低所得者に係る保険料軽減分		
			$530,379,480円 \times \frac{3}{4} = 397,784,000円$		
旧被用者保険の被扶養者に係る保険料軽減分					
$2,904,440円 \times \frac{3}{4} = 2,178,000円$					
合 計		399,962,000			
差引一般財源		2,639,316,726円			
数 値		34,000人			
単 位 費 用		77,627円			

## 第3項 衛生費

### I 衛生費の概要

#### 1 単位費用算定の概要

- (1) 衛生費は測定単位「人口」により、次の経費を算定した。
  - ア 衛生総務費、保健所管理運営費等の保健所等管理運営に要する経費
  - イ 感染症予防・医療費、結核予防費、成人保健対策費、母子保健費等の公衆衛生に要する経費
  - ウ 食品衛生費、環境衛生費等の環境衛生に要する経費
  - エ 医薬費、精神保健対策費等の医務及び薬務に要する経費
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人、保健所1か所、保健センター3か所、リサイクルセンター1か所とした。
- (3) 標準区の所要経費を3,566,439,699円、特定財源を167,088,910円と見込み、差引一般財源所要額を3,399,350,789円と算定した。

この結果、単位費用を9,712円とした。

#### 2 本年度改定内容

- (1) 新たに住宅宿泊事業費について、算定した。
- (2) 母子保健指導費について、算定の充実を図った。
- (3) その他、所要の単価改定等を行った。

#### 3 過年度改定内容（時限算定）

鳥獣被害対策事業費（アライグマ・ハクビシン対策）について、算定した（都の防除実施計画終了年度の翌年度末までの時限算定）。

### II 積算の内容

次頁より

経費の種類	衛生費	測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的	衛生総務費	円		
	給与費	984,942,582	@7,613,377円 × 129.37人 = 984,942,582円	
	職員手当等	4,371,010	時間外勤務手当 @2,870円 × 1,523時間 = 4,371,010円	
	報償費	649,330	{ 講師謝礼 7,570円 保健福祉サービス推進会議委員謝礼 @13,370円 × 6人 × 8回 = 641,760円	
	旅費	870,280	普通旅費 { 近接地内 @511円 × 1,080回 = 551,880円 近接地外 @39,800円 × 8回 = 318,400円	
	需用費	1,408,460	{ 消耗品費 615,970円 会議費 115,850円 印刷製本費 676,640円	
	役務費	933,250	通信運搬費 { 郵券等 545,680円 健康管理システム用 387,570円	
	委託料	5,852,540	夜間休日案内所運営費 1,506,000円 健康管理システム保守委託 4,346,540円	
	使用料及び 賃借料	11,023,680	会場使用料及び自動車借上料 152,090円 自動体外式除細動器（AED） @49,380円 × 131個 = 6,468,780円 健康管理システム機器リース料 4,402,810円	
	備品購入費	405,910	事務用備品 405,910円	
計	1,010,457,042			
経 費	保健所 管理運営費	報酬	3,640,200	
				{ 特別職非常勤職員（保健所運営協議会） 459,000円 会長 @22,200円 × 1人 × 1回 = 22,200円 委員 @18,200円 × 24人 × 1回 = 436,800円
				{ 特別職非常勤職員（感染症診査協議会） 2,191,200円 会長 @24,700円 × 1人 × 24回 = 592,800円 委員 @22,200円 × 3人 × 24回 = 1,598,400円
				{ 臨時的任用職員（産休代替保健師） @11,000円 × 90日 = 990,000円
		職員手当等	1,663,630	{ 特殊勤務手当 908,820円 防疫業務手当(1) @720円 × 243日 × 1人 = 174,960円 防疫業務手当(2) @340円 × 243日 × 6人 = 495,720円 有害毒物取扱手当(1) @390円 × 243日 × 2人 = 189,540円 有害毒物取扱手当(2) @200円 × 243日 × 1人 = 48,600円 時間外勤務手当 @2,870円 × 263時間 = 754,810円

経費の種類	衛生費	測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	〔保健所管理 運営費〕	報償費	100,000	母子保健対策協議会委員謝礼 @10,000円 × 10人 = 100,000円
		旅費	2,045,372	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通旅費 1,985,602円</li> <li>近接地内 @511円 × 2,610回 = 1,333,710円</li> <li>調査旅費 @21,590円 × 2人 = 43,180円</li> <li>研修旅費 @494円 × 3回 = 1,482円</li> <li>派遣研修旅費 @4,520円 × 3人 = 13,560円</li> <li>研究旅費 513,530円</li> <li>医師 @37,810円 × 5人 = 189,050円</li> <li>医療技術員等 @27,040円 × 12人 = 324,480円</li> <li>医師大学派遣旅費 @6,480円 × 1人 = 6,480円</li> <li>保健師等共同研究旅費 @1,050円 × 16人 = 16,800円</li> <li>保健技術者研修旅費 56,860円</li> <li>医師 @30,430円 × 1人 = 30,430円</li> <li>保健師 @26,430円 × 1人 = 26,430円</li> <li>特別旅費 59,770円</li> <li>費用弁償 <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所運営協議会 @494円 × 25人 × 1回 = 12,350円</li> <li>感染症診査協議会 @494円 × 4人 × 24回 = 47,420円</li> </ul> </li> </ul>
		需用費	12,179,720	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料費 121,170円</li> <li>光熱水費 9,400,060円</li> <li>電気料 6,462,980円</li> <li>ガス料 1,382,420円</li> <li>水道料 1,554,660円</li> <li>消耗品費 1,765,280円</li> <li>印刷製本費 198,490円</li> <li>修繕料 694,720円</li> </ul>
		役務費	2,064,520	<ul style="list-style-type: none"> <li>洗濯代等 410,260円</li> <li>電話料 1,220,490円</li> <li>通信運搬費 433,770円</li> </ul>
		委託料	76,677,550	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査業務委託 58,278,160円</li> <li>清掃、保守警備委託等 18,399,390円</li> </ul>
		使用料及び 賃借料	653,540	自動車借上 653,540円
		工事請負費	2,034,130	庁舎維持補修費等 2,034,130円
		備品購入費	19,712,750	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査用機器 13,481,650円</li> <li>X線装置等 6,231,100円</li> </ul>

経費の種類	衛生費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準	〔保健所管理 運営費〕 公 課 費	円 17,600	自動車重量税 $\left\{ \begin{array}{l} 13,200円 \times 1台 = 13,200円 \\ 8,800円 \times 1台 \times \frac{1}{2} = 4,400円 \end{array} \right.$
		計	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源} \quad \quad \quad 4,549,000円 \\ \text{使用料及び手数料} \quad \quad \quad 56,000円 \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{証明} \quad \quad \quad @400円 \times 134件 = 53,600円 \\ \text{閲覧} \quad \quad \quad @300円 \times 8件 = 2,400円 \end{array} \right. \\ \text{国庫支出金} \\ 13,481,650円 \times \frac{1}{3} = 4,493,000円 \end{array} \right.$
的	保健センター 管理運営費	1,458,210	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特殊勤務手当} \\ \text{防疫業務手当} \\ \quad @340円 \times 243日 \times 3人 \times 3所 = 743,580円 \\ \text{時間外勤務手当} \quad @2,870円 \times 83時間 \times 3所 = 714,630円 \end{array} \right.$
		791,028	普通旅費 近接地内 $@511円 \times 516回 \times 3所 = 791,028円$
経	需用費	10,988,850	$\left\{ \begin{array}{l} \text{光熱水費} \quad \quad \quad 8,134,980円 \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{電気料} \quad \quad \quad 1,727,920円 \times 3所 = 5,183,760円 \\ \text{ガス料} \quad \quad \quad 511,250円 \times 3所 = 1,533,750円 \\ \text{水道料} \quad \quad \quad 472,490円 \times 3所 = 1,417,470円 \end{array} \right. \\ \text{消耗品費} \quad \quad \quad 559,580円 \times 3所 = 1,678,740円 \\ \text{印刷製本費} \quad \quad \quad 87,640円 \times 3所 = 262,920円 \\ \text{修繕料} \quad \quad \quad 304,070円 \times 3所 = 912,210円 \end{array} \right.$
		4,052,460	$\left\{ \begin{array}{l} \text{洗濯代等} \quad \quad \quad 596,520円 \times 3所 = 1,789,560円 \\ \text{電話料} \quad \quad \quad 560,490円 \times 3所 = 1,681,470円 \\ \text{通信運搬費} \quad \quad \quad 193,810円 \times 3所 = 581,430円 \end{array} \right.$
費	委託料	15,952,530	清掃、保守警備委託等 $5,317,510円 \times 3所 = 15,952,530円$
	使用料及び 賃借料	326,250	自動車借上 $108,750円 \times 3所 = 326,250円$
	工事請負費	3,267,300	庁舎維持補修等 $1,089,100円 \times 3所 = 3,267,300円$
	備品購入費	8,436,120	事業用機器等 $2,812,040円 \times 3所 = 8,436,120円$
	公 課 費	13,200	自動車重量税 $8,800円 \times 1台 \times \frac{1}{2} \times 3所 = 13,200円$
	計	45,285,948	

経費の種類	衛 生 費	測 定 単 位	人 口	
事業区分	節 名	経 費	内 容 説 明	
基 準	リサイクルセンター管理運営費	需用費 1,686,310	円 光熱水費 1,373,790円 電気料 949,890円 ガス料 265,710円 水道料 158,190円 消耗品費 232,280円 印刷製本費 80,240円	
		役務費 889,780	庁舎清掃 685,490円 通信運搬費 204,290円	
		委託料 7,288,170	建物維持管理委託費 7,288,170円	
		工事請負費 852,140	庁舎維持補修費 852,140円	
		備品購入費 157,310	157,310円	
		計 10,873,710		
	的	健康増進計画・食育推進計画策定費	報償費 151,600	健康増進計画等策定委員会 151,600円 会長 @19,900円 × 1人 × 4回 × $\frac{1}{5}$ = 15,920円 委員 @10,600円 × 16人 × 4回 × $\frac{1}{5}$ = 135,680円
			需用費 4,100	消耗品費 @20,510円 × $\frac{1}{5}$ = 4,100円
			委託料 1,565,500	計画策定支援委託 @7,827,480円 × $\frac{1}{5}$ = 1,565,500円
			計 1,721,200	
経 費		健康相談事業費	職員手当等 439,110	時間外勤務手当 @2,870円 × 153時間 = 439,110円
		旅費 141,547	普通旅費 近接地内 @511円 × 277回 = 141,547円	
		需用費 403,810	消耗品費 403,810円	
		役務費 377,430	通信運搬費 377,430円	
		委託料 22,721,680	健康診査委託 @8,660円 × 2,600人 = 22,516,000円 データ入力委託 205,680円	
			特定財源（負担金及び分担金） 自己負担金 @500円 × 2,600人 = 1,300,000円	
		計 24,083,577		

経費の種類	衛生費	測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	歯科衛生報酬 相談事業費	10,276,760	特別職非常勤職員（歯科医師） @27,800円 × 4人 × 52週 = 5,782,400円 会計年度任用職員（歯科衛生士） @14,405円 × 6人 × 52週 = 4,494,360円		
		旅費	7,154	普通旅費 近接地内 @511円 × 14回 = 7,154円	
	需用費	867,430	消耗品費 708,570円 印刷製本費 158,860円		
	役務費	41,920	通信運搬費 41,920円		
	備品購入費	491,520	診療用備品 491,520円		
			特定財源（使用料及び手数料） 2,070,960円 弗素塗布 @480円 × 1,804件 = 865,920円 鍍銀法(3本まで) @480円 × 1,458件 = 699,840円 鍍銀法(4本以上) @600円 × 782件 = 469,200円 歯口清掃 @360円 × 100件 = 36,000円		
	計	11,684,784			
	的	休日・準夜等報酬	224,580	会計年度任用職員（事務員） @11,229円 × 20時間 = 224,580円	
		診療事業費職員手当等	140,630	時間外勤務手当 @2,870円 × 49時間 = 140,630円	
		報償費	219,360	運営協議会委員謝礼	
			一般 @9,140円 × 3人 × 4回 = 109,680円 歯科 @9,140円 × 3人 × 4回 = 109,680円		
旅費		27,083	普通旅費 近接地内 @511円 × 53回 = 27,083円		
需用費		655,170	消耗品費 440,050円 会議費 16,400円 印刷製本費 198,720円		
役務費		89,550	通信運搬費 89,550円		
費					

経費の種類	衛生費	測定単位	人口																																																																																																																		
事業区分	節名	経費	内容説明																																																																																																																		
基 準 的 経 費	〔休日・準夜等診療事業費〕委託料	円 123,991,560	①管理事務費 43,173,300円 (積算内訳)																																																																																																																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単価</th> <th>日数</th> <th>経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師会委託経費</td> <td></td> <td></td> <td>31,625,590円</td> </tr> <tr> <td>休日診療</td> <td></td> <td></td> <td>7,784,980円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人件費</td> <td>通年</td> <td>95,550円</td> <td>63日</td> <td>6,019,650円</td> </tr> <tr> <td>年末年始</td> <td>191,100円</td> <td>5日</td> <td>955,500円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>143,325円</td> <td>3日</td> <td>429,980円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>5,350円</td> <td>71日</td> <td>379,850円</td> </tr> <tr> <td>準夜診療</td> <td></td> <td></td> <td>4,645,350円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人件費</td> <td>通年</td> <td>59,940円</td> <td>63日</td> <td>3,776,220円</td> </tr> <tr> <td>年末年始</td> <td>119,880円</td> <td>5日</td> <td>599,400円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>89,910円</td> <td>3日</td> <td>269,730円</td> </tr> <tr> <td>土曜準夜診療</td> <td></td> <td></td> <td>3,329,790円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人件費</td> <td>通年</td> <td>59,940円</td> <td>51日</td> <td>3,056,940円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>5,350円</td> <td>51日</td> <td>272,850円</td> </tr> <tr> <td>平日準夜小児初期救急</td> <td></td> <td></td> <td>15,865,470円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人件費</td> <td>通年</td> <td>59,940円</td> <td>243日</td> <td>14,565,420円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>5,350円</td> <td>243日</td> <td>1,300,050円</td> </tr> <tr> <td>歯科医師会委託経費</td> <td></td> <td></td> <td>7,784,980円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">人件費</td> <td>通年</td> <td>95,550円</td> <td>63日</td> <td>6,019,650円</td> </tr> <tr> <td>年末年始</td> <td>191,100円</td> <td>5日</td> <td>955,500円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>143,325円</td> <td>3日</td> <td>429,980円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>5,350円</td> <td>71日</td> <td>379,850円</td> </tr> <tr> <td>薬剤師会委託経費</td> <td></td> <td></td> <td>3,762,730円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">人件費</td> <td>通年</td> <td>43,650円</td> <td>63日</td> <td>2,749,950円</td> </tr> <tr> <td>年末年始</td> <td>87,300円</td> <td>5日</td> <td>436,500円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>65,475円</td> <td>3日</td> <td>196,430円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>5,350円</td> <td>71日</td> <td>379,850円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単価	日数	経費	医師会委託経費			31,625,590円	休日診療			7,784,980円	人件費	通年	95,550円	63日	6,019,650円	年末年始	191,100円	5日	955,500円	ゴールデンウィーク	143,325円	3日	429,980円	事務費	5,350円	71日	379,850円	準夜診療			4,645,350円	人件費	通年	59,940円	63日	3,776,220円	年末年始	119,880円	5日	599,400円	ゴールデンウィーク	89,910円	3日	269,730円	土曜準夜診療			3,329,790円	人件費	通年	59,940円	51日	3,056,940円	事務費	5,350円	51日	272,850円	平日準夜小児初期救急			15,865,470円	人件費	通年	59,940円	243日	14,565,420円	事務費	5,350円	243日	1,300,050円	歯科医師会委託経費			7,784,980円	人件費	通年	95,550円	63日	6,019,650円	年末年始	191,100円	5日	955,500円	ゴールデンウィーク	143,325円	3日	429,980円	事務費	5,350円	71日	379,850円	薬剤師会委託経費			3,762,730円	人件費	通年	43,650円	63日	2,749,950円	年末年始	87,300円	5日	436,500円	ゴールデンウィーク	65,475円	3日	196,430円	事務費	5,350円	71日	379,850円
		区分	単価	日数	経費																																																																																																																
		医師会委託経費			31,625,590円																																																																																																																
		休日診療			7,784,980円																																																																																																																
		人件費	通年	95,550円	63日	6,019,650円																																																																																																															
			年末年始	191,100円	5日	955,500円																																																																																																															
			ゴールデンウィーク	143,325円	3日	429,980円																																																																																																															
		事務費	5,350円	71日	379,850円																																																																																																																
		準夜診療			4,645,350円																																																																																																																
		人件費	通年	59,940円	63日	3,776,220円																																																																																																															
			年末年始	119,880円	5日	599,400円																																																																																																															
			ゴールデンウィーク	89,910円	3日	269,730円																																																																																																															
		土曜準夜診療			3,329,790円																																																																																																																
		人件費	通年	59,940円	51日	3,056,940円																																																																																																															
			事務費	5,350円	51日	272,850円																																																																																																															
		平日準夜小児初期救急			15,865,470円																																																																																																																
		人件費	通年	59,940円	243日	14,565,420円																																																																																																															
			事務費	5,350円	243日	1,300,050円																																																																																																															
		歯科医師会委託経費			7,784,980円																																																																																																																
		人件費	通年	95,550円	63日	6,019,650円																																																																																																															
			年末年始	191,100円	5日	955,500円																																																																																																															
			ゴールデンウィーク	143,325円	3日	429,980円																																																																																																															
			事務費	5,350円	71日	379,850円																																																																																																															
		薬剤師会委託経費			3,762,730円																																																																																																																
		人件費	通年	43,650円	63日	2,749,950円																																																																																																															
			年末年始	87,300円	5日	436,500円																																																																																																															
ゴールデンウィーク	65,475円		3日	196,430円																																																																																																																	
事務費	5,350円		71日	379,850円																																																																																																																	



経費の種類	衛生費	測定単位	人口																									
事業区分	節名	経費	内容説明																									
基 準 的 経 費	〔休日・準夜等 診療事業費〕	円	②事業費 80,818,260円																									
			休日診療事業委託費 @7,424,800円 × 8単位 = 59,398,400円 (積算内訳)																									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 価</th> <th>日 数</th> <th>経 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人 件 費</td> <td>通 年</td> <td>95,550円</td> <td>63日</td> <td>6,019,650円</td> </tr> <tr> <td>年 末 年 始</td> <td>191,100円</td> <td>5日</td> <td>955,500円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>143,325円</td> <td>3日</td> <td>429,980円</td> </tr> <tr> <td>事 務 費</td> <td>277円</td> <td>71日</td> <td>19,670円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>7,424,800円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 価	日 数	経 費	人 件 費	通 年	95,550円	63日	6,019,650円	年 末 年 始	191,100円	5日	955,500円	ゴールデンウィーク	143,325円	3日	429,980円	事 務 費	277円	71日	19,670円	計			7,424,800円
		区 分	単 価	日 数	経 費																							
		人 件 費	通 年	95,550円	63日	6,019,650円																						
			年 末 年 始	191,100円	5日	955,500円																						
			ゴールデンウィーク	143,325円	3日	429,980円																						
		事 務 費	277円	71日	19,670円																							
		計			7,424,800円																							
			準夜診療事業委託費 @4,665,020円 × 3単位 = 13,995,060円 (積算内訳)																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 価</th> <th>日 数</th> <th>経 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人 件 費</td> <td>通 年</td> <td>59,940円</td> <td>63日</td> <td>3,776,220円</td> </tr> <tr> <td>年 末 年 始</td> <td>119,880円</td> <td>5日</td> <td>599,400円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>89,910円</td> <td>3日</td> <td>269,730円</td> </tr> <tr> <td>事 務 費</td> <td>277円</td> <td>71日</td> <td>19,670円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>4,665,020円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 価	日 数	経 費	人 件 費	通 年	59,940円	63日	3,776,220円	年 末 年 始	119,880円	5日	599,400円	ゴールデンウィーク	89,910円	3日	269,730円	事 務 費	277円	71日	19,670円	計			4,665,020円		
区 分	単 価	日 数	経 費																									
人 件 費	通 年	59,940円	63日	3,776,220円																								
	年 末 年 始	119,880円	5日	599,400円																								
	ゴールデンウィーク	89,910円	3日	269,730円																								
事 務 費	277円	71日	19,670円																									
計			4,665,020円																									
	休日歯科診療事業委託費 @7,424,800円 × 1単位 = 7,424,800円 (積算内訳)																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 価</th> <th>日 数</th> <th>経 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人 件 費</td> <td>通 年</td> <td>95,550円</td> <td>63日</td> <td>6,019,650円</td> </tr> <tr> <td>年 末 年 始</td> <td>191,100円</td> <td>5日</td> <td>955,500円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>143,325円</td> <td>3日</td> <td>429,980円</td> </tr> <tr> <td>事 務 費</td> <td>277円</td> <td>71日</td> <td>19,670円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>7,424,800円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 価	日 数	経 費	人 件 費	通 年	95,550円	63日	6,019,650円	年 末 年 始	191,100円	5日	955,500円	ゴールデンウィーク	143,325円	3日	429,980円	事 務 費	277円	71日	19,670円	計			7,424,800円		
区 分	単 価	日 数	経 費																									
人 件 費	通 年	95,550円	63日	6,019,650円																								
	年 末 年 始	191,100円	5日	955,500円																								
	ゴールデンウィーク	143,325円	3日	429,980円																								
事 務 費	277円	71日	19,670円																									
計			7,424,800円																									
	<table border="1"> <tr> <td colspan="4">                     特定財源（都支出金）                      平日準夜小児初期救急  <math>14,565,420円 \times \frac{1}{2} = 7,282,000円</math> </td> </tr> </table>	特定財源（都支出金） 平日準夜小児初期救急 $14,565,420円 \times \frac{1}{2} = 7,282,000円$																										
特定財源（都支出金） 平日準夜小児初期救急 $14,565,420円 \times \frac{1}{2} = 7,282,000円$																												
	計 125,347,933																											

経費の種類	衛生費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 経 費	自殺防止 対策事業費	報償費 463,820	講師等謝礼 332,100円 自殺対策計画等策定委員会 131,720円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{委員長} \quad @20,490円 \times 1人 \times 4回 \times \frac{1}{5} = 16,390円 \\ \text{委員} \quad @9,570円 \times 8人 \times 4回 \times \frac{1}{5} = 61,250円 \\ \text{有識者} \quad @16,900円 \times 4人 \times 4回 \times \frac{1}{5} = 54,080円 \end{array} \right.$
		需用費 1,539,380	消耗品費等 1,539,380円
		役務費 231,960	通信運搬費 231,960円
		委託料 1,741,560	事務委託費 1,369,760円 計画策定支援委託 @1,859,000円 $\times \frac{1}{5} = 371,800円$
		使用料及び 賃借料 35,840	機器賃借等 35,840円
			$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \quad 2,445,000円 \\ 1,372,610円 \times \frac{1}{2} = 686,000円 \\ 2,639,950円 \times \frac{2}{3} = 1,759,000円 \end{array} \right.$
		計	4,012,560

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 染 症 予 的 防 衛 療 費	防疫事業費	報酬	1,987,533	会計年度任用職員（事務員） @11,229円 × 177時間 = 1,987,533円		
		職員手当等	700,720	{ 特殊勤務手当 防疫業務手当 @720円 × 150日 × 5人 = 540,000円 時間外勤務手当 @2,870円 × 56時間 = 160,720円		
		旅費	36,196	普通旅費 { 近接地内 @511円 × 66回 = 33,726円 研修旅費 @494円 × 5回 = 2,470円		
		需用費	1,918,900	{ 消耗品費 1,821,780円 会議費 4,180円 印刷製本費 68,470円 修繕料 24,470円		
		役務費	472,560	通信運搬費 472,560円		
		委託料	1,229,380	{ 検査委託 970,420円 腸内病原細菌 患者関係者検便 @864円 × 1,048人 = 905,470円 薬剤耐性試験 @1,295円 × 14人 = 18,130円 菌型検査 @3,344円 × 14人 = 46,820円 海外旅行者健康診断 @4,316円 × 60人 = 258,960円		
		使用料及び賃借料	416,900	自動車雇上 416,900円		
		備品購入費	67,280	検査用備品等 67,280円		
		計	6,829,469	{ 特定財源（国庫支出金） 284,000円 防疫措置 117,700円 { 特殊勤務手当 @290円 × 5人 × 150日 × $\frac{1}{2}$ = 108,700円 事務費 18,000円 × $\frac{1}{2}$ = 9,000円 患者関係者検便 @72円 × 1,048人 × $\frac{1}{2}$ = 37,700円 海外旅行者健康診断 258,960円 × $\frac{1}{2}$ = 129,400円                 }		

経費の種類		衛生費		測定単位	人口		
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 染 症 予 的 防 衛 療 費	予防接種費	職員手当等 旅費 需用費 役務費 委託料	円 1,093,470 7,154 680,880 9,549,820 916,135,120	時間外勤務手当 普通旅費 近接地内 消耗品費 予防接種通知送付用 ①予防接種	@2,870円 × 381時間 = @511円 × 14回 =	1,093,470円 7,154円 680,880円 9,549,820円 904,914,440円	
	区 分	一 般 分			予防接種不適当者分		
		単 価	対 象 者 数	経 費	単 価	対 象 者 数	経 費
	ジフテリア・破傷風	II 期	4,827円	1,749人	8,442,420円	3,251円	1人 3,250円
	四種混合（ジフテリア・百日ぜき・破傷風・急性灰白ぜい炎）	I 期 初 回	13,041円	8,961人	116,860,400円	4,076円	12人 48,910円
		I 期 追 加	13,041円	3,003人	39,162,120円	4,076円	4人 16,300円
	風 し ん ・ 麻 し ん	I 期	13,712円	2,961人	40,601,230円	4,076円	7人 28,530円
		II 期	12,282円	3,007人	36,931,970円	4,076円	3人 12,230円
	日 本 脳 炎	I 期	9,466円	9,344人	88,450,300円	4,076円	9人 36,680円
		II 期	7,211円	2,253人	16,246,380円	3,251円	1人 3,250円
	子 宮 頸 がん		17,639円	423人	7,461,300円	3,251円	3人 9,750円
	ヒ づ	I 期	10,445円	8,871人	92,657,600円	4,076円	9人 36,680円
		II 期	10,445円	2,971人	31,032,100円	4,076円	5人 20,380円
	小 児 用 肺 炎 球 菌	I 期	13,811円	8,904人	122,973,140円	4,076円	9人 36,680円
		II 期	13,811円	2,947人	40,701,020円	4,076円	5人 20,380円
	水 痘		10,841円	5,992人	64,959,270円	4,076円	24人 97,820円
	B C G		9,323円	2,769人	25,815,390円	4,076円	31人 126,360円
	B 型 肝 炎		8,314円	8,670人	72,082,380円	4,076円	6人 24,460円
	ロ タ ウ イ ル ス	ロ タ リ ッ ク ス	16,561円	3,260人	53,988,860円	4,076円	12人 48,910円
		ロ タ テ ッ ク	11,534円	3,981人	45,916,850円	4,076円	15人 61,140円
計				904,282,730円		631,710円	
	扶 助 費	580,500	②封入封緘委託 11,220,680円 予防接種被害者医療手当等 580,500円				
	計	928,046,944	特定財源（都支出金） 予防接種被害者医療手当等 $580,500円 \times \frac{3}{4} = 435,000円$				

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 感 染	予防接種費 〔インフルエンザ〕	委託料	104,304,800	円 予防接種		
		扶助費	54,000	{ 一般 @2,936円 × 32,860人 = 96,476,960円 { 減免 @5,436円 × 1,440人 = 7,827,840円 予防接種被害者医療手当等 54,000円 { 特定財源（都支出金） 予防接種被害者医療手当等 54,000円 × $\frac{3}{4}$ = 40,000円 }		
	計		104,358,800			
準 症 予	予防接種費 〔高齢者肺炎球菌〕	委託料	20,266,400	円 予防接種		
		扶助費	54,000	{ 一般 @4,492円 × 3,850人 = 17,294,200円 { 減免 @8,492円 × 350人 = 2,972,200円 予防接種被害者医療手当等 54,000円 { 特定財源（都支出金） 予防接種被害者医療手当等 54,000円 × $\frac{3}{4}$ = 40,000円 }		
	計		20,320,400			
的 防 費	後天性免疫不全症候群対策費	報酬	1,014,456	{ 特別職非常勤職員（医師） @27,800円 × 2回 × 12月 = 667,200円 { 会計年度任用職員（保健師） @14,469円 × 2回 × 12月 = 347,256円		
		旅費	7,154	普通旅費 近接地内 @511円 × 14回 = 7,154円		
		需用費	591,010	採血・検査用消耗品（通常・即日） 591,010円		
		委託料	353,590	{ 検査委託（通常） @1,010円 × 213件 = 215,130円 { 検査委託（精密） @2,240円 × 2件 = 4,480円 { キャンペーン委託 133,980円 { 特定財源（国庫支出金） 1,966,210円 × $\frac{1}{2}$ = 983,000円 }		
	計		1,966,210			

経費の種類		衛生費		測定単位	人口										
事業区分	節名	経費	内容説明												
基 準 症 的 防 ・ 経 医 療 費	感染症 医療費	委託料	140,850	入院患者移送	@41,900円 × 2人 = 83,800円										
				医療費支払事務委託	@123.8円 × 2件 = 250円										
				建物等消毒委託	@28,400円 × 2件 = 56,800円										
		扶助費	147,480	感染症医療費											
				入院費公費負担	@63,600円 × 2件 = 127,200円										
				食事療養費	@780円 × 13日 × 2件 = 20,280円										
				<table border="0"> <tr> <td>特定財源（国庫支出金）</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>入院患者移送</td> <td><math>83,800円 \times \frac{1}{2} = 41,900円</math></td> </tr> <tr> <td>建物等消毒</td> <td><math>56,800円 \times \frac{1}{2} = 28,400円</math></td> </tr> <tr> <td>感染症医療費</td> <td><math>147,480円 \times \frac{3}{4} = 110,610円</math></td> </tr> </table>		特定財源（国庫支出金）	180,000円	入院患者移送	$83,800円 \times \frac{1}{2} = 41,900円$	建物等消毒	$56,800円 \times \frac{1}{2} = 28,400円$	感染症医療費	$147,480円 \times \frac{3}{4} = 110,610円$		
	特定財源（国庫支出金）	180,000円													
	入院患者移送	$83,800円 \times \frac{1}{2} = 41,900円$													
	建物等消毒	$56,800円 \times \frac{1}{2} = 28,400円$													
感染症医療費	$147,480円 \times \frac{3}{4} = 110,610円$														
	計	288,330													
	性感染症 対策費	報酬	253,614	特別職非常勤職員（医師）	@27,800円 × 1人 × 6回 = 166,800円										
				会計年度任用職員（保健師）	@14,469円 × 1人 × 6回 = 86,814円										
		需用費	114,000	消耗品費											
				採血材料・採尿材料	103,750円										
				印刷製本費	10,250円										
		委託料	472,190	検査委託											
				梅毒（TPHA検査）	@220円 × 111人 = 24,420円										
				梅毒（STS検査）	@110円 × 235人 = 25,850円										
				クラミジア	@1,290円 × 248人 = 319,920円										
				淋菌	@1,200円 × 85人 = 102,000円										
				<table border="0"> <tr> <td>特定財源（国庫支出金）</td> <td>367,000円</td> </tr> <tr> <td>梅毒（TPHA検査）</td> <td><math>@320円 \times 111人 \times \frac{1}{2} = 17,700円</math></td> </tr> <tr> <td>梅毒（STS検査）</td> <td><math>@150円 \times 235人 \times \frac{1}{2} = 17,600円</math></td> </tr> <tr> <td>クラミジア</td> <td><math>@1,980円 \times 248人 \times \frac{1}{2} = 245,500円</math></td> </tr> <tr> <td>淋菌</td> <td><math>@2,040円 \times 85人 \times \frac{1}{2} = 86,700円</math></td> </tr> </table>		特定財源（国庫支出金）	367,000円	梅毒（TPHA検査）	$@320円 \times 111人 \times \frac{1}{2} = 17,700円$	梅毒（STS検査）	$@150円 \times 235人 \times \frac{1}{2} = 17,600円$	クラミジア	$@1,980円 \times 248人 \times \frac{1}{2} = 245,500円$	淋菌	$@2,040円 \times 85人 \times \frac{1}{2} = 86,700円$
特定財源（国庫支出金）	367,000円														
梅毒（TPHA検査）	$@320円 \times 111人 \times \frac{1}{2} = 17,700円$														
梅毒（STS検査）	$@150円 \times 235人 \times \frac{1}{2} = 17,600円$														
クラミジア	$@1,980円 \times 248人 \times \frac{1}{2} = 245,500円$														
淋菌	$@2,040円 \times 85人 \times \frac{1}{2} = 86,700円$														
	計		839,804												

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分		節名	経費	内容説明		
基 準	感染症 予防 ・ 医 療 費	感染症発生 動向調査 事業費	需用費	69,130	{ 消耗品費 61,120円 印刷製本費 8,010円 情報収集用郵券 37,000円 通信運搬費 8,560円 検査委託 48,580円  { 特定財源（国庫支出金） $163,270円 \times \frac{1}{2} = 81,000円$ }	
			役務費	45,560		
			委託料	48,580		
			計	163,270		
	風しん抗体 検査事業費	委託料	4,949,910	検査委託 @6,790円 × 729人 = 4,949,910円 { 特定財源（国庫支出金） $4,949,910円 \times \frac{1}{2} = 2,474,000円$ }		
小計			1,067,763,137			
的 結 核 予 防 費	結核健康診 断等事業費	報酬	359,328	会計年度任用職員 @11,229円 × 32人 = 359,328円		
		職員手当等	330,050	時間外勤務手当 @2,870円 × 115時間 = 330,050円		
		旅費	85,848	普通旅費 近接地内 @511円 × 168回 = 85,848円		
		需用費	758,690	{ 消耗品費（結核健康診断） 653,460円 消耗品費（管理検診） 70,360円 消耗品費（その他） 34,870円		
		役務費	114,220	{ 通信運搬費（結核健康診断） 94,500円 通信運搬費（管理検診） 19,720円		
		委託料	60,557,366	{ 結核健康診断 2,793,246円 定期健康診断 @2,020円 × 28,534人 = 57,638,680円 管理検診 @1,280円 × 98人 = 125,440円		
				{ 特定財源（国庫支出金） 2,057,000円 { 結核健康診断 3,900,534円 × $\frac{1}{2}$ = 1,950,000円 管理検診 215,520円 × $\frac{1}{2}$ = 107,000円 }		
		計	62,205,502			

経費の種類		衛 生 費		測 定 単 位	人 口	
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明			
基 結	一 般 患 者	職 員 手 当 等	31,570	時 間 外 勤 務 手 当	@2,870円 × 11時間 =	31,570円
	医 療 費	需 用 費	31,230	{ 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費		13,200円
						18,030円
		役 務 費	192,170	通 信 運 搬 費		192,170円
		委 託 料	60,900	医 療 費 支 払 事 務 委 託		
				{ 国 保 基 金	@36.77円 × 822件 =	30,220円
					@40.00円 × 767件 =	30,680円
		扶 助 費	3,844,800	{ 医 療 費 特 例 医 療 費	@2,400円 × 1,589件 =	3,813,600円
					@10,400円 × 3件 =	31,200円
				{ 特 定 財 源 ( 国 庫 支 出 金 ) 医 療 費 3,813,600円 × $\frac{1}{2}$ = 1,906,000円 }		
	計	4,160,670				
準 核	入 院 患 者	報 酬	78,603	会 計 年 度 任 用 職 員 ( 事 務 員 )		
	医 療 費				@11,229円 × 7人 =	78,603円
		職 員 手 当 等	11,480	時 間 外 勤 務 手 当	@2,870円 × 4時間 =	11,480円
		旅 費	7,154	普 通 旅 費		
				近 接 地 内	@511円 × 14回 =	7,154円
		需 用 費	191,260	{ 消 耗 品 費 法 外 援 護 見 舞 品 事 務 用 消 耗 品 印 刷 製 本 費		176,080円
					@4,970円 × 35人 =	173,950円
						2,130円
						15,180円
		役 務 費	41,530	通 信 運 搬 費		41,530円
	委 託 料	10,490	医 療 費 支 払 事 務 委 託			
			{ 国 保 基 金	@36.77円 × 147件 =	5,410円	
				@40.00円 × 127件 =	5,080円	
	扶 助 費	26,183,560	{ 医 療 費 特 例 医 療 費	@94,286円 × 274件 =	25,834,360円	
				@38,800円 × 9件 =	349,200円	
			{ 特 定 財 源 ( 国 庫 支 出 金 ) 医 療 費 25,834,360円 × $\frac{3}{4}$ = 19,375,000円 }			
	計	26,524,077				
小	計	92,890,249				



経費の種類		衛生費		測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 成 人	健康教育報償費	990,000	円	講師謝礼		
	需用費	406,420		集团健康教育 医師等 @16,500円 × 60回 =	990,000円	
	計	1,396,420		印刷製本費	406,420円	
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 1,396,420円 \times \frac{2}{3} = 930,000円 \end{array} \right\}$		
準 保 的 健	健康相談報償費	1,908,000		講師謝礼		
	需用費	187,320		総合健康相談 医師等 @15,000円 × 88回 =	1,320,000円	
	計	2,095,320		重点健康相談 医師等 @16,800円 × 35回 =	588,000円	
				印刷製本費	187,320円	
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 2,095,320円 \times \frac{2}{3} = 1,396,000円 \end{array} \right\}$		
経 策 費 費	特定健康診査報酬	191,486		特別職非常勤職員（医師）		
				@27,800円 × 1人 =	27,800円	
				会計年度任用職員（看護師、検査技師）		
				@14,469円 × 1人 × 2回 =	28,938円	
				会計年度任用職員（事務員）		
				@11,229円 × 6人 × 2回 =	134,748円	
		職員手当等	180,810	時間外勤務手当	@2,870円 × 63時間 =	180,810円
		旅費	74,095	普通旅費		
		需用費	851,970	近接地内	@511円 × 145回 =	74,095円
				消耗品費		622,390円
			印刷製本費		172,610円	
			修繕料		56,970円	
	役務費	10,825,620	通信運搬費		10,825,620円	
	委託料	29,780,150	検診委託			
			特定健診		11,176,350円	
			特定保健指導		16,800円	

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 健 対 経 策 費	〔特定健康診査〕	円			
		163,880	訪問診査 @13,299円 × 22人 = 292,580円 介護家族訪問健康診査 @13,299円 × 0.22人 = 2,930円 骨粗鬆症検診 @5,156円 × 627人 = 3,232,810円 歯周疾患検診 @5,320円 × 1,235人 = 6,570,200円 肝炎ウイルス検診（節目検診） @4,664円 × 1,820人 = 8,488,480円 会場借上 @2,410円 × 68会場 = 163,880円		
	使用料及び賃借料	163,880	会場借上 @2,410円 × 68会場 = 163,880円		
	計	42,068,011	特定財源（都支出金） （ 28,970,500円 + 31,500円 ） $\times \frac{2}{3} = 19,334,000円$ 検診費 28,970,500円 特定健診 11,176,200円 特定保健指導 16,700円 訪問診査 292,500円 介護家族訪問健康診査 2,900円 骨粗鬆症検診 3,232,810円 - 809,200円 = 2,423,600円 歯周疾患検診 6,570,200円 肝炎ウイルス検診（節目検診） 8,488,400円 事務費 31,500円 実施通知 @52円 × 305人 = 15,800円 結果連絡費 @158円 × 31人 = 4,800円 記録簿作成費 @48円 × 228人 = 10,900円		
	健康診査報酬	1,427,307	特別職非常勤職員（医師） @27,800円 × 21人 = 583,800円 会計年度任用職員（看護師等） @14,469円 × 42人 = 607,698円 会計年度任用職員（事務員） @11,229円 × 21人 = 235,809円		
	〔胃がん検診〕	91,840	職員手当等 91,840円 時間外勤務手当 @2,870円 × 32時間 = 91,840円		

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 健 対 策 費	健康診査 〔胃がん検診〕	需用費	481,920	印刷製本費		481,920円
		役務費	717,000	通信運搬費		717,000円
		委託料	73,499,915	胃部エックス線検査 @11,606円 × 3,357人 = 38,961,342円 胃内視鏡検査 @16,529円 × 2,037人 = 33,669,573円 健診データ入力 869,000円		
		計	76,217,982			
		健康診査報酬	2,335,632		会計年度任用職員（事務員）	@11,229円 × 208人 =
	健康診査 〔子宮頸がん検診〕	需用費	648,080	印刷製本費		648,080円
		役務費	3,358,130	通信運搬費		3,358,130円
		委託料	83,473,670	検診委託	@8,024円 × 10,403人 =	83,473,670円
		計	89,815,512			
	健康診査 〔子宮体がん検診〕	委託料	13,736,320	検診委託	@8,255円 × 1,664人 =	13,736,320円
健康診査 〔乳がん検診〕	報酬	1,760,619	特別職非常勤職員（医師） @27,800円 × 15人 =	417,000円		
			会計年度任用職員（看護師等） @14,469円 × 30人 =	434,070円		
			会計年度任用職員（事務員） @11,229円 × 81人 =	909,549円		
	需用費	1,604,300	消耗品費		440,170円	
			印刷製本費		1,164,130円	
	役務費	1,553,170	通信運搬費		1,553,170円	
委託料	63,879,440	検診委託	@9,580円 × 6,668人 =	63,879,440円		
計	68,797,529					
健康診査 〔肺がん検診〕	報酬	6,114,096	特別職非常勤職員（医師） @27,800円 × 87人 =	2,418,600円		
			会計年度任用職員（看護師等） @14,469円 × 87人 =	1,258,803円		
			会計年度任用職員（事務員） @11,229円 × 217人 =	2,436,693円		
	報償費	150,300	委員会謝礼 @16,700円 × 18人 × $\frac{1}{2}$ =	150,300円		
	需用費	1,352,140	印刷製本費		1,352,140円	
	役務費	6,018,950	通信運搬費		6,018,950円	

経費の種類		衛生費		測定単位	人口	
事業区分		節名	経費	内容説明		
基準 的 費	成人	健康診査 〔肺がん 検診〕	委託料	58,792,790	検診委託	58,792,790円
			計	72,428,276	読影 @4,942円 × 7,768人 = 38,389,460円 読影・喀痰細胞診 @8,609円 × 2,370人 = 20,403,330円	
	健康 対	健康診査 〔大腸がん 検診〕	報酬	3,315,914	特別職非常勤職員（医師） @27,800円 × 49人 = 1,362,200円 会計年度任用職員（看護師等） @14,469円 × 97人 = 1,403,493円 会計年度任用職員（事務員） @11,229円 × 49人 = 550,221円	
			需用費	12,450	印刷製本費	12,450円
			役務費	36,440	通信運搬費	36,440円
			委託料	51,004,050	検診委託 @2,333円 × 21,862人 = 51,004,050円	
	計	54,368,854				
	策	訪問指導	委託料	150,750	保健師派遣委託 @10,050円 × 15日 = 150,750円	
			計	150,750	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ \left( @6,600円 \times 15日 \right) \times \frac{2}{3} = 66,000円 \end{array} \right\}$	
	小計			421,074,974		
経 費	健康 づ く り 推 進 費	保健栄養費 報酬	2,316,196	国民栄養調査		
			114,800	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特別職非常勤職員（身体状況調査）} \\ \text{医師} @21,200円 \times 1人 \times 2地区 = 42,400円 \\ \text{看護師} @13,600円 \times 2人 \times 2地区 = 54,400円 \\ \text{臨床検査技師} @13,600円 \times 1人 \times 2地区 = 27,200円 \\ \text{特別職非常勤職員（栄養摂取状況調査）} \\ \text{現場調査員} @13,600円 \times 2人 \times 9日 \times 2地区 = 489,600円 \\ \text{会計年度任用職員（集計員等）} \\ @11,229円 \times 62人 \times 2地区 = 1,392,396円 \\ \text{会計年度任用職員（栄養相談・栄養指導）} \\ 310,200円 \\ \text{時間外勤務手当} @2,870円 \times 40時間 = 114,800円 \end{array} \right.$		

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口	
事業区分		節名	経費	内容説明			
基 づ く り 推 進 的	健 康	〔保健 栄養費〕	報償費	243,270	講師等謝礼		
			旅費	119,934	給食施設指導	83,750円	
					保健栄養講習会	159,520円	
					普通旅費	99,494円	
					近接地内	@511円 × 128回 = 65,408円	
					研修旅費	@494円 × 69回 = 34,086円	
					特別旅費	@511円 × 40回 = 20,440円	
				需用費	773,170	消耗品費	
						栄養相談・栄養指導	148,100円
						給食施設指導	68,430円
				保健栄養講習会	163,410円		
				その他普及啓発等	393,230円		
		役務費	65,180	通信運搬費			
				給食施設指導	65,180円		
				特定財源（国庫支出金）			
				国民栄養調査（報酬）	2,005,000円		
		計	3,632,550				
経 費	母 子 保 健 費	母子保健 指導費	報酬	1,394,877	身体障害児療育指導		
			職員手当等	215,250	特別職非常勤職員（医師）	@27,800円 × 33人 = 917,400円	
		報償費	1,145,700	会計年度任用職員（看護師）	@14,469円 × 33人 = 477,477円		
				時間外勤務手当	@2,870円 × 75時間 = 215,250円		
				両親学級講師謝礼（平日開催分）	539,720円		
				産科医師	@11,140円 × 11時間 = 122,540円		
				歯科医師	@11,140円 × 10時間 = 111,400円		
				助産師	@7,940円 × 9時間 = 71,460円		
				栄養士	@7,940円 × 9時間 = 71,460円		
				手話講師	@9,140円 × 10時間 = 91,400円		
		母親	@7,940円 × 9時間 = 71,460円				
				育児学級講師謝礼	605,980円		
				小児科医師	@11,140円 × 13時間 = 144,820円		
				保育士	@7,940円 × 27時間 = 214,380円		
				心理	@9,140円 × 27時間 = 246,780円		

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 母	〔母子保健〕 〔指導費〕	旅 費	4,531	普通旅費			
				{ 近接地内 @511円 × 5回 = 2,555円 研修旅費 @494円 × 4回 = 1,976円			
		需 用 費	1,503,950	{ 消耗品費 1,051,370円 印刷製本費(母子健康手帳他) 452,580円			
		役 務 費	378,720	通信運搬費		378,720円	
		委 託 料	9,927,530	{ 新生児・妊産婦訪問指導 @3,682円 × 976件 = 3,593,630円 家族計画特別普及訪問指導 @3,666円 × 976件 = 3,578,020円 身体障害児療育指導検診 @2,164円 × 2人 = 4,330円 妊産婦・乳幼児保健指導検診 72,250円 { 一般 @2,125円 × 32人 = 68,000円 歯科 @2,125円 × 2人 = 4,250円			
		備品購入費	43,780	教材用備品等		43,780円	
		負担金補助 及び交付金	208,240	思春期セミナー受講料等		208,240円	
		計	14,822,578				
	的 保	産後ケア 事業費	委 託 料	13,164,000	産後ケア委託（訪問、通所、宿泊）		13,164,000円
					{ 特定財源 9,873,000円 国庫支出金 @13,164,000円 × $\frac{1}{2}$ = 6,582,000円 都支出金 @13,164,000円 × $\frac{1}{4}$ = 3,291,000円		
経 健	妊 婦	職 員 手 当 等	123,410	時間外勤務手当	@2,870円 × 43時間 =	123,410円	
		健康診査費	旅 費	31,682	普通旅費		
				近接地内	@511円 × 62回 =	31,682円	
		需 用 費	669,850	{ 消耗品費 125,260円 印刷製本費 544,590円			
		役 務 費	532,860	通信運搬費		532,860円	
		委 託 料	185,768,640	妊婦健康診査			
費 費				診査委託		180,583,720円	
				第1回 @10,850円 × 2,705人 =	29,349,250円		
				第2回～第14回 @5,070円 × 2,027人 × 13回 =	133,599,570円		

経費の種類		衛生費		測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	母	〔妊婦健康〕 〔診査費〕	円	超音波	@5,300円 × 2,027人 = 10,743,100円	
				子宮頸がん	@3,400円 × 2,027人 = 6,891,800円	
				事務手数料	@83円 × 33,110人 × $\frac{78}{100}$ = 2,143,540円	
				支払委託料(国保連合会)	@83.52円 × 33,110人 = 2,765,350円	
				リーフレット原画委託	@92,010円 × 3種 = 276,030円	
		扶 助 費	15,776,470	里帰り出産等妊婦健康診査費助成	15,776,470円	
準	子	計	202,902,912	第1回	@10,850円 × 65人 = 705,250円	
				第2回～第14回	@5,070円 × 202人 × 13回 = 13,313,820円	
				超音波	@5,300円 × 202人 = 1,070,600円	
				子宮頸がん	@3,400円 × 202人 = 686,800円	
的	保	新生児聴覚 検査費	委託料	6,754,190	新生児聴覚検査	
					検査委託	@3,000円 × 2,133人 = 6,399,000円
					事務手数料	@83円 × 2,133人 = 177,040円
					支払委託料(国保連合会)	@83.52円 × 2,133人 = 178,150円
		扶 助 費	708,000	里帰り出産等新生児聴覚検査費助成	@3,000円 × 236人 = 708,000円	
		計	7,462,190			
経	健	乳幼児健康 診査費	報酬	13,422,805	3～4か月児、3歳児健康診査、乳幼児発達健康診査、 3歳児視・聴覚検診	
					13,422,805円	
費	費				特別職非常勤職員（医師）	@27,800円 × 177人 = 4,920,600円
					会計年度任用職員（心理判定員）	@20,958円 × 89人 = 1,865,262円
					会計年度任用職員（看護師）	@14,469円 × 171人 = 2,474,199円
					会計年度任用職員（保健師）	@14,469円 × 178人 = 2,575,482円
					会計年度任用職員（検査技師）	@14,405円 × 26人 = 374,530円
					会計年度任用職員（事務員）	@11,229円 × 108人 = 1,212,732円

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口	
事業区分		節名	経費	内容説明			
基	母	乳幼児健康診査費	円				
			職員手当等	284,130	時間外勤務手当	@2,870円 × 99時間 =	284,130円
			旅費	40,369	普通旅費		
					近接地内	@511円 × 79回 =	40,369円
			需用費	1,664,680	消耗品費		159,850円
					印刷製本費		1,504,830円
			役務費	814,370	通信運搬費		814,370円
			委託料	49,987,520	6・9か月児健康診査		33,684,230円
					一般	@6,660円 × 4,916人 =	32,740,560円
					精密	@3,255円 × 66人 =	214,830円
		事務手数料	@83円 × 4,916人 × $\frac{78}{100}$ =	318,260円			
		支払委託料(国保連合会)	@83.52円 × 4,916人 =	410,580円			
準	子	乳幼児健康診査費		1歳6か月児健康診査		16,007,830円	
					一般	@6,220円 × 2,544人 =	15,823,680円
					精密	@1,768円 × 11人 =	19,450円
					事務手数料	@83円 × 2,544人 × $\frac{78}{100}$ =	164,700円
					3歳児健康診査		295,460円
					精密	@1,870円 × 68人 =	127,160円
					精密(視力)	@1,870円 × 66人 =	123,420円
					精密(聴力)	@1,870円 × 24人 =	44,880円
					備品購入費		77,100円
					診査用器材		77,100円
的	保	乳幼児健康診査費	計	66,290,974			
					母子歯科報酬	18,156,660	1歳6か月児、3歳児、乳幼児
					特別職非常勤職員(歯科医師)		9,340,800円
					乳幼児	@27,800円 × 9人 × 12月 =	3,002,400円
					1歳6か月児	@27,800円 × 9人 × 12月 =	3,002,400円
					3歳児	@27,800円 × 10人 × 12月 =	3,336,000円
					会計年度任用職員(歯科衛生士)		8,815,860円
					乳幼児	@14,405円 × 18人 × 12月 =	3,111,480円
					1歳6か月児	@14,405円 × 19人 × 12月 =	3,284,340円
					3歳児	@14,405円 × 14人 × 12月 =	2,420,040円
経	健	乳幼児健康診査費	職員手当等	28,700	時間外勤務手当	@2,870円 × 10時間 =	28,700円
費	費	乳幼児健康診査費					



経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分		節名	経費	内容説明		
基 健 費	母子 〔母子歯科健康診査費〕	旅費	1,022	普通旅費 近接地内	@511円 × 2回 =	1,022円
		需用費	1,285,930	消耗品費・印刷製本費		1,285,930円
		役務費	406,700	通信運搬費		406,700円
		委託料	5,992,370	妊婦歯科健診		5,992,370円
		備品購入費	28,410	診査用備品		28,410円
		計	25,899,792			
小計			330,542,446			
準 的	児童福祉措置費	職員手当等	60,270	時間外勤務手当	@2,870円 × 21時間 =	60,270円
		旅費	8,176	普通旅費 近接地内	@511円 × 16回 =	8,176円
		需用費	74,300	印刷製本費		74,300円
		役務費	54,270	通信運搬費		54,270円
		委託料	192,870	未熟児等養育医療費支払事務委託		8,850円
		扶助費	41,251,150	未熟児等養育医療費等 (積算説明参照)		
経 費				特定財源		28,902,400円
				分担金及び負担金		3,041,400円
				未熟児等養育医療		3,030,000円
				入院助産措置		11,400円
				国庫支出金		17,241,000円
				未熟児等養育医療 措置費 ( 27,029,840円 - 3,627,120円 ) × $\frac{1}{2}$ =		11,701,300円
			入院助産措置 医療費・分娩介助料 ( 11,679,020円 - 598,067円 ) × $\frac{1}{2}$ =		5,540,400円	

経費の種類	衛生費	測定単位	人口		
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	〔児童福祉措置費〕	円	都支出金 8,620,000円		
			未熟児等養育医療措置費（27,029,840円－3,627,120円） $\times \frac{1}{4} = 5,850,600円$ 入院助産措置医療費・分娩介助料 （11,679,020円－598,067円） $\times \frac{1}{4} = 2,770,200円$		
	計	41,641,036			
準	公害保健対策費	報酬	1,670,356	公害検診等	
				特別職非常勤職員（医師） @27,800円 × 16人 = 444,800円	
				会計年度任用職員（看護師） @14,469円 × 16人 = 231,504円	
				会計年度任用職員（検査技師） @14,405円 × 16人 = 230,480円	
				会計年度任用職員（事務員） @11,229円 × 48人 = 538,992円	
				会計年度任用職員（広報配付員） @11,229円 × 20人 = 224,580円	
		職員手当等	476,420	時間外勤務手当 @2,870円 × 166時間 = 476,420円	
		旅費	89,545	普通旅費	
				近接地内 @511円 × 153回 = 78,183円	
				研修旅費 @494円 × 23回 = 11,362円	
的	需用費	899,860	消耗品費 261,450円		
			会議費 43,430円		
			印刷製本費 278,910円		
			修繕料 316,070円		
		役務費	192,380	通信運搬費 192,380円	
		委	託料	4,632,680	公害検診精密検査 783,870円
					二次検診 @15,910円 × 42件 = 668,220円
					肺がん検診 @38,550円 × 3件 = 115,650円
					大気汚染測定器点検 464,440円
					自動車騒音・振動・交通量調査委託 2,599,370円
	ダイオキシン類測定委託 @157,000円 × 5回 = 785,000円				
費	使用料及び賃借料 備品購入費	86,600	簡易採集装置等 86,600円		
		1,450,530	大気汚染測定器、公害検診用備品等 1,450,530円		
		計	9,498,371		

経費の種類	衛生費	測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基	在宅難病患者報酬	1,041,768	円 会計年度任用職員（保健師等） $@14,469円 \times 6人 \times 12月 = 1,041,768円$	
	訪問相談・指導事業職員手当等	20,090	時間外勤務手当 $@2,870円 \times 7時間 = 20,090円$	
	旅費	14,819	普通旅費 近接地内 $@511円 \times 29回 = 14,819円$	
	需用費	36,960	患者相談用消耗品 36,960円	
	役務費	5,240	通信運搬費 5,240円	
	計	1,118,877		
準	食品衛生費職員手当等	3,019,240	時間外勤務手当 $@2,870円 \times 1,052時間 = 3,019,240円$	
	衛生監視、 営業許可、 収去品検査、 食中毒対策	報償費	199,900	業者教育指導講師謝礼 199,900円
		旅費	355,709	普通旅費 { 近接地内 $@511円 \times 641回 = 327,551円$ 研修旅費 $@494円 \times 57回 = 28,158円$
	需用費	4,542,090	{ 消耗品費 3,954,430円 印刷製本費 587,660円	
	役務費	176,030	{ 通信運搬費 165,180円 白衣洗濯費 10,850円	
	委託料	6,270,900	収去品検査 2,758,300円 { 化学検査 $@10,100円 \times 211件 = 2,131,100円$ 細菌検査 $@4,900円 \times 128件 = 627,200円$ 食中毒検査 $@9,100円 \times 386調査 = 3,512,600円$	
	使用料及び賃借料	21,640	自動車借上 21,640円	
	備品購入費	197,820	197,820円	
	負担金補助及び交付金	238,500	食品衛生講習会受講料等 238,500円	
		計	15,021,829	{ 特定財源（使用料及び手数料） 23,286,000円 食品衛生営業許可等 23,280,000円 { 新規 $@18,300円 \times 903件 = 16,524,900円$ 更新 $@8,900円 \times 759件 = 6,755,100円$ 化製場関係許可等 新規 $@6,000円 \times 1件 = 6,000円$

経費の種類	衛生費	測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	環境衛生費	報酬	812,064	特別職非常勤職員（三法運営協議会） { 会長 @23,600円 × 1人 × 2回 = 47,200円 委員 @20,900円 × 14人 × 2回 = 585,200円 会計年度任用職員（事務員） @11,229円 × 16人 = 179,664円
	{ 衛生監視、 営業許可、 井水等水質検査、 簡易専用 水道監視等 }	職員手当等	1,558,410	時間外勤務手当 @2,870円 × 543時間 = 1,558,410円
		報償費	68,000	指導講習会講師謝礼 @13,600円 × 5人 = 68,000円
		旅費	500,731	普通旅費 { 近接地内 @511円 × 919回 = 469,609円 研修旅費 @494円 × 33回 = 16,302円 特別旅費 三法運営協議会費用弁償 @494円 × 15人 × 2回 = 14,820円
		需用費	550,470	消耗品費 410,350円 会議費 12,670円 印刷製本費 113,600円 修繕料 13,850円
		役務費	72,170	通信運搬費 72,170円
		委託料	455,220	{ おしぼり検査 @2,610円 × 10件 = 26,100円 水質検査 @5,960円 × 72件 = 429,120円
		使用料及び賃借料	136,400	{ 自動車借上 99,030円 講習会会場借上 37,370円
		備品購入費	214,220	214,220円
		計	4,367,685	{ 特定財源（使用料及び手数料） 環境衛生営業許可等 @11,000円～22,000円 × 95件 = 1,317,000円 }
		住宅宿泊需用費	172,000	印刷製本費 172,000円
		事業費役務費	51,000	通信運搬費 51,000円
		計	223,000	

経費の種類	衛生費	測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	狂犬病予防費	報酬	336,870	会計年度任用職員（事務員） @11,229円 × 30人 = 336,870円	
	〔畜犬登録、 予防注射、 違反犬摘発、 動物保護 管理事務等〕	職員手当等	2,364,880	時間外勤務手当 @2,870円 × 824時間 = 2,364,880円	
		旅費	107,770	普通旅費	
		需用費	975,000	近接地内	@511円 × 208回 = 106,288円
				研修旅費	@494円 × 3回 = 1,482円
				消耗品費	51,480円
				印刷製本費	573,990円
		役務費	1,115,900	通信運搬費	1,115,900円
		委託料	92,010	ポスター原画委託 @92,010円 × 1種 = 92,010円	
		計	4,992,430	特定財源（使用料及び手数料） 6,218,950円 注射済票交付 @550円 × 6,620頭 × 1回 × $\frac{95}{100}$ = 3,458,950円 登録 @3,000円 × 880頭 = 2,640,000円 鑑札再交付 @1,600円 × 75頭 = 120,000円	
経 費	そ族昆虫駆除費	需用費	1,138,960	燃料費 5,830円	
	〔アメリカシロ ヒトリ防除費 を含む〕	1,138,960	消耗品費	1,080,060円	
			印刷製本費	32,330円	
			修繕料	20,740円	
			役務費	455,710	作業衣洗濯代等 455,710円
	委託料	3,491,930	3,491,930円		
使用料及び 賃借料	11,380	自動車借上等 11,380円			
計	5,097,980				

経費の種類	衛生費	測定単位	人	口																																																																																			
事業区分	節名	経費	内容	説明																																																																																			
基 準 的	医 薬 費 〔医療監視、 献血対策等〕	円																																																																																					
	職員手当等	574,000	時間外勤務手当	@2,870円 × 200時間 = 574,000円																																																																																			
	報 償 費	917,280	献血推進協議会委員謝礼	@16,380円 × 56人 = 917,280円																																																																																			
	旅 費	323,090	普通旅費																																																																																				
			近接地内	@511円 × 582回 = 297,402円																																																																																			
			研修旅費	@494円 × 52回 = 25,688円																																																																																			
	需 用 費	841,890	消耗品費	218,800円																																																																																			
			会議費	44,230円																																																																																			
			印刷製本費	578,860円																																																																																			
	役 務 費	564,390	通信運搬費	564,390円																																																																																			
	委 託 料	92,010	ポスター原画委託	92,010円																																																																																			
	備品購入費	51,990	検査用機器等	51,990円																																																																																			
			<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源（使用料及び手数料）</td> <td>277,000円</td> </tr> <tr> <td>医療監視事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>開設許可</td> <td>@19,000円 × 5件 =</td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>使用許可</td> <td>@26,000円 × 7件 =</td> <td>182,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,364,650</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="13">経 費</td> <td>医 薬 費 〔薬事監視等〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員手当等</td> <td>68,880</td> <td>時間外勤務手当</td> <td>@2,870円 × 24時間 = 68,880円</td> </tr> <tr> <td>旅 費</td> <td>33,641</td> <td>普通旅費</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>近接地内</td> <td>@511円 × 61回 = 31,171円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>研修旅費</td> <td>@494円 × 5回 = 2,470円</td> </tr> <tr> <td>需 用 費</td> <td>395,210</td> <td>消耗品費</td> <td>151,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>印刷製本費</td> <td>244,110円</td> </tr> <tr> <td>役 務 費</td> <td>57,040</td> <td>通信運搬費</td> <td>57,040円</td> </tr> <tr> <td>委 託 料</td> <td>1,005,660</td> <td>収去品検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>医薬品等</td> <td>495,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>薬局開設者等</td> <td>@3,540円 × 144件 = 509,760円</td> </tr> <tr> <td>負担金補助及 交 付 金</td> <td>17,000</td> <td>合同薬事講習会負担金</td> <td>17,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源（使用料及び手数料）</td> <td>2,671,300円</td> </tr> <tr> <td>医薬品販売業許可</td> <td>421,200円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>新規</td> <td>@34,100円 × 9件 =</td> <td>306,900円</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>@12,700円 × 9件 =</td> <td>114,300円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table> </td></tr></table>	<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源（使用料及び手数料）</td> <td>277,000円</td> </tr> <tr> <td>医療監視事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>開設許可</td> <td>@19,000円 × 5件 =</td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>使用許可</td> <td>@26,000円 × 7件 =</td> <td>182,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>特定財源（使用料及び手数料）</td> <td>277,000円</td> </tr> <tr> <td>医療監視事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>開設許可</td> <td>@19,000円 × 5件 =</td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>使用許可</td> <td>@26,000円 × 7件 =</td> <td>182,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	特定財源（使用料及び手数料）	277,000円	医療監視事務		<table border="0"> <tr> <td>開設許可</td> <td>@19,000円 × 5件 =</td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>使用許可</td> <td>@26,000円 × 7件 =</td> <td>182,000円</td> </tr> </table>	開設許可	@19,000円 × 5件 =	95,000円	使用許可	@26,000円 × 7件 =	182,000円			計	3,364,650			経 費	医 薬 費 〔薬事監視等〕				職員手当等	68,880	時間外勤務手当	@2,870円 × 24時間 = 68,880円	旅 費	33,641	普通旅費				近接地内	@511円 × 61回 = 31,171円			研修旅費	@494円 × 5回 = 2,470円	需 用 費	395,210	消耗品費	151,100円			印刷製本費	244,110円	役 務 費	57,040	通信運搬費	57,040円	委 託 料	1,005,660	収去品検査				医薬品等	495,900円			薬局開設者等	@3,540円 × 144件 = 509,760円	負担金補助及 交 付 金	17,000	合同薬事講習会負担金	17,000円			<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源（使用料及び手数料）</td> <td>2,671,300円</td> </tr> <tr> <td>医薬品販売業許可</td> <td>421,200円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>新規</td> <td>@34,100円 × 9件 =</td> <td>306,900円</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>@12,700円 × 9件 =</td> <td>114,300円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>特定財源（使用料及び手数料）</td> <td>2,671,300円</td> </tr> <tr> <td>医薬品販売業許可</td> <td>421,200円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>新規</td> <td>@34,100円 × 9件 =</td> <td>306,900円</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>@12,700円 × 9件 =</td> <td>114,300円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	特定財源（使用料及び手数料）	2,671,300円	医薬品販売業許可	421,200円	<table border="0"> <tr> <td>新規</td> <td>@34,100円 × 9件 =</td> <td>306,900円</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>@12,700円 × 9件 =</td> <td>114,300円</td> </tr> </table>	新規	@34,100円 × 9件 =	306,900円	更新	@12,700円 × 9件 =	114,300円	
<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源（使用料及び手数料）</td> <td>277,000円</td> </tr> <tr> <td>医療監視事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>開設許可</td> <td>@19,000円 × 5件 =</td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>使用許可</td> <td>@26,000円 × 7件 =</td> <td>182,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>特定財源（使用料及び手数料）</td> <td>277,000円</td> </tr> <tr> <td>医療監視事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>開設許可</td> <td>@19,000円 × 5件 =</td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>使用許可</td> <td>@26,000円 × 7件 =</td> <td>182,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	特定財源（使用料及び手数料）	277,000円	医療監視事務		<table border="0"> <tr> <td>開設許可</td> <td>@19,000円 × 5件 =</td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>使用許可</td> <td>@26,000円 × 7件 =</td> <td>182,000円</td> </tr> </table>	開設許可	@19,000円 × 5件 =	95,000円	使用許可	@26,000円 × 7件 =	182,000円																																																																											
<table border="0"> <tr> <td>特定財源（使用料及び手数料）</td> <td>277,000円</td> </tr> <tr> <td>医療監視事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>開設許可</td> <td>@19,000円 × 5件 =</td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>使用許可</td> <td>@26,000円 × 7件 =</td> <td>182,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	特定財源（使用料及び手数料）	277,000円	医療監視事務		<table border="0"> <tr> <td>開設許可</td> <td>@19,000円 × 5件 =</td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>使用許可</td> <td>@26,000円 × 7件 =</td> <td>182,000円</td> </tr> </table>	開設許可	@19,000円 × 5件 =	95,000円	使用許可	@26,000円 × 7件 =	182,000円																																																																												
特定財源（使用料及び手数料）	277,000円																																																																																						
医療監視事務																																																																																							
<table border="0"> <tr> <td>開設許可</td> <td>@19,000円 × 5件 =</td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>使用許可</td> <td>@26,000円 × 7件 =</td> <td>182,000円</td> </tr> </table>	開設許可	@19,000円 × 5件 =	95,000円	使用許可	@26,000円 × 7件 =	182,000円																																																																																	
開設許可	@19,000円 × 5件 =	95,000円																																																																																					
使用許可	@26,000円 × 7件 =	182,000円																																																																																					
計	3,364,650																																																																																						
経 費	医 薬 費 〔薬事監視等〕																																																																																						
	職員手当等	68,880	時間外勤務手当	@2,870円 × 24時間 = 68,880円																																																																																			
	旅 費	33,641	普通旅費																																																																																				
			近接地内	@511円 × 61回 = 31,171円																																																																																			
			研修旅費	@494円 × 5回 = 2,470円																																																																																			
	需 用 費	395,210	消耗品費	151,100円																																																																																			
			印刷製本費	244,110円																																																																																			
	役 務 費	57,040	通信運搬費	57,040円																																																																																			
	委 託 料	1,005,660	収去品検査																																																																																				
			医薬品等	495,900円																																																																																			
			薬局開設者等	@3,540円 × 144件 = 509,760円																																																																																			
	負担金補助及 交 付 金	17,000	合同薬事講習会負担金	17,000円																																																																																			
			<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源（使用料及び手数料）</td> <td>2,671,300円</td> </tr> <tr> <td>医薬品販売業許可</td> <td>421,200円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>新規</td> <td>@34,100円 × 9件 =</td> <td>306,900円</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>@12,700円 × 9件 =</td> <td>114,300円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>特定財源（使用料及び手数料）</td> <td>2,671,300円</td> </tr> <tr> <td>医薬品販売業許可</td> <td>421,200円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>新規</td> <td>@34,100円 × 9件 =</td> <td>306,900円</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>@12,700円 × 9件 =</td> <td>114,300円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	特定財源（使用料及び手数料）	2,671,300円	医薬品販売業許可	421,200円	<table border="0"> <tr> <td>新規</td> <td>@34,100円 × 9件 =</td> <td>306,900円</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>@12,700円 × 9件 =</td> <td>114,300円</td> </tr> </table>	新規	@34,100円 × 9件 =	306,900円	更新	@12,700円 × 9件 =	114,300円																																																																								
<table border="0"> <tr> <td>特定財源（使用料及び手数料）</td> <td>2,671,300円</td> </tr> <tr> <td>医薬品販売業許可</td> <td>421,200円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>新規</td> <td>@34,100円 × 9件 =</td> <td>306,900円</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>@12,700円 × 9件 =</td> <td>114,300円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	特定財源（使用料及び手数料）	2,671,300円	医薬品販売業許可	421,200円	<table border="0"> <tr> <td>新規</td> <td>@34,100円 × 9件 =</td> <td>306,900円</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>@12,700円 × 9件 =</td> <td>114,300円</td> </tr> </table>	新規	@34,100円 × 9件 =	306,900円	更新	@12,700円 × 9件 =	114,300円																																																																												
特定財源（使用料及び手数料）	2,671,300円																																																																																						
医薬品販売業許可	421,200円																																																																																						
<table border="0"> <tr> <td>新規</td> <td>@34,100円 × 9件 =</td> <td>306,900円</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>@12,700円 × 9件 =</td> <td>114,300円</td> </tr> </table>	新規	@34,100円 × 9件 =	306,900円	更新	@12,700円 × 9件 =	114,300円																																																																																	
新規	@34,100円 × 9件 =	306,900円																																																																																					
更新	@12,700円 × 9件 =	114,300円																																																																																					

経費の種類	衛生費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	〔医薬費〕 〔薬事監視等〕	円			
			許可証書換 @2,500円 × 4件 = 10,000円		
			薬局開設許可 727,400円		
			新規 @34,100円 × 15件 = 511,500円 更新 @12,700円 × 17件 = 215,900円		
			製造販売業許可 11,600円		
			新規 @7,200円 × 1件 = 7,200円 更新 @4,400円 × 1件 = 4,400円		
			製造業許可 21,400円		
			新規 @13,800円 × 1件 = 13,800円 更新 @7,600円 × 1件 = 7,600円		
			高度管理機器許可 1,472,500円		
			新規 @34,100円 × 37件 = 1,261,700円 更新 @12,400円 × 17件 = 210,800円		
			許可証書換 @2,400円 × 3件 = 7,200円		
	計	1,577,431			
的 経	〔衛生試験所〕 〔登録等〕	旅費	45,990	普通旅費	
				近接地内 @511円 × 90回 = 45,990円	
		需用費	20,860	消耗品費 20,860円	
		役務費	2,100	通信運搬費 2,100円	
				特定財源（使用料及び手数料） 開設許可 @80,000円 × 1件 = 80,000円	
	計	68,950			
費	〔医薬費〕 〔家庭用品〕	職員手当等	31,570	時間外勤務手当 @2,870円 × 11時間 = 31,570円	
		旅費	6,558	普通旅費	
			近接地内 @511円 × 8回 = 4,088円 研修旅費 @494円 × 5回 = 2,470円		
		需用費	685,160	光熱水費 31,940円 消耗品費 623,140円 印刷製本費 30,080円	
		備品購入費	524,300	検査用備品 524,300円	
	計	1,247,588			

経費の種類	衛 生 費		測 定 単 位	人 口		
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明			
基 準	医 薬 費 (毒物・劇物 監 視)	職員手当等	175,070	時間外勤務手当 @2,870円 × 61時間 = 175,070円		
		旅 費	30,660	普通旅費 近接地内 @511円 × 60回 = 30,660円		
		需 用 費	105,240	消耗品費 30,060円 印刷製本費 75,180円		
		役 務 費	16,800	通信運搬費 16,800円		
		委 託 料	142,200	収去品検査等 @23,700円 × 6件 = 142,200円		
		計	469,970	特定財源（使用料及び手数料） 691,300円 毒物及び劇物販売業者登録等 登録 @16,900円 × 23件 = 388,700円 更新 @7,400円 × 39件 = 288,600円 書換 @2,800円 × 5件 = 14,000円		
		的	精神保健対策費	報 酬	3,169,200	特別職非常勤職員（精神保健相談医） @27,800円 × 114回 = 3,169,200円
				報 償 費	336,960	患者家族講演会講師謝礼 @12,960円 × 26人 = 336,960円
				需 用 費	155,880	消耗品費 155,880円
				計	3,662,040	
費	精 神 保 健 ダイケア事業費	報 酬	2,477,267	会計年度任用職員（グループワーカー（グループワーク）） @19,677円 × 7人 × 12月 = 1,652,868円 会計年度任用職員（グループワーカー（事例検討会）） @19,677円 × 1人 × 7回 = 137,739円 特別職非常勤職員（医師（グループワーク）） @36,140円 × 1人 × 12月 = 433,680円 特別職非常勤職員（医師（事例検討会）） @36,140円 × 1人 × 7回 = 252,980円		
		職員手当等	149,240	時間外勤務手当 @2,870円 × 52時間 = 149,240円		
		報 償 費	23,520	講演会講師謝礼等 23,520円		
		旅 費	74,323	普通旅費 32,003円 近接地内 @511円 × 53回 = 27,083円 戸外グループワーク @1,230円 × 2人 × 2回 = 4,920円 特別旅費 @5,290円 × 4人 × 2回 = 42,320円		



経費の種類	衛生費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	〔精神保健〕 〔デイケア〕 〔事業費〕	需用費	152,140	消耗品費	152,140円
		役務費	58,666	通信運搬費	20,200円
		使用料及び 賃借料	7,470	デイケア保険料	38,466円
		計	2,942,626	施設入園料等	7,470円
準	心身障害者(児) 歯科診療 事業費	旅費	7,154	普通旅費	
		需用費	211,240	近接地内 @511円 × 14回 =	7,154円
				会議費 @580円 × 78回 =	45,240円
		役務費	13,200	印刷製本費	166,000円
		委託料	14,298,830	通信運搬費	13,200円
				歯科診療委託	14,206,820円
的	計	14,530,424	歯科医師・歯科衛生士・事務員		
			@111,610円 × $\frac{1}{2}$ × 99日 =	5,524,700円	
			診療室・診療機器等開設維持		
			@209,640円 × 12月 + 3,378,840円 =	5,894,520円	
経	環境 施策 推進 費	報酬	2,100,000	特別職非常勤職員（環境保全審議会）	2,100,000円
		推進費		会長 @25,000円 × 1人 × 4回 =	100,000円
				委員 @20,000円 × 25人 × 4回 =	2,000,000円
		職員手当等	298,480	時間外勤務手当 @2,870円 × 104時間 =	298,480円
		報償費	1,182,000	行動計画等運営委員会	
		旅費		委員 @9,850円 × 20人 × 6回 =	1,182,000円
				普通旅費	
		需用費		近接地内 @511円 × 19回 =	9,709円
				消耗品費	318,640円
		役務費		印刷製本費	4,313,220円
通信運搬費	112,780円				
計	8,334,829				

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 施 的 策  推 進 費	環 境	環境啓発費	円		
		職員手当等	416,150	時間外勤務手当	@2,870円 × 145時間 = 416,150円
		報償費	1,479,500	講座講師謝礼	@29,590円 × 10講座 × 5回 = 1,479,500円
		旅費	58,254	普通旅費	
				近接地内	@511円 × 114回 = 58,254円
		需用費	17,098,410	講座運営費	110,000円
				報告書作成	2,750,000円
				環境PRチラシ	1,650,000円
				環境PRパンフレット	6,600,000円
				環境PRポスター	165,000円
				環境学習センター等維持経費	5,500,000円
				消耗品費	323,410円
		役務費	83,810	通信運搬費	83,810円
		委託料	18,444,600	環境情報システム運営委託	3,254,930円
			各種調査委託	6,509,870円	
			環境学習センター等運営委託	8,679,800円	
	使用料及び 賃借料	646,990	会場使用料	646,990円	
	備品購入費	331,710	備品購入費	331,710円	
	計	38,559,424			
	環 境 事 業 推 進 費	環境事業	職員手当等	832,300	時間外勤務手当
推進費		報償費	1,479,300	キャンペーン謝礼	@49,310円 × 3人 × 8回 = 1,183,440円
				コンクール審査謝礼	@49,310円 × 3人 × 2回 = 295,860円
		旅費	39,347	普通旅費	
				近接地内	@511円 × 77回 = 39,347円
		需用費	27,494,720	キャンペーン配布記念品	2,200,000円
				チラシ	1,100,000円
				キャンペーン事業経費	22,000,000円
				絵画コンクール等の開催	1,100,000円
				その他消耗品	1,094,720円
役務費		419,050	通信運搬費	419,050円	
委託料		20,432,860	催物事業一部委託	3,254,930円	
			環境マネジメント委託	3,254,930円	
			路上喫煙等巡回指導委託	13,923,000円	
使用料及び 賃借料 負担金 補助金 及び 交付金	1,617,450	会場使用料	1,617,450円		
	630,000	キャンペーン協力団体活動費	630,000円		

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分		節名	経費	内容説明		
基	環境施策推進費	〔環境事業推進費〕 備品購入費	円 447,680	備品購入費 447,680円		
		計	53,392,707			
	推進費	低炭素型社会推進費	負担金補助及び交付金 36,519,000	太陽光発電システム導入補助 @203,000円 × 151件 = 30,653,000円 太陽熱利用機器導入補助 @71,000円 × 2件 = 142,000円 省エネ設備導入補助 @106,000円 × 54件 = 5,724,000円		
		小計	136,805,960			
準	鳥獣被害対策事業費	需用費	58,230	消耗品費（アライグマ・ハクビシン対策） 58,230円		
		委託料	2,032,460	カラス対策 869,760円 巢の撤去 @24,500円 × 28件 = 686,000円 捕獲・処分 @7,720円 × 9件 = 69,480円 高所作業車 @28,930円 × 2件 = 57,860円 現場調査等 @8,060円 × 7件 = 56,420円 アライグマ・ハクビシン対策 1,162,700円 現場調査等 @8,900円 × 25件 = 222,500円 罠設置・回収（捕獲なし） @6,600円 × 105件 = 693,000円 罠設置・回収・処分（捕獲あり） @17,400円 × 12件 = 208,800円 処分のみ @9,600円 × 4件 = 38,400円		
	〔アライグマ・ハクビシン対策〕 〔都の防除実施計画終了年度の翌年度末までの時限算定〕	計	2,090,690	特定財源（諸収入） $1,220,930円 \times \frac{1}{2} = 610,000円$		
	使用済注射針回収支援事業費	負担金補助及び交付金	435,000	使用済み注射針廃棄容器購入・回収・処分費補助 435,000円		
費	医療保健政策包括補助事業費	扶助費	47,124,040	地域保健医療推進事業費 47,124,040円		
		計		特定財源（都支出金） $47,124,040円 \times \frac{1}{2} = 23,562,000円$		
合計			3,566,439,699			

経費の種類	衛生費	測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明	
特 定 財 源		円		
	分担金及び負担金	4,341,400	1	保健所管理運営費 4,549,000円
	使用料及び手数料	36,668,510	}	使用料及び手数料 56,000円
				国庫支出金 4,493,000円
	国庫支出金	58,028,000	2	健康相談事業費 分担金及び負担金 1,300,000円
	都支出金	67,441,000	3	歯科衛生相談事業費 使用料及び手数料 2,070,960円
	諸収入	610,000	4	休日・準夜等診療事業費 都支出金 7,282,000円
			5	自殺防止対策事業費 都支出金 2,445,000円
			6	防疫事業費 国庫支出金 284,000円
			7	予防接種費 都支出金 435,000円
			8	予防接種費（インフルエンザ） 都支出金 40,000円
			9	予防接種費（高齢者肺炎球菌） 都支出金 40,000円
			10	後天性免疫不全症候群対策費 国庫支出金 983,000円
			11	感染症医療費 国庫支出金 180,000円
			12	性感染症対策費 国庫支出金 367,000円
			13	感染症発生動向調査事業費 国庫支出金 81,000円
		14	風しん抗体検査事業費 国庫支出金 2,474,000円	
		15	結核健康診断等事業費 国庫支出金 2,057,000円	
		16	一般患者医療費 国庫支出金 1,906,000円	





説明 未熟児等養育医療費等扶助費積算説明

区 分		単 価	月(日)数	人 数	経 費	
未熟児等養育医療	国 基 準 分	医 療 費	113,759円	2.2月	108人	27,029,140円
		移 送 費	700円		1人	700円
	計					27,029,840円
妊 娠 高 血 圧 症 候 群 医 療	単 独 分	医 療 費 (D 2 ~ D15 階層)	47,716円	2月	9人	858,890円
		診 断 書 料	1,400円		9人	12,600円
		証 明 書 料	800円		1人	800円
	計					872,290円
入 院 助 産 措 置	国 基 準 分	医 療 費	38,639円	9日	20人	6,955,020円
		分 娩 介 助 料	236,200円		20人	4,724,000円
		新 生 児 介 補 料	3,810円	9日	20人	685,800円
		産科医療補償制度加算料	16,000円		20人	320,000円
		小 計				12,684,820円
	単 独 分	新 生 児 介 補 料	3,190円	9日	20人	574,200円
		新 生 児 用 品 貸 与 料	500円	9日	20人	90,000円
		小 計				664,200円
	計					13,349,020円
	合 計					41,251,150円

## 第4項 清掃費

### I 清掃費の概要

#### 第1 清掃総務費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 総務管理費は、測定単位「人口」により総務管理費、普及啓発費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を158,343,350円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を158,343,350円と算定した。  
この結果、単位費用を452円とした。

##### 2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。

#### 第2 収集作業費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 収集作業費は、測定単位「人口」により管理運営費、作業運営費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を2,386,241,232円、特定財源を506,168,560円と見込み、差引一般財源所要額を1,880,072,672円と算定した。  
この結果、単位費用を5,372円とした。

##### 2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。



### 第3 収集車両費

#### 1 単位費用算定の概要

- (1) 収集車両費は、測定単位「人口」により車両維持運営費、車両雇上費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を524,170,788円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を524,170,788円と算定した。

この結果、単位費用を1,498円とした。

#### 2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。

### 第4 処理処分費

#### 1 単位費用算定の概要

- (1) 処理処分費は、測定単位「人口」により可燃ごみ処理事業費、建物・車両維持管理費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。

標準区の所要経費を2,051,594,708円、特定財源を979,800,400円と見込み、差引一般財源所要額を1,071,794,308円と算定した。

この結果、単位費用を3,062円とした。

#### 2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。

## II 積算の内容

次頁より

経費の種類	清掃総務費	測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的	総務管理費	報酬	1,499,377	円
				会計年度任用職員 @11,229円 × 13人 = 145,977円 産業医報酬 @427,100円 × 2所 = 854,200円 廃棄物減量等審議会委員報酬 @166,400円 × 3回 = 499,200円
		給与費	138,487,328	@7,613,377円 × 18.19人 = 138,487,328円
		職員手当等	1,087,730	時間外勤務手当 @2,870円 × 379時間 = 1,087,730円
		旅費	155,855	普通旅費 @511円 × 305人 = 155,855円
		需用費	2,020,000	消耗品費 2,020,000円
		役務費	529,000	通信運搬費 358,000円 電信料 171,000円
		委託料	1,926,600	一般廃棄物処理基本計画策定委託 1,648,600円 廃棄物情報管理システム保守 42,000円 廃棄物情報管理システム更新 109,000円 その他委託 127,000円
		使用料及び賃借料	1,179,700	廃棄物情報管理システム機器 658,600円 その他使用料 521,100円
		負担金補助及び交付金	876,000	東京二十三区清掃協議会負担金 433,000円 (公社) 全国都市清掃会議等分担金 443,000円
		補償補填及び賠償金	82,000	82,000円
		計	147,843,590	
	経 費	普及啓発費	報償費	105,000
		需用費	6,192,600	消耗品費 1,111,400円 印刷製本費 5,081,200円
		役務費	182,000	通信運搬費 182,000円
		委託料	1,880,000	イベント会場運営委託 577,000円 印刷物配布委託 1,303,000円
		使用料及び賃借料	342,400	見学用バス借上料 342,400円
		負担金補助及び交付金	812,000	生ごみ処理機購入助成等 812,000円
	計	9,514,000		

経費の種類		清掃総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	不法投棄 対策事業費	役務費 985,760	円 不法投棄物処理経費 985,760円		
			エアコン	@990円 × 2件 =	1,980円
			テレビ	@2,970円 × 93件 =	276,210円
			冷蔵庫・冷凍庫	@4,730円 × 31件 =	146,630円
			洗濯機・衣類乾燥機	@2,530円 × 18件 =	45,540円
			パソコン	@3,300円 × 25件 =	82,500円
	その他		432,900円		
	計	985,760			
合計		158,343,350			
特 定 財 源					
合計		0			
差引一般財源			158,343,350円		
数値			350,000人		
単位費用			452円		

経費の種類		収集作業費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的	管理運営費	給与費	950,073,316	円 @7,613,377円 × 124.79人 = 950,073,316円			
		職員手当等	41,807,670	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊勤務手当 19,227,600円</li> <li>時間外勤務手当 @2,870円 × 471時間 = 1,351,770円</li> <li>休日給 @3,090円 × 6,870時間 = 21,228,300円</li> </ul>			
		旅費	135,926	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通旅費 @511円 × 178人 = 90,958円</li> <li>特別旅費 @511円 × 88人 = 44,968円</li> </ul>			
		需用費	39,222,357	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気料 9,042,600円</li> <li>ガス料 4,855,900円</li> <li>水道料 14,534,600円</li> <li>被服・保護具購入費 6,324,357円</li> <li>消耗品費等 2,921,400円</li> <li>建物修繕料 1,543,500円</li> </ul>			
		役務費	3,427,136	<ul style="list-style-type: none"> <li>被服クリーニング 1,196,736円</li> <li>電話料等 2,230,400円</li> </ul>			
		委託料	19,570,700	建物維持管理委託 19,570,700円			
		使用料及び賃借料	1,635,600	1,635,600円			
		工事請負費	3,717,100	庁舎維持補修費等 3,717,100円			
		備品購入費	630,300	一般作業用 630,300円			
		計	1,060,220,105				
	経 費	作業運営費	報酬	7,220,941	会計年度任用職員 @14,131円 × 511人 = 7,220,941円		
			旅費	9,198	普通旅費（大規模事業者指導） @511円 × 18人 = 9,198円		
			需用費	15,619,200	<ul style="list-style-type: none"> <li>消耗品費 6,457,700円</li> <li>一般作業用 6,221,800円</li> <li>有料ごみ処理券事務 36,100円</li> <li>有料ごみ処理券管理システム 5,000円</li> <li>粗大ごみ受付業務システム 130,500円</li> <li>大規模事業者指導 64,300円</li> </ul>		
					印刷製本費 9,161,500円		
				<ul style="list-style-type: none"> <li>一般作業用 1,409,600円</li> <li>有料ごみ処理券事務 7,368,400円</li> <li>大規模事業者指導 383,500円</li> </ul>			
		役務費	825,000	通信運搬費 255,000円			
				<ul style="list-style-type: none"> <li>有料ごみ処理券事務 115,000円</li> <li>大規模事業者指導 140,000円</li> </ul>			

経費の種類		収集作業費		測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明					
基 準 的	〔作業運営費〕	委託料	275,574,000	円				
				使用料及び借賃	769,100	電信料		570,000円
						一般作業用		363,000円
							有料ごみ処理券管理システム	
						粗大ごみ受付業務システム		118,000円
							廃棄物処理手数料徴収事務	
						有料ごみ処理券保管配送		695,000円
						粗大ごみ収集運搬委託		260,698,000円
						有料ごみ処理券事務（データ作成）		16,000円
						有料ごみ処理券管理システム保守		605,000円
粗大ごみ受付業務システム保守		128,000円						
償還金等	141,000	高速道路・駐車場利用料		546,200円				
		有料ごみ処理券管理システム機器		50,200円				
		粗大ごみ受付業務システム機器		172,700円				
		有料ごみ処理券事務過年度還付金		141,000円				
		計	300,158,439					
経	動物死体処理費	需用費	107,800	消耗品費	@140円 × 770頭 =	107,800円		
				役務費	4,378,220	火葬処分料	@5,686円 × 770頭 =	4,378,220円
						備品購入費	42,200	保管用
				特定財源				1,378,560円
				使用料及び手数料				
動物死体処理手数料	@2,800円 × 336頭 =	940,800円						
諸収入								
受託事業収入	@6,840円 × 64頭 =	437,760円						
		計	4,528,220					
費	資源回収事業費	報酬	112,290	会計年度任用職員	@11,229円 × 10人 =	112,290円		
				職員手当等	433,370	時間外勤務手当	@2,870円 × 151時間 =	433,370円
		旅費	35,770			普通旅費	@511円 × 70人 =	35,770円
				需用費	6,678,600	コンテナ等購入費		6,477,800円
		資源持去対策用品購入				200,800円		
		委託料	973,647,000	資源持去対策		5,946,000円		
収集運搬委託				665,213,000円				
資源化委託				292,121,000円				



経費の種類		収集車両費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的	車両維持運営費	給与費	68,520,393	@7,613,377円 × 9人 = 68,520,393円			
		職員手当等	2,385,730	特殊勤務手当 1,587,600円			
				時間外勤務手当 @2,870円 × 38時間 = 109,060円			
				休日給 @3,090円 × 223時間 = 689,070円			
		需用費	5,934,182	燃料費 4,052,400円			
				小型車	@495,600円 × 6台 = 2,973,600円		
					軽小型車	@269,700円 × 4台 = 1,078,800円	
				自動車修繕料 1,617,664円			
				消耗品費 264,118円			
		役務費	395,135	自賠償保険料 118,035円			
任意保険料 277,100円							
原材料費	878,640	収集車両用タイヤ 351,600円					
備品購入費	503,747	整備用部品 527,040円					
		自動車整備用備品 503,747円					
公課費	295,700	自動車重量税 295,700円					
	計	78,913,527					
経	車両雇上費	役務費	437,287,961	平日作業 376,991,010円			
				休日割増 195,250円			
				祝日特別作業 28,409,161円			
				清掃工場等対策 31,692,540円			
費	車両購入費	備品購入費	7,969,300	小型車	@6,289,700円 × 7台 × $\frac{1}{6}$ = 7,338,000円		
				軽小型車	@1,104,700円 × 4台 × $\frac{1}{7}$ = 631,300円		
合計			524,170,788				
特定財源							
合計			0				
差引一般財源				524,170,788円			
数値				350,000人			
単位費用				1,498円			

経費の種類		処理処分費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	可燃ごみ報酬	22,458	円	会計年度任用職員	@11,229円 × 2人 =	22,458円
	処理作業費	341,079,290			@7,613,377円 × 44.8人 =	341,079,290円
	職員手当等	35,534,600		特殊勤務手当		7,076,000円
				時間外勤務手当	@2,870円 × 2,670時間 =	7,662,900円
				休日給	@3,090円 × 6,730時間 =	20,795,700円
	報償費	46,400		研修講師謝礼		18,000円
				弁護士費用		28,400円
	旅費	556,990		普通旅費	@511円 × 1,088人 =	555,968円
				特別旅費	@511円 × 2人 =	1,022円
	需用費	231,863,500		燃料費		476,900円
				電気料		46,298,500円
				ガス料		22,414,400円
				上下水道料		52,659,500円
			消耗品費		104,119,400円	
			印刷製本費		317,400円	
			修繕料		5,577,400円	
役務費	86,392,500		通信運搬費		2,991,000円	
			運搬車両雇上費等		83,401,500円	
委託料	434,796,100		清掃工場運転管理等業務委託		170,573,600円	
			灰溶融炉運転管理委託		50,865,600円	
			焼却設備保守委託等		213,356,900円	
使用料及び賃借料	25,478,000		OA機器賃借料等		25,478,000円	
工事請負費	446,860,000		焼却設備定期補修工事等		446,860,000円	
原材料費	32,029,600		焼却設備用等		32,029,600円	
備品購入費	1,676,000		作業用備品等		1,676,000円	
負担金補助及び交付金	11,964,200		汚染負荷量賦課金等		11,964,200円	
			特定財源		979,800,400円	
			使用料及び手数料			
			廃棄物処理手数料		572,690,000円	
			諸収入			
			エネルギー売払収入		393,912,400円	
			有価物売払収入		13,198,000円	
	計	1,648,299,638				



経費の種類		処理処分費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	不燃ごみ 処理作業費	需用費	12,161,600	燃料費	1,590,400円
				電気料	6,343,400円
				ガス料	917,000円
				上下水道料	1,180,700円
				消耗品費	259,000円
				修繕料	1,871,100円
		役務費	8,488,800	運搬車両雇上費等	8,476,500円
				プラント運転設備検査手数料	12,300円
		委託料	65,048,700	環境対策測定委託等	65,048,700円
		使用料及び 賃借料	54,200	プラント関連賃借料	54,200円
工事請負費	30,734,200	設備補修工事等	30,734,200円		
原材料費	12,668,500	処理作業用等	12,668,500円		
	計	129,156,000			
的 経 費	粗大ごみ 処理作業費	需用費	2,467,000	燃料費	65,500円
				電気料	1,006,800円
				上下水道料	1,245,200円
				修繕料	149,500円
		役務費	34,823,100	運搬車両雇上費等	34,823,100円
		委託料	60,819,700	プラント運転設備管理委託	38,039,700円
				環境対策測定委託等	22,780,000円
		使用料及び 賃借料	54,200	プラント関連賃借料	54,200円
		工事請負費	10,586,600	設備補修工事等	10,586,600円
		原材料費	5,706,700	処理作業用等	5,706,700円
	計	114,457,300			
	し尿処理 作業費	需用費	1,098,400	上下水道料	1,098,400円
		委託料	8,460,300	作業所運転管理委託	8,460,300円
		工事請負費	886,300	作業所設備補修工事	886,300円
		計	10,445,000		

経費の種類		処 理 処 分 費		測 定 単 位	人	口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明			
基 準 的 経 費	建 物 ・ 車 両 維 持 管 理 費	需 用 費	4,825,400	円	燃料費	56,300円
					消耗品費	71,900円
					修繕料	4,697,200円
		役 務 費	63,800		自賠責保険料等	63,800円
		委 託 料	19,885,400		建物設備保守点検委託等	19,885,400円
		使 用 料 及 び 賃 借 料	333,100		車両賃借料等	333,100円
		工 事 請 負 費	18,995,800		建物補修工事等	18,995,800円
		負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	2,305,600		分担金	2,305,600円
		公 課 費	3,300		自動車重量税	3,300円
		計	46,412,400			
最 終 処 分 委 託 料	委 託 料	102,824,370		最終処分委託料	102,824,370円	
合 計		2,051,594,708				
	使 用 料 及 び 手 数 料 諸 収 入	使 用 料 及 び 手 数 料	572,690,000		廃棄物処理手数料	572,690,000円
					エネルギー売払収入	393,912,400円
			407,110,400		有価物売払収入	13,198,000円
合 計		979,800,400				
差 引 一 般 財 源					1,071,794,308円	
数 値					350,000人	
単 位 費 用					3,062円	

## 第5項 経済労働費

### I 経済労働費の概要

#### 第1 生活経済費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 生活経済費は、測定単位「人口」により、消費者対策事業諸費、消費者センター管理運営費、公衆浴場助成事業費及び労働総務費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を157,432,911円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を157,432,911円と算定した。

この結果、単位費用を450円とした。

##### 2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。

#### 第2 産業経済費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 産業経済費は、測定単位「事業所数」により、商工振興費、商工振興センター管理運営費及び観光振興費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、事業所数12,000箇所とした。
- (3) 標準区の所要経費を701,949,837円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を701,949,837円と算定した。

この結果、単位費用を58,496円とした。

##### 2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。

### II 積算の内容

次頁より

経費の種類	生活経済費		測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	消費者対策 事業諸費 （消費者相談、 消費者教育、 情報提供、 消費生活展、 組織育成等）	報酬	684,969	会計年度任用職員	@11,229円 × 61人 = 684,969円
		給与費	22,078,793		@7,613,377円 × 2.9人 = 22,078,793円
		職員手当等	551,040	時間外勤務手当	@2,870円 × 192時間 = 551,040円
		報償費	13,991,260	講師・相談員等謝礼	
		旅費	51,100	教育講座	@30,620円 × 20回 = 612,400円
				講師派遣	@27,480円 × 8回 = 219,840円
				消費者相談	@13,580円 × 969日 = 13,159,020円
		需用費	1,181,210	普通旅費	@511円 × 100人 = 51,100円
				消耗品費	145,930円
				印刷製本費	1,035,280円
		役務費	349,610	消費者情報システム回線使用料	161,930円
				その他通信運搬費	187,680円
		委託料 使用料及び 賃借料	1,081,340	消費生活展	161,600円
消費者情報システム端末借上料	798,960円				
		バス借上料（2台）	75,120円		
		会場使用料	207,260円		
備品購入費	31,580	一般事務用	31,580円		
	計	40,162,502			
経 費	消費者センター	給与費	9,897,390	@7,613,377円 × 1.3人 = 9,897,390円	
	管理運営費	需用費	1,449,880	電気料	506,270円
				ガス料	87,790円
				水道料	257,430円
				消耗品費	239,560円
				印刷製本費	246,890円
				修繕費	111,940円
	役務費	188,920	通信運搬費	188,920円	
	委託料	2,559,820	建物維持管理委託費	2,559,820円	
	使用料及び 賃借料	86,830		86,830円	
	工事請負費	181,580	庁舎維持補修費	181,580円	
	計	14,364,420			
公衆浴場 助成事業費	負担金補助 金及び交付金	26,400,000	@1,320,000円 × 20所 = 26,400,000円		

経費の種類		生活経済費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	労働総務費	給与費	6,852,039	@7,613,377円 × 0.9人 =	6,852,039円
		職員手当等	48,790	時間外勤務手当 @2,870円 × 17時間 =	48,790円
		需用費	273,400	消耗品費	273,400円
		役務費	116,060	通信運搬費	116,060円
		委託料	12,436,700	{ 就労支援窓口等運営委託	10,002,900円
				{ セミナー・合同面接会等委託	2,433,800円
		負担金補助金及び交付金	56,779,000	{ 高齢者就労対策事業助成金	51,379,000円
		{ 勤労者福祉サービスセンター等助成金	5,400,000円		
	計	76,505,989			
合計		157,432,911			
特定財源					
合計		0			
差引一般財源			157,432,911円		
数値			350,000人		
単位費用			450円		

経費の種類	産 業 経 済 費	測 定 単 位	事 業 所 数		
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	商工振興費	報 酬	円 1,089,213 会計年度任用職員 @11,229円 × 97人 = 1,089,213円		
	〔 商工業振興助成、商工業経営診断産業表彰計量検査事務、商店街組合組織化対策等 〕	給与費	136,279,448	@7,613,377円 × 17.9人 = 136,279,448円	
		職員手当等	2,100,840	時間外勤務手当 @2,870円 × 732時間 = 2,100,840円	
		報償費	10,017,270	企業診断員謝礼 商工相談員・企業診断士 @18,840円 × 486回 = 9,156,240円 講習・講座講師 @10,630円 × 81時間 = 861,030円	
		旅 費	263,676	普通旅費 @511円 × 516人 = 263,676円	
		需用費	2,085,830	消耗品費 1,024,610円 印刷製本費 845,600円 会議費 37,990円 修繕料 177,630円	
		役 務 費	413,250	通信運搬費 172,210円 広告料 241,040円	
		委 託 料	1,371,470	景況調査 1,371,470円	
		使用料及び賃借料	97,410	会場借上料及び自動車賃借料 97,410円	
		備品購入費	25,350	一般事務用 25,350円	
		負担金補助及び交付金	471,319,680	商店街振興費助成 85,254,480円 イベント助成 40,717,000円 商店街活性化事業費助成 11,116,000円 電灯料補助 21,913,480円 環境整備費助成 11,508,000円 中小企業関連資金融資あっせん事業 364,484,200円 商工団体運営費助成 4,070,000円 工業振興費助成 9,470,000円 産業展運営費助成 8,041,000円	
		計	625,063,437		
		商工振興センター管理運営費	委 託 料	50,419,100	指定管理者管理運営委託 50,419,100円

経費の種類		産 業 経 済 費		測 定 単 位	事 業 所 数
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
基 準 的 経 費	観 光 振 興 費	需 用 費	6,753,110	印刷製本費	6,753,110円
		委 託 料	7,008,190	観光調査・宣伝等委託料等	7,008,190円
		負 担 金 補 助 金 及 び 交 付 金	12,706,000	観光振興・物産関係等	12,706,000円
		計	26,467,300		
合 計			701,949,837		
特 定 財 源					
合 計			0		
差 引 一 般 財 源				701,949,837円	
数 値				12,000箇所	
単 位 費 用				58,496円	

## 第6項 土木費

### I 土木費の概要

#### 第1 建築公害費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 建築公害費は、測定単位「人口」により、土木総務費、建築行政費、建築紛争予防調整事務費及び放置自転車等対策事業費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を1,053,792,667円、特定財源を224,917,000円と見込み、差引一般財源所要額を828,875,667円と算定した。  
この結果、単位費用を2,368円とした。

##### 2 本年度改定内容

- (1) 新たに防火設備定期検査報告に係る予備審査等業務委託に係る経費について、算定した。
- (2) その他、所要の単価改定等を行った。

#### 第2 都市整備費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 都市整備費は、測定単位「人口」により、都市整備総務費、都市計画事務費、公有地拡大推進法施行事務費及び都市計画審議会運営費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を411,871,061円、特定財源を29,029,000円と見込み、差引一般財源所要額を382,842,061円と算定した。  
この結果、単位費用を1,094円とした。

##### 2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。

#### 第3 道路橋りょう費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 道路橋りょう費は、測定単位「道路面積」により、道路橋りょう総務費、道路維持補修費、交通災害対策費及び街路灯維持補修費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、道路面積2,322,000㎡とした。
- (3) 標準区の所要経費を1,393,665,170円、特定財源を1,282,181,000円と見込み、差引一般財源所要額を111,484,170円と算定した。  
この結果、単位費用を48円とした。

##### 2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。



## 第4 公園費

### 1 単位費用算定の概要

- (1) 公園費は、測定単位「公園面積」により、公園維持管理費及び公衆便所維持管理費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、公園面積300,000㎡とした。
- (3) 標準区の所要経費を481,873,436円、特定財源を31,938,000円と見込み、差引一般財源所要額を449,935,436円と算定した。

この結果、単位費用を1,500円とした。

### 2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。

## II 積算の内容

次頁より

経費の種類	建築公害費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	土木総務費	報酬	3,368,700	会計年度任用職員	@11,229円 × 300人 = 3,368,700円
		給与費	708,044,061		@7,613,377円 × 93人 = 708,044,061円
		職員手当等	14,813,820	時間外勤務手当	@2,870円 × 4,212時間 = 12,088,440円
				休日給夜勤手当	@3,090円 × 882時間 = 2,725,380円
		旅費	1,334,500	普通旅費	
				近接地内	@511円 × 2,300回 = 1,175,300円
				近接地外	@39,800円 × 4回 = 159,200円
		需用費	4,355,000	燃料費	529,000円
				光熱水費	528,000円
				電気料	232,000円
				水道料	122,000円
				ガス代	174,000円
				消耗品費	2,153,000円
				印刷製本費	896,000円
			会議費	18,000円	
			修繕料	231,000円	
	役務費	477,410	通信運搬費	477,410円	
	委託料	45,629,300	営繕委託、土木管理業務委託、地理情報システム等	45,629,300円	
	使用料及び 賃借料	5,736,400	建築確認、地理情報システムリース料等	5,736,400円	
	工事請負費	1,499,000	土木詰所維持補修	1,499,000円	
	備品購入費	855,000	事務用品	855,000円	
	負担金補助 及び交付金	250,000		250,000円	
	計	786,363,191			

経費の種類	建築公害費	測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	建築行政費	報酬	1,953,846	会計年度任用職員 @11,229円 × 174人 = 1,953,846円	
		職員手当等	2,666,490	{ 昇降機検査業務手当 @300円 × 20回 = 6,000円 時間外勤務手当 @2,870円 × 927時間 = 2,660,490円	
		旅費	69,496	普通旅費 @511円 × 136回 = 69,496円	
		需用費	1,710,000	{ 燃料費 25,000円 消耗品費 1,308,000円 印刷製本費 366,000円 修繕料 11,000円	
		役務費	137,840	{ 通信運搬費 100,840円 保険料 37,000円	
		委託料	10,413,000	建物設備等定期点検報告業務委託等 9,255,000円 防火設備定期検査報告に係る予備審査等業務委託 1,158,000円	
		備品購入費	77,000	各種機器等 77,000円	
		負担金補助及び交付金	172,000	日本建築行政会議負担金 100,000円 講習会負担金 72,000円	
				{ 特定財源（建築確認申請手数料） 14,700,000円 }	
		計	17,199,672		
	経 費	建築紛争予防調整事務費	報酬	480,000	特別職非常勤職員（紛争調停委員） @19,200円 × 5人 × 5回 = 480,000円
			旅費	17,500	費用弁償 @700円 × 5人 × 5回 = 17,500円
			需用費	92,000	一般需用費 92,000円
		負担金補助及び交付金	80,000	連絡協議会負担金 80,000円	
		計	669,500		

経費の種類	建築公害費		測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準	建築審査会 運営費	報酬	1,134,000	特別職非常勤職員			
		職員手当等	172,200	時間外勤務手当 @2,870円 × 60時間 = 172,200円			
		旅費	59,154	{ 費用弁償 @2,600円 × 20日 = 52,000円 普通旅費 @511円 × 14回 = 7,154円 }			
		需用費	115,000	{ 消耗品費 17,100円 印刷製本費 66,700円 会議費 31,200円 }			
		役務費	34,200	速記料 34,200円			
		負担金補助 及び交付金	156,000	全国建築審査会協議会分担金 56,000円 特別区建築審査会分担金 100,000円			
		計	1,670,554				
		的	放置自転車等 対策事業費	需用費	2,513,000	{ 消耗品費 502,000円 印刷製本費 2,011,000円 }	
				役務費	829,000	通信運搬費 829,000円	
				委託料	120,446,000	放置自転車撤去等委託費、システム保守委託費 120,446,000円	
使用料及び 賃借料	1,088,000			システム機器リース料 1,088,000円			
計	124,876,000			{ 特定財源（使用料及び手数料） @3,700円 × 12,600台 × 60% = 27,972,000円 }			
経 費	住宅対策費	報償費	81,100	分譲マンション管理セミナー 81,100円			
		需用費	51,000	窓口相談 51,000円			
		委託料	3,660,000	住宅基本計画策定委託 10,868,000円 × $\frac{1}{5}$ = 2,174,000円			
		負担金補助 及び交付金	16,294,000	分譲マンション計画修繕調査費補助委託 1,486,000円 特定優良賃貸住宅家賃対策補助 16,294,000円			
		計	20,086,100	{ 特定財源 9,745,000円 国庫支出金 9,310,000円 都支出金 435,000円 }			

経費の種類	建築公害費	測定単位	人	口																																																												
事業区分	節名	経費	内	容																																																												
			説	明																																																												
基 準	区営住宅報償費	967,000	連絡員管理謝礼等	967,000円																																																												
	維持管理費需用費	2,211,000	一般需用費等	2,211,000円																																																												
	(404戸) 役務費	295,000	通信運搬費	295,000円																																																												
	委託料	81,548,000	管理業務委託費等	81,548,000円																																																												
	使用料及び借賃料	608,000	システムリース料等	608,000円																																																												
	工事請負費	15,146,000	維持補修費	15,146,000円																																																												
				<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>172,000,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>148,770,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>143,149,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,621,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>16,432,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>6,798,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100,775,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">的 経 費</td> <td>空き家対策等報酬</td> <td>410,400</td> <td>特別職非常勤職員 @11,400円 × 3人 × 12回 =</td> <td>410,400円</td> </tr> <tr> <td>事業費報酬</td> <td>315,250</td> <td>@12,610円 × 25回 =</td> <td>315,250円</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>179,000</td> <td>会議費</td> <td>179,000円</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>24,000</td> <td>速記料</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>1,224,000</td> <td>空き家相談事業委託</td> <td>1,224,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <table border="0"> <tr> <td>{ 特定財源（都支出金）</td> <td>500,000円 }</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,152,650</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合</td> <td>計</td> <td>1,053,792,667</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>172,000,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>148,770,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>143,149,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,621,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>16,432,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>6,798,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>172,000,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>148,770,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>143,149,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,621,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>16,432,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>6,798,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	特定財源	172,000,000円	<table border="0"> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>148,770,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>143,149,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,621,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>16,432,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>6,798,000円</td> </tr> </table>	使用料及び手数料	148,770,000円	<table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>143,149,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,621,000円</td> </tr> </table>	区営住宅使用料	143,149,000円	区営住宅共益費・雑収入等	5,621,000円		国庫支出金	16,432,000円	都支出金	6,798,000円		計	100,775,000				的 経 費	空き家対策等報酬	410,400	特別職非常勤職員 @11,400円 × 3人 × 12回 =	410,400円	事業費報酬	315,250	@12,610円 × 25回 =	315,250円	需用費	179,000	会議費	179,000円	役務費	24,000	速記料	24,000円	委託料	1,224,000	空き家相談事業委託	1,224,000円			<table border="0"> <tr> <td>{ 特定財源（都支出金）</td> <td>500,000円 }</td> </tr> </table>	{ 特定財源（都支出金）	500,000円 }		計	2,152,650				合	計	1,053,792,667		
	<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>172,000,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>148,770,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>143,149,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,621,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>16,432,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>6,798,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>172,000,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>148,770,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>143,149,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,621,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>16,432,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>6,798,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	特定財源	172,000,000円	<table border="0"> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>148,770,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>143,149,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,621,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>16,432,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>6,798,000円</td> </tr> </table>	使用料及び手数料	148,770,000円	<table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>143,149,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,621,000円</td> </tr> </table>	区営住宅使用料	143,149,000円	区営住宅共益費・雑収入等	5,621,000円		国庫支出金	16,432,000円	都支出金	6,798,000円																																															
	<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>172,000,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>148,770,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>143,149,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,621,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>16,432,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>6,798,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	特定財源	172,000,000円	<table border="0"> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>148,770,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>143,149,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,621,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>16,432,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>6,798,000円</td> </tr> </table>	使用料及び手数料	148,770,000円	<table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>143,149,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,621,000円</td> </tr> </table>	区営住宅使用料	143,149,000円	区営住宅共益費・雑収入等	5,621,000円		国庫支出金	16,432,000円	都支出金	6,798,000円																																																
	特定財源	172,000,000円																																																														
<table border="0"> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>148,770,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>143,149,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,621,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>16,432,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>6,798,000円</td> </tr> </table>	使用料及び手数料	148,770,000円	<table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>143,149,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,621,000円</td> </tr> </table>	区営住宅使用料	143,149,000円	区営住宅共益費・雑収入等	5,621,000円		国庫支出金	16,432,000円	都支出金	6,798,000円																																																				
使用料及び手数料	148,770,000円																																																															
<table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>143,149,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,621,000円</td> </tr> </table>	区営住宅使用料	143,149,000円	区営住宅共益費・雑収入等	5,621,000円																																																												
区営住宅使用料	143,149,000円																																																															
区営住宅共益費・雑収入等	5,621,000円																																																															
国庫支出金	16,432,000円																																																															
都支出金	6,798,000円																																																															
計	100,775,000																																																															
的 経 費	空き家対策等報酬	410,400	特別職非常勤職員 @11,400円 × 3人 × 12回 =	410,400円																																																												
	事業費報酬	315,250	@12,610円 × 25回 =	315,250円																																																												
	需用費	179,000	会議費	179,000円																																																												
	役務費	24,000	速記料	24,000円																																																												
	委託料	1,224,000	空き家相談事業委託	1,224,000円																																																												
			<table border="0"> <tr> <td>{ 特定財源（都支出金）</td> <td>500,000円 }</td> </tr> </table>	{ 特定財源（都支出金）	500,000円 }																																																											
{ 特定財源（都支出金）	500,000円 }																																																															
計	2,152,650																																																															
合	計	1,053,792,667																																																														



経費の種類		都市整備費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準	都市整備総務費	報酬	561,450	会計年度任用職員	@11,229円 × 50人 =	561,450円	
		給与費	312,148,457		@7,613,377円 × 41人 =	312,148,457円	
		職員手当等	1,687,560	時間外勤務手当	@2,870円 × 588時間 =	1,687,560円	
		旅費	57,743	普通旅費	@511円 × 113回 =	57,743円	
		需用費	114,000			114,000円	
		委託料	1,070,700	緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画策定			
						$10,707,000円 \times \frac{1}{10} =$	1,070,700円
		備品購入費 負担金補助 及び交付金	175,000 13,000,000	緑化助成経費			175,000円 13,000,000円
	計	328,814,910					
的 経	都市計画事務費	報酬	404,244	会計年度任用職員	@11,229円 × 36人 =	404,244円	
		職員手当等	378,840	時間外勤務手当	@2,870円 × 132時間 =	378,840円	
		報償費	405,000		@27,000円 × 15人 =	405,000円	
		旅費	142,874	費用弁償 普通旅費	@2,610円 × 52回 =	135,720円	
					@511円 × 14回 =	7,154円	
		需用費	2,758,000			2,758,000円	
		役務費	2,000	通信運搬費		2,000円	
		委託料	34,872,000	都市整備調査委託		21,084,000円	
		地区計画策定調査委託		13,788,000円			
	計	38,962,958		{ 特定財源（都支出金）	1,034,000円 }		
費	公有地拡大 推進法 施行事務費	報酬	179,664	会計年度任用職員	@11,229円 × 16人 =	179,664円	
		職員手当等	169,330	時間外勤務手当	@2,870円 × 59時間 =	169,330円	
		旅費	18,907	普通旅費	@511円 × 37回 =	18,907円	
		需用費	44,000			44,000円	
		役務費	17,000	通信運搬費		17,000円	
			計	428,901			

経費の種類		都市整備費		測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明					
基 準	都市計画審議会 運営費	報酬	684,000	特別職非常勤職員	@11,400円 × 20人 × 3回 =	684,000円		
		職員手当等	927,010	時間外勤務手当	@2,870円 × 323時間 =	927,010円		
		旅費	11,888	費用弁償 普通旅費	@2,600円 × 3回 =	7,800円		
					@511円 × 8回 =	4,088円		
		需用費	21,150	会議費 印刷製本費		15,860円		
						5,290円		
		役務費	113,144			113,144円		
		計	1,757,192					
		的 経	都市景観づくり 事業費	報酬	392,700	特別職非常勤職員	@11,900円 × 11人 × 3回 =	392,700円
				報償費	964,000		@24,100円 × 40回 =	964,000円
需用費	27,000			会議費		27,000円		
役務費	98,000			速記料		98,000円		
委託料	3,099,400			景観計画策定委託 景観教育・普及啓発関係業務委託	2,904,000円 × $\frac{1}{10}$ =	290,400円		
						2,809,000円		
計	4,581,100							
費	地籍調査事業費	需用費	2,049,000			2,049,000円		
		委託料	35,277,000	測量委託		35,277,000円		
		計	37,326,000					
	合 計	411,871,061						
特 定 財 源	国庫支出金	18,663,000	地籍調査費負担金		18,663,000円			
	都支出金	10,366,000	国土調査事業費補助金		9,332,000円			
			防災密集地域総合整備事業補助金 (地区計画策定調査委託)		1,034,000円			
	合 計	29,029,000						
	差引一般財源			382,842,061円				
	数 値			350,000人				
	単 位 費 用			1,094円				



経費の種類	道路橋りょう費		測定単位	道路面積				
事業区分	節名	経費	内容説明					
基 準 的	道路橋りょう	報酬	5,053,050	会計年度任用職員	@11,229円 × 450人 = 5,053,050円			
	総務費	給与費	373,055,473		@7,613,377円 × 49人 = 373,055,473円			
		職員手当等	9,077,810	時間外勤務手当	@2,870円 × 3,163時間 = 9,077,810円			
		旅費	1,139,530	普通旅費	@511円 × 2,230回 = 1,139,530円			
		需用費	計	6,969,000	燃料費	1,810,000円		
					消耗品費	861,000円		
					会議費	108,000円		
					印刷製本費	3,163,000円		
					修繕料	1,027,000円		
		役務費	1,098,580	通信運搬費	1,098,580円			
		委託料	5,769,000	道路管理システム保守委託	5,769,000円			
		使用料及び賃借料	計	5,156,000	道路管理センター端末機リース料	2,720,000円		
					道路管理システム使用料	2,436,000円		
		工事請負費	9,899,000	詰所経費	9,899,000円			
備品購入費	1,971,000	一般事務用等	1,971,000円					
負担金補助金及び交付金	5,507,000	道路管理センター運営費負担金等	5,507,000円					
計		424,695,443						
経 費	道路維持補修費	需用費	14,318,000	燃料費	5,049,000円			
				光熱水費	4,358,000円			
				電気料	水道料	1,984,000円		
					消耗品費	1,387,000円		
				印刷製本費	769,000円			
				修繕料	2,755,000円			
				委託料	227,956,000	道路維持補修、街路樹・植樹帯管理、排水ポンプ委託	227,956,000円	
				使用料及び賃借料	計	11,448,000	自動車借上	8,357,000円
							土木機器賃借料	3,091,000円
				工事請負費	計	125,028,000	道路維持工事	70,864,000円
土留その他雑工事	22,630,000円							
側溝しゅんせつ工事	8,660,000円							
側溝修繕工事	22,874,000円							
原材料費	31,002,000	碎石、砂利、洗砂類、セメント、乳剤類、U字溝、ターミックス、木材、その他	31,002,000円					
備品購入費	1,550,000	原付自転車、ベルトコンベアー、天幕その他工事用備品	1,550,000円					
計		411,302,000	特定財源（使用料及び手数料） 道路占用料	1,265,701,000円				

経費の種類	道路橋りょう費		測定単位	道路面積	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	公衆便所 維持管理費	需用費	5,795,000	光熱水費	5,603,000円
		計	27,656,000	電気料	209,000円
				水道料	5,394,000円
				消耗品費	161,000円
				修繕料	31,000円
役務費	19,343,000	清掃委託	19,343,000円		
工事請負費	2,518,000		2,518,000円		
準	細街路拡幅 事業費	需用費	120,000	パンフレット印刷	120,000円
		計	91,218,768	標準的総所要額	
				(1㎡当たり単価) (後退延長) @38,380円 × 2,760m × 0.86 = 91,098,768円	
的	私道整備助成金	工事請負費	32,452,200	路面舗装工事助成	
				標準的総所要額	
				(1㎡当たり単価) (助成面積) (補助率)	
				@13,500円 × 1,300㎡ × 0.9 = 15,795,000円	
				排水設備工事助成	
標準的総所要額					
(1㎡当たり単価) (助成面積) (補助率)					
@66,100円 × 300㎡ × 0.84 = 16,657,200円					
費	交通安全施設 維持補修費	需用費	255,000	修繕料	255,000円
		工事請負費	10,907,000	交通障害街路樹剪定	2,126,000円
				ガードパイプ維持工事	8,781,000円
		備品購入費	936,000	道路標識	468,000円
				規則標識	468,000円
計	12,098,000				

経費の種類	道路橋りょう費		測定単位	道路面積		
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	交通災害対策費	需用費	4,239,000	消耗品費	3,671,000円	
		委託料	1,573,000	印刷製本費	568,000円	
		使用料及び賃借料	99,000	交通安全教室の実施 @275,600円 × 5回 =	1,378,000円	
		負担金補助金及び交付金	3,064,200	交通安全区民のつどい会場運営等委託	195,000円	
		計	8,975,200	会場借上	99,000円	
準	道路清掃費	委託料	123,872,000	交通安全協会補助金 @1,021,400円 × 3団体 =	3,064,200円	
		計				
的	街路灯維持補修費	需用費	56,379,000	光熱水費	42,107,000円	
		工事請負費	LED灯 @2,129円 × 8,931基 =	19,014,000円	水銀灯 @6,365円 × 744基 =	4,736,000円
			蛍光灯 @2,129円 × 2,747基 =	5,848,000円	ナトリウム灯 @17,973円 × 696基 =	12,509,000円
			消耗品費	12,318,000円	修繕料	1,954,000円
			街路灯改築費 @145,000円 × 1,276基 =	185,020,000円	防犯灯設置助成 @112,000円 × 10基 =	1,120,000円
			防犯灯維持費助成 @5,100円 × 2,000基 =	10,200,000円		
		原材料費	879,000	工事用材料	879,000円	
		備品購入費	260,000	脚立、その他工具	260,000円	
			計	253,858,000		
		費	道路占用許可	報酬	538,992	会計年度任用職員 @11,229円 × 48人 =
取締事務費	需用費		36,000	一般需用費	36,000円	
	役務費		11,691	通信運搬費	11,691円	
	委託料		1,999,000	測量委託	1,999,000円	
	備品購入費		18,000		18,000円	
	計		2,603,683	{ 特定財源（使用料及び手数料） } { 道路占用料 15,411,000円 }		

経費の種類		道路橋りょう費		測定単位	道路面積								
事業区分	節名	経費	内容説明										
基準 的 経 費	道路認定事務費	需用費	63,000	一般需用費	63,000円								
		役務費	797,876	通信運搬費	797,876円								
		委託料	2,445,000	測量委託	2,445,000円								
		計	3,305,876										
	バリアフリー 計画策定経費	報償費	98,000	委員	$980,000円 \times \frac{1}{10}$	=	98,000円						
		委託料	1,530,000	基本構想策定委託	$15,300,000円 \times \frac{1}{10}$	=	1,530,000円						
		計	1,628,000	<table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">特定財源</td> <td style="text-align: right;">1,069,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">559,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">都支出金</td> <td style="text-align: right;">510,000円</td> </tr> </table>				特定財源	1,069,000円	国庫支出金	559,000円	都支出金	510,000円
	特定財源	1,069,000円											
	国庫支出金	559,000円											
	都支出金	510,000円											
合計		1,393,665,170											
特 定 財 源	使用料及び手数料	1,281,112,000	道路占用料	1,281,112,000円									
	国庫支出金	559,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	49,000円									
			社会資本整備総合交付金	510,000円									
	都支出金	510,000	東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金	510,000円									
合計		1,282,181,000											
差引一般財源		111,484,170円											
数値		2,322,000㎡											
単位費用		48円											

経費の種類	公園費	測定単位	公園面積	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	公園維持管理費	円		
	給与費	139,705,468	@7,613,377円 × 18.35人 = 139,705,468円	
	職員手当等	1,308,720	時間外勤務手当 @2,870円 × 456時間 = 1,308,720円	
	旅費	448,658	普通旅費 @511円 × 878回 = 448,658円	
	需用費	13,013,000	消耗品費	807,000円
			光熱水費	12,048,000円
			電気料	5,806,000円
			水道料	6,242,000円
			修繕料	158,000円
	役務費	49,538,540	園内芝生管理等	48,597,430円
			通信運搬費	941,110円
	委託料	132,999,050	清掃関係委託	129,077,050円
			遊具点検委託	3,922,000円
使用料及び賃借料	1,046,000	貨物自動車借上料	1,046,000円	
工事請負費	105,714,000	改良工事	98,089,000円	
		詰所経費	7,625,000円	
原材料費	1,505,000	砂利、セメント、木材、洗砂等	1,505,000円	
備品購入費	1,605,000		1,605,000円	
計	446,883,436	特定財源 (使用料及び手数料) 公園使用料 @1,473,400円 × 12月 = 17,680,800円 公園占用料 @1,188,100円 × 12月 = 14,257,200円		
費	公衆便所 維持管理費	4,724,000	光熱水費	2,840,000円
			電気料	102,000円
			水道料	2,738,000円
			消耗品費	1,884,000円
役務費	29,510,000	公衆便所清掃	29,510,000円	
工事請負費	756,000		756,000円	
計	34,990,000			
合計	481,873,436			
特定財源	使用料及び手数料	31,938,000	公園使用料 @1,473,400円 × 12月 = 17,680,800円	
			公園占用料 @1,188,100円 × 12月 = 14,257,200円	
合計	31,938,000			
差引一般財源		449,935,436円		
数値		300,000㎡		
単位費用		1,500円		

## 第7項 教育費

### I 教育費の概要

#### 第1 小学校費

##### 1 単位費用算定の概要

(1) 小学校費は、測定単位「児童数」、「学級数」及び「学校数」により、区立小学校及び義務教育学校（前期課程）にかかる次の経費を算定した。

ア 「児童数」を測定単位とするもの

児童数と相関度の高い学校運営費（教材費、光熱水費等）、児童検診費、就学援助費等

イ 「学級数」を測定単位とするもの

学級数と相関度の高い学校運営費（教材費、修繕費、ICT機器リース料等）、特別支援学級等運営費、外国人英語指導員報酬、「総合的な学習の時間」推進経費

ウ 「学校数」を測定単位とするもの

学校数と相関度の高い学校運営費（教材費、光熱水費、維持補修費、ICT機器リース料、学校警備・給食調理・用務委託料等）、学校職員費、学校医報酬、特別支援教育経費等

(2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりとした。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 (d ÷ a)
		円	円	円	円
児童数	22,950人	899,227,381	0	899,227,381	39,182
学級数	612学級	631,866,788	0	631,866,788	1,032,462
学校数	34校	3,579,506,223	0	3,579,506,223	105,279,595

##### 2 本年度改定内容

(1) 「児童数」を測定単位とするもの

- ・新たに学校給食の牛乳紙パックリサイクル回収に係る経費について、算定した。
- ・新たに授業目的公衆送信補償金について、算定した。
- ・防犯ブザーに係る経費について、算定の充実を図った。
- ・国の教育用コンピュータの運用保守経費に対する補助制度が創設された年度の翌年度末までに限り、教育用コンピュータの運用保守経費を算定した。
- ・35人学級への移行に伴う標準行政規模の改定を行い、改定にあたり単位費用に変更がないよう、標準区経費の引き下げを行った。（令和7年度までの段階的改定）
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

(2) 「学級数」を測定単位とするもの

- ・所要の単価改定等を行った。

(3) 「学校数」を測定単位とするもの

- ・新たに特別教室及び給食室に冷房設備を整備する経費について、算定した。
- ・新たに学校図書館システムに係る経費について、算定した。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

## 第2 中学校費

### 1 単位費用算定の概要

(1) 中学校費は、測定単位「生徒数」、「学級数」及び「学校数」により、区立中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）にかかる次の経費を算定した。

ア 「生徒数」を測定単位とするもの

生徒数と相関度の高い学校運営費（教材費、光熱水費等）、生徒検診費、就学援助費等

イ 「学級数」を測定単位とするもの

学級数と相関度の高い学校運営費（教材費、修繕費、ICT機器リース料等）、特別支援学級等運営費、外国人英語指導員報酬、「総合的な学習の時間」推進経費

ウ 「学校数」を測定単位とするもの

学校数と相関度の高い学校運営費（教材費、光熱水費、維持補修費、ICT機器リース料、学校警備・給食調理・用務委託料等）、学校職員費、学校医報酬、特別支援教育経費等

(2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりとした。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 (d ÷ a)
		円	円	円	円
生徒数	10,800人	464,969,041	8,456,918	456,512,123	42,270
学級数	270学級	419,852,802	0	419,852,802	1,555,010
学校数	18校	1,969,098,404	5,702,000	1,963,396,404	109,077,578

### 2 本年度改定内容

(1) 「生徒数」を測定単位とするもの

- ・新たに学校給食の牛乳紙パックリサイクル回収に係る経費について、算定した。
- ・新たに授業目的公衆送信補償金について、算定した。
- ・防犯ブザーに係る経費について、算定を廃止した。
- ・国の教育用コンピュータの運用保守経費に対する補助制度が創設された年度の翌年度末までに限り、教育用コンピュータの運用保守経費を算定した。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

(2) 「学級数」を測定単位とするもの

- ・所要の単価改定等を行った。

(3) 「学校数」を測定単位とするもの

- ・新たに特別教室及び給食室に冷房設備を整備する経費について、算定した。
- ・新たに学校図書館システムに係る経費について、算定した。
- ・新たに部活動指導員に係る経費について、算定した。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

### 第3 その他の教育費

#### 1 単位費用算定の概要

(1) その他の教育費は、測定単位「児童生徒数」、「幼稚園数」及び「人口」により、次の経費を算定した。

ア 「児童生徒数」を測定単位とするもの

教育委員会運営費、事務局運営費、教育研究所管理運営費等

イ 「幼稚園数」を測定単位とするもの

区立幼稚園の管理運営費

ウ 「人口」を測定単位とするもの

社会教育事業及び社会体育事業に要する経費

(2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりとした。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 (d ÷ a)
		円	円	円	円
児童生徒数	33,750人	950,483,649	12,934,000	937,549,649	27,779
幼稚園数	15箇所	795,979,059	288,000	795,691,059	53,046,071
人口	350,000人	3,071,829,676	820,828,200	2,251,001,476	6,431

#### 2 本年度改定内容

(1) 「児童生徒数」を測定単位とするもの

- ・35人学級への移行に伴う標準行政規模の改定を行い、改定にあたり単位費用に変更がないよう、標準区経費の引き下げを行った。（令和7年度までの段階的改定）

- ・その他、所要の単価改定等を行った。

(2) 「幼稚園数」を測定単位とするもの

- ・所要の単価改定等を行った。

(3) 「人口」を測定単位とするもの

- ・私立幼稚園施設型給付費について、算定の充実を図った。

- ・【態容補正】私立認定こども園施設型給付費に係る経費について、算定内容を見直した。

- ・その他、所要の単価改定等を行った。

## II 積算の内容

次頁より



経費の種類	小学校費	測定単位	児童数	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準	学校運営費	需用費	353,353,629	円
		電気料		23,627,300円
		ガス料		56,466,400円
		水道料		111,820,800円
		消耗品費		119,359,229円
		印刷製本費		40,241,300円
		防犯ブザー		1,838,600円
		役務費	2,155,600	洗濯代等 2,155,600円
		委託料	90,329,000	学校給食牛乳紙パックリサイクル回収事業費 5,928,000円 教育用コンピュータ運用保守経費 84,401,000円
		使用料及び賃借料	199,665,000	教育用コンピュータ整備費（22,950人分、5年リース） $@43,500円 \times 22,950人 \times \frac{1}{5} = 199,665,000円$
	備品購入費	1,012,200	1,012,200円	
	負担金補助及び交付金	3,012,372	授業目的公衆送信補償金 3,012,372円	
	計	649,527,801		
的	結核健康診断費	報償費	109,600	結核対策委員会委員謝礼 @27,400円 × 4回 = 109,600円
		需用費	137,700	結核検診問診票 @6円 × 22,950人 = 137,700円
		委託料	544,203	精密検査（直接撮影・喀痰・断層撮影） @7,887円 × 69人 = 544,203円
		計	791,503	
経 費	児童検診費	委託料	29,691,463	心臓検診 13,603,283円
		アンケート調査	@6円 × 22,950人 = 137,700円	
		一次検診（心音・心電図）		
		二次検診（精密検査）	@2,638円 × 3,990人 = 10,525,620円	
		腎臓検診	@11,713円 × 251人 = 2,939,963円	
		一次検診	@356円 × 22,950人 = 8,170,200円	
		二次検診	@357円 × 849人 = 303,093円	
		三次検診	@7,050円 × 121人 = 853,050円	
		脊柱側彎検診		4,408,837円
		一次検診	@1,010円 × 3,920人 = 3,959,200円	
		二次検診	@6,711円 × 67人 = 449,637円	
		検診器具滅菌委託		2,353,000円

経費の種類	小学校費	測定単位	児童数
事業区分	節名	経費	内容説明
基準的経費	要保護準要保護児童就学援助費	193,992,457	円 説明(1)参照 { 特定財源(国庫支出金) 113,450円 }
	特別支援学級就学奨励費	5,911,732	説明(2)参照 { 特定財源(国庫支出金) 2,955,865円 }
	日本スポーツ振興センター共済掛金	19,312,425	一般児童分 @935円 × 22,950人 × $\frac{9}{10}$ = 19,312,425円 { 特定財源(諸収入) 9,501,300円 }
	負担金補助及び交付金		
合計		899,227,381	
国庫支出金		3,069,315	{ 要保護準要保護児童就学援助費 113,450円 特別支援学級就学奨励費 2,955,865円
諸収入		9,501,300	日本スポーツ振興センター共済掛金(保護者負担分) @460円 × 22,950人 × $\frac{9}{10}$ = 9,501,300円
合計		12,570,615	
差引一般財源			886,656,766円
数値			22,950人
単位費用			38,634円

説明(1) 要保護準要保護児童就学援助費積算

項 目	歳 入		歳 出		差引一般財源 (b-a)
	国庫補助金 a	積 算 基 礎	所 要 額 b	積 算 基 礎	
	円	円 人	円	円 人	円
学 用 品 費	_____	_____	33,717,810	@15,690 × 2,149	33,717,810
新入学学用品費等	_____	_____	18,279,480	@51,060 × 358	18,279,480
通 学 用 品 費	_____	_____	5,713,290	@3,190 × 1,791	5,713,290
通 学 費	_____	_____	283,640	@40,520 × 7	283,640
修 学 旅 行 費	113,450	@22,690 × $\frac{1}{2}$ × 10	10,195,460	@26,620 × 383	10,082,010
校宿 外 泊 を 活 伴 わ 動 な 費 い	_____	_____	4,126,080	@1,920 × 2,149	7,387,460
			2,087,140	@5,830 × 358	
			1,009,560	@1,410 × 716	
			164,680	@460 × 358	
校宿 外 泊 を 活 伴 費 う	_____	_____	2,382,800	@7,400 × 322	5,077,940
			2,695,140	@8,370 × 322	
部 活 動 費	_____	_____	275,520	@240 × 1,148	275,520
卒業記念アルバム	_____	_____	4,213,000	@11,000 × 383	4,213,000
小 計	113,450		85,143,600		85,030,150
給 食 費	_____	_____	107,301,315	(低学年) @46,046 × 716 (中学年) @49,918 × 716 (高学年) @53,823 × 717	107,301,315
保 健 医 療 費	0	(要)@12,000 × $\frac{1}{2}$ × 0	25,927	(要)@25,927 × 1 (準)@43,669 × 0	25,927
日本スポーツ振興 センター共済掛金	_____	_____	1,521,615	(要)@45 × 146 (準)@705 × 2,149	1,521,615
小 計	0		108,848,857		108,848,857
合 計	113,450		193,992,457		193,879,007

説明(2) 特別支援学級就学奨励費積算

項目	歳入		歳出		差引一般財源 (b-a)
	国庫補助金 a	積算基礎	所要額 b	積算基礎	
	円	円	円	円 人	円
学校給食費	1,173,078	$@2,346,157 \times \frac{1}{2}$	2,346,157	(低学年) $@46,486 \times \frac{1}{2} \times 32$ (中学年) $@50,622 \times \frac{1}{2} \times 31$ (高学年) $@54,516 \times \frac{1}{2} \times 30$	1,173,079
通学費	1,271,655	$@2,543,310 \times \frac{1}{2}$	2,543,310	$@51,380 \times 38$ $@51,380 \times \frac{1}{2} \times 23$	1,271,655
交流学习交通費	11,025	$@22,050 \times \frac{1}{2}$	22,050	$@1,050 \times 17$ $@1,050 \times \frac{1}{2} \times 8$	11,025
修学旅行費	10,790	$@21,580 \times \frac{1}{2}$	21,580	$@21,580 \times \frac{1}{2} \times 2$	10,790
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	32,000	$@64,000 \times \frac{1}{2}$	64,000	$@1,600 \times \frac{1}{2} \times 80$	32,000
校外活動費(宿泊を伴うもの)	14,760	$@29,520 \times \frac{1}{2}$	29,520	$@3,690 \times \frac{1}{2} \times 16$	14,760
学用品費	276,450	$@552,900 \times \frac{1}{2}$	552,900	$@11,640 \times \frac{1}{2} \times 95$	276,450
新入学用品費	166,107	$@332,215 \times \frac{1}{2}$	332,215	$@51,110 \times \frac{1}{2} \times 13$	166,108
合計	2,955,865		5,911,732		2,955,867

〈経〉 教育費 小学校費（学級数）

経費の種類	小学校費		測定単位	学級数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	学校運営費	報酬	37,263,528	会計年度任用職員（事務補助等）	37,263,528円
		需用費	213,666,000	消耗品費	207,091,900円
				印刷製本費	1,077,900円
				修繕料	5,496,200円
		役務費	12,274,700	洗濯代等	12,274,700円
		委託料	3,304,700	ピアノ調律等	3,304,700円
		使用料及び 賃借料	163,777,000	普通教室冷房設備	125,398,800円
				電源キャビネット	@41,200円 × 612学級 = 25,214,400円
				大型提示装置	@44,100円 × 244学級 = 10,760,400円
		備品購入費	113,945,700	実物投影機	@19,700円 × 122学級 = 2,403,400円
一般備品	113,945,700円				
計	544,231,628				
経 費	特別支援学級等 需用費	6,028,080	特別支援教室消耗品費等	6,028,080円	
	運営費 備品購入費	1,508,500	特別支援学級の新增設	1,115,600円	
			日本語学級運営	392,900円	
計	7,536,580				
費	外国人 英語指導員報酬	76,019,580	会計年度任用職員（外国人英語指導員報酬） @5,733円 × 40時間 × 6学級 × 34校 = 46,781,280円 (5、6年) @5,733円 × 25時間 × 6学級 × 34校 = 29,238,300円 (3、4年)		
	「総合的な 学習の時間」 推進経費	4,079,000	講師等謝礼 @6,118,500 × 4/6学年 = 4,079,000円		
	合計	631,866,788			
特定財源					
合計		0			
差引一般財源			631,866,788円		
数値			612学級		
単位費用			1,032,462円		

経費の種類	小学校費		測定単位	学校数						
事業区分	節名	経費	内容説明							
基 準 的 経 費	学校運営費	円								
		共済費	3,928,300	雇用保険料等	3,928,300円					
		報償費	2,004,900	教職員研修等	2,004,900円					
		交際費	2,448,000	渉外費等	2,448,000円					
	需用費	399,682,700		電気料	32,024,800円					
				ガス料	48,917,600円					
				水道料	166,148,600円					
				消耗品費	140,373,600円					
				会議費	4,900,300円					
				印刷製本費	6,898,900円					
				防犯器具購入費	418,900円					
				役務費	42,355,500		通信運搬費	10,356,200円		
							インターネット接続経費	9,303,000円		
							その他	22,696,300円		
				委託料	1,200,426,700		消防安全等設備保守点検	14,513,800円		
							学童擁護委託（34校）	82,307,200円		
給食調理委託（29校）	709,096,400円									
警備委託（33校）	42,101,400円									
用務委託（14校）	155,481,200円									
その他	33,541,700円									
非常通報装置保守委託	1,069,400円									
防犯カメラ保守委託	5,623,600円									
<table border="0"> <tr> <td>{</td> <td>学校内</td> <td>2,811,800円</td> </tr> <tr> <td>{</td> <td>通学路</td> <td>2,811,800円</td> </tr> </table>	{	学校内	2,811,800円				{	通学路	2,811,800円	
{	学校内	2,811,800円								
{	通学路	2,811,800円								
校務システム等整備費（運用経費）	127,680,000円									
調理従事者ノロウイルス検査委託	877,000円									
ICT支援委託（34校/4校）	28,135,000円									
使用料及び借料	460,523,980		教員用コンピュータ整備費（714台分）	52,407,600円						
			自動車借上等	51,348,900円						
			インターホン整備費	6,983,300円						
			屋内運動場空調設備整備費（34校分 保守経費含む）	103,802,000円						
			特別教室等空調設備整備費（34校分 保守経費含む）	227,834,000円						
			大型提示装置（特別教室） @44,100円 × 204台 =	8,996,400円						
			実物投影機（特別教室） @19,700円 × 204台 =	4,018,800円						
学校図書館システム経費（保守経費含む）	5,132,980円									
工事請負費	194,165,900	維持補修費	194,165,900円							

経費の種類	小学校費		測定単位	学校数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 費	〔学校運営費〕	備品購入費	円 172,304,600	備品等	172,304,600円
		負担金補助 及び交付金	4,250,100		4,250,100円
		計	2,482,090,680		
	学校職員費	報酬	288,238,700	会計年度任用職員	
				調理補助 @11,132円 × 29.8日 × 5校 = 1,658,670円	
				心身障害児介助員 @11,118円 × 延9,360人 = 104,064,480円	
				スクールカウンセラー @7,150円 × 280時間 × 17校 = 34,034,000円	
				少人数指導 @3,748円 × 1,155時間 × 25校 = 108,223,500円	
				学校司書 @1,667円 × 1,050時間 × 23校 = 40,258,050円	
		給与費	662,363,799	@7,613,377円 × 87人 =	662,363,799円
	職員手当等	7,859,620	時間外勤務手当	7,708,820円	
			一般事務・調理・用務		
			@2,870円 × 77時間 × 34校 =	7,513,660円	
			警備員 @2,870円 × 2時間 × 34校 =	195,160円	
			休日給手当 警備	150,800円	
	旅費	1,233,554	普通旅費 (近接地内)	1,233,554円	
			一般事務・用務 @511円 × 59回 × 34校 =	1,025,066円	
			調理・警備 @511円 × 12回 × 34校 =	208,488円	
	計	959,695,673			
経 費	学校医報酬	報酬	80,733,600	特別職非常勤職員 (学校医)	
				@196,400円 × 12月 × 34校 = 80,131,200円	
			内科医 (月額)	43,100円	
			眼科医 (月額)	43,100円	
			歯科医 (月額)	43,100円	
			耳鼻咽喉科医 (月額)	43,100円	
			薬剤師 (月額)	24,000円	
			精神科医報酬 @50,200円 × 1人 × 12月 =	602,400円	
就 学 時 健 康 診 断 費	報酬	449,160	会計年度任用職員 (事務補助)		
			@11,229円 × 4人 × 10日 =	449,160円	
	報償費	3,780,800	医師謝礼 @27,800円 × 136人 =	3,780,800円	
	需用費	141,900	印刷製本費	141,900円	
	役務費	320,900	通信運搬費	320,900円	
	計	4,692,760			

経費の種類	小学校費		測定単位	学校数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	夏休み期間 プール指導員	報償費	円 3,985,200	プール指導員謝礼 @4,920円 × 延27人 × 30校 = 3,985,200円
		特別支援 教育経費	報酬 2,720,000	会計年度任用職員(巡回指導) @3,795円 × 385時間 × 34校 = 49,676,550円 巡回相談員謝礼 @20,000円 × 4回 × 34校 = 2,720,000円
		計	52,396,550	
	学校評価	需用費	376,720	消耗品費 @11,080円 × 34校 = 376,720円
	事業費	役員費	227,800	通信運搬費 @6,700円 × 34校 = 227,800円
		計	604,520	
	合	計	3,584,198,983	
特 定 財 源				
	合		計	0
	差引一般財源			3,584,198,983円
	数		値	34校
単		位	費用	105,417,617円



経費の種類	中学校費		測定単位	生徒数				
事業区分	節名	経費	内容説明					
基 準	学校運営費	需用費	116,665,200	円				
		委託料	50,494,600	電気料	4,126,400円			
				ガス料	31,955,500円			
				水道料	3,227,800円			
				消耗品費	64,517,300円			
				印刷製本費	12,838,200円			
		使用料及び賃借料	93,960,000	学校給食牛乳紙パックリサイクル回収事業費	2,789,600円			
				教育用コンピュータ運用保守経費	47,705,000円			
		備品購入費 負担金補助及び交付金	42,800 2,119,890	教育用コンピュータ整備費 (10,800人分、5年リース) @43,500円 × 10,800人 × $\frac{1}{5}$ =	93,960,000円			
				授業目的公衆送信補償金	42,800円 2,119,890円			
計	263,282,490							
的	結核健康診断費	需用費	64,800	結核検診問診票 @6円 × 10,800人 = 64,800円				
		委託料	173,514	精密検査 (直接撮影・喀痰・断層撮影) @7,887円 × 22人 = 173,514円				
		計	238,314					
経 費	生徒検診費	委託料	22,124,020	心臓検診	11,376,270円			
				アンケート調査 @6円 × 10,800人 = 64,800円	一次検診 (心音・心電図) @2,638円 × 3,613人 = 9,531,094円			
						二次検診 @11,713円 × 152人 = 1,780,376円		
				腎臓検診	4,389,450円			
				一次検診 @356円 × 10,800人 = 3,844,800円	二次検診 @357円 × 400人 = 142,800円	三次検診 @7,050円 × 57人 = 401,850円		
							脊柱側彎検診	5,291,300円
							一次検診 @1,010円 × 3,910人 = 3,949,100円	二次検診 @6,711円 × 200人 = 1,342,200円
				検診器具滅菌委託	1,067,000円			
				要保護準要保護	扶助費	157,211,499	説明(3) 参照	
				生徒就学援助費			{ 特定財源 (国庫支出金) 365,460円 }	
特別支援学級	扶助費	7,240,518	説明(4) 参照					
就学奨励費			{ 特定財源 (国庫支出金) 3,620,258円 }					

経費の種類	中学校費		測定単位	生徒数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基準的経費	日本スポーツ振興センター共済掛金	負担金補助及び交付金	円 9,088,200	一般生徒分 @935円 × 10,800人 × $\frac{9}{10}$ = 9,088,200円 { 特定財源（諸収入） 4,471,200円 }
	部活動大会参加費等助成経費	負担金補助及び交付金	5,784,000	部活動助成 5,784,000円
合計		464,969,041		
特定財源	国庫支出金		3,985,718	{ 要保護準要保護生徒就学援助費 365,460円 特別支援学級就学奨励費 3,620,258円
	諸収入		4,471,200	日本スポーツ振興センター共済掛金（保護者負担分） @460円 × 10,800人 × $\frac{9}{10}$ = 4,471,200円
合計		8,456,918		
差引一般財源		456,512,123円		
数値		10,800人		
単位費用		42,270円		

説明(3) 要保護準要保護生徒就学援助費積算

項 目	歳 入		歳 出		差引一般財源 (b-a)
	国庫補助金 a	積 算 基 礎	所 要 額 b	積 算 基 礎	
	円	円 人	円	円 人	円
学 用 品 費	————	————	30,419,550	@30,450 × 992 (夜)@30,450 × 7	30,419,550
体 育 実 技 用 具 費	————	————	275,100	@7,860 × 35	275,100
新入学学用品費等	————	————	19,860,000	@60,000 × 331	19,860,000
通 学 用 品 費	————	————	2,637,360	@3,960 × 661 (夜)@3,960 × 5	2,637,360
通 学 費	————	————	1,064,050	@81,850 × 6 (夜)@81,850 × 7	1,064,050
修 学 旅 行 費	365,460	@60,910 × $\frac{1}{2}$ × 12	26,614,240	@73,520 × 360 (夜)@73,520 × 2	26,248,780
校宿 泊 外 を 活 伴 わ 動 な 費 い	————	————	3,086,910	@3,090 × 992 (夜)@3,090 × 7	6,516,810
			2,414,250	@7,250 × 331 (夜)@7,250 × 2	
			829,170	@2,490 × 331 (夜)@2,490 × 2	
			186,480	@560 × 331 (夜)@560 × 2	
校宿 外 泊 活 を 動 伴 費 う	————	————	2,376,990	@10,290 × 231	4,141,150
			1,764,160	@11,840 × 149	
部 活 動 費	————	————	1,337,010	@1,230 × 1,080 (夜)@1,230 × 7	1,337,010
卒 業 記 念 ア ル バ ム	————	————	3,185,600	@8,800 × 360 (夜)@8,800 × 2	3,185,600
小 計	365,460		96,050,870		95,685,410
給 食 費	————	————	60,431,382	@60,478 × 992 (夜)@62,458 × 7	60,431,382
保 健 医 療 費	————	————	25,927	(要)@25,927 × 1 (準)@43,669 × 0	25,927
日 本 ス ポ ー ツ 振 興 セ ン タ ー 共 済 掛 金	————	————	703,320	(要)@45 × 88 (準)@705 × 992	703,320
小 計	0		61,160,629		61,160,629
合 計	365,460		157,211,499		156,846,039

説明(4) 特別支援学級就学奨励費積算

項目	歳入		歳出		差引一般財源 (b-a)
	国庫補助金 a	積算基礎	所要額 b	積算基礎	
	円	円	円	円	円
学校給食費	901,299	@1,802,598 × $\frac{1}{2}$	1,802,598	@61,105 × $\frac{1}{2}$ × 59	901,299
通学費	1,851,457	@3,702,915 × $\frac{1}{2}$	3,702,915	@91,430 × 34 @91,430 × $\frac{1}{2}$ × 13	1,851,458
職場実習交通費	5,590	@11,180 × $\frac{1}{2}$	11,180	@1,720 × 6 @1,720 × $\frac{1}{2}$ × 1	5,590
交流学习交通費	12,560	@25,120 × $\frac{1}{2}$	25,120	@1,570 × 15 @1,570 × $\frac{1}{2}$ × 2	12,560
修学旅行費	202,020	@404,040 × $\frac{1}{2}$	404,040	@57,720 × $\frac{1}{2}$ × 14	202,020
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	27,720	@55,440 × $\frac{1}{2}$	55,440	@2,310 × $\frac{1}{2}$ × 48	27,720
校外活動費(宿泊を伴うもの)	23,287	@46,575 × $\frac{1}{2}$	46,575	@6,210 × $\frac{1}{2}$ × 15	23,288
学用品費	335,415	@670,830 × $\frac{1}{2}$	670,830	@22,740 × $\frac{1}{2}$ × 59	335,415
新入学用品費	260,910	@521,820 × $\frac{1}{2}$	521,820	@57,980 × $\frac{1}{2}$ × 18	260,910
合計	3,620,258		7,240,518		3,620,260

〈経〉 教育費 中学校費（学級数）

経費の種類	中学校費		測定単位	学級数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	学校運営費	報酬	29,966,772	事務補助等	29,966,772円
		需用費	179,572,200	水道料	55,967,200円
				消耗品費	119,512,600円
				印刷製本費	312,100円
				修繕料	3,780,300円
		役務費	5,368,800	洗濯代等	5,368,800円
		委託料	3,271,200	ピアノ調律等	3,271,200円
		使用料及び賃借料	71,209,800	普通教室冷房設備	55,323,000円
				電源キャビネット @41,200円 × 270学級 =	11,124,000円
				大型提示装置 @44,100円 × 108学級 =	4,762,800円
	備品購入費	77,771,200	一般備品	77,771,200円	
	計	367,159,972			
経 費	特別支援学級等	需用費	4,067,280	特別支援教室消耗品費等	4,067,280円
	運営費	備品購入費	1,629,000	特別支援学級の新增設	641,100円
				日本語学級運営	392,900円
				夜間学級運営	595,000円
	計	5,696,280			
	外国人英語指導員報酬	報酬	43,120,350	会計年度任用職員（外国人英語指導員報酬） 年間 159,705円 × 15学級 × 18校 =	43,120,350円
	「総合的な学習の時間」推進経費	報償費	3,876,200	講師等謝礼	3,876,200円
	合計		419,852,802		
特定財源					
	合計		0		
	差引一般財源			419,852,802円	
	数値			270学級	
	単位費用			1,555,010円	

経費の種類		中学校費		測定単位	学校数		
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 経 費	学校運営費	報酬	31,273,551	円 会計年度任用職員（事務専門員） $\textcircled{3,474,839\text{円}} \times 9\text{人} = 31,273,551\text{円}$			
		共済費	2,079,800	雇用保険料等 2,079,800円			
		報償費	19,611,300	部活動講師謝礼等 19,611,300円			
		交際費	1,512,000	渉外費等 1,512,000円			
		需用費	301,874,100	電気料 37,707,900円 ガス料 35,373,800円 水道料 136,283,300円 消耗品費 85,790,500円 会議費 2,516,200円 印刷製本費 3,980,600円 防犯器具購入費 221,800円			
		役務費	22,967,700	通信運搬費 5,169,600円 インターネット接続経費 4,897,000円 その他 12,901,100円			
		委託料	604,701,000	消防安全等設備保守点検 7,428,300円 給食調理委託（17校） 415,677,200円 警備委託（17校） 21,688,600円 用務委託（7校） 51,826,600円 その他 23,089,400円 非常通報装置保守委託 565,900円 防犯カメラ保守委託 1,488,000円 校務システム等整備費（運用経費） 67,700,000円 調理従事者ノロウイルス検査委託 342,000円 ICT支援委託（18校/4校） 14,895,000円			
		使用料及び借料	278,720,160	教員用コンピュータ整備費（378台分） 27,745,200円 自動車借上等 28,063,800円 インターホン整備費 3,696,900円 屋内運動場空調設備整備費（18校分 保守経費含む） 51,480,000円 特別教室等空調設備整備費（18校分 保守経費含む） 160,254,000円 大型提示装置（特別教室） $\textcircled{44,100\text{円}} \times 108\text{台} = 4,762,800\text{円}$ 学校図書館システム経費（保守経費含む） 2,717,460円			
		工事請負費	114,108,500	維持補修費 114,108,500円			
		備品購入費	144,852,500	備品等 144,852,500円			
		負担金補助及び交付金	3,196,500	3,196,500円			
		計	1,524,897,111				

経費の種類	中学校費	測定単位	学校数	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準	学校職員費	報酬	118,159,990	円 会計年度任用職員 調理補助 @11,132円 × 27.5日 × 1校 = 306,130円 心身障害児介助員 @11,118円 × 延2,880人 = 32,019,840円 少人数指導 @3,748円 × 1,155時間 × 13校 = 56,276,220円 学校司書 @1,667円 × 1,050時間 × 12校 = 21,004,200円 部活動指導員 @1,600円 × 297時間 × 18校 = 8,553,600円
		給与費	251,241,441	@7,613,377円 × 33人 = 251,241,441円
		職員手当等	2,746,660	時間外勤務手当 2,634,660円
				一般事務・調理・用務 @2,870円 × 47時間 × 18校 = 2,428,020円
				警備員 @2,870円 × 4時間 × 18校 = 206,640円
				休日給手当 警備 112,000円
		旅費	496,692	普通旅費（近接地内） 496,692円
				一般事務・用務 @511円 × 48回 × 18校 = 441,504円
				調理・警備 @511円 × 6回 × 18校 = 55,188円
		計	372,644,783	{ 特定財源（都支出金） 5,702,000円 }
的 経 費	学校医報酬	報酬	43,024,800	特別職非常勤職員（学校医） @196,400円 × 12月 × 18校 = 42,422,400円 内科医（月額） 43,100円 眼科医（月額） 43,100円 歯科医（月額） 43,100円 耳鼻咽喉科医（月額） 43,100円 薬剤師（月額） 24,000円 精神科医報酬 @50,200円 × 1人 × 12月 = 602,400円
	夏休み期間 プール指導員	報償費	472,320	プール指導員謝礼 @4,920円 × 延8人 × 12校 = 472,320円
	特別支援 教育経費	報酬	26,299,350	会計年度任用職員（巡回指導） @3,795円 × 385時間 × 18校 = 26,299,350円
		報償費	1,440,000	巡回相談員謝礼 @20,000円 × 4回 × 18校 = 1,440,000円
	計	27,739,350		

経費の種類		中学校費		測定単位	学校数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	学校評価需用費	199,440	円	消耗品費	@11,080円 × 18校 = 199,440円
	事業費	120,600		通信運搬費	@6,700円 × 18校 = 120,600円
	計	320,040			
	合計	1,969,098,404			
特定財源	都支出金	5,702,000		部活動指導員配置経費補助	$8,553,600円 \times \frac{2}{3} = 5,702,000円$
	合計	5,702,000			
差引一般財源		1,963,396,404円			
数値		18校			
単位費用		109,077,578円			



経費の種類	その他の教育費		測定単位	児童生徒数		
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	教育委員会 運営費	報酬	11,582,400	特別職非常勤職員（委員） @241,300円 × 4人 × 12月 = 11,582,400円		
		旅費	1,107,900	費用弁償 1,107,900円		
		交際費	396,800	委員交際費 396,800円		
		需用費	456,600	消耗品費 173,700円		
				会議費 100,600円		
				印刷製本費 182,300円		
		負担金補助 及び交付金	84,000	委員会関係分担金 84,000円		
		計	13,627,700			
		準	事務局運営費	報酬	2,863,395	会計年度任用職員（事務補助） @11,229円 × 255人 = 2,863,395円
				給与費	600,162,509	@7,613,377円 × 78.83人 = 600,162,509円
職員手当等	4,465,720			時間外勤務手当 @2,870円 × 1,556時間 = 4,465,720円		
報償費	134,800			学識経験者 @26,960円 × 5人 = 134,800円		
旅費	1,753,103			近接地内 @511円 × 1,873回 = 957,103円		
				近接地外 @39,800円 × 20人 = 796,000円		
需用費	2,445,936			消耗品費 1,116,336円		
				会議費 171,100円		
				印刷製本費 945,200円		
				修繕料 213,300円		
的	事務局運営費	役務費	351,200	通信運搬費 351,200円		
		使用料及び 賃借料	117,000	自動車、会場、器材使用料 117,000円		
		備品購入費	391,600	図書費 215,400円		
				事務用備品 176,200円		
		負担金補助 及び交付金	80,400	事務局関係分担金 80,400円		
		計	612,765,663			
		費	教科書無償 給与事務費	報酬	123,519	会計年度任用職員（事務補助） @11,229円 × 11人 = 123,519円
				職員手当等	195,160	時間外勤務手当 @2,870円 × 68時間 = 195,160円
				旅費	4,599	近接地内 @511円 × 9回 = 4,599円
				需用費	53,700	印刷製本費 53,700円
役務費	40,900			通信費 40,900円		
計	417,878					

経費の種類	その他の教育費		測定単位	児童生徒数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	教育相談事業費	報酬	83,365,164	円 会計年度任用職員（いじめ・教育相談員） $@274,560円 \times 13人 \times 12月 = 42,831,360円$ 会計年度任用職員（適応指導教室指導員） $@259,131円 \times 7人 \times 12月 = 21,767,004円$ 会計年度任用職員（スクールソーシャルワーカー） $@260,650円 \times 6人 \times 12月 = 18,766,800円$	
		報償費	934,440	いじめ・教育相談員関係謝礼 $@5,990円 \times 13人 \times 12月 = 934,440円$	
		需用費	3,423,100	消耗品費 87,700円 印刷製本費 307,900円 適応指導教室関係需用費 3,027,500円 電気料 383,100円 ガス料 195,300円 水道料 155,600円 教材費 1,166,300円 消耗品費 338,100円 印刷製本費 789,100円	
		委託料	7,789,840	教育心理検査 7,789,840円	
		備品購入費	469,100	図書費 36,200円 教育相談備品 50,400円 適応指導教室備品 382,500円	
		計	95,981,644	特定財源（都支出金） $18,766,800 \times \frac{1}{2} = 9,383,000円$	
		就学支援委員会活動費	報酬	9,154,800	特別職非常勤職員 委員 $@10,800円 \times 延33人 = 356,400円$ 相談員 $@187,200円 \times 延47人 = 8,798,400円$
			報償費	604,800	医師等 $@21,600円 \times 延28人 = 604,800円$
			需用費	274,000	消耗品費 274,000円
			計	10,033,600	
費	奨学資金貸付事業費	報酬	95,840	特別職非常勤職員（奨学資金運営委員） $@5,990円 \times 4人 \times 4回 = 95,840円$	
		需用費	74,100	消耗品費 74,100円	

経費の種類	その他の教育費		測定単位	児童生徒数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	〔奨学資金〕 貸付事業費	役員費	20,400	通信運搬費	20,400円
		貸付金	3,401,800	奨学資金貸付金	3,401,800円
				{ 特定財源（諸収入）	1,275,000円 }
		計	3,592,140		
	校外施設管理費	報酬	1,821,094	会計年度任用職員（賄、清掃）	1,821,094円
		給与費	4,568,026	@7,613,377円 × 0.6人 × 1所 =	4,568,026円
		報償費	1,331,430	管理人謝礼	1,331,430円
		旅費	99,030	連絡旅費	99,030円
		需用費	6,524,530	燃料費	1,077,900円
				電気料	2,410,810円
				ガス料	353,350円
				水道料	968,000円
				消耗品費	926,570円
				印刷製本費	63,020円
				修繕料	724,880円
役員費	861,370	{ 通信運搬費	402,290円		
		{ 洗濯代等	459,080円		
委託料	63,280,040	機械設備保守委託	1,562,740円		
		清掃委託	5,773,030円		
		警備委託	1,021,910円		
		管理運営委託（1所）	14,592,930円		
		指定管理委託（1所）	40,329,430円		
使用料及び賃借料	1,679,830	自動車借上料	1,679,830円		
工事請負費	2,799,400	維持補修費	1,042,370円		
		設備整備費	1,757,030円		
備品購入費	564,140		564,140円		
計	83,528,890				
科学教育 センター運営費	報償費	814,960	指導講師謝礼 @12,000円 × 8人 × 2所 =	192,000円	
			研究指導員謝礼 @5,990円 × 52人 × 2回 =	622,960円	
	需用費	479,600	消耗品費 @115,600円 × 2所 =	231,200円	
			印刷製本費 @124,200円 × 2所 =	248,400円	
	備品購入費	208,600	図書費 @46,600円 × 2所 =	93,200円	
教材備品 @57,700円 × 2所 =			115,400円		
計	1,503,160				

経費の種類	その他の教育費		測定単位	児童生徒数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基	音楽鑑賞教室	役務費	69,800	ピアノ調律等 @34,900円 × 2回 = 69,800円
		需用費	126,000	プログラム印刷等 @18円 × 3,500部 × 2回 = 126,000円
		委託料	2,920,200	出演料 @1,460,100円 × 2回 = 2,920,200円
		使用料及び貸借料	273,200	会場使用料 @136,600円 × 2回 = 273,200円
		計	3,389,200	
準	教育研究所	給与費	29,692,170	@7,613,377円 × 3.9人 = 29,692,170円
	管理運営費	職員手当等	246,820	時間外勤務手当 @2,870円 × 86時間 = 246,820円
		旅費	94,477	{ 近接地内 @511円 × 107回 = 54,677円 近接地外 @39,800円 × 1人 = 39,800円
	需用費	3,278,200	燃料費	406,900円
			電気料	675,300円
			ガス料	953,300円
			水道料	607,200円
			消耗品費	273,600円
	印刷製本費	361,900円		
	役務費	509,200	通信運搬費	431,800円
保険料			77,400円	
委託料	6,848,500	清掃委託	4,262,400円	
		機械設備保守委託	147,800円	
		その他	2,438,300円	
工事請負費	1,563,700	維持補修費	1,563,700円	
備品購入費	396,100	研究用備品	396,100円	
計	42,629,167			
費	教育研究奨励費	旅費	1,432,800	近接地外 @39,800円 × 36人 = 1,432,800円
		負担金補助及び交付金	1,492,400	調査研究活動奨励補助 @28,700円 × 52校 = 1,492,400円
	計	2,925,200		
的	教職員研修費	報償費	3,034,500	校長・教頭研修講師謝礼 @25,500円 × 5回 = 127,500円
				教員研修講師謝礼 @25,500円 × 113回 = 2,881,500円
				学校職員研修講師謝礼 @25,500円 × 1回 = 25,500円
旅費	161,538	研修受講旅費 @494円 × 延327人 = 161,538円		

経費の種類	その他の教育費		測定単位	児童生徒数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	〔教職員研修費〕	需用費	283,800	消耗品費	283,800円
		計	3,479,838		
	教育指導費	報償費	850,300	指導研究員謝礼	850,300円
		旅費	555,388	日額旅費 @511円 × 4人 × 77日 = 157,388円 近接地外 @39,800円 × 4人 = 159,200円 近接地外(修学旅行・移動教室) @39,800円 × 6人 = 238,800円	
		需用費	1,008,100	消耗品費 313,900円 印刷製本費(研究誌・手引き) 694,200円	
		役務費	49,000	通信運搬費 49,000円	
		備品購入費	182,800	図書費 68,500円 指導用備品 114,300円	
		計	2,645,588		
	的	教職員報酬	1,296,000	特別職非常勤職員(産業医) @108,000円 × 12月 = 1,296,000円	
		健康管理費委託料	35,511,810	検診委託料 @17,063円 × 1,945人 = 33,187,535円 ストレスチェック調査 @1,195円 × 1,945人 = 2,324,275円	
計		36,807,810			
的	幼稚園教職員	職員手当等	169,330	時間外勤務手当 @2,870円 × 59時間 = 169,330円	
	人事事務	需用費	20,000	各種届出用紙等印刷費 20,000円	
		旅費	1,533	近接地内 @511円 × 3回 = 1,533円	
計	190,863				
費	特別区人事・厚生事務組合分担金	負担金補助及び交付金	1,992,000	組合教育委員会共同処理分担金 1,992,000円	
	教育課程及び教科書採択事務	報酬	4,368,081	会計年度任用職員(事務補助) @11,229円 × 389人 = 4,368,081円	
		給与費	7,613,377	@7,613,377円 × 1人 = 7,613,377円	
		報償費	249,300	教科書選定委員会委員・調査員謝礼 @498,600円 × 1/2 = 249,300円	
		需用費	89,400	教科書調査用図書費 22,900円 教科書採択・教育課程届出用紙印刷費 66,500円	
計	12,320,158				
特別支援教育経費	報償費	800,000	専門チーム委員謝礼 @20,000円 × 4人 × 10回 = 800,000円		

経費の種類	その他の教育費		測定単位	児童生徒数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基準		円		
	日本語適応指導事業費	報酬費 11,997,170 需用費 155,000 計 12,152,170	指導員謝礼 @2,710円 × 延4,427時間 = 教材費	11,997,170円 155,000円
	校庭芝生委託料	9,106,160	専門的維持管理作業経費 ②2,276,540円 × 4校 = { 特定財源(都支出金) @2,276,540円 × $\frac{1}{2}$ × 2校 = 2,276,000円 }	9,106,160円
	いじめ問題対策委員会等経費	報酬 465,740 需用費 3,080 役務費 126,000 計 594,820	委員 @16,060円 × 延29人 = 消耗品費 通信運搬費	465,740円 3,080円 126,000円
合計		950,483,649		
特定財源	都支出金	11,659,000	スクールソーシャルワーカー活用事業補助金	9,383,000円
	諸収入	1,275,000	公立学校運動場芝生化維持管理経費補助金 奨学資金貸付金返還金	2,276,000円 1,275,000円
	合計	12,934,000		
差引一般財源		937,549,649円		
数値		33,750人		
単位費用		27,779円		

経費の種類	その他の教育費		測定単位	幼稚園数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	区立幼稚園 管理運営費	報酬	208,364,490	特別職非常勤職員（園医） @111,200円 × 12月 × 15箇所 = 20,016,000円 内科医 月額 24,400円 眼科医 月額 24,400円 歯科医 月額 24,400円 耳鼻咽喉科医 月額 24,400円 薬剤師 月額 13,600円 臨時的任用職員 @8,580円 × 100日 × 5人 = 4,290,000円 会計年度任用職員（心身障害幼児介助員） @11,118円 × 延16,555人 = 184,058,490円
		給与費	439,672,522	@7,613,377円 × 57.75人 = 439,672,522円
		職員手当等	16,338,292	教職調整額等 14,328,592円 教員 @276,881円 × 51.75人 = 14,328,592円 義務教育等教員特別手当 @2,900円 × 57.75人 × 12月 = 2,009,700円
		旅費	871,755	近接地内 @511円 × 15箇所 × 67日 = 513,555円 近接地外 @39,800円 × 9人 = 358,200円
		需用費	42,885,900	燃料費 407,100円 電気料 7,728,400円 ガス料 2,673,600円 水道料 7,735,700円 消耗品費（防犯器具購入費含む） 7,991,300円 教材費 10,046,400円 印刷製本費 1,102,300円 修繕料 5,201,100円
		役務費	8,673,400	通信運搬費 2,723,000円 洗濯代等 5,950,400円
		委託料	62,028,100	機械設備保守委託 4,808,300円 清掃委託 1,359,100円 教員健康管理委託 329,200円 用務委託 55,531,500円
		使用料及び賃借料	3,080,900	インターホン整備費 3,080,900円
		工事請負費	9,015,400	維持補修費 9,015,400円
		備品購入費	4,535,300	教材備品 4,535,300円

経費の種類	その他の教育費	測定単位	幼稚園数
事業区分	節名	経費	内容説明
基準的経費	区立幼稚園 管理運営費 負担金補助 及び交付金	円 513,000	日本スポーツ振興センター共済掛金 @285円 × 120人 × 15箇所 = 513,000円
		計 795,979,059	
合計		795,979,059	
特定財源	諸収入	288,000	日本スポーツ振興センター共済掛金(保護者負担分) @160円 × 120人 × 15箇所 = 288,000円
		合計 288,000	
差引一般財源		795,691,059円	
数値		15箇所	
単位費用		53,046,071円	



経費の種類	その他の教育費		測定単位	人	口					
事業区分	節名	経費	内容説明							
基 準	社会教育総務費	報酬	1,320,000	特別職非常勤職員（社会教育委員） @11,000円 × 10人 × 12月 = 1,320,000円						
		給与費	213,174,556	@7,613,377円 × 28人 = 213,174,556円						
		職員手当等	5,364,030	時間外勤務手当	@2,870円 × 1,869時間 = 5,364,030円					
		旅費	879,518	普通旅費	740,718円					
				近接地内	@511円 × 1,138回 = 581,518円					
				近接地外	@39,800円 × 4回 = 159,200円					
				費用弁償	138,800円					
		需用費	2,260,600	消耗品費	1,212,600円					
				会議費	92,000円					
				印刷製本費	814,700円					
的 費				修繕料	141,300円					
		役務費	145,800	通信運搬費	145,800円					
		備品購入費	166,900	事務用備品等	166,900円					
		負担金補助 及び交付金	920,000	社会教育関係団体育成補助	920,000円					
		計	224,231,404							
		子育てのための	職員手当等	1,767,920	時間外勤務手当	@2,870円 × 616時間 = 1,767,920円				
		施設等利用給付	旅費	29,127	近接地内	@511円 × 3回 × 19箇所 = 29,127円				
		（私立幼稚園	需用費	120,900	印刷製本費	120,900円				
		（未移行園）	使用料及び 借料	5,700	会場借上料	5,700円				
			負担金補助 及び交付金	759,280,800	@308,400円 × 2,462人 = 759,280,800円					
				<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>569,460,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td><math>759,280,800 \times \frac{1}{2} = 379,640,000円</math></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td><math>759,280,800 \times \frac{1}{4} = 189,820,000円</math></td> </tr> </table>	特定財源	569,460,000円	国庫支出金	$759,280,800 \times \frac{1}{2} = 379,640,000円$	都支出金	$759,280,800 \times \frac{1}{4} = 189,820,000円$
特定財源	569,460,000円									
国庫支出金	$759,280,800 \times \frac{1}{2} = 379,640,000円$									
都支出金	$759,280,800 \times \frac{1}{4} = 189,820,000円$									
	計	761,204,447								



経費の種類	その他の教育費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	〔青少年対策費〕	旅 費	554,132	普通旅費	136,832円
				{ 近接地内 @511円 × 112回 =	57,232円
				{ 近接地外 @39,800円 × 2回 =	79,600円
				費用弁償	417,300円
				{ 青少年委員 @9,300円 × 34人 =	316,200円
				{ その他	101,100円
		需 用 費	870,800	{ 消耗品費	352,600円
				{ 印刷製本費	518,200円
		役 務 費	238,300	通信運搬費	238,300円
		委 託 料	216,100	原画作成等	216,100円
使 用 料 及 び 借 貸 負 担 金 補 助 金 及 び 交 付 金	107,200	会場借上料	107,200円		
	3,600,000	{ 地区活動推進費 @250,000円 × 14地区 =	3,500,000円		
		{ 分担金	100,000円		
	計	10,776,527			
的	社会教育指導員 報 酬	13,443,408	会計年度任用職員（指導員）		
	活 動 費		@280,071円 × 4人 × 12月 =	13,443,408円	
	旅 費	34,320	費用弁償 @8,580円 × 4人 =	34,320円	
	需 用 費	35,600	消耗品費 @8,900円 × 4人 =	35,600円	
	計	13,513,328			
経	学 校 施 設 報 償 費	36,714,600	指導員謝礼 @5,230円 × 135日 × 52校 =	36,714,600円	
	開 放 事 業 費 需 用 費	1,441,800	{ 消耗品費	723,100円	
			{ 修繕料	718,700円	
	工 事 請 負 費	17,170,400	施設補修費 @330,200円 × 52校 =	17,170,400円	
	備 品 購 入 費	852,300	開放用備品	852,300円	
	計	56,179,100			
費	放 課 後 子 ども 報 酬	776,000	特別職非常勤職員（運営委員会謝礼）		
	教 室 推 進 事 業 費 報 償 費	121,319,184	コーディネーター		
			@4,460円 × 249日 × $\frac{34}{3}$ 校（12人） =	13,326,480円	
		協働活動サポーター @2,625,696円 × 34校 =	89,273,664円		
		{ (平日) @1,013円 × 2人 × 4時間 × 200日 =	1,620,800円		
		{ @1,013円 × 1人 × 3時間 × 200日 =	607,800円		
		{ (土日) @1,013円 × 2人 × 3時間 × 49日 =	297,822円		
		{ @1,013円 × 1人 × 2時間 × 49日 =	99,274円		

経費の種類	その他の教育費		測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明				
基	〔放課後子ども 教室推進事業費〕 需用費 計	円					
		3,400,000	協働活動支援員 @550,560円 × 34校 = 18,719,040円 { (平日) @1,480円 × 2人 × 1時間 × 149日 = 441,040円 (土日) @1,480円 × 1人 × 2時間 × 37日 = 109,520円 消耗品等 @100,000円 × 34校 = 3,400,000円 { 特定財源 { 国庫支出金1/3 } @125,452,480円 × $\frac{2}{3}$ = 83,634,000円 { 都支出金1/3 }				
		125,495,184					
準	学級・講座 運営費 職員手当等 報償費 旅費 需用費 役務費 使用料及び 賃借料 備品購入費 計	404,670	時間外勤務手当 @2,870円 × 141時間 = 404,670円				
		12,538,240	成人・高齢者・一般対象 @22,190円 × 56学級 × 7回 = 8,698,480円 婦人・家庭教育 @10,950円 × 44学級 × 3回 = 1,445,400円 青少年対象 @29,560円 × 9学級 × 9回 = 2,394,360円				
		268,514	近接地内 @511円 × 74回 = 37,814円 費用弁償 230,700円				
		1,936,100	消耗品費 869,000円 印刷製本費 1,067,100円				
		160,700	通信運搬費 160,700円				
		690,500	自動車借上料 690,500円				
		258,700	258,700円				
		16,257,424					
		経	社会教育指導者 講習会費 職員手当等 報償費 旅費 需用費 役務費 使用料及び 賃借料 計	100,450	時間外勤務手当 @2,870円 × 35時間 = 100,450円		
				433,600	講師謝礼 @27,100円 × 16回 = 433,600円		
37,032	近接地内 @511円 × 12回 = 6,132円 費用弁償 30,900円						
422,000	消耗品費 208,400円 印刷製本費 213,600円						
40,100	通信運搬費 40,100円						
172,500	自動車借上料 172,500円						
1,205,682							
費	文化財保護 普及事業費 職員手当等 報償費	462,000	特別職非常勤職員（文化財保護審議会委員） @15,400円 × 10人 × 3回 = 462,000円				
		198,030	時間外勤務手当 @2,870円 × 69時間 = 198,030円				
		788,500	文化財調査及び文化財講座講師謝礼 788,500円				

経費の種類	その他の教育費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	〔文化財保護 普及事業費〕	旅 費	149,221	近接地内 費用弁償	@511円 × 111回 = 56,721円 92,500円	
		需 用 費	1,467,300	消耗品費 会議費 印刷製本費	347,700円 52,500円 1,067,100円	
		役 務 費	160,600	通信運搬費	160,600円	
		委 託 料	1,655,900	文化財調査委託	1,655,900円	
		使用料及び 賃借料	103,600	自動車借上料	103,600円	
		備品購入費	172,500	事務用備品等	172,500円	
		負担金補助 及び交付金	1,500,000	文化財保存助成等	1,500,000円	
		計	6,657,651			
	的	成人式運営費	報 償 費	145,900	講演者謝礼	145,900円
			需 用 費	1,382,600	記念品 消耗品費 印刷製本費	1,156,600円 27,800円 198,200円
委 託 料 使用料及び 賃借料		179,200	装飾委託	179,200円		
		41,400	会場使用料 器材使用料	20,700円 20,700円		
計		1,749,100				
経 費	スポーツ推進 委員活動費	報 酬	2,567,280	特別職非常勤職員（スポーツ推進委員） @5,630円 × 38人 × 12月 =	2,567,280円	
		旅 費	2,508,000	費用弁償 @5,500円 × 38人 × 12月 =	2,508,000円	
		需 用 費	98,600	消耗品費	98,600円	
		負担金補助 及び交付金	114,000	東京都スポーツ推進委員協議会分担金	114,000円	
計	5,287,880					
費	スポーツ推進 計画策定経費	報 酬	24,060	特別職非常勤職員（委員報酬） @12,030円 × 20人 × $\frac{1}{10}$ =	24,060円	
		委 託 料	238,991	策定支援委託 @2,389,910円 × $\frac{1}{10}$ =	238,991円	
	計	263,051				
運 営 費	スポーツ教室 職員手当等 報 償 費	198,030	時間外勤務手当 @2,870円 × 69時間 =	198,030円		
		4,968,000	指導員謝礼 @20,700円 × 延30種目 × 8日 =	4,968,000円		

経費の種類	その他の教育費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	〔スポーツ教室〕 運営費	旅費	204,234	近接地内	@511円 × 74回 = 37,814円	
				費用弁償	166,420円	
		需用費	596,800	消耗品費	312,200円	
				印刷製本費	284,600円	
		役務費	80,200	通信運搬費	80,200円	
		使用料及び 賃借料	690,500	自動車借上料	690,500円	
		備品購入費	172,900		172,900円	
		計	6,910,664			
	準	区民体育大会	報償費	823,400	審判・役員謝礼	823,400円
		運営費	需用費	1,997,400	参加賞・記念品	1,075,700円
				消耗器材	408,400円	
				印刷製本費	513,300円	
		役務費	437,600	通信運搬費	309,000円	
				筆耕翻訳料	128,600円	
		委託料	361,100	装飾委託	361,100円	
的		使用料及び 賃借料	324,600	自動車借上料	257,100円	
				会場使用料	67,500円	
		備品購入費	185,800	競技用器材	185,800円	
		計	4,129,900			
	経	図書館管理費 (7館)	報酬	150,912,816	説明(5)参照	@4,624,686円 × 30人 = 138,740,580円
				会計年度任用職員(図書整理)	12,172,236円	
給与費			172,062,320		@7,613,377円 × 22.6人 = 172,062,320円	
職員手当等			11,744,040	時間外勤務手当	11,744,040円	
報償費			352,000		352,000円	
旅費			727,827	近接地内	489,027円	
				近接地外	238,800円	
需用費			117,465,900	燃料費	1,516,100円	
				電気料	16,699,000円	
				ガス料	3,093,100円	
		水道料	4,910,300円			
		消耗品費	10,175,900円			
		印刷製本費	1,697,600円			
		図書資料費	77,277,700円			

経費の種類	その他の教育費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	図書館管理費 (7館)	円			
		役務費	6,375,300	修繕料	2,096,200円
				通信運搬費	6,114,600円
				保険料	260,700円
		委託料	337,959,300	清掃委託等	337,959,300円
		使用料及び 賃借料	43,365,200	自動車借上料等	43,365,200円
		工事請負費	24,039,000	維持補修費	24,039,000円
		備品購入費	2,211,800	書架・机等	2,211,800円
		負担金補助 及び交付金	76,000	図書館関係分担金	76,000円
		計	867,291,503		
準	社会教育施設 管理費 (2施設)	報酬	13,874,058	説明(6)参照	@4,624,686円 × 3人 = 13,874,058円
		給与費	19,794,780		@7,613,377円 × 2.6人 = 19,794,780円
		職員手当等	2,204,160		2,204,160円
		報償費	451,240		451,240円
		旅費	192,531	近接地内	112,931円
				近接地外	79,600円
		需用費	6,588,400	燃料費	10,960円
				電気料	3,397,010円
				ガス料	974,930円
				水道料	1,429,160円
				消耗品費	551,660円
				印刷製本費	34,100円
				修繕料	190,580円
		役務費	148,940	通信運搬費	141,310円
				保険料	7,630円
委託料	121,707,020		121,707,020円		
使用料及び 賃借料	377,140		377,140円		
工事請負費	1,228,730		1,228,730円		
備品購入費	100,300		100,300円		
計	166,667,299	{ 特定財源（使用料及び手数料） 4,936,200円 }			
費	社会体育施設 管理費	委託料	562,882,500	説明(7)参照	562,882,500円

経費の種類		その他の教育費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	都民体育大会 選手派遣費	負担金補助金 及び交付金	円 1,158,400	選手派遣費	@3,200円 × 362人 = 1,158,400円
	学校等情報配信 システム運用 経費(小/中/幼)	委託料	1,675,550	システム運用委託	1,675,550円
	教育振興基本 計画策定経費	報酬	77,520	委員報酬	@15,200円 × 51人 × $\frac{1}{10}$ = 77,520円
		委託料	378,600	策定支援委託	@3,786,000円 × $\frac{1}{10}$ = 378,600円
		計	456,120		
合計			3,071,829,676		
特定財源	使用料及び手数料		4,936,200	社会教育会館使用料	4,936,200円
	国庫・都支出金		815,892,000	子育てのための施設等利用給付	569,460,000円
				国庫支出金	759,280,800 × $\frac{1}{2}$ = 379,640,000円
				都支出金	759,280,800 × $\frac{1}{4}$ = 189,820,000円
				施設型給付費	162,798,000円
			国庫支出金 (全国統一費用分)	@215,631円 × 407人 = 87,761,000円	
			都支出金 (全国統一費用分) 地方単独費用分	@184,368円 × 407人 = 75,037,000円	
			放課後子ども教室推進事業費(国1/3 都1/3)	125,452,480円 × $\frac{2}{3}$ = 83,634,000円	
合計			820,828,200		
差引一般財源				2,251,001,476円	
数値				350,000人	
単位費用				6,431円	



説明(5) 図書館管理費積算

事業区分	節名	経費	内 容	説 明	
基 準 的 経 費	図書館管理 運営費 (中央館分)	報酬	30,184,809	会計年度任用職員	
		給与費	39,589,560	管理運営補助員 @4,624,686円 × 6人 × 1館 =	27,748,116円
				図書整理 @11,229円 × 217人 =	2,436,693円
		職員手当等	2,686,320	時間外勤務手当 @2,870円 × 78時間 × 12月 =	2,686,320円
		報償費	352,000		352,000円
		旅費	192,020	近接地内 @511円 × 220回 =	112,420円
				近接地外 @39,800円 × 2回 =	79,600円
		需用費	66,242,300	燃料費	1,516,100円
				電気料	9,596,100円
				ガス料	1,572,100円
				水道料	2,798,300円
				消耗品費	8,119,200円
				印刷製本費	1,507,600円
				図書資料費	40,037,600円
				修繕料	1,095,300円
		役務費	5,169,400	通信運搬費	5,117,200円
保険料	52,200円				
委託料	70,764,300	清掃委託	12,325,800円		
		機械設備保守委託	4,340,500円		
		警備委託	2,496,000円		
		管理運営委託	16,168,800円		
		窓口業務委託	20,759,900円		
		コンピュータ保守委託	14,673,300円		
使用料及び 賃借料	28,388,200	自動車借上料	6,385,300円		
		コンピュータリース料	14,740,600円		
		フィルムライブラリー機器リース料	7,262,300円		
工事請負費	22,281,200	維持補修費	22,281,200円		
備品購入費	1,569,800	書架・机等	1,569,800円		
負担金補助 及び交付金	76,000	図書館関係分担金	76,000円		
計	267,495,909				

事業区分	節名	経費	内 容	説 明	
基 準 的 経 費	図書館管理 運営費 (地区館分)	報酬	120,728,007	会計年度任用職員	
		給与費	132,472,760		@7,613,377円 × 4.35人 × 4館 = 132,472,760円
		職員手当等	9,057,720	時間外勤務手当	@2,870円 × 263時間 × 12月 = 9,057,720円
		旅費	535,807	近接地内	@511円 × 737回 = 376,607円
				近接地外	@39,800円 × 4回 = 159,200円
		需用費	51,223,600	電気料	7,102,900円
				ガス料	1,521,000円
				水道料	2,112,000円
				消耗品費	2,056,700円
				印刷製本費	190,000円
				図書資料費	37,240,100円
				修繕料	1,000,900円
		役務費	1,205,900	通信運搬費	997,400円
				保険料	208,500円
委託料	267,195,000	清掃委託	10,976,000円		
		機械設備保守委託	5,722,400円		
		警備委託	2,176,000円		
		窓口業務委託	83,039,600円		
		管理運営委託(4館)	20,765,600円		
		指定管理委託(2館)	129,842,100円		
		コンピュータ保守委託	14,673,300円		
使用料及び 賃借料	14,977,000	自動車借上料	236,400円		
		コンピュータリース料	14,740,600円		
工事請負費	1,757,800	維持補修費	1,757,800円		
備品購入費	642,000	書架・机等	642,000円		
	計	599,795,594			
合	計	867,291,503			

説明(6) 社会教育施設管理費積算

事業区分	節名	経費	内 容	説 明	
基 準 的 経 費	社会教育会館 管理運営費	報 酬	13,874,058	円 会計年度任用職員(管理運営補助員) @4,624,686円 × 3人 × 1館 = 13,874,058円	
		給 与 費	19,794,780	@7,613,377円 × 2.6人 × 1館 = 19,794,780円	
		職員手当等	2,204,160	時間外勤務手当 @2,870円 × 64時間 × 1館 × 12月 = 2,204,160円	
		報 償 費	451,240	講師謝礼金等 451,240円	
		旅 費	192,531	{ 近接地内 @511円 × 221回 = 112,931円 近接地外 @39,800円 × 2回 = 79,600円	
		需 用 費	6,588,400	{ 燃料費 10,960円 電気料 3,397,010円 ガス料 974,930円 水道料 1,429,160円 消耗品費 551,660円 印刷製本費 34,100円 修繕料 190,580円	
		役 務 費	148,940	{ 通信運搬費 141,310円 保険料 7,630円	
		委 託 料	71,674,870	{ 清掃委託 4,343,300円 警備委託 687,030円 機械設備保守委託 6,432,290円 管理運営委託(1館) 50,681,300円 指定管理委託(1館) 9,530,950円	
		使用料及び 賃借料	377,140	377,140円	
		工事請負費	1,228,730	維持補修費 1,228,730円	
		備品購入費	100,300	100,300円	
		計	116,635,149	{ 特定財源(使用料及び手数料) 4,936,200円 }	
		郷土資料館 管理運営費	委 託 料	50,032,150	指定管理委託 50,032,150円
	合 計		166,667,299		
	特 定 財 源		4,936,200		
差 引 一 般 財 源		161,731,099			

説明(7) 社会体育施設管理費積算

事業区分	節名	経費	内 容	説 明
基 準 的 経 費	体育館管理運営 費(プール有館)	委託料 293,846,260	円 指定管理委託(2館)	293,846,260円
	体育館管理運営 費(プール無館)	委託料 53,874,240	指定管理委託(1館)	53,874,240円
	各種運動施設 管理運営費	委託料 215,162,000	指定管理委託 { 野球場 @1,520円 × 78,000㎡ = 118,560,000円 運動場 @1,520円 × 38,800㎡ = 58,976,000円 テニスコート @1,520円 × 9,750㎡ = 14,820,000円 屋外プール @16,290円 × 1,400㎡ = 22,806,000円	215,162,000円
合 計		562,882,500		

## 第8項 その他諸費

### I その他諸費の概要

#### 第1 公債費

- (1) 公債費は、昭和50年度以降に自治大臣又は都知事の許可（同意）を受け、令和4年5月31日までに発行した義務教育施設整備事業のうち用地取得造成事業に係る地方債（但し、統廃合のため新たに校地を取得する場合を除く）についての令和4年度における元利償還金を算定した。
- (2) 測定単位は「元利償還金」で、単位費用は1円とした。

#### 第2 財産費

- (1) 財産費は、次の経費について算定した。
  - ア 次の特別区都市計画交付金に係る地方債収入相当額のうち、知事が定める額
    - ・平成30年度から令和3年度交付金に係る地方債収入相当額のうち令和4年度算定分
    - ・前年度以前に、国庫補助において国庫債務負担行為が認められた用地取得事業で、特別会計等で取得したものであるものについては、令和4年度に一般会計が再取得する分に係る地方債収入相当額
  - イ 令和3年度以前に締結した小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）敷地に係る令和4年度の借地料として知事が定める額
- (2) 測定単位は「年度支払額」で、単位費用は1円とした。

#### 第3 その他行政費

- (1) 測定単位は「人口」で、単位費用は13,453円とした。
- (2) 昼間人口及び基準財政需要額のうち経常的経費単位費用分の額の多少によりその他行政費の割増又は割減の補正を行った。

### II 積算の内容

次頁より

経費の種類		公債費		測定単位	元利償還金	
事業区分		節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	公債元利償還金	償還金 及び 割引料	円 155,700,000	起債元金及び利子の償還 元利償還金 155,700,000円		
	合 計		155,700,000			
特 定 財 源						
	合 計		0			
差引一般財源		155,700,000円				
数 値		155,700,000円				
単 位 費 用		1円				

〈経〉 その他諸費 財産費（年度支払額）

経費の種類		財産費		測定単位	年度支払額
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	財産取得等費 使用料及び 賃借料 公有財産購入費	円			
		54,800,000	借地料	54,800,000円	
		2,571,800,000	年賦支払額	2,571,800,000円	
合計		2,626,600,000			
特定財源					
合計		0			
差引一般財源			2,626,600,000円		
数値			2,626,600,000円		
単位費用			1円		

〈経〉 その他諸費 その他行政費（人口）

経費の種類		その他行政費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基準的経費	その他行政費	円	その他行政費			
		4,708,550,000				
合計		4,708,550,000				
特定財源						
合計		0				
差引一般財源		4,708,550,000円				
数値		350,000人				
単位費用		13,453円				







## 第2節 投資的経費

### 第1項 議会総務費

#### I 議会総務費の概要

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 議会総務費は、地域交流施設の改築・大規模改修経費について、測定単位「人口」により算定した。
- (2) 標準区の行政規模は人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を379,512,400円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を379,512,400円と算定した。  
この結果、単位費用を1,084円とした。

##### 2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m <sup>2</sup> )	
議会総務費	地域交流施設	25,994	
	内訳	区民センター 1施設	10,000
		地域センター 4施設	11,884
		地域総合防災センター 1施設	570
		災害対策要員住宅 1施設	2,280
		男女共同センター 1施設	1,260

##### 3 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

##### 4 過年度改定内容（時限算定）

地域交流施設の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った（令和4年度まで）。

#### II 積算の内容

次頁より

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	地域交流施設	円			
		379,512,400	(改築) 工事費 @355,000円 × 25,994㎡ × $\frac{1}{50}$ = 184,557,400円 (大規模改修) 工事費 @7,500円 × 25,994㎡ = 194,955,000円		
合計		379,512,400			
特定財源					
	合計	0			
差引一般財源			379,512,400円		
数値			350,000人		
単位費用			1,084円		

## 第2項 民生費

### I 民生費の概要

#### 第1 社会福祉費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 社会福祉費は測定単位「人口」により、心身障害者福祉施設の改築・大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を155,052,200円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を155,052,200円と算定した。

この結果、単位費用を443円とした。

##### 2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m <sup>2</sup> )
社会福祉費	心身障害者福祉施設 9施設	10,620

##### 3 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

##### 4 過年度改定内容（時限算定）

心身障害者福祉施設の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った（令和4年度まで）。

#### 第2 老人福祉費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 老人福祉費は測定単位「65歳以上人口」により、高齢者福祉施設の改築・大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は63,000人で、その所要経費を266,450,000円、特定財源を20,880,000円と見込み、差引一般財源所要額を245,570,000円と算定した。

この結果、単位費用を3,898円とした。

##### 2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m <sup>2</sup> )	
老人福祉費	高齢者福祉施設	18,250	
	内訳	老人福祉施設 13施設	5,460
		老人福祉センター 1施設	800
		高齢者在宅サービスセンター 7施設	3,990
		特別養護老人ホーム 2施設	8,000

##### 3 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

##### 4 過年度改定内容（時限算定）

高齢者福祉施設の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った（令和4年度まで）。

### 第3 児童福祉費

#### 1 単位費用算定の概要

(1) 児童福祉費は測定単位「15歳未満人口」により、児童福祉施設の改築・大規模改修に要する経費を算定した。

(2) 標準区人口は38,000人で、その所要経費を524,169,200円、特定財源を22,446,000円と見込み、差引一般財源所要額を501,723,200円と算定した。

この結果、単位費用を13,203円とした。

#### 2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m <sup>2</sup> )
児童福祉費	児童福祉施設	35,902
	児童館 20施設	10,800
	母子生活支援施設 1施設	900
	放課後児童クラブ 19施設	2,622
	子ども家庭支援センター 1施設	500
	保育所 34施設	21,080

#### 3 本年度改定内容

(1) 児童福祉施設の改築及び大規模改修工事費について、算定の充実を図った。

(2) その他、所要の単価改定を行った。

#### 4 過年度改定内容（時限算定）

児童福祉施設の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った（令和4年度まで）。

## II 積算の内容

次頁より

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	心身障害者福祉施設	円			
		155,052,000	(改築)		
			工事費	$@355,000円 \times 10,620m^2 \times \frac{1}{50} =$	75,402,000円
			(大規模改修)		
			工事費	$@7,500円 \times 10,620m^2 =$	79,650,000円
合計		155,052,000			
特定財源					
合計		0			
差引一般財源			155,052,000円		
数値			350,000人		
単位費用			443円		

〈投〉 民生費 老人福祉費（65歳以上人口）

経費の種類		老人福祉費		測定単位	65歳以上人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	高齢者福祉施設	円			
		266,450,000	(改築) 工事費 @355,000円 × 18,250㎡ × $\frac{1}{50}$ = 129,575,000円 (大規模改修) 工事費 @7,500円 × 18,250㎡ = 136,875,000円		
合計		266,450,000			
特定財源	高齢者福祉施設 都支出金 (特別養護老人ホーム)				
		20,880,000	工事費 @522,000,000円 × 2所 × $\frac{1}{50}$ = 20,880,000円		
合計		20,880,000			
差引一般財源		245,570,000円			
数値		63,000人			
単位費用		3,898円			



〈投〉 民生費 児童福祉費（15歳未満人口）

経費の種類	児童福祉費	測定単位	15歳未満人口
事業区分	節名	経費	内容説明
基準的経費	児童福祉施設	円	
		524,169,200	(改築) 工事費 $@355,000円 \times 35,902m^2 \times \frac{1}{50} = 254,904,200円$ (大規模改修) 工事費 $@7,500円 \times 35,902m^2 = 269,265,000円$
合計		524,169,200	
特定財源	児童福祉施設 都支出金（児童館）	14,801,000	工事費 $@55,505,000円 \times \frac{2}{3} = 37,003,000円$ $@37,003,000円 \times 20所 \times \frac{1}{50} = 14,801,000円$
	国庫支出金及び都支出金 （放課後児童クラブ）	7,645,000	工事費 $@30,180,000円 \times \frac{2}{3} = 20,120,000円$ $@20,120,000円 \times 19所 \times \frac{1}{50} = 7,645,000円$
合計		22,446,000	
差引一般財源		501,723,200円	
数値		38,000人	
単位費用		13,203円	

## 第3項 衛生費

### I 衛生費の概要

#### 1 単位費用算定の概要

- (1) 衛生費は測定単位「人口」により保健衛生施設の改築等に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を103,660,000円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を103,660,000円と算定した。

この結果、単位費用を296円とした。

#### 2 標準団体行政規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m <sup>2</sup> )	
衛生費	保健衛生施設	7,100	
	内訳	保健所（衛生検査センター含む） 1施設	2,800
		保健センター 3施設	3,600
		リサイクルセンター 1施設	700

#### 3 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

#### 4 過年度改定内容（時限算定）

保健衛生施設の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った（令和4年度まで）。

### II 積算の内容

次頁より

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	保健衛生施設	103,660,000	円		
			(改築)		
			工事費 @355,000円 × 7,100㎡ × $\frac{1}{50}$ = 50,410,000円		
			(大規模改修)		
			工事費 @7,500円 × 7,100㎡ = 53,250,000円		
合計		103,660,000			
特定財源					
合計		0			
差引一般財源			103,660,000円		
数値			350,000人		
単位費用			296円		

## 第4項 清掃費

### I 清掃費の概要

#### 第1 収集作業費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 収集作業費は、測定単位「人口」により清掃事務所及び清掃事業所の改築・大規模改修に要する経費と清掃車庫の大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を60,245,000円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を60,245,000円と算定した。

この結果、単位費用を172円とした。

##### 2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m <sup>2</sup> )
収集作業費	清掃事務所及び清掃事業所	4,000
	車庫	1,800

##### 3 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

##### 4 過年度改定内容（時限算定）

清掃事務所及び清掃事業所の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った（令和4年度まで）。

### 第2 処理処分費

#### 1 単位費用算定の概要

- (1) 処理処分費は、測定単位「人口」により清掃工場の改築等に要する経費、元利償還金に要する経費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を1,990,725,460円、特定財源を887,346,120円と見込み、差引一般財源所要額を1,103,379,340円と算定した。

この結果、単位費用を3,153円とした。

#### 2 本年度改定内容

- (1) 清掃工場その他施設（改築、不燃プラント更新、大規模改修）及び元利償還金について、算定を改善した。
- (2) その他、所要の単価改定を行った。

### II 積算の内容

次頁より

なお、処理処分費の大規模改修には、保安施設整備、公害監視設備整備、建築等設備整備、粗大ごみ破碎整備等に要する経費を計上している。

(投) 清掃費 収集作業費 (人口)

経費の種類	収 集 作 業 費	測 定 単 位	人 口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明
基 準 的 経 費	清掃事務所及び 清掃事業所	円 58,400,000	(改築) 工事費  $@355,000円 \times 4,000m^2 \times \frac{1}{50} = 28,400,000円$ (大規模改修) 工事費  $@7,500円 \times 4,000m^2 = 30,000,000円$
	車 庫	1,845,000	(大規模改修) 工事費  $@20,500円 \times 1,800m^2 \times \frac{1}{20} = 1,845,000円$
合 計		60,245,000	
特 定 財 源			
合 計		0	
差 引 一 般 財 源		60,245,000円	
数 値		350,000人	
単 位 費 用		172円	

経費の種類	処 理 処 分 費	測 定 単 位	人	口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容	説 明
基 準 的 経 費	清 掃 工 場 そ の 他 施 設	円 1,297,065,680	(改築) 工事費	
			@55,774,189,000円 × $\frac{1}{50}$ =	1,115,483,780円
			(不燃プラント更新) 工事費	
		@2,616,610,000円 × $\frac{1}{50}$ =	52,332,200円	
		(大規模改修)		129,249,700円
	元 利 償 還 金	693,659,780	(元利償還金)	693,659,780円
合 計		1,990,725,460		
特 定 財 源	国 庫 支 出 金	270,042,180	(改築)	
				255,563,500円
			(不燃プラント更新)	
				14,478,680円
特 別 区 債	617,303,940	(改築)		
			586,641,660円	
		(不燃プラント更新)		
				30,662,280円
合 計		887,346,120		
差 引 一 般 財 源			1,103,379,340円	
数 値		350,000人		
単 位 費 用		3,153円		

## 第5項 経済労働費

### I 経済労働費の概要

#### 第1 生活経済費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 生活経済費は、測定単位「人口」により、消費者及び商工振興施設の改築・大規模改修経費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は人口350,000人で、その所要経費を46,720,000円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を46,720,000円と算定した。

この結果、単位費用を133円とした。

##### 2 標準事業規模

経費の種類	施設		標準事業規模(m <sup>2</sup> )
生活経済費	消費者及び商工振興施設		3,200
	内訳	商工振興センター 1施設	2,900
		消費者センター 1施設	300

##### 3 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

##### 4 過年度改定内容（時限算定）

消費者及び商工振興施設の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った（令和4年度まで）。

### II 積算の内容

次頁より

経費の種類		生活経済費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	消費者及び 商工振興施設	46,720,000 円	(改築)		
			工事費	$@355,000円 \times 3,200m^2 \times \frac{1}{50} = 22,720,000円$	
			(大規模改修)		
			工事費	$@7,500円 \times 3,200m^2 = 24,000,000円$	
合計		46,720,000			
特定財源					
合計		0			
差引一般財源			46,720,000円		
数値			350,000人		
単位費用			133円		



## 第6項 土木費

### I 土木費の概要

#### 第1 建築公害費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 建築公害費は、測定単位「人口」により、区営住宅の改築・大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を412,888,000円、特定財源を140,551,000円と見込み、差引一般財源所要額を272,337,000円と算定した。  
この結果、単位費用を778円とした。

##### 2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m <sup>2</sup> )
建築公害費	区営住宅(404戸)	28,280

##### 3 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

##### 4 過年度改定内容(時限算定)

区営住宅の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った(令和4年度まで)。

#### 第2 都市整備費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 都市整備費は、測定単位「人口」により、まちづくりに要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を153,549,000円、特定財源を83,118,000円と見込み、差引一般財源所要額を70,431,000円と算定した。  
この結果、単位費用を201円とした。

##### 2 本年度改定内容

- (1) 新たに【態容補正】防災生活道路整備・不燃化促進事業について、算定した(当事業に対する都補助事業が終了する年度の翌年度までの算定)。
- (2) その他、所要の単価改定を行った。

### 第3 道路橋りょう費

#### 1 単位費用算定の概要

- (1) 道路橋りょう費は、測定単位「道路面積」により、道路改良、交通安全施設整備及びガードパイプ取替等に要する経費を算定した。
- (2) 標準区道路面積は2,322,000㎡で、その所要経費を335,647,880円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を335,647,880円と算定した。
- この結果、単位費用を145円とした。

#### 2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(㎡)
道路橋りょう費	道路改良	2,322,000
	道路緑化	
	橋りょう架替	
	交通安全施設	
	ガードパイプ	
	公衆便所(15箇所)	270

#### 3 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

#### 4 過年度改定内容(時限算定)

公衆便所の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った(令和4年度まで)。

## 第4 公園費

### 1 単位費用算定の概要

- (1) 公園費は、測定単位「人口」により、公園の造成等に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を669,399,269円、特定財源を145,440,000円と見込み、差引一般財源所要額を523,959,269円と算定した。  
この結果、単位費用を1,497円とした。

### 2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m <sup>2</sup> )
公園費	公園 (新設工事費)	1,500
	公園 (新設用地費)	400
	公園 (改修工事費)	300,000
	公衆便所 (120箇所)	2,160

### 3 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

### 4 過年度改定内容(時限算定)

公衆便所の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った(令和4年度まで)。

## II 積算の内容

次頁より

経費の種類		建築公害費		測定単位	人口
事業区分		節名	経費	内容説明	
基準的経費	区営住宅		円 412,888,000	(改築) 工事費 $@355,000円 \times 70m^2 \times \frac{1}{50} \times 404戸 = 200,788,000円$ (大規模改修) 工事費 $@7,500円 \times 70m^2 \times 404戸 = 212,100,000円$	
		合計	412,888,000		
特定財源		国庫支出金	90,354,000	社会資本整備総合交付金	90,354,000円
		都支出金	50,197,000	公営住宅整備事業補助金	50,197,000円
		合計	140,551,000		
差引一般財源			272,337,000円		
数値			350,000人		
単位費用			778円		

経費の種類		都市整備費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	まちづくり事業費	円			
		153,549,000	住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型・耐震改修促進型)の一部(用地取得経費を除く) 都市防災不燃化促進事業(都・国制度分) 市街地再開発事業(基本計画作成費)		
合計		153,549,000			
特定財源	国庫支出金・都支出金	83,118,000	83,118,000円		
合計		83,118,000			
差引一般財源			70,431,000円		
数値			350,000人		
単位費用			201円		

(投) 土木費 道路橋りょう費 (道路面積)

経費の種類	道路橋りょう費	測定単位	道路面積
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 施 設 整 備	道路改良	円 239,940,000	工事費  (改良単価) (実施率) $@18,600円 \times 2,322,000m^2 \times \frac{1}{180} = 239,940,000円$
	道路緑化	19,251,000	街路樹、植樹帯等整備 19,251,000円
	交通安全 施設整備	46,448,000	交通安全施設整備 46,448,000円
	ガードパイプ 取替	23,220,000	工事費 (取替単価) (実施面積) $@10円 \times 2,322,000m^2 = 23,220,000円$
	公衆便所	6,788,880	(改築) 工事費 $@792,200円 \times 18m^2 \times \frac{1}{50} \times 15箇所 = 4,277,880円$ (大規模改修) 工事費 $@9,300円 \times 18m^2 \times 15箇所 = 2,511,000円$
合 計	335,647,880		
特 定 財 源			
合 計	0		
差引一般財源			335,647,880円
数 値			2,322,000m <sup>2</sup>
単 位 費 用			145円

経費の種類	公園費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
基準的経費	公園	479,400,000円	(新設) 工事費 @33,000円 × 1,500㎡ = 49,500,000円 用地費 @456,000円 × 400㎡ = 182,400,000円 (改修) 工事費 @33,000円 × 300,000㎡ × $\frac{1}{40}$ = 247,500,000円
	公衆便所	54,311,040	(改築) 工事費 @792,200円 × 18㎡ × $\frac{1}{50}$ × 120箇所 = 34,223,040円 (大規模改修) 工事費 @9,300円 × 18㎡ × 120箇所 = 20,088,000円
	元利償還金	135,688,229	元利償還需要額 135,688,229円
	合計	669,399,269	
特定財源	国庫支出金	12,288,000	公園事業費国庫補助金 〔国庫補助率〕〔国庫採択見込率〕 新設工事費 @33,000円 × 1,500㎡ × $\frac{1}{2}$ × 0.05 = 1,237,000円 新設用地費 @456,000円 × 400㎡ × $\frac{1}{3}$ × 0.08 = 4,864,000円 改修工事費 @33,000円 × 300,000㎡ × $\frac{1}{2}$ × 0.05 × $\frac{1}{40}$ = 6,187,000円
	特別区債	133,152,000	用地費 177,536,000円 × 0.75 = 133,152,000円
合計		145,440,000	
差引一般財源		523,959,269円	
数値		350,000人	
単位費用		1,497円	

## 第7項 教育費

### I 教育費の概要

#### 第1 小学校費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 小学校費は、測定単位「学校数」により、区立小学校及び義務教育学校（前期課程）の次の経費を算定した。  
小学校及び義務教育学校（前期課程）の義務教育施設の大規模改修、改築（雨水有効利用設備を含む）及び元利償還金に要する経費
- (2) 標準区の行政規模は、小学校数34校とした。
- (3) 標準区の所要経費を 6,248,763,000円、特定財源を 885,975,000円 と見込み、差引一般財源所要額を 5,362,788,000円 と算定した。この結果、単位費用を 157,729,059円 とした。

##### 2 本年度改定内容

- (1) 令和4年度に限り、小学校の臨時的改築工事費を算定した。
- (2) 令和4年度に算定対象となる「義務教育施設の新築・増築等に係る元利償還金相当額」について、令和4年度償還予定額に追加して未償還元金を前倒しで算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。

##### 3 過年度改定内容（時限算定）

義務教育施設の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った（令和4年度まで）。

#### 第2 中学校費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 中学校費は、測定単位「学校数」により、区立中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の次の経費を算定した。  
中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の義務教育施設の大規模改修、改築（雨水有効利用設備を含む）及び元利償還金に要する経費
- (2) 標準区の行政規模は、中学校数18校とした。
- (3) 標準区の所要経費を 3,513,549,000円、特定財源を 486,737,000円 と見込み、差引一般財源所要額を 3,026,812,000円 と算定した。この結果、単位費用を 168,156,222円 とした。

##### 2 本年度改定内容

- (1) 令和4年度に限り、中学校の臨時的改築工事費を算定した。
- (2) 令和4年度に算定対象となる「義務教育施設の新築・増築等に係る元利償還金相当額」について、令和4年度償還予定額に追加して未償還元金を前倒しで算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。

##### 3 過年度改定内容（時限算定）

義務教育施設の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った（令和4年度まで）。



### 第3 その他の教育費

#### 1 単位費用算定の概要

(1) その他の教育費は、測定単位「児童生徒数」、「園児数」及び「人口」により、次の経費を算定した。

ア 「児童生徒数」を測定単位とするもの

小中学校の校外施設の大規模改修及び改築に要する経費

イ 「園児数」を測定単位とするもの

区立幼稚園の大規模改修及び改築に要する経費

ウ 「人口」を測定単位とするもの

生涯学習関連施設及び各種運動施設の大規模改修及び改築に要する経費

(2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりとした。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 (d ÷ a)
		円	円	円	円
児童生徒数	33,750人	87,600,000	0	87,600,000	2,596
園児数	1,800人	544,837,500	93,480,000	451,357,500	250,754
人口	350,000人	2,003,266,800	124,788,000	1,878,478,800	5,367

#### 2 本年度改定内容

(1) 「児童生徒数」を測定単位とするもの

・所要の単価改定を行った。

(2) 「園児数」を測定単位とするもの

・令和4年度に限り、幼稚園の臨時的改築工事費を算定した。

・その他、所要の単価改定を行った。

(3) 「人口」を測定単位とするもの

・令和4年度に限り、生涯学習関連施設及び各種運動施設の臨時的改築工事費を算定した。

・その他、所要の単価改定を行った。

#### 3 過年度改定内容（時限算定）

(1) 「児童生徒数」を測定単位とするもの

・校外施設の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った（令和4年度まで）。

(2) 「園児数」を測定単位とするもの

・幼稚園の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った（令和4年度まで）。

(3) 「人口」を測定単位とするもの

・生涯学習関連施設及び各種運動施設の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った（令和4年度まで）。

#### 4 標準事業規模

(1) 「児童生徒数」を測定単位とするもの

経費の種類	施設	標準事業規模(m <sup>2</sup> )
その他の教育費	校外施設	6,000

(2) 「園児数」を測定単位とするもの

経費の種類	施設	標準事業規模(m <sup>2</sup> )
その他の教育費	幼稚園	10,875

(3) 「人口」を測定単位とするもの

経費の種類	施設	標準事業規模(m <sup>2</sup> )	
その他の教育費	生涯学習関連施設	35,300	
	内	図書館(中央館) 1施設	4,200
		図書館(地区館) 6施設	6,000
		社会教育会館 2施設	3,800
		体育館(プール有) 2施設	14,800
		体育館(プール無) 1施設	3,500
		郷土資料室 1施設	3,000
	各種運動施設	136,220	
	内	野球場 12.1面	78,650
		運動場 4.4面	42,680
		テニスコート 15面	11,250
		屋外プール 6面	2,100
		管理棟等 1施設	1,540

## Ⅱ 積算の内容

次頁より

### 参 考

#### 1 義務教育施設大規模改修経費積算内訳

区 分	小 学 校	中 学 校	特 別 支 援 学 校 及 び 養 護 学 園
	1 校 当 たり 所 要 額	1 校 当 たり 所 要 額	1 施 設 当 たり 所 要 額
	千 円	千 円	千 円
校 舎	16,567	17,432	7,182
給 食 室	1,459	1,460	1,460
屋 内 運 動 場	2,620	2,475	1,478
プ ー ル	603	659	508
校 庭	1,634	2,249	1,634
フ ェ ン ス	603	681	603
計	23,486	24,956	12,865

#### 2 耐用年数及び標準事業規模

区 分	耐用年数	標 準 事 業 規 模			備 考
		小 学 校	中 学 校	特 別 支 援 学 校 及 び 養 護 学 園	
	年	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
校 舎	47	5,900	6,198	1,800	国庫補助基準面積
給 食 室	47	319	266	266	国庫補助基準面積
屋 内 運 動 場	44	1,215	1,138	629	財調算定面積
プ ー ル	30	630	700	504	財調算定面積を基準とし、モデル設定
校 庭	40	4,000	5,600	4,000	現況保有面積の平均
フ ェ ン ス (金網面積)	50	670	756	670	現況保有校地面積の平均値を基準とし、モデル設定

経費の種類	小学校費	測定単位	学校数
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 経 費	義務教育施設 改 築	円 5,064,677,000	(校舎) 建設費 @247,500円 × 5,900㎡ = 1,460,250,000円 取壊し経費 @17,300円 × 5,900㎡ = 102,070,000円 仮設校舎建設費 @28,600円 × 5,000㎡ = 143,000,000円 給食室設置経費 @156,698,000円 × 1校 = 156,698,000円 空調除外経費 @△15,900円 × 1,296㎡ = △20,606,400円 計 1,841,411,600円  @1,841,411,600円 × $\frac{1}{47}$ × 34校 = 1,332,085,000円  (屋内運動場) 建設費 @281,900円 × 1,215㎡ = 342,508,500円 取壊し経費 @15,300円 × 1,215㎡ = 18,589,500円 計 361,098,000円  @361,098,000円 × $\frac{1}{44}$ × 34校 = 279,030,300円  (プール) 建設費 @295,300円 × 250㎡ = 73,825,000円 取壊し経費 @22,100円 × 250㎡ = 5,525,000円 内蔵経費 @36,800円 × 250㎡ = 9,200,000円 計 88,550,000円  @88,550,000円 × $\frac{1}{30}$ × 34校 = 100,356,700円  (雨水有効利用設備)  @2,400円 × 5,900㎡ × $\frac{1}{47}$ × 34校 = 10,243,400円  (臨時的改築工事費)  3,342,961,600円
	大規模改修 費	798,524,000	校 舎 16,567,000円 給 食 室 1,459,000円 屋 内 運 動 場 2,620,000円 プ ー ル 603,000円 校 庭 1,634,000円 フ ェ ン ス 603,000円 計 23,486,000円  @23,486,000円 × 34校 = 798,524,000円

経費の種類		小学校費		測定単位	学校数	
事業区分		節名	経費	内容説明		
基準的経費	元利償還金		円 385,562,000	(元利償還金) 385,562,000円		
	合 計		6,248,763,000			
特 定	国庫支出金		427,370,000	校舎建設費		
				$\textcircled{214,900\text{円}} \times 5,900\text{m}^2 \times \frac{1}{3} = 422,636,667\text{円}$ $\textcircled{422,636,667\text{円}} \times \frac{1}{47} \times 34\text{校} = 305,737,000\text{円}$		
財 源	特別区債		458,605,000	給食室設置経費		
				$\textcircled{279,500\text{円}} \times 319\text{m}^2 \times \frac{1}{3} = 29,720,167\text{円}$ $\textcircled{29,720,167\text{円}} \times \frac{1}{47} \times 34\text{校} = 21,499,000\text{円}$		
源				屋内運動場建設費		
				$\textcircled{262,600\text{円}} \times 1,215\text{m}^2 \times \frac{1}{3} = 106,353,000\text{円}$ $\textcircled{106,353,000\text{円}} \times \frac{1}{44} \times 34\text{校} = 82,181,000\text{円}$		
源				プール建設費		
				$\textcircled{190,100\text{円}} \times 250\text{m}^2 \times \frac{1}{3} = 15,841,667\text{円}$ $\textcircled{15,841,667\text{円}} \times \frac{1}{30} \times 34\text{校} = 17,953,000\text{円}$		
源			458,605,000	校舎建設債		
				$\textcircled{214,900\text{円}} \times 5,900\text{m}^2 \times \frac{2}{3} \times 0.75 = 633,955,000\text{円}$ $\textcircled{633,955,000\text{円}} \times \frac{1}{47} \times 34\text{校} = 458,605,000\text{円}$		
合 計			885,975,000			
差引一般財源		5,362,788,000円				
数 値		34校				
単 位 費 用		157,729,059円				

経費の種類	中学校費	測定単位	学校数
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 経 費	義務教育施設 改 築	円 2,789,133,000	(校舎) 建設費 @247,500円 × 6,198㎡ = 1,534,005,000円 取壊し経費 @17,300円 × 6,198㎡ = 107,225,400円 仮設校舎建設費 @28,600円 × 5,609㎡ = 160,417,400円 給食室設置経費 @146,188,000円 × 1校 = 146,188,000円 空調除外経費 @△15,900円 × 1,080㎡ = △17,172,000円 計 1,930,663,800円  @1,930,663,800円 × $\frac{1}{47}$ × 18校 = 739,403,200円  (屋内運動場) 建設費 @281,900円 × 1,138㎡ = 320,802,200円 取壊し経費 @15,300円 × 1,138㎡ = 17,411,400円 計 338,213,600円  @338,213,600円 × $\frac{1}{44}$ × 18校 = 138,360,100円  (プール) 建設費 @295,300円 × 300㎡ = 88,590,000円 取壊し経費 @22,100円 × 300㎡ = 6,630,000円 内蔵経費 @36,800円 × 300㎡ = 11,040,000円 計 106,260,000円  @106,260,000円 × $\frac{1}{30}$ × 18校 = 63,756,000円  (雨水有効利用設備)  @2,400円 × 6,198㎡ × $\frac{1}{47}$ × 18校 = 5,696,900円  (臨時的改築工事費)  1,841,916,800円
	大規模改修	449,208,000	校舎 17,432,000円 給食室 1,460,000円 屋内運動場 2,475,000円 プー ル 659,000円 校庭 2,249,000円 フェンス 681,000円 計 24,956,000円 @24,956,000円 × 18校 = 449,208,000円

経費の種類		中学校費		測定単位	学校数	
事業区分		節名	経費	内容説明		
基準的経費	元利償還金		円 275,208,000	(元利償還金) 275,208,000円		
	合計		3,513,549,000			
特定	国庫支出金		231,683,000	校舎建設費		
				$@214,900円 \times 6,198m^2 \times \frac{1}{3} = 443,983,400円$ $@443,983,400円 \times \frac{1}{47} \times 18校 = 170,036,000円$		
特定				給食室設置経費		
				$@279,500円 \times 266m^2 \times \frac{1}{3} = 24,782,333円$ $@24,782,333円 \times \frac{1}{47} \times 18校 = 9,491,000円$		
特定				屋内運動場建設費		
				$@262,600円 \times 1,138m^2 \times \frac{1}{3} = 99,612,933円$ $@99,612,933円 \times \frac{1}{44} \times 18校 = 40,750,000円$		
財源	特別区債		255,054,000	プール建設費		
				$@190,100円 \times 300m^2 \times \frac{1}{3} = 19,010,000円$ $@19,010,000円 \times \frac{1}{30} \times 18校 = 11,406,000円$		
財源				校舎建設債		
				$@214,900円 \times 6,198m^2 \times \frac{2}{3} \times 0.75 = 665,975,100円$ $@665,975,100円 \times \frac{1}{47} \times 18校 = 255,054,000円$		
合計			486,737,000			
差引一般財源		3,026,812,000円				
数値		18校				
単位費用		168,156,222円				

〈投〉 教育費 その他の教育費（児童生徒数）

経費の種類		その他の教育費		測定単位	児童生徒数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	校外施設	円			
		42,600,000	(改築) 工事費	@355,000円 × 6,000㎡ × $\frac{1}{50}$ =	42,600,000円
		45,000,000	(大規模改修) 工事費	@7,500円 × 6,000㎡ =	45,000,000円
合計		87,600,000			
特					
定					
財					
源					
合計		0			
差引一般財源		87,600,000円			
数値		33,750人			
単位費用		2,596円			



〈投〉 教育費 その他の教育費（園児数）

経費の種類		その他の教育費		測定単位	園児数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	幼稚園	円			
		385,375,000	(改築)		
			工事費 @355,000円 × 10,875㎡ × $\frac{1}{50}$ = 77,212,500円		
			臨時的改築工事費 308,162,500円		
		81,562,500	(大規模改修)		
			工事費 @7,500円 × 10,875㎡ = 81,562,500円		
合計		466,937,500			
特定財源	国庫支出金	15,580,000	園舎建設費 @214,900円 × 10,875㎡ × $\frac{1}{3}$ = 779,012,500円		
			@779,012,500円 × $\frac{1}{50}$ = 15,580,000円		
合計		15,580,000			
差引一般財源		451,357,500円			
数値		1,800人			
単位費用		250,754円			

経費の種類		その他の教育費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	生涯学習 関連施設	円 1,399,790,000	(改築) 工事費 @355,000 × 35,300㎡ × $\frac{1}{50}$ = 250,630,000円 臨時的改築工事費 1,149,160,000円		
		264,750,000	(大規模改修) 工事費 @7,500 × 35,300㎡ = 264,750,000円		
的 経 費	各種運動施設	198,912,000	(改築) 工事費 屋外プール (建設費) @295,300 × 2,100㎡ × $\frac{1}{30}$ = 20,671,000円 屋外プール (取壊し経費) @22,100 × 2,100㎡ × $\frac{1}{30}$ = 1,547,000円 管理棟等 @355,000 × 1,540㎡ × $\frac{1}{50}$ = 10,934,000円 臨時的改築工事費 165,760,000円		
		35,824,800	(大規模改修) 工事費 野球場 @3,600 × 78,650㎡ × $\frac{1}{30}$ = 9,438,000円 運動場 @3,600 × 42,680㎡ × $\frac{1}{30}$ = 5,121,600円 テニスコート @12,400 × 11,250㎡ × $\frac{1}{30}$ = 4,650,000円 屋外プール @2,412 × 2,100㎡ = 5,065,200円 管理棟等 @7,500 × 1,540㎡ = 11,550,000円		
合 計		1,899,276,800			
特 定 財 源	国庫支出金	20,798,000	体育館建設費 @212,800 × 11,500㎡ × $\frac{1}{3}$ = 815,733,333円 @815,733,333円 × $\frac{1}{50}$ = 16,314,000円 プール建設費 @840,800 × 800㎡ × $\frac{1}{3}$ = 224,213,333円 @224,213,333円 × $\frac{1}{50}$ = 4,484,000円		
		合 計	20,798,000		
差引一般財源		1,878,478,800円			
数 値		350,000人			
単 位 費 用		5,367円			

第 3 部

補 正 係 数



# 第1章 概要

基準財政需要額は、単位費用に測定単位の補正後の数値を乗ずるという形で算定される。単位費用は標準的団体について算定されているが、各特別区における単位当たりの費用は、各特別区の社会的、経済的、地理的諸条件の相違等によって差異がある。このように各種の要素によって当該特別区と標準的団体との間に、質的量的差異があるとき、この差異を基準財政需要額に反映させるために、測定単位の数値に一定の係数を乗じて補正する方法が補正である。そして、この係数が補正係数である。

したがって、基準財政需要額は、測定単位の数値を補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を当該特別区について、合算して算定することとなる。この場合、測定単位の数値を補正する事項として、「種別補正」、「段階補正」、「密度補正」、「態容補正」の4つの種類が考えられている。

このうち、二以上の補正を合わせて行う場合には、事項ごとに算定した率を連乗又は加算して得た率による（費目別適用方法については第3章を参照）。

以下、各補正について概略を述べることとするが、個々の行政費目ごとに適用される補正係数の算出基礎については、第5章で詳述する。

## 第2章 補正係数の種類

### 第1節 種別補正

#### 1 目的

測定単位に種別があり、その種別ごとの単位当たり経費に差があるものについて、その差の割合により補正する。

#### 2 補正係数の一般的算式

種別	単位当たり経費	補正係数	
A	a 円	1.00	基準となる種別Aに係る単位当たり経費 a 円を単位費用とし、単
B	b 円	$\frac{b}{a}$	位費用に対する他の種別に係る単位当たり経費の率をもって種別
C	c 円	$\frac{c}{a}$	補正係数とする。

### 第2節 段階補正

#### 1 目的

測定単位の数値の多少により単位当たり経費が逓減又は逓増するものについて、超過累進又は超過累退の方法により補正する。

#### 2 補正係数の一般的算式

段階補正係数 ( $\alpha$ ) は、次の算式で求められる。

$$\alpha = \frac{X \pm \sum \Delta x_n d_n}{X \pm \sum \Delta x_n}$$

$X \pm \sum \Delta x_n = x$  ……測定単位の数値

$X$  ……標準区の数値

$\Delta x_n$  ……n 段階目の数値の増減差

$d_n$  ……n 段階目の補正率

符号：+ …… $X < x$  ; - …… $X > x$  のとき

補正率 ( $d_n$ ) は、次の算式で求められる。

- i 標準区の数値を超える段階 (数値の増加により逓減するもの)

$$d_n = \frac{\sum \Delta x_n A - (X + \sum \Delta x_n) \Delta b_{n-1} - \sum \Delta x_{n-1} \cdot d_{n-1} \cdot A}{\Delta x_n A}$$

$A$  ……単位費用

$\Delta b_{n-1}$  ……n 段階目の減少する単位費用の額

- ii 標準区の数値に満たない段階 (数値の減少により逓増するもの)

$$d_n = \frac{(X + \sum \Delta x_n) \Delta b_{n-1} - \sum \Delta x_{n-1} \cdot d_{n-1} \cdot A}{\Delta x_n A}$$

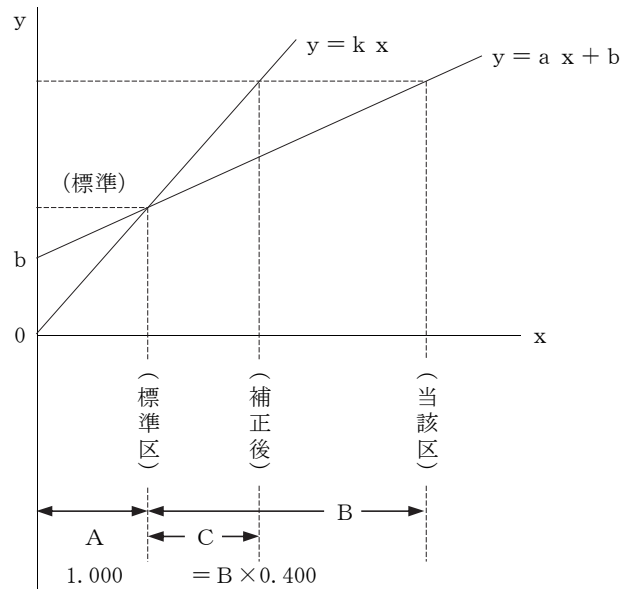
$\Delta b_{n-1}$  ……n 段階目の増加する単位費用の額

段階ごとに補正する方法は次のとおりである。

ア 測定単位の数値が標準区の数値以上のとき、

(図例) 補正率を0.400 として

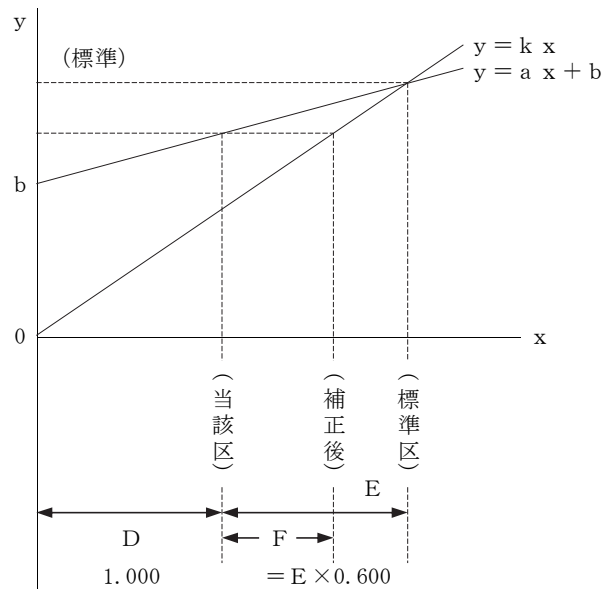
当該区の数値  $A + B$   
 当該区の段階ごとに補正した数値  $A + C = A + B \times 0.400$



イ 測定単位の数値が標準区の数値未満のとき、

(図例) 補正率を0.600 として

当該区の数値  $D$   
 当該区の段階ごとに補正した数値  $D + F = D + E \times 0.600$



### 第3節 密度補正

#### 1 目的

密度の大小により単位当たり経費が逓減又は逓増するものについては、超過累進又は超過累退等の方法により補正する。なお、密度補正は、次の3種類に類別できる。

- (1) 標準区の密度と各特別区の密度との差異により単位当たり経費が逓減又は逓増するものについて、逓減又は逓増の補正を行うもの
- (2) 標準経費に算入された事業量に係る数値を基準として、各特別区の当該事業量に係る数値の増減により割増又は割減の補正を行うもの
- (3) 測定単位の数値に対する算入しようとする経費の事業量に係る数値の割合により割増の補正を行うもの

#### 2 補正係数の一般的算式

$$\beta \text{ I} = 1 + \left( \frac{m}{M} k - 1 \right) S$$

M…………標準密度

m…………密度

k…………乗率

S…………単位費用に占める影響する経費の割合

$$\beta \text{ II} = 1 + \left( \frac{n}{x} k - \frac{N}{X} \right) \frac{B}{A}$$

X…………標準区の数値

x…………当該区の数値

N…………標準区の仕事量数値

n…………当該区の仕事量数値

k…………乗率

A…………単位費用

B…………仕事量数値1単位当たり経費

$$\beta \text{ III} = 1 + \frac{n \cdot B \cdot \frac{1}{A} \cdot k}{x}$$

符号 $\beta \text{ II}$ に同じ



## 第4節 態容補正

### 1 目 的

各特別区の法律的、地域的、その他の態容による行政の質的量的差異により単位当たり経費が割高又は割安となるものについて、割増又は割減の方法により補正する。

### 2 補正係数の一般的算式

$$r = 1 + \frac{b}{Ax}$$

A ……単位費用

x ……当該区の数值

b ……当該区の付加すべき事業費

### 第3章 行政費目ごとの補正係数適用一覧及び連乗加算の方法

#### 1 経常的経費

経費の種類	測定単位	種別	段階	密度	態容	補正係数の連乗加算の方法	
議会総務費	人口		○	○	○	段階補正係数 + (密度補正係数 - 1) + (態容補正Ⅰ係数 - 1) + (態容補正Ⅱ係数 - 1) + (態容補正Ⅲ係数 - 1)	
民生費	社会福祉費	人口	○	○	○	段階補正係数 + (密度補正Ⅰ係数 - 1) + (密度補正Ⅱ係数 - 1) + (態容補正係数 - 1)	
	老人福祉費	65歳以上人口	○	○	○	段階補正係数 + (密度補正Ⅰ係数 - 1) + (密度補正Ⅱ係数 - 1) + (態容補正Ⅰ係数 - 1) + (態容補正Ⅱ係数 - 1)	
	生活保護費	被保護者数	○	○	○	段階補正係数 + (密度補正係数 - 1) + (態容補正係数 - 1)	
	児童福祉費	18歳未満人口		○	○	○	段階補正係数 + (密度補正Ⅰ係数 - 1) + (密度補正Ⅱ係数 - 1) + (密度補正Ⅲ係数 - 1) + (密度補正Ⅳ係数 - 1) + (態容補正Ⅰ係数 - 1) + (態容補正Ⅱ係数 - 1) + (態容補正Ⅲ係数 - 1)
		区立保育所 入所児童数			○	○	密度補正Ⅰ係数 + (密度補正Ⅱ係数 - 1) + (態容補正係数 - 1)
		私立保育所 入所児童数			○		
	国民健康保険 事業助成費	被保険者数	○		○	段階補正係数 + (態容補正Ⅰ係数 - 1) + (態容補正Ⅱ係数 - 1) + (態容補正Ⅲ係数 - 1) + (態容補正Ⅳ係数 - 1)	
後期高齢者医療 制度事業助成費	被保険者数	○		○	段階補正係数 + (態容補正Ⅰ係数 - 1) + (態容補正Ⅱ係数 - 1)		
衛生費	人口		○	○	○	段階補正係数 + (密度補正係数 - 1) + (態容補正Ⅰ係数 - 1) + (態容補正Ⅱ係数 - 1) + (態容補正Ⅲ係数 - 1)	
清掃費	清掃総務費	人口	○				
	収集作業費	人口	○	○	○	段階補正係数 × 密度補正係数 + (態容補正Ⅰ係数 - 1) + (態容補正Ⅱ係数 - 1)	
	収集車両費	人口	○	○	○	段階補正係数 × 密度補正係数 × 態容補正Ⅰ係数 + (態容補正Ⅱ係数 - 1)	
	処理処分費	人口	○		○	段階補正係数 + (態容補正係数 - 1)	
経済労働費	生活経済費	人口	○		○	段階補正係数 + (態容補正係数 - 1)	
	産業経済費	事業所数	○		○	段階補正係数 + (態容補正Ⅰ係数 - 1) + (態容補正Ⅱ係数 - 1)	
土木費	建築公害費	人口	○		○	段階補正係数 + (態容補正Ⅰ係数 - 1) + (態容補正Ⅱ係数 - 1)	
	都市整備費	人口	○		○	段階補正係数 + (態容補正係数 - 1)	
	道路橋りょう費	道路面積	○	○	○	○	段階補正係数 × 密度補正係数 + (態容補正係数 - 1)
	公園費	公園面積	○	○			
教育費	小学校費	児童数		○			
		学級数					
		学校数			○	態容補正Ⅰ係数 + (態容補正Ⅱ係数 - 1) + (態容補正Ⅲ係数 - 1)	
	中学校費	生徒数		○			

経費の種類		測定単位	種別	段階	密度	態容	補正係数の連乗加算の方法
教 育 費	〔中学校費〕	学級数					
		学校数				○	態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）
	その他の教育費	児童生徒数		○			
		幼稚園数				○	
		人口		○	○	○	段階補正係数+（密度補正Ⅰ係数-1）+（密度補正Ⅱ係数-1） +（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）
その他諸費	公債費	元利償還金					
	財産費	年度支払額					
	その他行政費	人口				○	

## 2 投資的経費

経費の種類		測定単位	種別	段階	密度	態容	補正係数の連乗加算の方法
議	会総務費	人口		○		○	段階補正係数×態容補正係数
民 生 費	社会福祉費	人口				○	
	老人福祉費	65歳以上人口		○	○	○	{段階補正係数+（密度補正係数-1）}×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）
	児童福祉費	15歳未満人口		○	○	○	{段階補正係数+（密度補正係数-1）}×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）
衛	生費	人口		○		○	段階補正係数×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）
清 掃 費	収集作業費	人口		○		○	段階補正係数+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）
	処処分費	人口					
経 勞 働 費	生活経済費	人口		○		○	段階補正係数×態容補正係数
土 木 費	建築公害費	人口		○		○	段階補正係数+（態容補正係数-1）
	都市整備費	人口		○		○	段階補正係数+（態容補正係数-1）
	道路橋りょう費	道路面積	○		○	○	密度補正係数+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1） +（態容補正Ⅲ係数-1）
	公園費	人口				○	態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）
教 育 費	小学校費	学校数			○	○	密度補正係数×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）+（態容補正Ⅳ係数-1）
	中学校費	学校数			○	○	密度補正係数×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）
	その他の教育費	児童生徒数		○			
		園児数					○
		人口		○		○	段階補正係数×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）

## 第4章 行政費目ごとの固定費一覧

### 1 経常的経費

経費の種類 (測定単位)	事業区分	固定費 A	総経費 B	固定費割合 A/B
議会総務費 (人 口)	議会運営費、区議会事務局運営費の一部(事業費の一部及び給与費11.29人分)、一般管理事務費の一部(事業費の一部、給与費145.68人分)、総合教育会議、企画調査費、行政評価事務費、財政管理費、電子計算事務費の一部、施設予約システム経費の一部、総合行政ネットワーク(LGWAN)運営経費、情報セキュリティクラウド運用経費の一部、自治体中間サーバ・プラットフォーム運用経費の一部、都区市町村電子自治体運営経費の一部、人事委員会費、特別区協議会分担金、特別区長会事務局分担金、特別区議会議長会事務局分担金、全国市長会負担金の一部、全国市議会議長会負担金の一部、法務管理費の一部、指定管理者選定等経費の一部、広報広聴費の一部、情報公開・個人情報保護事業費の一部、災害対策費の一部(防災対策、災害応急対策、消防団員等公務災害補償等共済基金掛金の一部、総合防災訓練の一部、水害対策経費、震災予防対策(防災普及広報等経費)の一部、震災予防対策(起震車運行等経費)の一部、帰宅困難者対策用食料等の備蓄の一部、防災行政無線システム維持管理費の一部、水位雨量観測システム維持管理費の一部、被災者生活再建支援システム運用経費の一部)、公衆無線LAN経費の一部、国民保護法関連事業経費、安全安心まちづくり推進事業費の一部、特別職職員費、非常勤職員公務災害補償費の一部、職員共済組合給与負担金の一部、職員共済組合業務経理負担金の一部、職員選考試験費の一部、職員昇任選考費、職員健康管理費の一部、職員被服貸与費の一部、職員互助組合等交付金の一部、職員研修費の一部、財産管理費、車両維持管理費の一部、庁舎維持管理費の一部、区立施設定期点検調査費の一部、自治体総合賠償責任保険費の一部、区民関係等事務費の一部、地域コミュニティ活動支援費の一部、住民基本台帳整備費の一部、住居表示管理費の一部、出張所管理運営費の一部、地域総合防災センター及び災害対策要員住宅維持管理費、地域総合防災センター管理運営費、区民センター管理運営費、地域センター管理運営費の一部、男女共同センター管理運営費、外国人生活支援等事業費、平和普及活動事業費、男女共同参画事業費、人権啓発事業費、会計管理費、新地方公会計制度運用経費、賦課徴収費の一部(事業費の一部及び給与費の31.44人分)、公金取扱手数料の一部、選挙管理委員会費の一部(事業費及び給与費4.64人分)、選挙常時啓発普及費、区長及び区議会議員選挙執行費の一部、区長及び区議会議員選挙公営費の一部、監査委員費の一部(事業費の一部及び給与費4.47人分)、退職手当費の一部(28人分)、再任用(短時間)職員経費の一部(再任用64.37人分)	円 4,476,393,399	円 9,095,587,369	0.492
民生費 (人 口)	社会福祉総務費の一部(事業費及び給与費4.40人分)、地域福祉計画作成、婦人相談員設置費、地域社会福祉協議会育成費、宿泊所等管理運営費、知的障害者福祉事業管理費の一部、障害者自立支援協議会運営費、身体障害者福祉事業管理費の一部、障害者就労支援事業費、障害認定審査会の一部、障害福祉計画作成、地域活動支援センター運営費の一部、避難行動要支援者名簿作成等経費の一部、指導検査事業費(指導検査支援業務委託等)、国民年金事務費の一部(事業費の一部、給与費3.40人分)	345,452,976	5,182,653,251	0.067

経費の種類 (測定単位)		事業区分	固定費 A	総経費 B	固定費割合 A/B
民 生 費	老人福祉費 (65歳以上人口)	老人福祉事業総務費の一部(事業費及び給与費17.89人分)、老人クラブ助成事業費の一部、老人福祉施設管理運営費の一部(2所分)、老人福祉センター管理運営費の一部(0.125所分)、介護保険事業助成費の一部	円 227,960,750	円 4,566,843,231	0.050
	生活保護費 (被保護者数)	給与費11.81人分	89,913,982	1,398,883,224	0.064
	児童福祉費 (18歳未満人口)	児童福祉総務費の一部(事業費及び給与費34.35人分)、区立母子生活支援施設管理運営費、児童館管理運営費の一部(6所分)、子ども家庭支援センター運営費(先駆型)、子ども・子育て支援事業計画策定・推進経費、地域型保育給付費の一部、地域子ども・子育て支援事業費の一部、保育士等キャリアアップ補助事業費の一部、学校等情報配信システム運用経費(保育所)の一部、保育所等賃借料補助事業費	1,037,797,177	6,919,907,739	0.150
	国民健康保険 事業助成費 (被保険者数)	国民健康保険総務費の一部(事業費の一部及び給与費20.31人分)	158,279,857	1,459,676,168	0.108
	後期高齢者医療 制度事業助成費 (被保険者数)	後期高齢者医療制度事業総務費の一部(事業費の一部及び給与費5.95人分)	61,229,303	2,639,316,726	0.023
衛 生 費	衛生総務費の一部(事業費の一部及び給与費47.25人分)、保健所管理運営費、リサイクルセンター管理運営費、健康増進計画・食育推進計画策定費、休日・準夜等診療事業費の一部(委託料のうち休日診療事業委託費6単位、準夜診療事業委託費2単位、休日歯科診療事業委託費を除く)、自殺防止対策事業費、予防接種費の一部、後天性免疫不全症候群対策費の一部(キャンペーン委託費)、風しん抗体検査事業費の一部、結核健康診断等事業費の一部、保健栄養費、産後ケア事業費、公害保健対策費、食品衛生費の一部(事業費の85.1%分)、住宅宿泊事業費、医薬費(医療監視・献血対策等)、医薬費(薬事監視等)の一部、医薬費(衛生試験所登録等)、環境施策推進費の一部(環境計画推進費等)、使用済注射針回収支援事業費の一部	611,225,676	3,399,350,789	0.180	
清 掃 費	清掃総務費 (人口)	総務管理費の一部(事業費の一部及び給与費6.67人分)、普及啓発費の一部	60,080,357	158,343,350	0.379
	収集作業費 (人口)	管理運営費の一部(事業費の一部及び給与費17.92人分)、作業運営費の一部、資源回収事業費の一部、集団回収事業費の一部	225,381,827	1,880,072,672	0.120
	収集車両費 (人口)	車両雇上費の一部	50,138,671	524,170,788	0.096
	処分処分費 (人口)	最終処分委託料の一部	68,869,566	1,071,794,308	0.064
経 済 労 働 費	生活経済費 (人口)	消費者対策事業諸費の一部(事業費の一部及び給与費2.80人分)、消費者センター管理運営費、公衆浴場助成事業費の一部、労働総務費の一部(事業費の一部及び給与費0.50人分)	87,375,138	157,432,911	0.555
	産業経済費 (事業所数)	商工振興費の一部(給与費9.00人分)、商工振興センター管理運営費、観光振興費	145,406,793	701,949,837	0.207

経費の種類 (測定単位)		事業区分	固定費 A	総経費 B	固定費割合 A/B
土木費	建築公害費 (人口)	土木総務費の一部(事業費の一部及び給与費36.44人分)、建築行政費の一部、建築紛争予防調整事務費、建築審査会運営費の一部、放置自転車等対策事業費の一部、住宅対策費の一部、区営住宅維持管理費の一部、空き家対策等事業費の一部	320,014,889	828,875,667	0.386
	都市整備費 (人口)	都市整備総務費の一部(事業費及び給与費5.68人分)、都市計画事務費の一部、都市計画審議会運営費、都市景観づくり事業費の一部、地籍調査事業費	85,008,726	382,842,061	0.222
	道路橋りょう費 (道路面積)	道路橋りょう総務費の一部(事業費の一部及び給与費6.07人分)、道路維持補修費の一部、公衆便所維持管理費、交通災害対策費の一部、道路清掃費の一部、街路灯維持補修費の一部、バリアフリー計画策定経費	283,169,398	111,484,170	2.540
	公園費 (公園面積)	公園維持管理費の一部(事業費の一部及び給与費14.56人分)、公衆便所維持管理費の一部	196,941,059	449,935,436	0.438
教育費	中学校費 (生徒数)	部活動大会参加費等助成経費の一部	112,000	456,512,123	0.000
	その他の教育費 (児童生徒数)	教育委員会運営費、事務局運営費の一部(給与費30.95人分及び事業費の一部)、教育相談事業費の一部、就学支援委員会活動費の一部、校外施設管理費、科学教育センター運営費、音楽鑑賞教室、教育研究所管理運営費、教職員健康管理費の一部、幼稚園教職員人事事務、特別区人事・厚生事務組合分担金、教育課程及び教科書採択事務、特別支援教育経費、日本語適応指導事業費の一部、校庭芝生管理費、いじめ問題対策委員会等経費	415,555,236	937,549,649	0.443
	その他の教育費 (人口)	社会教育総務費の一部(事業費及び給与費12.77人分)、社会教育指導員活動費、放課後子ども教室推進事業費の一部、スポーツ推進委員活動費の一部、スポーツ推進計画策定経費、図書館管理運営費(中央館分)、社会教育施設管理費の一部(社会教育会館管理運営費、郷土資料館管理運営費の一部)、社会体育施設管理費の一部(体育館管理運営費(プール無館)、各種運動施設管理運営費の一部)、都民体育大会選手派遣費、学校等情報配信システム運用経費の一部、教育振興基本計画策定経費	617,519,442	2,251,001,476	0.274

※ 中学校費(生徒数)の固定費割合は0.000以下

## 2 投資的経費

経費の種類 (測定単位)		事業区分	固定費 A	総経費 B	固定費割合 A/B
議会総務費	議会総務費 (人口)	地域交流施設の改築及び大規模改修経費	円 336,247,986	円 379,512,400	0.886
民生費	老人福祉費 (65歳以上人口)	高齢者福祉施設の改築及び大規模改修経費の一部 (2,281㎡分)	30,692,886	245,570,000	0.125
	児童福祉費 (15歳未満人口)	児童福祉施設の改築及び大規模改修経費の一部 (4,380㎡分)	61,209,616	501,723,200	0.122
衛生費	衛生費 (人口)	保健衛生施設の改築及び大規模改修経費の一部 (3,550㎡分)	51,830,000	103,660,000	0.500
清掃費	収集作業費 (人口)	清掃事務所及び清掃事業所の改築及び大規模改修経費の一部 (1,800㎡分)	26,280,000	60,245,000	0.436
経済労働費	生活経済費 (人口)	消費者及び商工振興施設の改築及び大規模改修経費	46,720,000	46,720,000	1.000
土木費	建築公害費 (人口)	区営住宅の改築及び大規模改修経費の一部 (97戸分)	65,361,120	272,337,000	0.240
	都市整備費 (人口)	まちづくり事業費の一部 (調査・計画作成費分)	55,257,696	70,431,000	0.785
教育費	その他の教育費 (児童生徒数)	校外施設の改築及び大規模改修経費	87,600,000	87,600,000	1.000
	その他の教育費 (人口)	生涯学習関連施設の改築及び大規模改修経費の一部 (12,625㎡分)、各種運動施設の改築及び大規模改修経費の一部 (運動場の一部 (9,700㎡分)、屋外プール)	742,259,700	1,878,478,800	0.395

## 第5章 行政費目ごとの補正係数説明

### 第1節 経常的経費

#### 第1項 議会総務費

##### 第1 議会総務費（人口）

###### 1 密度補正

###### (1) 目的

標準区の戸籍人口比率に対する当該区の戸籍人口比率の割合により住民基本台帳整備費の割増又は割減の補正をするものである。

総務管理業務は、企画・電算・総務・区民・戸籍等の業務を含むが、戸籍業務の所要職員数は戸籍人口比率に応じて異なること、また、戸籍業務担当の職員数に対する戸籍人口比率の変動の影響する割合（影響度）が3/10であることから下記の算式により補正係数を求める。

###### (2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区戸籍人口}}{\text{標準区人口}}} - 1 \right] \times \frac{\text{戸籍人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区議会総務費}}$$
$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{371,700\text{人}}{350,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{205,180,896\text{円}}{9,095,587,369\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.021 + 0.977$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度4月1日現在における当該特別区の戸籍記載人口

###### (3) 積算内訳

$$\begin{aligned} \text{戸籍人口により影響を受ける経費} &= \text{戸籍関係人件費の比例分} \times \text{影響率} + \text{戸籍関係事業費} \\ &= 577,931,448\text{円} \times 0.30 + 31,801,462\text{円} = 205,180,896\text{円} \end{aligned}$$



## 2 態容補正（I）

### (1) 目的

昼間人口比率により、災害対策費の一部を補正するものである。

### (2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{標準区災害対策費のうちBに掲げる事業費}}{\text{標準区人口} \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + (A - 1) \times \frac{86,567,147\text{円}}{350,000\text{人} \times 25,987\text{円}} = 1 + (A - 1) \times 0.010$$

算式の符号

A：次の表の定める昼間人口比率に対応する率

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.00未満	1.0	5.00以上 8.00未満	3.5
1.00以上 1.25未満	1.5	8.00以上 12.00未満	4.0
1.25以上 1.75未満	2.0	12.00以上 15.00未満	4.5
1.75以上 3.00未満	2.5	15.00以上	5.0
3.00以上 5.00未満	3.0		

したがって、補正係数は昼間人口比率に対して次の表のとおりである。

昼間人口比率	補正係数	昼間人口比率	補正係数
1.00未満	1.000	5.00以上 8.00未満	1.025
1.00以上 1.25未満	1.005	8.00以上 12.00未満	1.030
1.25以上 1.75未満	1.010	12.00以上 15.00未満	1.035
1.75以上 3.00未満	1.015	15.00以上	1.040
3.00以上 5.00未満	1.020		

B：総合防災訓練の一部・災害用食料の備蓄（避難所用）・生活必需品の備蓄・

災害用医薬品及び医療資器材等の備蓄

(注) 昼間人口比率とは、平成27年国勢調査の結果による昼間人口（常住人口に当該特別区の区域内で就業又は就学する15歳以上の者の数を加えた数から当該特別区の区域外で就業又は就学する15歳以上の者の数を控除した人口をいう。）を常住人口で除して得た率をいう。

### 3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

退職手当について、各区の退職対象者の状況に応じて補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + (B - 1) \times \frac{A \times \frac{\text{標準区退職手当費の比例費}}{\text{標準区人口}} + \text{標準区退職手当費の固定費}}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + (B - 1) \times \frac{A \times \frac{1,088,679,200\text{円}}{350,000\text{人}} + 544,339,600\text{円}}{A \times 25,987\text{円}}$$

$$= 1 + (B - 1) \times \left( 0.120 + \frac{20,947}{A} \right)$$

$\left( \frac{20,947}{A} \right)$  又は B に小数点以下第 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A : 測定単位の数値（当該区の人口）

B : 次の算式により求められる数

$$B = \frac{\frac{b}{a}}{\frac{\Sigma b}{\Sigma a}} = \frac{b}{a} \times \frac{\Sigma a}{\Sigma b}$$

a : 当該年度の前年度の 4 月 1 日現在における各区の全職員数

b : 当該年度の前年度の 4 月 1 日現在における年齢が 48 歳～58 歳までの各区の職員数

$\Sigma a$  : 当該年度の前年度の 4 月 1 日現在における各区の全職員数を合算した数

$\Sigma b$  : 当該年度の前年度の 4 月 1 日現在における年齢が 48 歳～58 歳までの各区の職員数を合算した数

#### 4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

人口区分に応じた議員定数により、議会運営に係る経費の差を補正する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B - \text{標準区議会運営費}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B - 550,541,980\text{円}}{A \times 25,987\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：人口区分に対応する次の表に定める議会運営費

人口区分		議員定数	議会運営費
以上	以下		
50,000	99,999	25	352,469,079 円
100,000	199,999	31	431,698,239
200,000	299,999	34	471,312,819
300,000	499,999	40	550,541,980
500,000	899,999	47	642,976,000
900,000		50	682,590,580

## 第2項 民生費

### 第1 社会福祉費（人口）

#### 1 密度補正（Ⅰ）

##### (1) 目的

心身障害者福祉手当支給件数及び難病手当支給件数の多少により、社会福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B+C}{A}}{\frac{(\text{標準区心身障害者福祉手当支給件数} + \text{標準区難病手当支給件数})}{\text{標準区人口}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区心身障害者福祉手当支給費}}{\text{標準区社会福祉費}}$$

$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B+C}{A}}{\frac{(36,708\text{件} + 21,564\text{件})}{350,000\text{人}}} \times 0.969 - 1 \right] \times \frac{907,625,424\text{円}}{5,182,653,251\text{円}}$$

$$= \frac{B+C}{A} \times 1.019 + 0.825$$

( $\frac{B+C}{A}$  に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該区の前前年度における心身障害者福祉手当の支給件数

C：当該区の前前年度における難病手当の支給件数

#### 2 密度補正（Ⅱ）

##### (1) 目的

自立支援医療（更生医療）のうち生活保護受給者のレセプト件数の多少により、社会福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区生活保護受給者のレセプト件数}}{\text{標準区人口}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区自立支援医療費（更生医療）} \times a}{\text{標準区社会福祉費}}$$

$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{1,400\text{件}}{350,000\text{人}}} \times 0.979 - 1 \right] \times \frac{156,120,650\text{円} \times 0.550}{5,182,653,251\text{円}} = \frac{B}{A} \times 4.055 + 0.983$$

( $\frac{B}{A}$  に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該区の前前年度における更生医療レセプト件数のうち生活保護受給者のレセプト件数

a：更生医療レセプト件数のうち生活保護受給者のレセプト件数の比率 0.550

### 3 態容補正

(1) 目 的

福祉型児童発達支援センター（知的障害児）の管理運営経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \text{福祉型児童発達支援センター（知的障害児）} \text{ 1人当たり費用}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times 3,408,109\text{円}}{A \times 14,808\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該区の4月1日現在の区立福祉型児童発達支援センター（知的障害児）の通所定員数

(3) 算出内訳

福祉型児童発達支援センター（知的障害児）

区 分	節 名	金 額
基 準 的	管 理 費	報 酬 6,492,276 円
		給 与 費 114,200,655
		職 員 手 当 等 5,176,500
		報 償 費 45,510
		旅 費 119,063
		需 用 費 7,435,320
		役 務 費 402,130
		委 託 料 1,222,220
		使用料及び賃借料 1,570,680
		工 事 請 負 費 1,243,690
		原 材 料 費 57,340
		備 品 購 入 費 245,880
		負担金補助及び交付金 20,000
		公 課 費 70,000
		計 138,301,264
経 費	児 童 保 護 費	旅 費 74,606
		需 用 費 6,221,310
		役 務 費 77,300
		委 託 料 54,960
		使用料及び賃借料 225,170
		備 品 購 入 費 406,870
		負担金補助及び交付金 3,000
		計 7,063,216
合 計		145,364,480
特定財源	都 支 出 金	43,121,200
差 引	一 般 財 源	102,243,280
通 所 定 員		30 人
通 所 定 員 1 人 当 たり 経 費		3,408,109

## 第2 老人福祉費（65歳以上人口）

### 1 密度補正（Ⅰ）

#### (1) 目的

標準区における「住民基本台帳上の日本人老人人口に対する、外国人人口を含んだ老人人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、老人福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

#### (2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区65歳以上人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区65歳以上人口（日本人人口）}}} - 1 \right] \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区老人福祉費}}$$

$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{65,200\text{人}}{63,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{4,087,051,727\text{円}}{4,566,843,231\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.865 + 0.105$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の人口（外国人人口を含む。）

### 2 密度補正（Ⅱ）

#### (1) 目的

老人福祉施設入所措置者数の多少により、老人福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

#### (2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区老人福祉施設入所措置者数}}{\text{標準区65歳以上人口（日本人人口）}}} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区老人福祉施設入所措置費}}{\text{標準区老人福祉費}}$$

$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{141\text{人}}{63,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{251,830,754\text{円}}{4,566,843,231\text{円}} = \frac{B}{A} \times 24.638 + 0.945$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該区の4月1日現在における老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第11条第1項第1号の規定による老人福祉施設入所措置者数

### 3 態容補正（I）

(1) 目的

区立特別養護老人ホームの経営支援に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 72,490 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度における区立特別養護老人ホームの経営支援に要する経費として知事が算定した額

### 4 態容補正（II）

(1) 目的

高齢者集合住宅（シルバーピア対象事業に限る。）及び軽費老人ホームの運営に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 72,490 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度における区立高齢者集合住宅（シルバーピア対象事業に限る。）及び区立軽費老人ホーム（A型、B型及びケアハウス）の運営に係る経費として知事が算定した額

## 第3 生活保護費（被保護者数）

### 1 密度補正

(1) 目的

各種扶助件数の多少により、生活保護費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{b}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{array}{l} (\alpha) \text{のうち} \\ \text{生活扶助費} \\ \text{うち比例費} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{array}} + \left[ \frac{\frac{C}{A}}{\frac{c}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{array}{l} (\alpha) \text{のうち} \\ \text{住宅扶助費} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{array}} + \left[ \frac{\frac{D}{A}}{\frac{d}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{array}{l} (\alpha) \text{のうち} \\ \text{教育扶助費} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{array}} \\
 & + \left[ \frac{\frac{E}{A}}{\frac{e}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{array}{l} (\alpha) \text{のうち医療} \\ \text{扶助(入院)費} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{array}} + \left[ \frac{\frac{F}{A}}{\frac{f}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{array}{l} (\alpha) \text{のうち医療} \\ \text{扶助(入院外)費} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{array}} + \left[ \frac{\frac{G}{A}}{\frac{g}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{array}{l} (\alpha) \text{のうち} \\ \text{介護扶助費} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{array}} \\
 & + \frac{\frac{H}{A}}{\frac{h}{a}} - 1 \times \frac{\begin{array}{l} (\alpha) \text{のうち法} \S \\ \text{73ケース扶助費} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{array}} \\
 = & 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{2,150}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{502,426,388}{1,398,883,224} + \left[ \frac{\frac{C}{A}}{\frac{1,500}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{261,401,834}{1,398,883,224} + \left[ \frac{\frac{D}{A}}{\frac{150}{7,600}} - 1 \right] \\
 & \times \frac{8,306,624}{1,398,883,224} + \left[ \frac{\frac{E}{A}}{\frac{150}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{271,441,024}{1,398,883,224} + \left[ \frac{\frac{F}{A}}{\frac{2,600}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{216,989,074}{1,398,883,224} \\
 & + \left[ \frac{\frac{G}{A}}{\frac{300}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{27,848,180}{1,398,883,224} + \left[ \frac{\frac{H}{A}}{\frac{750}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{20,556,118}{1,398,883,224} \\
 = & \frac{B \times 1.270 + C \times 0.947 + D \times 0.301 + E \times 9.831 + F \times 0.453 + G \times 0.504 + H \times 0.149}{A} + 0.064
 \end{aligned}$$

( B × 1.270、C × 0.947、…………… H × 0.149 は、小数点以下四捨五入する。)

算式の符号

A : 測定単位の数値 (当該区の被保護者数)	a : 標準区被保護者数
B : Aのうち、生活扶助件数	b : aのうち、生活扶助件数
C : " 住宅扶助件数	c : " 住宅扶助件数
D : " 教育扶助件数	d : " 教育扶助件数
E : " 医療扶助(入院)件数	e : " 医療扶助(入院)件数
F : " 医療扶助(入院外)件数	f : " 医療扶助(入院外)件数
G : " 介護扶助件数	g : " 介護扶助件数
H : " 法 § 73ケース扶助件数	h : " 法 § 73ケース扶助件数



## (3) 算出内訳

区 分	所 要 経 費		特 定 財 源 B	差 引 一 般 財 源 A - B
	A			
生活扶助	給与費 (19.52人)	148,613,118	円	円
	その他	1,542,259,252	1,098,532,000	592,340,370
	計	1,690,872,370		
うち比例費	給与費 (7.71人)	58,699,136		
	その他	1,542,259,252	1,098,532,000	502,426,388
	計	1,600,958,388		
住宅扶助	給与費 (5.37人)	40,883,834		
	その他	882,072,000	661,554,000	261,401,834
	計	922,955,834		
教育扶助	給与費 (0.54人)	4,111,224		
	その他	16,781,400	12,586,000	8,306,624
	計	20,892,624		
医療扶助 (入院)	給与費 (0.54人)	4,111,224		
	その他	1,069,318,800	801,989,000	271,441,024
	計	1,073,430,024		
医療扶助 (入院外)	給与費 (9.32人)	70,956,674		
	その他	584,126,400	438,094,000	216,989,074
	計	655,083,074		
介護扶助	給与費 (1.06人)	8,070,180		
	その他	79,110,000	59,332,000	27,848,180
	計	87,180,180		
法第73条の規定による扶助	給与費 (2.70人)	20,556,118		
	その他	0	0	20,556,118
	計	20,556,118		
計	給与費 (39.05人)	297,302,372		(α)
	その他	4,173,667,852	3,072,087,000	1,398,883,224
	計	4,470,970,224		

## 2 態容補正

## (1) 目 的

生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第73条の規定による被保護者数（都負担ケース）の当該特別区人口に占める割合の多少による経費の差を補正するものである。

## (2) 算出方法

$$1 + \left( \frac{B \times C}{A} \right)$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保護者数）

B：Aのうち、生活保護法第73条の規定により都がその費用の一部を負担した被保護者の数

C：Bを当該年度の4月1日現在における人口で除して得た数

（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に対応する下表に定める率

人口1人当たり法第73条 ケース被保護者数	率
0.005人未満	0.000
0.005人以上	0.075

#### 第4 児童福祉費（18歳未満人口、区立保育所入所児童数、私立保育所入所児童数）

「18歳未満人口」を測定単位とするもの

##### 1 密度補正（Ⅰ）

###### (1) 目的

標準区における「住民基本台帳上の日本人児童人口に対する、外国人人口を含んだ児童人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

###### (2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区18歳未満人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区18歳未満人口（日本人人口）}}} - 1 \right] \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$

$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{48,600 \text{人}}{47,000 \text{人}}} - 1 \right] \times \frac{4,554,376,955 \text{円}}{6,919,907,739 \text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.636 + 0.342$$

$\frac{B}{A}$ （— に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の人口（外国人人口を含む。）

##### 2 密度補正（Ⅱ）

###### (1) 目的

児童育成手当支給件数の多少により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区児童育成手当支給件数}}{\text{標準区18歳未満人口（日本人人口）}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区児童育成手当支給に要する経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$
$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{38,400\text{件}}{47,000\text{人}}} \times 0.985 - 1 \right] \times \frac{534,295,834\text{円}}{6,919,907,739\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.093 + 0.923$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$  に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該区の令和元年度及び令和2年度における児童育成手当の1年当たり平均支給件数（1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

3 密度補正（Ⅲ）

(1) 目的

児童扶養手当受給世帯数の多少により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区児童扶養手当受給世帯数}}{\text{標準区18歳未満人口（日本人人口）}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区児童扶養手当給付事業に要する経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$
$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{2,037\text{世帯}}{47,000\text{人}}} \times 1.052 - 1 \right] \times \frac{699,468,351\text{円}}{6,919,907,739\text{円}} = \frac{B}{A} \times 2.454 + 0.899$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$  に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該区の令和元年度及び令和2年度各年度の3月31日現在の児童扶養手当受給世帯数の平均値（1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

#### 4 密度補正 (IV)

(1) 目的

ひとり親家庭医療費助成件数の多少により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区児童扶養手当受給世帯数}}{\text{標準区18歳未満人口 (日本人人口)}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区ひとり親家庭医療費助成に要する経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$

$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{1,400 \text{世帯}}{47,000 \text{人}}} \times 1.000 - 1 \right] \times \frac{93,969,422 \text{円}}{6,919,907,739 \text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.456 + 0.986$$

$\frac{B}{A}$  (— に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A : 測定単位の数値 (当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口)

B : 当該年度の4月1日現在の児童扶養手当受給世帯数 (生活保護受給世帯及び中国残留邦人等生活支援給付受給世帯を除く。)

#### 5 態容補正 (I)

(1) 目的

区立認定こども園の管理運営に係る経費 (2・3号認定分) を加算するものである。

(2) 算出方法

$$= 1 + \frac{B \times \left[ \begin{array}{l} \text{2号認定の} \\ \text{4歳以上児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right] + C \times \left[ \begin{array}{l} \text{2号認定の} \\ \text{3歳児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right] + D \times \left[ \begin{array}{l} \text{3号認定の} \\ \text{1・2歳児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right] + E \times \left[ \begin{array}{l} \text{3号認定の} \\ \text{零歳児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right]}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{B \times 1,368,040 \text{円} + C \times 1,732,080 \text{円} + D \times 2,370,270 \text{円} + E \times 4,238,670 \text{円}}{A \times 147,232 \text{円}}$$

算式の符号

A : 測定単位の数値 (当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口)

B : 当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する2号認定を受けた4歳以上児の数

C : 当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する2号認定を受けた3歳児の数

D : 当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する3号認定を受けた1・2歳児の数

E : 当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する3号認定を受けた零歳児の数



算式の符号

- A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）  
 B：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する2号認定を受けた4歳以上児の数  
 C：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する2号認定を受けた3歳児の数  
 D：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する3号認定を受けた1・2歳児の数  
 E：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する3号認定を受けた零歳児の数  
 F：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する2・3号認定を受けた児童の数

(3) 算出内訳

私立認定こども園施設型給付費等（1園当たり経費（2・3号認定分））

区 分			対象者数		公定価格/区加算額			利用 者 負 担 額		国庫支出金 (3歳以上1/2、 3歳未満 57.72/100)	都支出金 (3歳以上1/4、 3歳未満 21.14/100)	差引一般財源 J E-G-H-I	
			定員 A	延人員 B A×12 人	単価 C 円	加算率 加算額 D %、円	金額 E B×C×D B×(C+D) 円	単価 F 円	金額 G B×F 円				H (E-G) ×1/2 または57.72/100 円
基 国 本 分 制 的 度 的 分 算 2 費 分	基 準 時 間	4歳以上児	29	348	51,150		17,800,200	0	0				
		3歳児	16	192	58,940		11,316,480	0	0				
		1・2歳児	23	276	121,540		33,545,040	47,221	13,032,996				
		零歳児	6	72	199,500		14,364,000	47,221	3,399,912				
	短 時 間	4歳以上児	3	36	44,610		1,605,960	0	0				
		3歳児	2	24	52,400		1,257,600	0	0				
		1・2歳児	1	12	115,000		1,380,000	47,221	566,652				
	処 遇 改 善 等 加 算 I	標準時間	4歳以上児	29	348	490	15	2,557,800					
		3歳児	16	192	560	15	1,612,800						
		1・2歳児	23	276	1,100	15	4,554,000						
		零歳児	6	72	1,880	15	2,030,400						
	短 時 間	4歳以上児	3	36	420	15	226,800						
		3歳児	2	24	490	15	176,400						
		1・2歳児	1	12	1,040	15	187,200						
	加 算 1	三歳児配置改善加算	18	216	7,790	1,050	1,909,440						
		チーム保育加算	50	600	5,320	600	3,552,000						
		副食費徴収免除加算	7	84	4,500		378,000						
	加 算 II	処遇改善等加算II	①(7人)	80	960	2,190	2,102,400						
		②(4人)	80	960	150		144,000						
	加 算 2	冷暖房費加算			105,600		105,600						
		栄養管理加算	80	960	960	140	1,056,000						
		施設機能強化推進費加算			48,750		48,750						
		小学校接続加算			48,420		48,420						
	小 計							101,959,290	16,999,560	45,495,000	19,733,000	19,731,730	
区 加 算 分	職員処遇等加算	80	960	12,650		12,144,000					12,144,000		
	施設維持管理・健康管理等加算	80	960	3,454		3,315,840					3,315,840		
	児童処遇等加算	80	960	2,610		2,505,600					2,505,600		
	特例保育加算 (零歳児、障害児、11時間保育)	80	960	20,354		19,539,840					19,539,840		
小 計							37,505,280				37,505,280		
合 計							139,464,570	16,999,560	45,495,000	19,733,000	57,237,010		

1人当たり経費（認定区分、歳児別）

認定区分	歳児別	1人当たり経費（円）			
		公定価格/ 区加算額	利用者負担額	国庫支出金 都支出金	差引一般財源
2号認定	4歳以上児	815,870	0	611,910	203,960
	3歳児	1,026,450	0	769,840	256,610
3号認定	1・2歳児	1,696,570	566,650	889,360	240,560
	零歳児	2,776,210	566,650	1,740,770	468,790
2・3号認定	全年齢（区加算）	468,820	-	-	468,820

7 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別区の児童相談所関連事務に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left[ B \times \frac{\text{比例費}}{\text{標準区18歳未満人口（外国人人口を含む）}} + \text{固定費} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{\left[ B \times \frac{793,490,330\text{円}}{48,600\text{人}} + 254,146,460\text{円} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 147,232\text{円}}$$

$$= 1 + \frac{\left[ B \times 16,327 + 254,146,460 \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 147,232}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の人口（外国人人口を含む。）

比例費：児童相談所関連経費のうち、比例費の差引一般財源の合計をいう。

固定費：児童相談所関連経費のうち、固定費の差引一般財源の合計をいう。

## (3) 児童相談所関連経費の積算内訳

## 児童相談所運営費

区 分	節 名	経 費	固 定 費	比 例 費	
基 準 的 経 費	児童相談所運営費	給 与 費	251,241,441 円	114,200,655 円	137,040,786 円
		報 酬	27,423,525	27,423,525	0
		職 員 手 当 等	1,249,500	349,860	899,640
		報 償 費	631,905	0	631,905
		旅 費	5,085,472	1,271,368	3,814,104
		需 用 費	10,374,420	6,013,968	4,360,452
		役 務 費	4,626,216	2,548,217	2,077,999
		委 託 料	12,927,398	9,460,788	3,466,610
		使用料及び賃借料	233,110	14,000	219,110
		工 事 請 負 費	1,270,920	767,636	503,284
		備 品 購 入 費	243,003	243,003	0
		負担金補助及び交付金	957,758	27,287	930,471
		公 課 費	18,900	18,900	0
合 計		316,283,568	162,339,207	153,944,361	
特 定 財 源	国 庫 支 出 金	7,858,000	7,720,000	138,000	
差 引 一 般 財 源		308,425,568	154,619,207	153,806,361	

## 一時保護所運営費

区 分	節 名	経 費	固 定 費	比 例 費	
基 準 的 経 費	一時保護所運営費	給 与 費	83,747,147 円	38,066,885 円	45,680,262 円
		報 酬	12,903,873	12,903,873	0
		職 員 手 当 等	6,437,760	2,380,924	4,056,836
		需 用 費	1,708,800	411,013	1,297,787
		役 務 費	766,244	209,767	556,477
		委 託 料	3,819,716	1,405,514	2,414,202
		使用料及び賃借料	380,400	119,065	261,335
		備 品 購 入 費	171,100	53,554	117,546
		扶 助 費	13,077,952	2,624,307	10,453,645
合 計		123,012,992	58,174,902	64,838,090	
特 定 財 源	国 庫 支 出 金	37,093,060	15,969,755	21,123,305	
差 引 一 般 財 源		85,919,932	42,205,147	43,714,785	

## 措置費(国基準分)

区 分	節 名	経 費	固 定 費	比 例 費	
経 基 準 的 費 的	措置費(国基準分)	扶 助 費	516,578,135 円	0 円	516,578,135 円
特 定 財 源		分 担 金 及 負 担 金	4,555,298	0	4,555,298
		国 庫 支 出 金	250,150,000	0	250,150,000
		諸 収 入	737,381	0	737,381
		使用料及手数料	20,188	0	20,188
		計	255,462,867	0	255,462,867
差 引 一 般 財 源		261,115,268	0	261,115,268	



児童相談所設置市事務

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基 準 的 経 費	児 童 相 談 所 設 置 市 事 務	給 与 費	61,727,292 円	27,341,811 円	34,385,481 円
		報 酬	10,042,080	10,042,080	0
		報 償 費	341,000	341,000	0
		旅 費	303,023	196,715	106,308
		需 用 費	860,000	860,000	0
		役 務 費	2,368,500	2,368,500	0
		委 託 料	16,520,147	16,345,000	175,147
		使用料及び賃借料	12,000	12,000	0
		扶 助 費	103,761,033	0	103,761,033
		負担金補助及び交付金	54,290,792	0	54,290,792
合 計			250,225,867	57,507,106	192,718,761
特 定 財 源		分 担 金 及 負 担 金	179	0	179
		国 庫 支 出 金	89,511,000	10,546,000	78,965,000
		都 支 出 金	△ 20,475,000	△ 10,361,000	△ 10,114,000
		計	69,036,179	185,000	68,851,179
差 引 一 般 財 源			181,189,688	57,322,106	123,867,582

旧都単独補助事業

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基 準 的 経 費	旧都単独補助事業	扶 助 費	210,986,334 円	0 円	210,986,334 円
	特 定 財 源	—	0	0	0
	差 引 一 般 財 源		210,986,334	0	210,986,334

差 引 一 般 財 源 合 計		1,047,636,790 円	254,146,460 円	793,490,330 円
-----------------	--	-----------------	---------------	---------------

「区立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

1 密度補正 (I)

(1) 目的

区立保育所の乳幼児の保育経費については、3歳未満児と3歳以上児で差があるため、当該区の区立保育所入所児童数に占める3歳未満児数の割合と標準区の区立保育所児童数に占める3歳未満児数の割合との差により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left( \frac{B}{A} - \frac{\text{標準区区立保育所の3歳未満児数}}{\text{標準区区立保育所入所児童数}} \right) \times \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{3歳未満児} \\ \text{1人当たり経費} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{3歳以上児} \\ \text{1人当たり経費} \end{array} \right]}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left( \frac{B}{A} - \frac{1,156\text{人}}{3,400\text{人}} \right) \times \frac{2,060,742\text{円} - 1,241,220\text{円}}{1,519,858\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.539 + 0.817$$

$\frac{B}{A}$  (—) に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 )

算式の符号

A : 測定単位の数値 (当該区の区立保育所 (区立認定こども園を除く。 ) 入所児童数)

B : Aのうち3歳未満の者の数 (ただし、障害児は3歳未満とみなす。 )

2 密度補正 (II)

(1) 目的

保育所1所当たりの固定的経費を算定するための補正を行うものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left( \frac{B}{A} - \frac{\text{標準区区立保育所数}}{\text{標準区区立保育所入所児童数}} \right) \times \frac{\text{保育所1所当たり固定的経費}}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left( \frac{B}{A} - \frac{34\text{所}}{3,400\text{人}} \right) \times \frac{\text{@}7,613,377\text{円} \times 2.737\text{人}}{1,519,858\text{円}} = \frac{B}{A} \times 13.710 + 0.863$$

$\frac{B}{A}$  (—) に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 )

算式の符号

A : 測定単位の数値 (当該区の区立保育所 (区立認定こども園を除く。 ) 入所児童数)

B : 当該年度の4月1日現在における区立保育所 (区立認定こども園を除く。 ) 数

### 3 態容補正

(1) 目的

零歳児保育に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times (\text{零歳児保育特別対策事業に係る1施設当たりの加算経費})}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times 9,913,869\text{円}}{A \times 1,519,858\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の区立保育所（区立認定こども園を除く。）入所児童数）

B：当該年度の4月1日現在において零歳児保育事業を実施している区立保育所（区立認定こども園を除く。）数

(3) 算出内訳

区立保育所零歳児保育事業加算分

区	分	節名	経費	説明
基 準 的 経 費	区立保育所管理運営費 (零歳児保育事業加算分)	報酬	4,584,505	特別職非常勤職員（嘱託医手当加算） @43,100円 × 1人 × 12月 = 517,200円 会計年度任用職員（保健師） @3,646,188円 × 0.5人 = 1,823,094円 会計年度任用職員（調理員） @2,805,264円 × 0.8人 = 2,244,211円
		給与費	5,329,364	保健師の増配置 @7,613,377円 × 0.5人 = 3,806,689円 調理員の増配置 @7,613,377円 × 0.2人 = 1,522,675円
		計	9,913,869	
		一般財源	9,913,869	

「私立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

#### 1 密度補正

(1) 目的

私立保育所の乳幼児の保育経費については、3歳未満児と3歳以上児で差があるため、当該区の私立保育所入所児童数に占める3歳未満児数の割合と標準区の私立保育所児童数に占める3歳未満児数の割合との差により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left( \frac{B}{A} - \frac{\text{標準区私立保育所の3歳未満児数}}{\text{標準区私立保育所入所児童数}} \right) \times \frac{\left[ \frac{\text{3歳未満児}}{\text{1人あたり経費}} \right] - \left[ \frac{\text{3歳以上児}}{\text{1人あたり経費}} \right]}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left( \frac{B}{A} - \frac{374人}{1,100人} \right) \times \frac{753,967円 - 678,247円}{703,994円} = \frac{B}{A} \times 0.108 + 0.963$$

$\left( \frac{B}{A} \right)$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の私立保育所（私立認定こども園を除く。）入所児童数）

B：Aのうち3歳未満の者の数（ただし、障害児は3歳未満とみなす。）

## 第5 国民健康保険事業助成費（被保険者数）

### 1 態容補正（I）

#### (1) 目的

保険料軽減被保険者数の多少による基盤安定繰出金の差を補正するものである。

#### (2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{a}{\text{標準区被保険者数}}} - 1 \right] \times \frac{\text{基盤安定繰出金経費}}{\text{標準区国民健康保険事業助成費}}$$

$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{87,076人}{113,780人}} - 1 \right] \times \frac{532,194,530円}{1,459,676,168円} = \frac{B}{A} \times 0.4764 + 0.6354$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の3第1項の規定に基づく、前々年度における繰入金の算定の基礎となった、保険料の減額を受けた一般被保険者の数

a：標準区における医療分、後期高齢者支援金分、介護分の軽減対象者数（合計数）： 87,076人

### 2 態容補正（II） ※令和5年度までの時限算定

#### (1) 目的

国民健康保険制度改革に伴い、平成29年度当初算定額を基準として、影響を調整するための補正を行うものである。

#### (2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 12,829円}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：当該年度における平成29年度当初算定額からの激変緩和措置額として知事が算定した額

### 3 態容補正（Ⅲ） ※令和5年度までの時限算定

(1) 目的

東京都国民健康保険事業費納付金において行われる激変緩和措置の影響を調整するものである。

(2) 算出方法

$$1 - \frac{B}{A \times 12,829円}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：東京都国民健康保険事業費納付金において行われた激変緩和措置の影響を調整する額として知事が算定した額

### 4 態容補正（Ⅳ）

(1) 目的

保険料軽減被保険者（未就学児）数の多少による未就学児均等割保険料軽減措置繰出金の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{a}{\text{標準区被保険者数}}} - 1 \right] \times \frac{\text{未就学児均等割保険料軽減措置繰出金経費}}{\text{標準区国民健康保険事業助成費}}$$

$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{4,102人}{113,780人}} - 1 \right] \times \frac{13,865,380円}{1,459,676,168円} = \frac{B}{A} \times 0.2635 + 0.9905$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の3の2第1項の規定に基づく、医療分及び後期高齢者支援金分の保険料の減額対象となる一般被保険者（未就学児）の前々年度の数

a：標準区における未就学児（医療分、後期高齢者支援金分）の数： 4,102 人

## 第6 後期高齢者医療制度事業助成費（被保険者数）

### 1 態容補正（Ⅰ）

#### (1) 目的

低所得者に係る保険料軽減者数の多少による基盤安定繰出金の差を補正する。

#### (2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{a}{\text{標準区被保険者数}}} - 1 \right] \times \frac{\text{基盤安定繰出金経費（低所得者分）}}{\text{標準区後期高齢者医療制度事業助成費}}$$

$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{26,427\text{人}}{34,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{132,595,480\text{円}}{2,639,316,726\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.0646 + 0.9498$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第99条第1項に基づき、前年度における繰入金の算定の基礎となった、保険料の減額を受けた被保険者の数

a：標準区における保険料の軽減対象者数（低所得者分）： 26,427人

### 2 態容補正（Ⅱ）

#### (1) 目的

旧被用者保険の被扶養者に係る保険料軽減者数の多少による基盤安定繰出金の差を補正する。

#### (2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{a}{\text{標準区被保険者数}}} - 1 \right] \times \frac{\text{基盤安定繰出金経費（旧被用者保険の被扶養者分）}}{\text{標準区後期高齢者医療制度事業助成費}}$$

$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{172\text{人}}{34,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{726,440\text{円}}{2,639,316,726\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.0544 + 0.9997$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：法第99条第2項に基づき、前年度における繰入金の算定の基礎となった、保険料の減額を受けた被保険者の数

a：標準区における保険料の軽減対象者数（旧被用者保険の被扶養者分）： 172人

## 第3項 衛生費

### 第1 衛生費（人口）

#### 1 密度補正

##### (1) 目的

食品衛生監視施設数及び環境監視施設数の多少による経費の差を補正するものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区施設数}}{\text{標準区人口}}} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区衛生総務費給与費} \times \text{変動費比率}}{\text{標準区衛生費}}$$

$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{18,025\text{所}}{350,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{984,942,582\text{円} \times 0.161}{3,399,350,789\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.906 + 0.953$$

$\frac{B}{A}$   
 (  $\frac{B}{A}$  に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 )

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度の3月31日現在における食品衛生監視施設の数に、環境監視施設の数に3.838を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加算した数

#### 2 態容補正（I）

##### (1) 目的

公害健康被害補償法(昭和48年法律第111号)の適用を受ける特別区の公害健康被害補償事業に係る経費を加算するものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \frac{\text{比例費}}{\text{標準区患者数}} + \text{固定費}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times \frac{62,606,598\text{円}}{1,470\text{人}} + 8,405,470\text{円}}{A \times 9,712\text{円}}$$

$$= 1 + \frac{B \times 42,590 + 8,405,470}{A \times 9,712}$$

算式の符号

A：公害健康被害補償法第2条の規定により地域指定を受けた特別区における測定単位の数値(当該区の人口)

B：当該年度の前々年度の3月31日現在における当該区の被認定患者数

比例費：公害健康被害補償事業費のうち、比例費の差引一般財源の合計をいう。

固定費：公害健康被害補償事業費のうち、固定費の差引一般財源の合計をいう。

## (3) 公害健康被害補償事業費の積算内訳

## 公害健康被害補償給付支給事務費

区 分	節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基 準 的 経 費	報 酬	5,598,326円	1,752,280円	3,846,046円
	給 与 費	44,157,587	0	44,157,587
	職 員 手 当 等	949,970	297,340	652,630
	報 償 費	2,694,650	843,430	1,851,220
	旅 費	37,814	11,840	25,974
	需 用 費	796,300	249,240	547,060
	役 務 費	6,617,420	2,071,250	4,546,170
	委 託 料	33,895,880	10,609,410	23,286,470
	使 用 料 及 び 賃 借 料	1,911,120	598,180	1,312,940
	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	51,977	16,270	35,707
	扶 助 費	103,954	32,540	71,414
合 計		96,814,998	16,481,780	80,333,218
特 定 財 源	国 庫 支 出 金	26,328,000	8,240,660	18,087,340
差 引 一 般 財 源		70,486,998	8,241,120	62,245,878

## 公害保健福祉事業費

区 分	節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基 準 的 経 費	報 酬	603,560円	188,910円	414,650円
	職 員 手 当 等	381,710	119,480	262,230
	報 償 費	69,400	21,720	47,680
	旅 費	9,198	2,880	6,318
	需 用 費	21,550	6,750	14,800
	役 務 費	131,050	41,020	90,030
	委 託 料	122,090	38,210	83,880
	使 用 料 及 び 賃 借 料	6,480	2,030	4,450
	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	753,032	235,700	517,332
合 計		2,098,070	656,700	1,441,370
特 定 財 源	分 担 金 及 び 負 担 金	1,573,000	492,350	1,080,650
差 引 一 般 財 源		525,070	164,350	360,720

差 引 一 般 財 源 合 計		71,012,068円	8,405,470円	62,606,598円
-----------------	--	-------------	------------	-------------



### 3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

森林整備及びその促進に経費を加算する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 9,712 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における森林整備及びその促進に要する経費として知事が算定した額

### 4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

児童福祉法（昭和22年12月12日法律164号）の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別区の児童相談所関連事務にかかる経費を加算する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left[ A \times \frac{\text{比例費}}{\text{標準区人口}} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{\left[ A \times \frac{5,337,122 \text{円}}{350,000 \text{人}} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 9,712 \text{円}}$$

$$= 1 + \frac{\left[ A \times 15 \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 9,712}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

(3) 児童相談所関連経費の積算内訳

児童福祉施設に関する事務（助産施設）

区 分	節 名	経 費	固 定 費	比 例 費	
基準的経費	児童福祉施設に関する事務（助産施設）	委託料	347円	0円	347円
		扶助費	4,061,742	0	4,061,742
合計		4,062,089	0	4,062,089	
特定財源	分担金及負担金	24,867	0	24,867	
	国庫支出金	1,179,400	0	1,179,400	
	都支出金	△ 2,770,200	0	△ 2,770,200	
	諸収入	290,900	0	290,900	
	計	△ 1,275,033	0	△ 1,275,033	
差引一般財源		5,337,122	0	5,337,122	

## 第4項 清掃費

### 第1 収集作業費（人口）

#### 1 密度補正

##### (1) 目的

人口1人当たりの事業所数の多少により、収集作業経費の割増又は割減の補正をするものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{D}{C}} - 1 \right] \times \frac{\text{令和元年度の標準区の事業系ごみ量相当量}}{\text{令和元年度の標準区ごみ量}}$$
$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{12,000 \text{箇所}}{350,000 \text{人}}} - 1 \right] \times \frac{4,721 \text{ t}}{64,551 \text{ t}} = \frac{B}{A} \times 2.133 + 0.927$$

$\left( \frac{B}{A} \right)$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A：平成28年4月1日現在における当該区の人口

B：平成28年度の当該区の対象事業所数として知事が算定した事業所数

C：平成28年度の標準区人口

D：平成28年度の標準区事業所数

##### (3) 積算内訳

令和元年度の標準区の事業系ごみ量相当量（4,721 t）は、令和元年度の事業系ごみ廃棄物処理手数料の収入実績により推計した標準区の廃棄物処理手数料収入相当額（188,857,000円）を、特別区の廃棄物処理手数料（40.0円/kg）で除して算出する。

#### 2 態容補正（I）

##### (1) 目的

不燃ごみに係る中継作業経費について、不燃ごみの中継量等に応じて加算するものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times C + D + E}{A \times 5,372 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：前年度における不燃ごみ中継施設の不燃ごみ搬入量（t）として知事が算定した量

C：不燃ごみ中継施設の運営及び運搬経費として知事が算定した額

D：不燃ごみ中継施設の施設維持経費として知事が算定した額

E：当該年度における不燃ごみ中継施設の用地賃借料として知事が算定した額

### 3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

事業系ごみの廃棄物処理手数料について、事業所数に応じて割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 5,372 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：事業所数に応じた廃棄物処理手数料の補正額として知事が算定した額

## 第2 収集車両費（人口）

### 1 密度補正

(1) 目的

人口1人当たりの事業所数の多少により、収集車両経費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{D}{C}} - 1 \right] \times \frac{\text{令和元年度の標準区の事業系ごみ相当量}}{\text{令和元年度の標準区ごみ量}}$$
$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{12,000 \text{箇所}}{350,000 \text{人}}} - 1 \right] \times \frac{4,721 \text{ t}}{64,551 \text{ t}} = \frac{B}{A} \times 2.133 + 0.927$$

$\left( \frac{B}{A} \right)$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：平成28年4月1日現在における当該区の人口

B：平成28年度の当該区の対象事業所数として知事が算定した事業所数

C：平成28年度の標準区人口

D：平成28年度の標準区事業所数

(3) 積算内訳

令和元年度の標準区の事業系ごみ相当量（4,721 t）は、令和元年度の事業系ごみ廃棄物処理手数料の収入実績により推計した標準区の廃棄物処理手数料収入相当額（188,857,000円）を、特別区の廃棄物処理手数料（40.0円/kg）で除して算出する。

## 2 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

収集作業形態により、収集車両経費の割増補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\frac{B}{A}$$

算式の符号

A：標準区の収集作業形態による必要車両台数 31台

B：当該区の収集作業形態による必要車両台数として知事が算定した台数

## 3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

し尿の収集運搬経費について、加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 1,498 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：前年度におけるし尿収集運搬実績経費として知事が算定した額

## 第3 処理処分費（人口）

### 1 態容補正

(1) 目的

標準算定額と清掃一部事務組合に対する分担金との差額を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 3,062 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：清掃一部事務組合分担金との調整額として知事が算定した額

## 第5項 経済労働費

### 第1 生活経済費（人口）

#### 1 態容補正

##### (1) 目的

勤労福祉会館の管理運営費を加算するものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 48,694,180\text{円}}{A \times 450\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の4月1日現在における勤労福祉会館の数

### 第2 産業経済費（事業所数）

#### 1 態容補正（I）

##### (1) 目的

農業委員会の運営経費を加算するものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 19,094,050\text{円}}{A \times 58,496\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の実業所数）

B：当該年度の4月1日現在における農業委員会の数

##### (3) 積算内訳

区 分		節 名	経 費
基 準 的 経 費	農 業 委 員 会 運 営 費	報 酬	6,782,430円
		給 与 費	10,658,728
		職 員 手 当 等	152,110
		旅 費	745,632
		交 際 費	100,000
		需 用 費	959,950
		負担金補助及び交付金	70,200
	計	19,469,050	
特 定 財 源		都 支 出 金	375,000
差 引 一 般 財 源			19,094,050

## 2 態容補正（Ⅱ）

### (1) 目的

農漁業振興に係る経費について、農漁業世帯数に応じて加算するものである。

### (2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 173,322\text{円}}{A \times 58,496\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の事業所数）

B：農林業センサス（令和2年2月1日現在）による当該区の区域内の農業世帯の数と、漁業センサス（平成30年11月1日現在）による当該区の区域内の漁業世帯の数とを合算した数

### (3) 積算内訳

区 分		節 名	経 費
基 準 的 経 費	農 漁 業 振 興 経 費  〔 病 虫 害 防 除 、 品 評 会 、 都 市 農 家 育 成 等 〕	給 与 費	64,713,705円
		職 員 手 当 等	634,270
		報 償 費	239,040
		旅 費	110,887
		需 用 費	1,842,940
		役 務 費	328,390
		委 託 料	8,181,660
		負担金補助及び交付金	10,610,000
	計	86,660,892	
特 定 財 源			0
差 引 一 般 財 源			86,660,892
数 値			500世帯
1 世 帯 当 たり 経 費			173,322

## 第6項 土木費

### 第1 建築公害費（人口）

#### 1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

特別区が設置管理している自転車駐車場に要する維持管理費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 1,820\text{円}}{A \times 2,368\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の4月1日現在において設置されている自転車駐車場の面積

積算内訳（1㎡当たりの経費）

区 分		節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	区 営 駐 車 場 維 持 管 理 費	需 用 費	274,120	光熱水費 修繕料 その他	電気料	147,360円
		役 務 費	81,640		水道料	14,660円
		委 託 料	3,423,930			
		使用料及び 賃 借 料	657,080			
		工事請負費	85,560			
		計	4,522,330			
特定 財源	駐車場使用料		3,703,500	@8,230円 × 450㎡ =	3,703,500円	
差引一般財源			818,830円			
数 値			450㎡			
1㎡当たり経費			1,820円			

#### 2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

空港対策に要する経費を加算する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 2,368\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における空港対策に要する経費として知事が算定した額

## 第2 都市整備費（人口）

### 1 態容補正

#### (1) 目的

中心地区まちづくり調整業務等に要する経費を加算するものである。

#### (2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 1,094 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における中心地区まちづくり調整業務に要する経費として、知事が算定した額

（参考）

措置基準 …… 対象事業は、都市再生緊急整備地域又は特定都市再生緊急整備地域であること、また、当該地域に策定された地域整備方針に基づく「都市再生特別地区」、「民間都市再生事業計画」、「都市再生緊急整備協議会」又は「国際競争拠点都市整備事業」のもとで進められる都市開発事業又は公共施設整備事業であること。

対象期間は、該当する事業の都市計画決定後、事業完了までとする。

対象経費は、行政等の各機関との連携・調整業務に係る経費として、会議体の委員やアドバイザーに対する報酬、共済費及び報償費、また、事業に関わる様々な主体の連携・調整を行う業務委託料とし、事業費から特定財源を差し引いた区の一般財源の2分の1を措置する。

## 第3 道路橋りょう費（道路面積）

### 1 種別補正

#### (1) 目的

道路幅員による経費の差を補正するものである。

#### (2) 算出方法

ア 補正係数算出表

区 分		8.5m以上 (平均14m)	6.5m～8.5m (平均7.5m)	4.5m～6.5m (平均5.5m)	4.5m未満 (平均3.5m)	橋りょう
基 準 的 経 費	事業費	円	円	円	円	円
	側溝維持補修費	15,907,640	29,257,880	39,634,380	61,984,510	—
	交通安全施設維持補修費	10,292,690	9,174,050	12,098,000	5,260,500	—
	その他	968,877,317	968,877,317	968,877,317	968,877,317	—
	計	995,077,647	1,007,309,247	1,020,609,697	1,036,122,327	10,884,000
	給与費	373,055,473	373,055,473	373,055,473	373,055,473	7,613,377
合計	1,368,133,120	1,380,364,720	1,393,665,170	1,409,177,800	18,497,377	
特定財源	1,282,181,000	1,282,181,000	1,282,181,000	1,282,181,000	0	
差引一般財源	85,952,120	98,183,720	111,484,170	126,996,800	18,497,377	
数値（㎡）	2,322,000	2,322,000	2,322,000	2,322,000	17,500	
単位当たり経費	37	42	48	55	1,057	
補正係数	0.771	0.875	1.000	1.146	22.021	



イ 橋りょう維持補修費の積算内訳

区 分		節 名	経 費
基 準 的 経 費	橋りょう維持補修費  〔 橋りょう面積 〕 17,500㎡	給 与 費	7,613,377 円
		需 用 費	502,000
		委 託 料	3,521,000
		使用料及び賃借料	195,000
		工 事 請 負 費	6,333,000
		原 材 料 費 ( 事 業 費 計 )	333,000 ( 10,884,000 )
一 般 財 源		—	18,497,377

2 密度補正

(1) 目 的

道路面積に対する幅員が4.5m未満の道路面積の割合の多少により、細街路拡幅事業費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

標準区の道路面積に対する幅員が4.5m未満の道路面積比率を、0.20379 (473,204/2,322,000)とする。

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{0.20379} - 1 \right] \times \frac{91,218,768\text{円}}{111,484,170\text{円}} = \frac{B}{A} \times 4.015 + 0.182$$

( $\frac{B}{A}$  及び  $\frac{B}{A} \times 4.015$  に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正前の道路面積）

B：当該年度の4月1日現在における幅員が4.5m未満の道路面積

3 態容補正

(1) 目 的

特別区が設置管理している排水場に要する維持管理費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{(B \times 7,819,568\text{円} + C \times 9,745,168\text{円} + D \times 11,674,178\text{円})}{A \times 48\text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：当該年度の4月1日現在における排水場のうち排水能力 (m<sup>3</sup>/分) が100以上150未満の排水場の数

C：当該年度の4月1日現在における排水場のうち排水能力 (m<sup>3</sup>/分) が150以上300未満の排水場の数

D：当該年度の4月1日現在における排水場のうち排水能力 (m<sup>3</sup>/分) が300以上の排水場の数

積算内訳（1排水場当たり経費）

区 分		100～150m <sup>3</sup> /分	150～300m <sup>3</sup> /分	300m <sup>3</sup> /分以上	
基 準 的 経 費	排 水 場 維 持 管 理 費	職 員 手 当 等	160,720 円	160,720 円	160,720 円
		旅 費	4,088	4,088	4,088
		需 用 費	300,600	512,860	1,066,640
		委 託 料	4,596,540	5,495,860	6,395,210
		使 用 料 及 び 賃 借 料	16,210	16,210	16,210
		工 事 請 負 費	2,538,530	3,190,150	3,503,670
		原 材 料 費	101,440	182,640	263,820
		備 品 購 入 費	101,440	182,640	263,820
	計	7,819,568	9,745,168	11,674,178	
一 般 財 源		7,819,568	9,745,168	11,674,178	

（参考）措置基準

※ 排水場とは、雨水等を直接河川に放流する施設で、停電時にも稼働する機能を有するものをいう。

（下水道管へのポンプアップや雨水貯留施設は本排水場補正に含まれない。）

※ 小規模な排水施設は、標準算定の委託料で算定する。

#### 第4 公園費（公園面積）

##### 1 種別補正

###### (1) 目的

公園を、河川敷に設置された公園、児童遊園、それ以外の公園（一般公園という。）に分け、経費の差を補正するものである。

###### (2) 算出方法

区 分	一 般 公 園	河 川 敷 公 園	児 童 遊 園
単位当たり経費	1,130 円	553 円	1,308 円
補 正 係 数	1.000	0.489	1.158

###### (3) 積算内訳

ア 一般公園

区 分	節 名	経 費 (円)	内 容 説 明
基 準 的 経 費	一 般 公 園 維 持 管 理 費	給 与 費	28,854,699
		事 業 費	342,167,968
		計	371,022,667
特 定 財 源		31,938,000 円	
差 引 一 般 財 源		339,084,667 円	
数 値		300,000 m <sup>2</sup>	
単 位 当 た り 経 費		1,130 円	

イ 河川敷公園

区分	節名	経費(円)	内容説明
基準的経費	河川敷公園維持管理費	給与費 1,827,210	@7,613,377円 × 0.24人 = 1,827,210円
		職員手当等 611,310	時間外勤務手当 @2,870円 × 213時間 = 611,310円
		旅費 125,195	普通旅費 @511円 × 245回 = 125,195円
		需用費 1,522,000	電気料 653,000円 水道料 756,000円 消耗品費 95,000円 修繕料 18,000円
		役務費 9,540,970	
		委託料 17,717,000	
		使用料及び借賃料 94,000	貨物自動車借上料
		工事請負費 22,678,000	改良工事
		原材料費 355,000	砂利、セメント、木材等
		備品購入費 343,000	
	計 54,813,685		
特定財源	使用料及び手数料	8,391,600	公園使用料・占用料 @699,300円 × 12月 = 8,391,600円
差引一般財源		46,422,085円	
数値		84,000㎡	
単位費用		553円	

ウ 児童遊園

区分	節名	経費(円)	内容説明	
基準的経費	児童遊園維持管理費	給与費 2,893,083	@7,613,377円 × 0.38人 = 2,893,083円	
		需用費 1,960,000	電気料 842,000円 水道料 975,000円 消耗品費 119,000円 修繕料 24,000円	
		役務費 8,703,760		
		委託料 13,344,000		
		工事請負費 9,007,000	金属柵、遊具等施設改修工事	
		原材料費 1,846,000	砂利、材木、金網等	
		備品購入費 1,494,000		
		計 39,247,843		
	差引一般財源		39,247,843円	
	数値		30,000㎡	
単位費用		1,308円		

## 第7項 教育費

### 第1 小学校費（児童数、学校数）

「児童数」を測定単位とするもの

#### 1 密度補正

##### (1) 目的

準要保護児童数の多少により要保護・準要保護児童就学援助費の割増又は割減の補正をするものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C} - \frac{\text{標準区準要保護児童数}}{\text{標準区児童数}}}{2} \right] \times \frac{\text{準要保護児童1人当たり経費}}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C} - \frac{2,149\text{人}}{22,950\text{人}}}{2} \right] \times \frac{90,218\text{円}}{38,634\text{円}}$$

$$= \left( \frac{B}{A} + \frac{D}{C} \right) \times 1.168 + 0.781$$

（ $\frac{B}{A}$  及び  $\frac{D}{C}$  に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：令和2年5月1日現在における学校基本調査の結果による児童数

B：Aのうち教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

C：令和3年5月1日現在における学校基本調査の結果による児童数

D：Cのうち教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

「学校数」を測定単位とするもの

#### 1 態容補正（I）

##### (1) 目的

小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ）の児童数及び学級数の規模による経費の差を補正するものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \left\{ \left( \frac{B \times \text{児童数規模変動費（給与費）比率} + C \times \text{学級数規模変動費（給与費）比率}}{A} + \text{固定費（給与費）比率} \right) - 1 \right\} \times \frac{\text{標準区小学校職員給与費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}} + \left( \frac{D}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区給食調理委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}}$$

$$+ \left( \frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区用務委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left\{ \left( \frac{B \times 0.287 + C \times 0.690}{A} + 0.023 \right) - 1 \right\} \times \frac{662,363,799\text{円}}{34\text{校} \times 105,417,617\text{円}} + \left( \frac{D}{A} - 1 \right) \times \frac{709,096,400\text{円}}{34\text{校} \times 105,417,617\text{円}} + \left( \frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{155,481,200\text{円}}{34\text{校} \times 105,417,617\text{円}}$$

$$= \frac{B \times 0.0530 + C \times 0.1709 + D \times 0.1978}{A} + 0.5783$$

$$\left( B \times 0.0530、C \times 0.1709、D \times 0.1978 \text{ 及び } \frac{B \times 0.0530 + C \times 0.1709 + D \times 0.1978}{A} \right)$$

に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校（休校を除く。以下B、C、Dに同じ）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校について、学校ごとにその児童数（養護学園在園者の数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.60	801人以上 1,200人以下	1.20
301人以上 500人以下	0.80	1,201人以上 1,700人以下	1.40
501人以上 800人以下	1.00	1,701人以上	1.60

C：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校について、学校ごとにその学級数（当該年度の5月1日における、学校基本調査の結果による学級の数から養護学園学級の数を除き、東京都教育委員会の認証を受けて編制された通級指導学級の数及び日本語学級の数を加えた数）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
15学級以下	0.67	24学級以上 32学級以下	1.67
16学級以上 20学級以下	1.00	33学級以上	2.00
21学級以上 23学級以下	1.33		

D：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校について、学校ごとにその児童数（養護学園在園者の数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.62	801人以上 1,200人以下	1.19
301人以上 500人以下	0.81	1,201人以上 1,700人以下	1.38
501人以上 800人以下	1.00	1,701人以上	1.57

## 2 態容補正（Ⅱ）

### (1) 目 的

特別支援学校及び養護学園の管理運営費を加算するものである。

### (2) 算出方法

$$1 + \frac{\left[ B \times \frac{\text{特別支援学校1校}}{\text{当たり経費}} + C \times \frac{\text{養護学園1園}}{\text{当たり経費}} \right]}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 64,792,782\text{円} + C \times 77,735,523\text{円})}{A \times 105,417,617\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校（休校を除く。）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立特別支援学校数（休校を除く。）

C：当該年度の4月1日現在における区立養護学園数

(3) 算出内訳

特別支援学校

区分	節名	金額	
基 準 的 経 費	特別支援学校報酬	23,252,810 円	
	管理運営費	給与費	30,453,508
		職員手当等	3,240,600
		旅費	155,984
		需用費	4,811,300
		役務費	516,500
		委託料	149,200
		工事請負費	1,579,400
		備品購入費	584,100
		使用料及び賃借料	49,380
合計	64,792,782		
特定財源	0		
差引一般財源	64,792,782		
特別支援学校1校当たり経費	64,792,782		

養護学園

区分	節名	金額	
基 準 的 経 費	養護学園報酬	23,252,810 円	
	管理運営費	給与費	43,396,249
		職員手当等	3,240,600
		旅費	155,984
		需用費	4,811,300
		役務費	516,500
		委託料	149,200
		工事請負費	1,579,400
		備品購入費	584,100
		使用料及び賃借料	49,380
合計	77,735,523		
特定財源	0		
差引一般財源	77,735,523		
養護学園1園当たり経費	77,735,523		

3 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

学校数の急激な減少に伴う基準財政需要額の激減を緩和するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{(B-A) \times 1.0 + (C-B) \times 1.0 + (D-C) \times 0.9 + (E-D) \times 0.6 + (F-E) \times 0.3}{A}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校（休校を除く。以下B、C、D、E、Fに同じ）の学校数）

B：令和3年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

C：令和2年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

D：令和元年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

E：平成30年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

F：平成29年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

※1 (B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)又は(F-E)が負数となるときは、それぞれ0とする。また、AがB以上、C以上、D以上、E以上かつF以上のときは、(B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)及び(F-E)はいずれも0とする。

※2 1.0は初年度及び第2年度、0.9は第3年度、0.6は第4年度、0.3は第5年度の算入率である。

## 第2 中学校費（生徒数、学校数）

### 「生徒数」を測定単位とするもの

#### 1 密度補正

##### (1) 目的

準要保護生徒数の多少により要保護・準要保護生徒就学援助費の割増又は割減の補正をするものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \left( \frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C} - \frac{\text{標準区準要保護生徒数}}{\text{標準区生徒数}}}{2} \right) \times \frac{\text{準要保護生徒1人当たり経費}}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left( \frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C} - \frac{992\text{人}}{10,800\text{人}}}{2} \right) \times \frac{158,111\text{円}}{42,270\text{円}}$$

$$= \left( \frac{B}{A} + \frac{D}{C} \right) \times 1.870 + 0.656$$

（ $\frac{B}{A}$  及び  $\frac{D}{C}$  に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：令和2年5月1日現在における学校基本調査の結果による生徒数

B：Aのうち教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

C：令和3年5月1日現在における学校基本調査の結果による生徒数

D：Cのうち教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

### 「学校数」を測定単位とするもの

#### 1 態容補正（I）

##### (1) 目的

中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校（前期課程）を含む。）の生徒数及び学級数の規模による経費の差を補正するものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{B \times \text{生徒数規模変動費（給与費）比率} + C \times \text{学級数規模変動費（給与費）比率}}{A} + \text{固定費（給与費）比率} - 1 \right\} \times \frac{\text{標準区中学校職員給与費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}} + \left( \frac{D}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区給食調理委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}}$$

$$+ \left( \frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区用務委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left\{ \left( \frac{B \times 0.151 + C \times 0.667}{A} + 0.182 \right) - 1 \right\} \times \frac{251,241,441\text{円}}{18\text{校} \times 109,077,578\text{円}} + \left( \frac{D}{A} - 1 \right) \times \frac{415,677,200\text{円}}{18\text{校} \times 109,077,578\text{円}} + \left( \frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{51,826,600\text{円}}{18\text{校} \times 109,077,578\text{円}}$$

$$= \frac{B \times 0.0193 + C \times 0.1118 + D \times 0.2117}{A} + 0.6572$$

$$\left( B \times 0.0193、C \times 0.1118、D \times 0.2117 \text{ 及び} \frac{B \times 0.0193 + C \times 0.1118 + D \times 0.2117}{A} \right)$$

に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校（休校を除く。以下B、C、Dに同じ）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校について、学校ごとにその生徒数（夜間学級の生徒数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数に、夜間学級を置く中学校の数に0.6を乗じて得た数を加算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.60	901人以上 1,300人以下	1.40
301人以上 500人以下	0.80	1,301人以上 1,700人以下	1.60
501人以上 700人以下	1.00	1,701人以上	1.80
701人以上 900人以下	1.20		

C：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校について、学校ごとにその学級数（当該年度の5月1日における、学校基本調査の結果による学級の数から夜間学級の数を除き、東京都教育委員会の認証を受けて編制された通級指導学級の数及び日本語学級（夜間学級を除く。）の数を加えた数）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
19学級以下	1.00	30学級以上 40学級以下	2.00
20学級以上 29学級以下	1.50	41学級以上	2.50

D：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校について、学校ごとにその生徒数（夜間学級の生徒数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数に、夜間学級を置く中学校の数に0.62を乗じて得た数を加算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.62	901人以上 1,300人以下	1.38
301人以上 500人以下	0.81	1,301人以上 1,700人以下	1.57
501人以上 700人以下	1.00	1,701人以上	1.76
701人以上 900人以下	1.19		

## 2 態容補正（Ⅱ）

### (1) 目 的

学校数の急激な減少に伴う基準財政需要額の激減を緩和するものである。

### (2) 算出方法

$$1 + \frac{(B-A) \times 1.0 + (C-B) \times 1.0 + (D-C) \times 0.9 + (E-D) \times 0.6 + (F-E) \times 0.3}{A}$$



算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校（休校を除く。以下B、C、D、E、Fに同じ）の学校数）

B：令和3年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

C：令和2年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

D：令和元年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

E：平成30年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

F：平成29年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

※1 (B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)又は(F-E)が負数となるときは、それぞれ0とする。また、AがB以上、C以上、D以上、E以上かつF以上のときは、(B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)及び(F-E)はいずれも0とする。

※2 1.0は初年度及び第2年度、0.9は第3年度、0.6は第4年度、0.3は第5年度の算入率である。

### 第3 その他の教育費（幼稚園数、人口）

#### 「幼稚園数」を測定単位とするもの

##### 1 態容補正

###### (1) 目的

幼稚園の規模による経費の差を補正するものである。

###### (2) 算出方法

$$1 + \left( \frac{B}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区幼稚園管理運営費のうち給与及び教職調整額等・教員特別手当}}{\text{標準区幼稚園管理運営費}}$$

$$= 1 + \left( \frac{B}{A} - 1 \right) \times \frac{456,010,814\text{円}}{795,691,059\text{円}} = \frac{B \times 0.573}{A} + 0.427$$

( B × 0.573 に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の幼稚園（休園及び区立認定こども園を除く。以下Bに同じ。）数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立幼稚園について、幼稚園ごとにその学級数に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区分	率	区分	率
1学級	0.60	7学級	2.00
2学級	0.80	8学級	2.20
3学級	1.00	9学級	2.40
4学級	1.20	10学級	2.60
5学級	1.40	11学級	2.80
6学級	1.80	12学級	3.00

#### 「人口」を測定単位とするもの

##### 1 密度補正（I）

###### (1) 目的

子育てのための施設等利用給付を受ける者（私立幼稚園（未移行園）の者に限る。）の多少により、子育てのための施設等利用給付の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{B}{A} - \frac{\text{標準区給付対象者数}}{\text{標準区人口}} \right] \times \frac{1 \text{ 給付対象者あたり経費}}{\text{単位費用}}$$
$$= 1 + \left[ \frac{B}{A} - \frac{2,462 \text{ 人}}{350,000 \text{ 人}} \right] \times \frac{77,100 \text{ 円}}{6,431 \text{ 円}} = \frac{B \times 11.99}{A} + 0.916$$

(B × 11.99 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A : 令和2年4月1日現在における住民基本台帳人口

B : 令和2年度において、子育てのための施設等利用給付交付金交付要綱により子育てのための施設等利用給付を受けた者(私立幼稚園(未移行園)の者に限る。)の数

## 2 密度補正(Ⅱ)

(1) 目的

子ども・子育て支援新制度に係る私立幼稚園の園児の多少により施設型給付費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{B}{A} - \frac{\text{標準区施設型給付費対象園児数}}{\text{標準区人口}} \right] \times \frac{\text{園児1人当たり経費}}{\text{単位費用}}$$
$$= 1 + \left[ \frac{B}{A} - \frac{407 \text{ 人}}{350,000 \text{ 人}} \right] \times \frac{184,367 \text{ 円}}{6,431 \text{ 円}} = \frac{B \times 28.67}{A} + 0.967$$

(B × 28.67 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A : 測定単位の数値(当該区の人口)

B : 当該年度の5月1日現在における当該区の区域内の私立幼稚園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の確認を受けたもの(認定こども園を除く。))に限る。)の園児の数

## 3 態容補正(Ⅰ)

(1) 目的

昼間人口比率により図書館管理費を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{図書館管理運営費(地区館分)}}{\text{標準区人口} \times \text{単位費用}}$$
$$= 1 + (A - 1) \times \frac{599,795,594 \text{ 円}}{350,000 \text{ 人} \times 6,431 \text{ 円}} = 1 + (A - 1) \times 0.266$$

算式の符号

A：次の表の定める昼間人口比率に対応する率

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.25未満	1.0	6.00以上 10.00未満	3.0
1.25以上 1.75未満	1.5	10.00以上 15.00未満	3.5
1.75以上 3.00未満	2.0	15.00以上	4.0
3.00以上 6.00未満	2.5		

したがって、補正係数は昼間人口比率に対して次の表のとおりである。

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.25未満	1.000	6.00以上 10.00未満	1.532
1.25以上 1.75未満	1.133	10.00以上 15.00未満	1.665
1.75以上 3.00未満	1.266	15.00以上	1.798
3.00以上 6.00未満	1.399		

(注) 昼間人口比率：「議会総務費」(人口)の態容補正(I)の説明欄参照

#### 4 態容補正(Ⅱ)

##### (1) 目的

区立認定こども園の管理運営に係る経費(1号認定分)を加算するものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \left( \begin{array}{l} \text{1号認定の} \\ \text{4歳以上児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right) + C \times \left( \begin{array}{l} \text{1号認定の} \\ \text{3歳児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right)}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 944,690円 + C \times 1,331,510円)}{A \times 6,431円}$$

算式の符号

A：測定単位の数値(当該区の人口)

B：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する1号認定を受けた4歳以上児の数

C：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する1号認定を受けた3歳児の数

##### (3) 算出内訳

区立認定こども園管理運営費(1園当たり経費)

差引一般財源(1園当たり経費)	230,814,650円
数値(1園当たり定員)	120人
数値(1園当たり定員補正後)	232人
1人当たり経費	994,890

(注) 内訳：「民生費」(18歳未満人口)の態容補正(I)の(3)算出内訳参照

1人当たり経費(認定区分、歳児別)

認定区分	歳児別	補正率	1人当たり経費(円)		
			経費	利用者負担額	差引一般財源
1号認定	4歳以上児	1.000	994,890	50,200	944,690
	3歳児	1.387	1,379,910	48,400	1,331,510

5 態容補正 (Ⅲ)

(1) 目 的

私立認定こども園の施設型給付費に係る経費（1号認定分）を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \left[ \begin{array}{l} \text{1号認定の} \\ \text{4歳以上児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right] + C \times \left[ \begin{array}{l} \text{1号認定の} \\ \text{3歳児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right]}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 181,330\text{円} + C \times 251,610\text{円})}{A \times 6,431\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する1号認定を受けた4歳以上児の数

C：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する1号認定を受けた3歳児の数

(3) 算出内訳

私立認定こども園施設型給付費（1園当たり経費(1号認定分)）

区 分	対象者数		公 定 価 格			国庫支出金	都 支 出 金	差 引 一 般 財 源	
	定員	延人員	単価	加算額	金額	全国統一費用分1/2	全国統一費用分1/4 地方単独費用分1/2		
	A	B	C	D	E	F	G	H	
基 本 分	4歳以上児	80	960	27,240		26,150,400			
	3歳児	40	480	35,240		16,915,200			
	処遇改善等加算Ⅰ	4歳以上児	80	960	4,000		3,840,000		
		3歳児	40	480	5,280		2,534,400		
	副園長・教頭配置加算	120	1,440	960	144	1,589,760			
	学級編成調整加配加算	120	1,440	4,000	640	6,681,600			
	3歳児配置改善加算	40	480	8,000	1,280	4,454,400			
	チーム保育加配加算	120	1,440	5,320	640	8,582,400			
	給食実施加算	120	1,440	1,640	256	2,730,240			
	副食費徴収免除加算	18	216	3,825		826,200			
	経 費 分	事務職員雇上費加算	120	1,440	650	100	1,080,000		
		冷暖房費加算	120	1,440	110		158,400		
		施設機能強化推進費加算					43,220		
		小学校接続加算					48,420		
処遇改善等加算Ⅱ		①(7人)	120	1,440	1,460		2,102,400		
	②(4人)	120	1,440	100		144,000			
合 計					77,881,040	28,738,104	24,571,470	24,571,466	

1人当たり経費（認定区分、歳児別）

認 定 区 分	歳 児 別	1 人 当 たり 経 費 ( 円 )		
		公 定 価 格	国 庫 支 出 金 都 支 出 金	差 引 一 般 財 源
1 号 認 定	4 歳 以 上 児	574,770	393,440	181,330
	3 歳 児	797,490	545,880	251,610

## 第8項 その他諸費

### 第1 その他行政費（人口）

#### 1 態容補正

##### (1) 目的

昼間人口及び基準財政需要額のうち経常的経費単位費用分の額の多少によりその他行政費の割増又は割減の補正をするものである。

##### (2) 算出方法

その他行政費の100分の60を人口により、100分の15を昼間人口により、100分の25を経常的経費単位費用分の総額に対する当該特別区の当該経費の占める割合により算出する。

$$1 + \left\{ \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{b}{a}} - 1 \right] \times 0.15 + \left[ \frac{\frac{C}{A}}{\frac{c}{a}} - 1 \right] \times 0.25 \right\}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該特別区の昼間人口（平成27年国勢調査結果による。以下同じ。）

C：当該特別区の基準財政需要額のうち条例別表（第10条関係）に掲げる経常的経費（その他行政費を除く。）に係る額

a：各特別区の測定単位の数値を合算した数

b：各特別区の昼間人口を合算した数

c：各特別区の基準財政需要額のうち条例別表（第10条関係）に掲げる経常的経費（その他行政費を除く。）に係る額を合算した額

## 第2節 投資的経費

### 1 低地係数（I）及び地価係数

#### (1) 目的

建物の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差及び用地費の単価差を補正するものである。

#### (2) 算出方法

ア 下表に定める特別区ごとの率（以下「低地係数（I）」という。）を事業費（一般財源ベース）に占める工事費割合（以下「工事費率」という。）に乗じて算出する。

区 分	率	説 明			
		主体等・基礎・設計	特別基礎	計	率
墨田区、江東区、荒川区、 足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	338,100円/㎡	23,670円/㎡	361,770円/㎡ ① ②	$\frac{\text{①}}{\text{②}}$ 1.070 ③
千代田区、中央区、台東区、 大田区、北区、板橋区	1.030	338,100円/㎡	10,140円/㎡	348,240円/㎡ ④ ⑤	$\frac{\text{④}}{\text{⑤}}$ 1.030 ③
そ の 他 の 特 別 区	1.000	338,100円/㎡	—	338,100円/㎡ ⑥	1.000

イ 用地につき、知事が定める係数（以下「地価係数」という。）を事業費（一般財源ベース）に占める用地費の割合（以下「用地費率」という。）に乗じて算出する。

算式

態 容 補 正

$$1 + \alpha (A - 1) + \beta (B - 1)$$

アの式      イの式

算式の符号

A：低地係数（I）

B：地価係数

$\alpha$ ：工事費率

$\beta$ ：用地費率

## 2 低地係数（Ⅱ）

### (1) 目的

義務教育施設の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正するものである。

### (2) 算出方法

下表に定める特別区ごとの率（以下「低地係数（Ⅱ）」という。）を事業費（一般財源ベース）に占める工事費割合（以下「工事費率」という。）に乗じて算出する。

区 分	区 名	率
低 地 地 区	墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.100
準低地地区	千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.033
山手地区	その他の特別区	1.000

算式

$$1 + \alpha (A - 1)$$

算式の符号

A：低地係数（Ⅱ）

$\alpha$ ：工事費率

## 第1項 議会総務費

### 第1 議会総務費（人口）

#### 1 態容補正

##### (1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

##### (2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区議会総務費}} \right\}$$
$$= 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 184,557,400\text{円}}{379,512,400\text{円}} \right\}$$
$$= 1 + \frac{A \times 184,557,400\text{円} - 184,557,400\text{円}}{379,512,400\text{円}}$$

$$= 1 + 0.486 \times A - 0.486$$

$$= 0.486 \times A + 0.514$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.034
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.015
その他の特別区	1.000	1.000



## 第2項 民生費

### 第1 社会福祉費（人口）

#### 1 態容補正

##### (1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

##### (2) 算出方法

$$\begin{aligned} & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区社会福祉費}} \right\} \\ & = 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 75,402,000\text{円}}{155,052,000\text{円}} \right\} \\ & = 1 + \frac{A \times 75,402,000\text{円} - 75,402,000\text{円}}{155,052,000\text{円}} \\ & = 1 + 0.486 \times A - 0.486 \\ & = 0.486 \times A + 0.514 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.034
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.015
その他の特別区	1.000	1.000

### 第2 老人福祉費（65歳以上人口）

#### 1 密度補正

##### (1) 目的

標準区における「住民基本台帳上の日本人老人人口に対する、外国人人口を含んだ老人人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、老人福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区65歳以上人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区65歳以上人口（日本人人口）}}} - 1 \right\} \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区老人福祉費}}$$
$$= 1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{65,200\text{人}}{63,000\text{人}}} - 1 \right\} \times \frac{214,877,114\text{円}}{245,570,000\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.845 + 0.125$$

( $\frac{B}{A}$  に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の人口（外国人人口を含む。）

## 2 態容補正（I）

(1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区老人福祉費}} \right\}$$
$$= 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 108,695,000\text{円}}{245,570,000\text{円}} \right\}$$
$$= 1 + \frac{A \times 108,695,000\text{円} - 108,695,000\text{円}}{245,570,000\text{円}}$$
$$= 1 + 0.443 \times A - 0.443$$
$$= 0.443 \times A + 0.557$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.031
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.013
その他の特別区	1.000	1.000

### 3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

特別養護老人ホームの整備費及び高齢者集合住宅（シルバーピア対象事業に限る。）の整備費、改築経費、大規模改修経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 3,898 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度における特別養護老人ホームの整備費及び高齢者集合住宅の整備費、改築経費、大規模改修経費として知事が算定した額

### 第3 児童福祉費（15歳未満人口）

#### 1 密度補正

(1) 目的

標準区における「住民基本台帳上の日本人児童人口に対する、外国人人口を含んだ児童人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区15歳未満人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区15歳未満人口（日本人人口）}}} - 1 \right\} \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$

$$= 1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{39,300 \text{人}}{38,000 \text{人}}} - 1 \right\} \times \frac{440,513,584 \text{円}}{501,723,200 \text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.849 + 0.122$$

( $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の人口（外国人人口を含む。）

## 2 態容補正（Ⅰ）

### (1) 目的

低地係数（Ⅰ）及び地価係数の説明と同じ。

### (2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区児童福祉費}} \right\} \\
 & = 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 232,458,200\text{円}}{501,723,200\text{円}} \right\} \\
 & = 1 + \frac{A \times 232,458,200\text{円} - 232,458,200\text{円}}{501,723,200\text{円}} \\
 & = 1 + 0.463 \times A - 0.463 \\
 & = 0.463 \times A + 0.537
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（Ⅰ）

したがって、補正係数は低地係数（Ⅰ）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（Ⅰ）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.032
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.014
その他の特別区	1.000	1.000

## 3 態容補正（Ⅱ）

### (1) 目的

児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別区の児童相談所及び一時保護所の改築経費、大規模改修経費（開設準備に係る施設整備費を含む。）を加算するものである。

### (2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \frac{\left[ B \times \frac{\text{比例費}}{\text{標準区15歳未満人口（外国人人口を含む）}} + \text{固定費} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12} + \text{開設準備に係る施設整備費}}{A \times \text{単位費用}} \\
 & = 1 + \frac{\left[ B \times \frac{14,283,720\text{円}}{39,300\text{人}} + 21,786,280\text{円} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12} + \text{開設準備に係る施設整備費}}{A \times 13,203\text{円}}
 \end{aligned}$$

$$=1 + \frac{\left[ B \times 363 + 21,786,280 \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12} + \text{開設準備に係る施設整備費}}{A \times 13,203}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の人口（外国人人口を含む。）

比例費：改築・大規模改修経費のうち、比例費の差引一般財源をいう。

固定費：改築・大規模改修経費のうち、固定費の差引一般財源をいう。

(3) 改築・大規模改修経費の積算内訳

区 分	節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
経基 準 費 的 改 築 ・ 大 規 模 改 修	工 事 請 負 費	41,537,000 円	25,088,348 円	16,448,652 円
特 定 財 源	国 庫 支 出 金	5,467,000	3,302,068	2,164,932
差 引 一 般 財 源		36,070,000	21,786,280	14,283,720

4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目 的

児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別区の児童福祉施設（児童養護施設等）の整備に係る助成事業費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 13,203 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の日本人人口）

B：当該年度における児童福祉施設（児童養護施設等）の整備に係る助成事業費として知事が算定した額

### 第3項 衛生費

#### 第1 衛生費（人口）

##### 1 態容補正（I）

###### (1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

###### (2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区衛生費}} \right\} \\
 & = 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 50,410,000\text{円}}{103,660,000\text{円}} \right\} \\
 & = 1 + \frac{A \times 50,410,000\text{円} - 50,410,000\text{円}}{103,660,000\text{円}} \\
 & = 1 + 0.486 \times A - 0.486 \\
 & = 0.486 \times A + 0.514
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.034
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.015
その他の特別区	1.000	1.000

##### 2 態容補正（II）

###### (1) 目的

老人保健施設の整備費を加算するものである。

###### (2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 296\text{円（単位費用）}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における老人保健施設の整備費として知事が算定した額

## 第4項 清掃費

### 第1 収集作業費（人口）

#### 1 態容補正（Ⅰ）

##### (1) 目的

車庫整備に伴う用地購入経費の元利償還金及び用地賃借料を加算するものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 172 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：清掃事業移管に伴う車庫整備に要した用地購入経費の元利償還金及び用地賃借料等について当該年度経費として知事が算定した額

#### 2 態容補正（Ⅱ）

##### (1) 目的

不燃ごみの中継施設の改築・プラント更新経費を加算するものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 172 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における不燃ごみの中継施設の改築・プラント更新経費として知事が算定した額

## 第5項 経済労働費

### 第1 生活経済費（人口）

#### 1 態容補正

##### (1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

##### (2) 算出方法

$$\begin{aligned} & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区生活経済費}} \right\} \\ & = 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 22,720,000\text{円}}{46,720,000\text{円}} \right\} \\ & = 1 + \frac{A \times 22,720,000\text{円} - 22,720,000\text{円}}{46,720,000\text{円}} \\ & = 1 + 0.486 \times A - 0.486 \\ & = 0.486 \times A + 0.514 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.034
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.015
その他の特別区	1.000	1.000



## 第6項 土木費

### 第1 建築公害費（人口）

#### 1 態容補正

##### (1) 目的

空き家等対策等事業費に要する経費を加算するものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 778 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における空き家等の除却・解体・改修（国庫補助又は都補助対象事業に限る）に要する経費として、知事が算定した額

### 第2 都市整備費（人口）

#### 1 態容補正

##### (1) 目的

まちづくりに要する事業費を加算するものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \frac{B + C + D}{A \times 201 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型・耐震改修促進型）の一部に係る用地取得経費として、知事が算定した額

C：当該年度の前年度における都心共同住宅供給事業、防災生活圏促進事業、都市防災不燃化促進事業（特別区制度分）、優良建築物等整備事業、地区計画促進事業、都市再生交通拠点整備事業、都市再生総合整備事業、鉄道駅総合改善事業、鉄道駅エレベーター等整備事業、鉄道駅多機能トイレ等整備促進事業、ホームドア等整備促進事業、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業、不燃化推進特定整備事業及び防災生活道路整備・不燃化促進事業に要する経費、首都圏新都市鉄道(株)出資金並びに雨水流出抑制事業助成金として、知事が算定した額

D：当該年度の前年度における街路整備事業、雨水流出抑制貯留施設建設事業、自転車駐車場整備事業及び自動車駐車場整備事業に要する整備費として、知事が算定した額

### 第3 道路橋りょう費（道路面積）

#### 1 種別補正

(1) 目的

道路幅員ごとに1㎡当たりの工事単価が異なるので、幅員種別ごとにその単価差を補正するものである。

(2) 算出方法

ア 補正係数算出表

幅員別種別	道路改良 A	ガードパイプ B	㎡当り単価 A+B	補正係数
8.5m以上 (平均14m)	26,100円/㎡×1/180(実施率)=145円	18,200円/m ×1m/14㎡(道路1㎡当たりガードパイプの設置延長)×2(両側)×0.2(設置率)×1/65(実施率) =8円	153円 a	a/c 1.354
6.5m以上 8.5m未満 (平均7.5m)	21,200円/㎡×1/180 =118円	18,200円/m ×1m/7.5㎡×2(両側)×0.2×1/65=15円	133円 b	b/c 1.177
4.5m以上 6.5m未満 (平均5.5m)	18,600円/㎡×1/180 =103円	18,200円/m ×1m/5.5㎡×1(片側)×0.2×1/65=10円	113円 c	c/c 1.000
4.5m未満 (平均3.5m)	17,300円/㎡×1/180 =96円		96円 d	d/c 0.850
橋りょうの 種別	鋼橋	446,900円/㎡×1/50= 8,938円	8,938円 e	e/c 79.097
	木橋・石橋 コンクリート橋	245,700円/㎡×1/50= 4,914円	4,914円 f	f/c 43.487

(注) 1橋当たりの基準面積は、鋼橋250㎡、その他の橋りょう50㎡である。

#### 2 密度補正

(1) 目的

交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長の多少による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{(B \times 14,242円 + C \times 27円 + D \times 23円) - A \times 20円}{A \times 145円(単位費用)}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：当該年度の初日に属する年の前年及び前々年に発生した交通事故件数の合計

C：平成27年国勢調査による人口集中地区人口

D：当該年度の前年度の4月1日現在における当該区が管理する改良済道路延長の数値

(注) 20円：単位費用のうち交通安全施設整備分

### 3 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

道路、橋りょうの新設及び拡幅並びに電線類の地中化並びに都市景観創出向上事業に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 145 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：道路、橋りょうの新設及び拡幅並びに電線類の地中化並びに都市景観創出向上事業に要する経費として、知事が算定した額

(参考)

措置基準 …… 特別区都市計画交付金の対象とならない道路事業（原則として片側幅員 2 m 未満の道路を除く。）について、前年度の実績の 4 分の 3 を措置する。

なお、令和 3 年度実績までは、特別区都市計画交付金の対象とする。

### 4 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

排水場に係る排水ポンプ等の更新及び排水場の撤去に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 145 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：排水場に排水ポンプ等の更新及び排水場の撤去に要する経費として知事が算定した額

(参考)

措置基準 …… 一の更新事業及び撤去事業で、排水場の維持管理費（経常的経費の態容補正）の工事請負費の年額を超える場合に措置する。

### 5 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

都市計画交付金により算定された道路事業の更新及び改修に要する経費を減算するものである。

(2) 算出方法

$$1 - \frac{B}{A \times 145 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：当該年度の前年度における道路事業の更新・改修経費（都市計画交付金対象経費）として知事が算定した額

## 第4 公園費（人口）

### 1 態容補正（Ⅰ）

#### (1) 目的

ア 用地費に係る単価に差があるので、その差を補正するものである。

イ 地域間の公園保有状況の格差を是正するため、1人当たり公園面積を指標として必要投資額を補正するものである。

#### (2) 算出方法

$$\begin{aligned} & \left[ 1 + (A-1) \times \frac{\text{用地費} + \text{元利償還金}}{\text{標準区公園費}} \right] \times B \\ = & \left[ 1 + (A-1) \times \frac{44,384,000\text{円} + 135,688,229\text{円}}{523,959,269\text{円}} \right] \times B \\ = & \left[ 1 + (A-1) \times 0.344 \right] \times B = (A \times 0.344 + 0.656) \times B \end{aligned}$$

算式の符号

A：地価係数

B：次の表に定める1人当たりの公園面積〔当該年度の前年度4月1日現在における東京都公園調書に記載された当該特別区内の区立公園、区立児童遊園、都立公園(海上公園を除く。)、国民公園その他都市公園に準じる公園の総面積（1㎡未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を同日現在における住民基本台帳人口で除して得た面積（0.1㎡未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。〕に対応する率

一人当たり公園面積	率
1.5㎡以下	1.286
1.6㎡以上 1.7㎡以下	1.212
1.8㎡以上 1.9㎡以下	1.129
2.0㎡以上 2.1㎡以下	1.059
2.2㎡以上 4.4㎡以下	1.000
4.5㎡以上	0.561

### 2 態容補正（Ⅱ）

#### (1) 目的

都市計画交付金により算定された公園事業の改修に要する経費を減算するものである。

#### (2) 算出方法

$$1 - \frac{B}{A \times 1,497\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における公園事業の改修経費（都市計画交付金対象経費）として知事が算定した額

## 第7項 教育費

### 第1 小学校費（学校数）

#### 1 密度補正

##### (1) 目的

学級数の多少により小学校費の割増又は削減の補正をするものである。

##### (2) 算出方法

$$\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区学級数}}{\text{標準区学校数}}} = \frac{\frac{B}{A}}{\frac{612\text{学級}}{34\text{校}}} = \frac{B}{A} \div 18$$

（ $\frac{B}{A}$ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校（休校を除く。以下小学校費において同じ。）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校及び義務教育学校（前期課程）の学級数（特別支援学校及び養護学園の学級の数を除く。なお、東京都教育委員会の認証を受けて設置された特別支援教室を有する小学校については、1校につき1学級を加える。）

#### 2 態容補正（I）

##### (1) 目的

義務教育施設（校舎）の建築につき当該区的支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する。

低地係数（II）の説明と同じ。

##### (2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{校舎(雨水設備含)建設経費}}{\text{標準区小学校費(学校数)}} = 1 + (A - 1) \times \frac{1,436,728,500\text{円}}{5,362,788,000\text{円}}$$

$$= A \times 0.2679 + 0.7321$$

（ $A \times 0.2679$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：低地係数（II）

区分	区名	率
低地地区	墨田区・江東区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区	1.100
準低地地区	千代田区・中央区・台東区・大田区・北区・板橋区	1.033
山手地区	その他の特別区	1.000

### 3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

義務教育施設（校舎・屋内運動場・学校プール）の新築・増築等に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & ( B \times C \times 247,500 + D \times 45,235,000 + E \times 156,698,000 - E \times 89,160,500 \times \frac{1}{2} \\ & + F \times 17,300 + G \times 28,600 + H \times 1,021,000 - I \times 214,900 \times \frac{1}{2} \\ & - I \times 214,900 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} + J \times 342,508,500 - J \times 319,059,000 \times \frac{1}{2} - K \\ & + L \times 73,825,000 - L \times 47,525,000 \times \frac{1}{3} + M \times 9,200,000 + N ) \\ & \times \frac{1}{A \times 157,729,059\text{円}} + 1 \end{aligned}$$

算式の符号

- A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校の学校数）
- B：知事が算定した小学校及び義務教育学校（前期課程）校舎の新增築面積
- C：低地係数（Ⅱ）
- D：知事が算定した小学校及び義務教育学校の新設校数
- E：知事が算定した給食室の建設を要する学校数
- F：知事が算定した鉄筋校舎の取壊し面積
- G：知事が算定した工事用仮設校舎面積
- H：知事が算定した防火戸設置数
- I：Bに係る国庫支出金対象面積
- J：知事が算定した屋内運動場の新設棟数
- K：屋内運動場の建設に係る教育施設等騒音防止対策事業費補助金の額
- L：知事が算定した学校プールの新設基数
- M：Lのうち校舎内蔵の学校プールの新設基数
- N：知事が算定した元利償還金相当額

### 4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

特別支援学校及び養護学園の改修・改築経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \text{特別支援学校及び養護学園1施設当たり経費}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times 28,633,600\text{円}}{A \times 157,729,059\text{円}}$$

算式の符号

- A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校の学校数）
- B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立特別支援学校（休校を除く。以下同じ。）及び当該年度の4月1日現在における区立養護学園の数

## (3) 算出内訳

## 特別支援学校及び養護学園

区分	節名	金額	
基 準 的 経 費	義務教育施設 (改修事業)		
	大規模改修	校舎	7,182,000 円
		給食室	1,460,000
		屋内運動場	1,478,000
		プール	508,000
		校庭	1,634,000
		フェンス	603,000
	改築	(校舎)	
		建設費	9,478,700
		取壊し経費	662,600
		仮設校舎建設費	1,095,300
		給食室設置経費	3,110,400
		(屋内運動場)	
		建設費	4,029,900
		取壊し経費	218,700
		(プール)	
		建設費	1,969,000
	取壊し経費	147,000	
	合計	33,576,600	
特 定 財 源	国庫支出金		
	校舎建設費	2,743,000	
	給食室設置経費	527,000	
	屋内運動場建設費	1,251,000	
	プール建設費	422,000	
合計	4,943,000		
差引一般財源	28,633,600		
特別支援学校及び養護学園 1 施設当たり経費	28,633,600		

## 5 態容補正 (IV)

## (1) 目的

特別支援学校施設 (校舎・屋内運動場・学校プール) 等の新築・増築等に要する経費を加算するものである。

## (2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & ( B \times C \times 247,500 + D \times 45,235,000 + E \times 146,188,000 - E \times 74,347,000 \times \frac{1}{2} \\
 & + F \times 43,176,000 + G \times 1,021,000 - H \times 214,900 \times \frac{1}{2} - H \times 214,900 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} \\
 & + I \times 177,315,100 - I \times 165,175,400 \times \frac{1}{2} - J + K \times 270,000 \\
 & - L \times 214,900 \times \frac{1}{2} - L \times 214,900 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} + M \times 59,060,000 \\
 & - M \times 38,020,000 \times \frac{1}{3} + N \times 7,360,000 + O ) \times \frac{1}{A \times 157,729,059 \text{円}} + 1
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校の学校数）

B：知事が算定した特別支援学校校舎の新增築面積

C：次の表に定める特別支援学校校舎の建設地域ごとの率

特別支援学校校舎の建設地域	率
墨田区・江東区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区	1.100
千代田区・中央区・台東区・大田区・北区・板橋区	1.033
その他の特別区・特別区以外の地域	1.000

D：知事が算定した特別支援学校の新設校数

E：知事が算定した給食室の建設を要する学校数

F：知事が算定した活性汚泥槽の設置を要する学校数

G：知事が算定した防火戸設置数

H：Bに係る国庫支出金対象面積

I：知事が算定した屋内運動場の新設棟数

J：屋内運動場の建設に係る教育施設等騒音防止対策事業費補助金の額

K：知事が算定した寄宿舎の建設面積

L：Kに係る国庫支出金対象面積

M：知事が算定した学校プールの新設基数

N：Mのうち校舎内蔵の学校プールの新設基数

O：知事が算定した元利償還金相当額

## 第2 中学校費（学校数）

### 1 密度補正

#### (1) 目的

学級数の多少により中学校費の割増又は割減の補正をするものである。

#### (2) 算出方法

$$\frac{\frac{B}{A}}{\frac{B}{A}} = \frac{B}{A} \div 15$$

$\frac{\text{標準区学級数}}{\text{標準区学校数}} = \frac{270\text{学級}}{18\text{校}}$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校、義務教育学校及び中等教育学校（休校を除く。以下中学校費において同じ。）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の学級数（特別支援学校及び養護学園の学級の数を除く。なお、東京都教育委員会の認証を受けて設置された特別支援教室を有する中学校については、1校につき1学級を加える。）



## 2 態容補正（Ⅰ）

### (1) 目的

義務教育施設（校舎）の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する。  
低地係数（Ⅱ）の説明と同じ。

### (2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{校舎(雨水設備含) 建設経費}}{\text{標準区中学校費(学校数)}} = 1 + (A - 1) \times \frac{807,608,500\text{円}}{3,026,812,000\text{円}}$$

$$= A \times 0.2668 + 0.7332$$

（ $A \times 0.2668$  に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：低地係数（Ⅱ）

区分	区名	率
低地地区	墨田区・江東区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区	1.100
準低地地区	千代田区・中央区・台東区・大田区・北区・板橋区	1.033
山手地区	その他の特別区	1.000

## 3 態容補正（Ⅱ）

### (1) 目的

義務教育施設（校舎・屋内運動場・学校プール）の新築・増築等に要する経費を加算するものである。

### (2) 算出方法

$$\left( B \times C \times 247,500 + D \times 57,843,000 + E \times 146,188,000 - E \times 74,347,000 \times \frac{1}{2} \right. \\ \left. + F \times 17,300 + G \times 28,600 + H \times 1,021,000 - I \times 214,900 \times \frac{1}{2} \right. \\ \left. - I \times 214,900 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} + J \times 320,802,200 - J \times 298,838,800 \times \frac{1}{2} - K \right. \\ \left. + L \times 88,590,000 - L \times 57,030,000 \times \frac{1}{3} + M \times 11,040,000 + N \right) \\ \times \frac{1}{A \times 168,156,222\text{円}} + 1$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校、義務教育学校及び中等教育学校の学校数）

B：知事が算定した中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）校舎の新增築面積

C：低地係数（Ⅱ）

D：知事が算定した中学校、義務教育学校及び中等教育学校の新設校数

E：知事が算定した給食室の建設を要する学校数

F：知事が算定した鉄筋校舎の取壊し面積

G：知事が算定した工事用仮設校舎面積

H：知事が算定した防火戸設置数

I：Bに係る国庫支出金対象面積

J：知事が算定した屋内運動場の新設棟数

K：屋内運動場の建設に係る教育施設等騒音防止対策事業費補助金の額

L：知事が算定した学校プールの新設基数

M：Lのうち校舎内蔵の学校プールの新設基数

N：知事が算定した元利償還金相当額

#### 4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

武道場の新築・改築・大規模改修に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\left( B \times 281,900 - B \times 138,800 \times \frac{1}{3} + C \times 118,880,000 \times \frac{1}{44} - C \times 55,520,000 \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{44} + C \times 800,000 \right) \times \frac{1}{A \times 168,156,222} + 1$$

算式の符号

A：測定単位の数値(当該区の中学校、義務教育学校及び中等教育学校の学校数)

B：知事が算定した中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の武道場の新築面積

C：知事が算定した中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の武道場の設置校数

### 第3 その他の教育費（園児数、人口）

「園児数」を測定単位とするもの

#### 1 態容補正

(1) 目的

建物の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する。低地係数（I）の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{改築工事費}}{\text{標準区その他の教育費(園児数)}} \\ = 1 + (A - 1) \times \frac{369,795,000\text{円}}{451,357,500\text{円}} \\ = A \times 0.819 + 0.181$$

(A × 0.819 に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：低地係数（I）

「人口」を測定単位とするもの

#### 1 態容補正（I）

(1) 目的

建物の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する（低地係数（I）の説明と同じ）とともに、昼間人口による需要増加に対処するために経費の一部について割増の補正をするものである。なお、昼間人口比率の多少により影響を受ける経費は、改築経費及び大規模改修経費のうち図書館（地区館）にかかる経費（全て比例費）とする。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & \left[ \frac{\text{大規模改修を除く工事費のうち比例費中、昼間人口比率の影響を受けない経費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \text{大規模改修を除く工事費のうち固定費}}{1 + \frac{\text{その他の教育費(人口)のうち比例費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \text{その他の教育費(人口)のうち固定費}}{1 + \frac{\text{大規模改修を除く工事費のうち比例費中、昼間人口比率の影響を受ける経費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} \times (B \times C - 1) + \frac{\text{大規模改修経費のうち比例費中、昼間人口比率の影響を受ける経費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} \times (C - 1)}} \right] \times (B - 1) \\
 & + \frac{\text{その他の教育費(人口)のうち比例費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \text{その他の教育費(人口)のうち固定費}}{1 + \frac{\text{大規模改修を除く工事費のうち比例費中、昼間人口比率の影響を受ける経費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} \times (B \times C - 1) + \frac{\text{大規模改修経費のうち比例費中、昼間人口比率の影響を受ける経費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} \times (C - 1)}} + \frac{\text{その他の教育費(人口)のうち比例費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \text{その他の教育費(人口)のうち固定費}}{1 + \frac{\text{大規模改修を除く工事費のうち比例費中、昼間人口比率の影響を受ける経費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} \times (B \times C - 1) + \frac{\text{大規模改修経費のうち比例費中、昼間人口比率の影響を受ける経費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} \times (C - 1)}} \\
 & = 1 + \frac{\left[ 680,961,000\text{円} \times \frac{A}{350,000\text{人}} + 508,035,000\text{円} \right] \times (B - 1)}{1,136,219,100\text{円} \times \frac{A}{350,000\text{人}} + 742,259,700\text{円}} \\
 & + \frac{255,600,000\text{円} \times \frac{A}{350,000\text{人}} \times (B \times C - 1)}{1,136,219,100\text{円} \times \frac{A}{350,000\text{人}} + 742,259,700\text{円}} + \frac{45,000,000\text{円} \times \frac{A}{350,000\text{人}} \times (C - 1)}{1,136,219,100\text{円} \times \frac{A}{350,000\text{人}} + 742,259,700\text{円}} \\
 & = 1 + \frac{(1,946 \times A + 508,035,000) \times (B - 1)}{3,246 \times A + 742,259,700} + \frac{730 \times A \times (B \times C - 1)}{3,246 \times A + 742,259,700} \\
 & + \frac{129 \times A \times (C - 1)}{3,246 \times A + 742,259,700} \\
 & = 1 + \frac{B \times (1,946 \times A + 508,035,000) - (1,946 \times A + 508,035,000) + 730 \times A \times B \times C - 730 \times A}{3,246 \times A + 742,259,700} \\
 & + \frac{129 \times A \times C - 129 \times A}{3,246 \times A + 742,259,700}
 \end{aligned}$$

( B × ( 1,946 × A + 508,035,000 ) 、 730 × A × B × C 及び 129 × A × C に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A : 測定単位の数値(当該区の人口)

B : 低地係数 ( I )

C : 昼間人口比率に対応する次の表の率

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.25未満	1.000	6.00以上 10.00未満	3.000
1.25以上 1.75未満	1.500	10.00以上 15.00未満	3.500
1.75以上 3.00未満	2.000	15.00以上	4.000
3.00以上 6.00未満	2.500		

(注) 昼間人口比率 : 「議会総務費」 (人口) の態容補正 ( I ) (経常) の説明欄参照

## 2 態容補正（Ⅱ）

### (1) 目的

区立認定こども園（1号認定分）の改築・大規模改修に要する経費を加算するものである。

### (2) 算出方法

$$1 + \frac{\left[ 1 + (B - 1) \times \frac{1 \text{ 施設当たり改築工事費}}{1 \text{ 施設当たり経費}} \right] \times C \times 1 \text{ 人当たり経費}}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{\left[ 1 + (B - 1) \times \frac{5,107,100 \text{円}}{11,864,600 \text{円}} \right] \times C \times 142,947 \text{円}}{A \times 5,367 \text{円}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 0.430 + 0.570) \times C \times 142,947}{A \times 5,367}$$

（B × 0.430 に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値(当該区の人口)

B：低地係数（I）

C：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する1号認定を受けた者の数

### (3) 算出内訳

区立認定こども園（1・2号認定分）

区 分		金 額
基 準 的 経 費	大 規 模 改 修	6,757,500 円
	改 築	6,397,100
	合 計	13,154,600
特 定 財 源	国庫支出金 園舎建設費	1,290,000
	合 計	1,290,000
差 引 一 般 財 源	1 施設当たり経費	11,864,600
対 象 者 数 （ 1 ・ 2 号 認 定 ）		83 人
1 人 当 た り 経 費		142,947 円

# 第 4 部

## 資 料 編



# 令和4年度 都区財政調整方針

令和4年2月1日

都区協議会

令和4年度の都区財政調整については、下記により行うものとする。

## 記

### 第一 基準財政収入額

- 1 基準財政収入額は、各特別区の財政力を合理的に測定する趣旨を踏まえながら、過去の実績に基づく標準算定を行う。
- 2 算定に当たっては、社会経済及び税制改正の動向、国税の状況等を考慮しつつ、標準徴収率により算定する。

### 第二 基準財政需要額

- 1 基準財政需要額は、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、合理的かつ適正な方法により標準算定を行う。
- 2 特別区における行財政の実態を踏まえ、算定方法を見直すとともに、各測定単位における数値の増減、国・都の方針による増減等を見込むものとする。

### 第三 今後の措置

- 1 本方針に基づき、都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例案及び予算案を令和4年第一回東京都議会定例会に付議するものとする。
- 2 区別の算定は、令和4年度測定単位の数値の確認を待って行う。

令和4年度 都区財政調整 ( フレーム対比 )

(単位：百万円、%)

区 分		令和4年度 当初見込ア	令和3年度 当初見込イ	差引増△減 ウ＝ア－イ	増減率 エ＝ウ／イ	備考	
交付金の 総額	調整税等						
	固定資産税	1,354,336	1,311,431	42,905	3.3		
	市町村民税法人分	550,694	390,719	159,975	40.9		
	特別土地保有税	10	10	0	0.0		
	法人事業税交付対象額	74,610	59,672	14,938	25.0		
	固定資産税減収補填特別交付金	3	11,654	△ 11,651	△ 100.0		
	計	1,979,653	1,773,485	206,168	11.6		
	条例で定める割合	55.1%	55.1%				
	当年度分	1,090,789	977,190	113,599	11.6		
	精算分	18,548	1,527	17,021	—		
計 A	<b>1,109,336</b>	<b>978,717</b>	<b>130,619</b>	13.3			
内訳	普通交付金分 A × 95%	<b>1,053,870</b>	<b>929,782</b>	<b>124,088</b>	13.3		
	特別交付金分 A × 5%	<b>55,467</b>	<b>48,936</b>	<b>6,531</b>	13.3		
基準財政収入額 B		<b>1,233,542</b>	<b>1,212,783</b>	<b>20,759</b>	1.7		
特別 区 税	特別区民税	894,642	871,418	23,224	2.7		
	軽自動車税	環境性能割	344	203	141	69.5	
		種別割	3,503	3,387	116	3.4	
	特別区たばこ税	62,942	62,571	371	0.6		
	鉱産税	0	0	0			
	小計	961,431	937,579	23,852	2.5		
	利子割交付金	2,296	2,559	△ 263	△ 10.3		
	配当割交付金	15,698	12,985	2,713	20.9		
	株式等譲渡所得割交付金	17,878	14,113	3,765	26.7		
	地方消費税交付金	200,958	208,538	△ 7,580	△ 3.6		
	ゴルフ場利用税交付金	30	25	5	20.0		
	環境性能割交付金	3,085	2,666	419	15.7		
	地方特例交付金	6,174	6,096	78	1.3		
	計	1,207,551	1,184,562	22,989	1.9		
	地方揮発油譲与税	3,463	3,466	△ 3	△ 0.1		
	自動車重量譲与税	9,862	9,745	117	1.2		
	航空機燃料譲与税	947	1,154	△ 207	△ 17.9		
	森林環境譲与税	997	771	226	29.3		
	交通安全対策特別交付金	960	909	51	5.6		
合計	1,223,781	1,200,607	23,174	1.9			
特別区民税特例加減算額	△ 8,671	△ 6,951	△ 1,720	—			
地方消費税交付金特例加算額	18,433	19,128	△ 695	△ 3.6			
基準財政需要額 C		<b>2,287,411</b>	<b>2,142,565</b>	<b>144,846</b>	6.8		
経常的経費	1,919,255	1,942,555	△ 23,300	△ 1.2			
投資的経費	368,156	200,010	168,146	84.1			
差引 C－B	<b>1,053,870</b>	<b>929,782</b>	<b>124,088</b>	13.3			
交付額	普通交付金	<b>1,053,870</b>	<b>929,782</b>	<b>124,088</b>	13.3		
	特別交付金	<b>55,467</b>	<b>48,936</b>	<b>6,531</b>	13.3		
	計	<b>1,109,336</b>	<b>978,717</b>	<b>130,619</b>	13.3		

\* 端数処理の結果、縦横計が合わない場合がある。